

豊橋市地域防災計画
豊橋市水防計画
資料編

(令和 7 年 5 月修正)

豊橋市防災会議

豊 橋 市

目次

I 豊橋市の自然条件

1. 地形・地質	(防災危機管理課)	1
2. 気候	(通信指令課)	2
(1) 月気温		2
(2) 月湿度		2
(3) 月降水量		2
(4) 最多風向		3
(5) 月平均風速		3
(6) 月別日最大降水量の記録		3
(7) 日最大降水量の順位		3

II 豊橋市の社会的・経済的条件

(防災危機管理課) 4

III 災害

1. 気象災害		5
(1) 風害	(防災危機管理課)	5
(2) 水害	(防災危機管理課)	5
(3) 高潮	(防災危機管理課)	6
(4) 過去の主な風水害	(防災危機管理課)	7
(5) 台風の大きさと強さの階級分け	(防災危機管理課)	9
(6) 土石流	(河川課)	9
(7) 山崩れ・がけ崩れ	(河川課)	9
(8) 塩害	(中部電力パワーグリッド株式会社、農業支援課)	9
2. 火災	(消防救急課)	10

IV 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1. 河川の状況		11
(1) 国土交通省管理河川（一級河川）	(国土交通省豊橋河川事務所、河川課)	11
(2) 愛知県管理河川（一級河川・二級河川）	(県東三河建設事務所、県三河港務所、河川課)	11
(3) 豊橋市管理河川（準用河川・普通河川）	(河川課)	12
2. 河川等注意箇所（重要水防箇所）等		14
(1) 河川注意箇所（重要水防箇所）	(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、 河川課、消防本部総務課、中・南消防署)	14
(2) ため池注意箇所（重要水防箇所）	(河川課、消防本部総務課、中・南消防署)	19
(3) 防災重点農業用ため池	(河川課)	20

(4) 海岸注意箇所	(県東三河建設事務所、県三河港務所、農業支援課、 消防本部総務課、中・南消防署)	21
3. 大雨浸水対策事業及び大雨浸水注意箇所		22
(1) 大雨浸水対策事業	(河川課)	22
(2) 大雨浸水注意箇所	(河川課、下水道整備課)	23
(3) 低地域分布状況	(河川課、消防本部総務課)	23
4. 津波危険地域	(防災危機管理課)	24
5. 事前避難対象地域	(防災危機管理課)	25
6. 土砂災害警戒区域等		26
(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域	(河川課)	26
(2) 急傾斜地崩壊危険区域	(河川課)	35
7. 山地災害危険地区	(農業支援課)	36
8. 土砂・山地災害区域内の避難行動要配慮者関連施設	(農業支援課、河川課)	37
9. 砂防指定箇所	(河川課)	37
10. 道路注意箇所	(土木管理課、道路維持課)	37
11. 貯木場	(県三河港務所)	37
12. 危険物(石油類等)大量保有事業所	(予防課)	38
13. 毒物・劇物大量保有事業所、製造所	(愛知県)	38
14. 煙火製造所	(予防課)	38
15. 高圧ガス等大量保有事業所	(予防課)	38
16. 放射性物質保有事業所	(予防課)	39
17. ガス施設	(サーラエナジー株式会社)	39
18. 家屋密集地域(火災注意箇所)	(消防救急課、中・南消防署)	40
19. 中高層建築物	(予防課)	40
20. 地下建築物等		41
(1) 地下通路(横断地下道路)	(土木管理課、道路維持課)	41
(2) 地下建築物	(予防課)	41
21. 都市計画における地域の指定		42
(1) 用途地域	(都市計画課)	42
(2) 防火地域及び準防火地域	(都市計画課)	42
(3) 土地区画整理事業施行箇所	(区画整理課)	42
(4) 公園緑地	(福祉政策課、公園緑地課)	43
22. 港湾施設		43
(1) 航路	(みなと振興課、県三河港務所)	43
(2) 泊地	(みなと振興課、県三河港務所)	43
(3) けい留施設	(みなと振興課、県三河港務所)	43
23. 要配慮者利用施設(避難促進施設)		44
(1) 洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域	(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、	

福祉政策課、子育て支援課、保育課、保健医療企画課、住宅課、学校教育課、生涯学習課)	44
(2) 土砂災害警戒区域……………(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、保育課、保健医療企画課、学校教育課、生涯学習課)	54
(3) 津波災害警戒区域……………(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、保育課、保健医療企画課、住宅課、学校教育課、生涯学習課)	55
24. 浸水想定区域内に立地し、申出のあった大規模工場等……………(防災危機管理課)	58

V 防災上必要な施設・設備等

1. 気象等観測施設、設備等……………	59
(1) 雨量観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、通信指令課)	59
(2) 水位観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)	59
(3) 潮位・水位観測所……………(国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所)	59
(4) 風向、風速観測所……………(通信指令課)	60
(5) 気象観測所……………(防災危機管理課、通信指令課)	60
(6) 地震観測所……………(防災危機管理課、通信指令課)	60
2. 消防施設・設備等……………	60
(1) 消防庁舎、消防機械配置……………(消防本部総務課、消防救急課)	60
(2) 消防団人員・機械器具……………(消防本部総務課)	61
(3) 化学消火剤(消火原液)の備蓄……………(消防本部総務課、予防課)	61
(4) 流出油防除資器材……………(環境保全課、予防課)	62
(5) 消防水利……………(消防本部総務課)	62
3. 通信施設・設備等……………	63
(1) 市主要災害通信施設……………(防災危機管理課、通信指令課)	63
(2) 放送施設……………(広報広聴課)	67
(3) その他の通信施設……………(防災危機管理課)	67
4. 水防施設・設備及び水防区域等……………	68
(1) 水防倉庫及び水防資器材……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)	68
(2) 水防屯所(消防団詰所)……………(消防本部総務課)	71
(3) 水防用救助器具……………(消防救急課、中・南消防署)	72
(4) 移動用応急排水ポンプ……………(防災危機管理課、道路維持課、河川課)	72
(5) 水防用発電機・投光機……………(消防救急課、中・南消防署)	73
(6) 排水ポンプ場等……………(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河農林水産事務所、県三河港務所、河川課)	74
(7) 巡視及び警戒分担区域……………(河川課、公園緑地課、中・南消防署)	83
5. 救助救護施設・設備等……………	95
(1) 救助機械器具……………(消防救急課、中・南消防署)	95
(2) 救護班連絡体制……………(保健医療企画課)	97

(3) 産業基地応急救護所	(防災危機管理課、保健医療企画課)	97
(4) 応急救護所	(防災危機管理課、保健医療企画課)	97
(5) 災害拠点病院	(防災危機管理課)	97
(6) 災害拠点精神科病院	(保健医療企画課)	97
(7) 救出用資器材等備蓄	(防災危機管理課)	98
6. 避難所・避難場所等		99
(1) 指定避難所 … (防災危機管理課、文化課、市民協働推進課、長寿介護課、福祉政策課、 障害福祉課、教育政策課、生涯学習課)		99
(2) 避難場所等 … (防災危機管理課、情報企画課、文化課、市民協働推進課、こども未来館、 河川課、住宅課、公園緑地課、上下水道局、消防本部総務課、教育政策課、 生涯学習課、図書館、市民病院管理課、県東三河総局)		105
(3) 指定緊急避難場所	(防災危機管理課)	117
7. 清掃用施設・設備		132
(1) ごみ関係	(廃棄物対策課、収集業務課、資源化センター、埋立処理課、下水道施設課)	132
(2) し尿関係	(廃棄物対策課、収集業務課、下水道施設課、防災危機管理課、 公園緑地課、教育政策課、国土交通省)	133
8. 水道施設・設備等		135
(1) 上水道施設	(浄水課)	135
(2) 給水用資器材	(防災危機管理課、公園緑地課、営業課、浄水課、水道管路課)	137
(3) 下水処理場及びポンプ場	(下水道施設課、下水道整備課)	138
9. 給食施設	(保健給食課)	145
10. 防災活動拠点		146
(1) 広域防災活動拠点	(公園緑地課)	146
(2) 地域防災活動拠点	(公園緑地課、農業企画課)	146
(3) 地区防災活動拠点	(公園緑地課、農業企画課)	146
(4) 市街地防災活動拠点	(公園緑地課)	146
(5) 臨海広域防災活動拠点	(県三河港務所)	146
(6) 災害復旧用オープンスペース候補地一覧	(防災危機管理課)	147
11. 救援物資の受入基地	(文化課、商工業振興課、スポーツ課)	154

VI 必要物資の備蓄・調達

1. 備蓄場所(防災備蓄倉庫)	(防災危機管理課)	155
2. 備蓄品		155
(1) 食料備蓄品	(防災危機管理課)	155
(2) 生活備蓄品	(防災危機管理課)	156
(3) 乳児用備蓄品	(防災危機管理課、こども保健課)	156
3. 調達品		157
(1) 食品調達	(防災危機管理課、農業支援課)	157

(2) 日用品調達	(防災危機管理課)	157
4. 薬品衛生材料備蓄		158
(1) 備蓄医薬品等	(防災危機管理課、保健医療企画課)	158
(2) 包帯材料備蓄	(防災危機管理課)	160
(3) 医薬品等調達	(防災危機管理課、保健医療企画課)	161
5. 避難所等備蓄品等	(防災危機管理課)	161
(1) 第一指定避難所		161
(2) 第二指定避難所		162
(3) 福祉避難所		162
(4) 津波防災センター		162
(5) 津波の浸水区域避難所		162
(6) 避難支援場所防災倉庫		162
(7) 帰宅困難者等支援施設		162
(8) 帰宅困難者等一時支援施設		162
 VII 建設機械（道路復旧、障害物除去、火災等に使用するもの）の保有・調達		
1. 建設機械の保有数	(環境政策課、道路維持課)	163
2. 建設機械等の調達		163
(1) 掘削機械等	(土木管理課)	163
(2) クレーン車	(防災危機管理課、消防救急課)	163
 VIII 輸送用車両等の状況		
1. 車両稼働予定数		164
(1) 市有車両	(資産経営課)	164
(2) 営業用車両	(豊橋陸運協会)	164
2. 災害時におけるバス利用に関する協定締結先	(防災危機管理課)	164
3. ヘリコプター発着可能場所		165
(1) 愛知県防災ヘリコプターの飛行場外離着陸場	(消防救急課)	165
(2) 緊急時ヘリコプター離発着可能場所	(防災危機管理課)	165
 IX 災害時相互応援及び物資供給協力等協定		
1. 消防相互応援協定	(消防救急課)	166
2. 災害時相互応援協定	(防災危機管理課)	166
3. 水道応援協定等	(経営課、営業課、浄水課、水道管路課、 下水道施設課、下水道整備課)	166
4. 廃棄物災害時相互応援協定	(環境政策課、廃棄物対策課、資源化センター)	168
5. 輸送協定	(防災危機管理課、商工業振興課)	169
6. 災害復旧協定等	(防災危機管理課、土木管理課、建築課、公園緑地課、消防救急課)	169

7. 医療応援協定等	（防災危機管理課、保健医療企画課、市民病院管理課、 医療情報課、生活衛生課）	169
8. 物資協定等	（防災危機管理課、農業支援課）	170
9. その他の協定等	（防災危機管理課、情報企画課、市民税課、政策企画課、広報広聴課、 市民課、市民協働推進課、安全生活課、多文化共生・国際課、福祉政策課、保健医療企画課、 環境保全課、商工業振興課、産業政策課、河川課、住宅課、会計課、 消防救急課、長寿介護課、土木管理課、教育政策課、保健給食課）	171

X 防災関係機関災害対策活動組織

1. 中部地方整備局豊橋河川事務所（風水害対策支部運営要領・地震災害対策支部運営要領）	177
2. 愛知県災害対策本部東三河方面本部（東三河方面本部等実施要領）	193
3. 愛知県豊橋警察署（警備本部の組織及び所掌事務）	205
4. 西日本電信電話株式会社東海支店（災害対策本部体制）	206
5. サーラエナジー株式会社（東三河支社、豊橋供給センター、BS 豊橋事業所）、サーラ E&L 東三河株式会社 （緊急出動体制表）	207
6. 中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社（防災本部の構成）	208
7. 豊橋鉄道株式会社（災害対策本部組織図）	208

XI 関係法・条例等

1. 豊橋市防災会議	209
(1) 豊橋市防災会議条例	210
(2) 豊橋市防災会議委員名簿	211
(3) 豊橋市防災会議運営要綱	212
(4) 豊橋市災害対策本部条例	215
(5) 豊橋市地震災害警戒本部条例	216
2. 災害対策基本法（抄）	217
3. 気象業務法（抄）	238
4. 大規模地震対策特別措置法	242
5. 原子力災害対策特別措置法（抄）	253
6. 水防法	258
7. 豊橋市自主防災組織	273
(1) 豊橋市自主防災組織設置推進要綱	273
(2) 豊橋市自主防災組織設置助成要綱	276
8. 災害救助法施行細則	277
9. 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準	292
10. 避難指示等の判断基準	300
(1) 三類型の避難指示等一覧	300
(2) 水害	300

(3) 高潮災害	304
(4) 土砂災害	305
(5) 津波災害	305

XII 関係資料

1. 地震関係	307
(1) 地震現象	307
(2) 日本における主な被害地震	313
2. 通信関係	322
3. 通報連絡先	323
(1) 防災関係機関	(防災危機管理課) 323
(2) 市関係部局	(市役所・消防署所等) 324
(3) 農業協同組合等	(農業支援課、農業企画課) 324
(4) 県及び消防庁への連絡先	(防災危機管理課) 325
4. 地域防災計画付図	
(1) 緊急輸送道路図	図 1
(2) 愛知県の活断層の分布状況	図 2
(3) 防災関係位置図（市北部）	図 3
(4) 防災関係位置図（市南部）	図 4
(5) 家屋密集地域（火災注意箇所）	図 5

I 豊橋市の自然条件

1. 地形・地質

(防災危機管理課)

本市は、本州のほぼ中心に位置し、その市域は渥美湾の東縁に臨み、渥美半島の基部を占め、豊川河口付近における下流部の西岸から南部へ大きく広がって、その南辺は遠州灘に及ぶ。

市域の地形の概要は、平地、台地、丘陵地及び山地に区分される。これを概観すれば、渥美湾沿岸から豊川及び梅田川に沿って概ね 2.5～4km の幅をもつ帯状の広大な平地を形成している。なお豊川より北方においては階段状に台地を呈し、次第に高度を増して北東部及び北部では海拔 20m に及んでいる。

豊川以南では、東部から市の中心市街地を経て牟呂用水が柳生川に注ぐ牟呂町付近へ延びて半島状に海拔数 m の低い台地を形成し南側の柳生川に沿う部分は一旦低くなって平地をなすが、これより南方の梅田川との間においては、次第に高度を増して概ね海拔 30m 以下の台地を形成し、さらにこの台地面は梅田川下流部以南の植田町南西部一帯の地域にわたり、ここでも概ね海拔 30m 以下の台地となって、渥美湾岸にせまっている。梅田川以南から遠州灘海岸に及ぶ丘陵地は、その南部では海拔 70m に及び断ち切られたように海岸へ急斜面を向けている。なお、市域の東部にある二川町付近の JR 東海道線以北の地域は、それらとは地形の様相を一変して山嶺の高さが海拔百数十 m ないし三百数十 m に及び山地を形成して、静岡県との県境に至る。

本市域の地盤を構成する岩層は、古生層（秩父古生層）と第四紀層の洪積層及び沖積層である。このうち洪積層（礫層、砂礫層、砂層、シルト層）が市域の大部分を占めて最も広く分布し、主に台地及び丘陵地を構成しており、沖積層（砂礫、砂、シルト）は、主にそれらの間の低地や谷間を埋めて平地をなして分布する。古生層（砂岩、真岩、チャート、石灰岩、輝緑凝灰岩）は、東部の山地を構成し、さらに、市域の大部分を占めて分布する上記の洪積層の基盤をなして地下全般に広く分布し、なお、渥美半島のところどころに、地表高く盛り上がって古生層の山体を形成し、露出しているが、これらは、東部の山地を構成する古生層とは、地下において連続しているものである。

2. 気候

(通信指令課)

豊橋市は、南方を太平洋の黒潮が流れ、東、北の二方を山脈に囲まれ温暖な気候である。年間降水量（平年）は1,700mm程度、平均気温（平年）は17℃前後で比較的過ごしやすい。

特徴としては冬季に西北西の季節風が吹き寒さを感じるが、雪は時々ちらつく程度である。

(1)月気温（単位 ℃）

令和6年

月別 位置		1月	2月	3月	4月	5月	6月
豊橋	最高	15.4	22.5	24.5	26.1	28.9	30.8
	最低	-0.2	0.4	0.9	8.2	10.0	15.7
	平均	7.0	9.0	9.5	17.4	19.6	23.3

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
38.2	38.0	35.6	28.1	25.7	19.2	
21.8	22.3	20.6	10.2	4.9	0.4	
29.5	29.5	27.7	18.8	14.3	9.1	17.6

(2)月湿度（単位 %）

令和6年

月別 位置		1月	2月	3月	4月	5月	6月
豊橋	最高	97.4	98.8	98.6	98.8	99.4	98.8
	最低	26.6	25.2	21.9	19.4	24.4	38.0
	平均	62.0	66.6	63.4	73.9	73.9	80.4

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年平均
98.8	99.1	98.6	98.6	98.3	98.3	
38.6	44.9	37.2	30.8	36.3	28.6	
77.8	81.2	81.2	69.1	70.0	65.6	71.3

(3)月降水量（単位 mm）

令和6年

月別 位置		1月	2月	3月	4月	5月	6月
豊橋		27.0	92.5	145.5	160.0	260.0	265.5

7月	8月	9月	10月	11月	12月	年合計
125.5	448.5	128.0	161.5	84.0	54.5	1857.0

(4) 最多風向

令和 6 年

月別 位置	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
豊橋	西北西	西北西	西北西	南南東	西北西	南南東
	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月
	西南西	西南西	北北東	西北西	西北西	西

(5) 月平均風速 (単位 m/s)

令和 6 年

月別 位置	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月
豊橋	3.3	3.1	3.6	2.4	2.5	1.9

7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	年平均
2.5	2.1	1.9	2.7	2.9	2.8	2.6

(6) 月別日最大降水量の記録 (単位 mm) ※

月別 位置	1 月	2 月	3 月	4 月
豊橋	89.0	88.0	96.5	104.0
	昭和 37 年 1 月 1 日	昭和 54 年 2 月 23 日	令和 3 年 3 月 28 日	昭和 60 年 4 月 4 日
	5 月	6 月	7 月	8 月
	178.0	511.0	229.5	371.0
	昭和 48 年 5 月 2 日	令和 5 年 6 月 2 日	昭和 49 年 7 月 7 日	昭和 58 年 8 月 17 日
	9 月	10 月	11 月	12 月
	204.0	215.5	185.0	89.7
	平成 3 年 9 月 19 日	昭和 41 年 10 月 12 日	昭和 54 年 11 月 4 日	昭和 37 年 12 月 29 日

※令和 5 年 6 月 2 日の降水量については愛知県雨量観測局で観測。それ以外は中消防署で観測。

(7) 日最大降水量の順位 (単位 mm) ※

順位 位置	1	2	3	4
豊橋	511.0	371.0	253.0	229.5
	令和 5 年 6 月 2 日	昭和 58 年 8 月 17 日	昭和 46 年 8 月 30 日	昭和 49 年 7 月 7 日
	5	6	7	8
	227.0	218.2	215.5	210.5
	昭和 20 年 8 月 28 日	昭和 37 年 7 月 27 日	昭和 41 年 10 月 12 日	平成 20 年 8 月 28 日

※令和 5 年 6 月 2 日の降水量については愛知県雨量観測局で観測。それ以外は中消防署で観測。

Ⅱ 豊橋市の社会的・経済的条件

(防災危機管理課)

本市は、わが国のほぼ中央部、愛知県の東南に位置し、東は赤石連山で静岡県に境を接し、南面及び西面はそれぞれ海岸に臨み、市域の北西部を貫流する水量豊かな豊川流域は沖積層に覆われた肥沃な低地をかたちづくり、温暖な気候とあいまって、豊橋の風土を象徴しているかのようである。

東三河の中核となっている本市は、江戸時代に城下町、宿場町としてその集落の基礎が形成され、やがて明治 39 年 8 月 1 日市制を施行し、当時は面積約 20 km²、人口約 3 万 8 千人であったが、昭和 7 年に隣接 1 町 4 か村を吸収して以来、生糸の町、軍都として一途に発展した。

しかし、戦禍によって市街地の 9 割余りが焦土と化した終戦直後は人口約 10 万人に一時的に減少をみせた。この痛手も不屈ともいえるべき市民の努力と画期的な都市復興区画整理事業の完成により、戦前をしのぐ都市づくりに成功し、昭和 30 年には石巻、二川、高豊、老津、前芝、杉山、賀茂の 1 町 4 村 2 大字と合併し、市域も広まり全国有数の都市となった。令和 2 年の国勢調査の人口は、371,920 人で平成 27 年のそれと比較し、2,845 人、約 0.8%減となっている。

本市は、昭和 38 年 7 月東三河が「工業整備特別地域」に、昭和 39 年 4 月には三河湾が「重要港湾」に指定され、昭和 47 年 5 月には待望の「豊橋港」が開港し、臨海部の用地造成も昭和 48 年 5 月大崎地区明海町の誕生以来着々と進んでおりその他道路網、運輸通信施設の整備、工業用水の確保等工業基盤が整備促進され、都市化工業化に向かって急速に進展している。

一方、快適な市民生活ができるよう、上下水道、緑地等生活環境施設、公害対策等を完備充実するとともに土地改良事業、豊川用水事業等農業基盤の整備、中小企業振興対策等農工商の調和のとれた発展を図り、諸々の事業とあいまって豊かで明るく住みよい「豊橋」をめざしている。

平成 11 年 4 月 1 日には中核市に移行し、地方分権の推進、そして地域の中核として力強く前進している。

また、平成 18 年には市制施行 100 周年を迎えた。「とよはし 100 祭」と名づけられた記念事業は、平成 17 年 8 月の「太陽の開幕祭」で始まり、平成 18 年 12 月の閉幕式「+ネクスト 100」まで、1 年 5 か月にわたって展開され、多くの市民が参加した。

そして、平成 28 年には市制施行 110 周年を迎えた。記念事業が行われるとともに東三河 8 市町村で「海フェスタ東三河」を開催、また「あいちトリエンナーレ 2016」の会場の一つとして豊橋市で初めて国際芸術祭が開催された。新たな魅力や活動を生み出すきっかけの年として、次の 10 年に向けこれまで以上にいきいきと輝く一歩を踏み出した。

Ⅲ 災害

1. 気象災害

(1) 風害

(防災危機管理課)

風が強くなると、その風圧によって建物や施設を破壊し、樹木を倒伏させる災害や海水塩分を内陸へ運んで潮風害を起したりする災害が現れる。また、風の吹き寄せによって湾奥の海岸に高潮を起こすこともある。

風の破壊力は、一般に構造物の形状によって非常に違ってくるが、風圧は風速の2乗に比例して増大するので、風速が2倍になれば破壊力は4倍になる。昭和34年の伊勢湾台風、昭和28年台風第13号などについて最大風速と電柱破壊率との関係を調べた結果によると、この比例関係が明らかに認められる。風速が20%をこえると建物に多少の損害が、25%以上になると建物にかなりの損害を与える。さらに30%をこえるような風は広範囲に家屋の全半壊を生ずる大損害を与える。

風害は台風によるものが圧倒的に多いが、このほか発達した低気圧や前線に伴う強風、局地的に発生する施風によっても起こる。

ア. 台風

愛知県地方に大きな風水害をもたらした台風のうち、とくに伊勢湾台風は記録的な暴風と高潮を伴い、日本の台風史上最大の被害を与えた。

愛知県地方に大きい風害（水害、高潮害を含めて）を与える台風は、当地方の気象状況から見て、9月に上陸の危険性が最も大きく、また、勢力の強いものが多い。

台風の通過経過による当地方への影響の違いについて見ると、台風が豊橋の西側を北上する場合と東側を北上する場合とでは、災害の様相が全く異なる。台風域内の風向は、中心の東側では南寄り、西側では北寄り、北側では東から北東の風が吹き、南側では西ないし南西風が吹き、風速は中心近くほど急激に増している。また、台風は一般に北上することから、台風を運ぶ一般流を考えると、進行方向の右半円では両者が加わって風は強まり、左半円では相殺されて風速は減ずる。

したがって台風が豊橋の西側を通るときは、右半円に入るので風は東→南東→南→西へと変わり、南ないし南東の風は非常に強くなる。一方台風が東側を通るようなときは、左半円に入り風は東→北→北西→西と変わり、西ないし北西の風は強めとなる。しかし、この北寄りの風は一般流との相殺によって弱められている上、陸上を渡ってくるために、地形、建物の摩擦でさらに弱まり、台風が西方を通過する場合の南寄りの風に比べて風速はかなり小さい。

イ. 温帯低気圧と前線

温帯低気圧が当地方を通過したり、低気圧が日本海で急速に発達したりする場合、海上では風速が20%に達することがある。陸上ではほとんど被害はないが、海上の小型船舶の遭難がしばしば起こる。また、活発な前線が通過する際の突風は、陸上でも家屋に多少の被害を与えることがあり、海上では漁船の海難の原因となっている。

(2) 水害

(防災危機管理課)

ア. 台風

南方海上に台風が現れると、暖湿気流が南方から大量に送られてくるため、日本付近にある前線が活発になり、その北側に大雨を降らせる。さらに台風が接近すると前線は北方に押し上げられ前線の南側では台風の風系に入るので、台風自体のもつ収れん気流による、しゅう雨性の雨がときど

き強く降るようになる。このようなとき愛知県の山岳地方では山の斜面に沿う強制上昇気流による地形性降雨が顕著に現れ、雨量は平地に比べてずっと多くなる。

台風が愛知県の西方を通過するときは、愛知県全体は右半円に入り、南寄りの暖湿気流が強く、山岳地方の地形性降雨はとくに著しい。例として伊勢湾台風を見てみると、台風の直接及び間接の影響による昭和 34 年 9 月 25・26 日の合計雨量の分布は、三河湾沿岸地方で 70～100mm、その他の平地や山沿いの地方では 100～200mm、三河山間地方では 220～320mm となっており、地形の相違が降雨量の差となって現れている。また、台風が南方から東方へ抜けるような場合は、前線の活発化により県下全般にわたって豪雨に見舞われることがあるが、平地と山岳との差は前記の場合に比べて一般に少ない。この例として、台風が南海上から東方に抜けた昭和 11 年 10 月 2～3 日の場合は、台風が四国沖から熊野灘、遠州灘を経て関東沖に進んだが、2 日から 3 日にかけての雨量は、山間地方で、150～200mm、平野や山沿いでも 150～200mm の降雨があり、局地的には 300mm に達したところもあった。

イ．梅雨前線

梅雨期の大雨による水害は、台風に伴う大雨による水害とほぼ同様の頻度で発生している。

梅雨前線による大雨は、梅雨明け直前に起こることが多く、梅雨末期の豪雨と呼ぶことがある。梅雨期に雨天が多く河川の水位がかなり上昇しているので、流域に大雨が降るとたちまちはん濫注意水位を超え、堤防の決壊を招きやすい。

愛知県地方での記録的な大雨は、台風を除くとほとんどが梅雨前線によって降っている。梅雨前線の雨は、台風に伴う雨と違って比較的長時間にわたって降り続き、とくに湿潤暖気が舌状に進入する小範囲の区域に驚異的な豪雨を降らせることがある。

このほか夏季において北太平洋高気圧がやや後退し、寒冷前線が南下してくるような場合に、前線上に発生する前線性熱雷は勢力が強く、局地的に豪雨を降らせ一時的な小河川の氾濫や洪水を起こすことがまれにある。

ウ．集中豪雨

集中豪雨は、狭い範囲に大量の雨の降る現象であり、夕立の時のような激しい雨が、何時間も続くことにより、急な河川の増水やはん濫、家屋の浸水や道路の冠水、土砂災害等の被害の恐れがある。前線の停滞や台風の接近、大気的不安定な状態が続くときと雷雲が発生しているときなど、大雨を降らせている雨雲に、多量の水蒸気が持続的に運び込まれるときに発生しやすい。

(3) 高潮

(防災危機管理課)

伊勢湾、三河湾の沿岸では台風が湾の西方を通過するときに高潮が起こっている。高潮は、台風の中心近くの気圧低下で海面がふくれ上がることによる水位の高まりに、強風で海水が岸に吹き寄せられて起こる水位の上昇が加わった現象である。水位は気圧 1hPa の低下に対して 1cm の上昇、風の吹き寄せ効果では風速の 2 乗に比例し、伊勢湾では南南東の風の場合に最も大きくなる。

伊勢湾台風は、日本における高潮の最高を記録したが、愛知県は過去にもこのような高潮にたびたび見舞われており、大型台風はいずれも顕著な高潮を伴っている。

台風が接近すると、強風によって海面には風浪が発達する。風浪は岸に近づくとき水深が浅くなるため波頭が砕けて磯波となり、堤防や岸壁に衝突すると打ち上がり、強風によって堤防や岸壁を越えて内側へ大量に流れこむ。この海水は堤防の裏側の土砂を洗い流して基盤を弱める作用をするので高潮の水位が堤防の天端より 1～2m 下方にあっても、打ち上げ波のために堤防の決壊を裏側から早めるこ

とになる。伊勢湾台風の際、最高水位よりも高い海岸堤防が各所で破堤したのは、波浪と打ち上げ波によって大量に海水が越堤したためと見られている。

いったん堤防が破られると、なだれこんだ海水による破壊力は強く、瞬時に家屋を押し流してしまう。しかし、堤防背後の地形や建物の影響は案外大きく、地盤が低く水田や畑が開けている平坦地では、高潮の破壊力は遠方まで及び、反対に地盤が高くなっていたり建物や起伏が多かったりする地帯では、海岸の近傍で破壊力が急速に減衰し、それより遠くでは浸水による被害だけにとどまる。このことは、伊勢湾台風の際に明らかに認められた。

(4)過去の主な風水害

(防災危機管理課)

年月日	種別 (名称)	豊橋市の被害概要
明 31. 6. 5	暴風雨	三河湾方面被害甚大 豊川氾濫
〃 31. 9. 6	〃	東三河地方被害甚大 豊川破堤
大 15. 9. 4	〃	全市に被害大 津田小学校倒壊 児童死亡 19 重軽傷者 153
昭 16.11.28	竜巻	死亡 12 家屋倒壊 44
〃 28. 9.25	暴風雨(台風第 13 号)	高潮被害沿岸部に甚大 (三河湾海岸破堤)
〃 34. 9.26	暴風雨・高潮 (伊勢湾台風)	死傷者 130 家屋倒壊 2,135 床上浸水 157 床下浸水 288
〃 37. 7. 2	集中豪雨	死者 1 家屋損壊 4 床下浸水 556
〃 41.10.12	界雷豪雨	死者、行方不明 9 家屋損壊 13 床下浸水 1,940
〃 44. 6. 3	長雨	農畜物の被害甚大
〃 44. 7. 5	(連続雨量 449.3mm)	
〃 44. 8. 4	台風第 7 号	重傷者 1 床上浸水 87 床下浸水 311
〃 44. 8.22	台風第 9 号	床下浸水 7
〃 44.12. 7	竜巻	死傷者 70 家屋の被害 124
〃 45. 6.26	大雨	床上浸水 3 床下浸水 41
〃 45. 8.18	〃	床上浸水 48 床下浸水 1,046
〃 46. 8.30	台風第 23 号	家屋半壊 3 床上浸水 86 床下浸水 1,790
〃 47. 9. 9	大雨	床上浸水 3 床下浸水 244
〃 47. 9.16	台風第 20 号	家屋全壊 2 家屋半壊 18 床上浸水 136 床下浸水 1,650
〃 49. 7. 7	集中豪雨	死者 1 家屋半壊 24 床上浸水 832 床下浸水 4,450
〃 51. 9. 8～13	台風第 17 号	家屋損壊 3 床下浸水 26 堤防破壊 3 道路崩壊 1
〃 52. 5.15	大雨	床下浸水 75
〃 52. 7.27～28	〃	床上浸水 20 床下浸水 330
〃 54.10.18～19	台風第 20 号	床上浸水 4 床下浸水 62
〃 55. 9. 8	大雨	床上浸水 2 床下浸水 20
〃 56. 8.22～23	台風第 15 号	床上浸水 1 床下浸水 24
〃 57. 8. 3	大雨	床上浸水 67 床下浸水 455
〃 57. 9.11～12	台風第 18 号	死者 1 床上浸水 2 床下浸水 53 がけ崩れ 7
〃 58. 8.16～17	台風第 5 号	家屋全壊 1 家屋損壊 1 床上浸水 31 床下浸水 277
平 2. 9.30	台風第 20 号	床上浸水 31 床下浸水 203
〃 2.11.30	台風第 28 号	トラック横転 2
〃 3. 9.19	台風第 18 号	床上浸水 1 床下浸水 9
〃 4. 9.29	大雨	床上浸水 1 床下浸水 9

年月日	種別（名称）	豊橋市の被害概要
平 5. 9. 8	台風第 14 号	床上浸水 1 床下浸水 18
〃 6. 7. 9	大雨	床下浸水 12
〃 6. 9. 17	大雨	床上浸水 10 床下浸水 106
〃 6. 9. 29	大雨・竜巻	軽傷 19 家屋全壊 6 家屋半壊 84 一部損壊 223
〃 11. 9. 24	竜巻	重傷 15 軽傷 400 家屋全壊 52 家屋半壊 333 家屋一部損壊 2, 150
〃 12. 6. 25	大雨	床下浸水 12
〃 14. 1. 21	竜巻	家屋半壊 1 家屋一部損壊 31
〃 14. 10. 1	台風第 21 号	床上浸水 1 床下浸水 1
〃 16. 9. 29	台風第 21 号・竜巻	軽傷 3 家屋全壊 2 家屋半壊 10 家屋一部損壊 150 公共建物一部損壊 3
〃 16. 10. 5	大雨	崖崩れ等 3 避難勧告 3 地区
〃 16. 10. 8	台風第 22 号	河川護岸崩壊 2 河川堤防崩壊 1 土砂崩れ 2 避難勧告 2 地区
〃 16. 10. 20	台風第 23 号	軽傷 1 床下浸水 2 避難勧告 3 地区
〃 19. 7. 14	台風第 4 号	重傷 1 道路損壊 6 道路冠水 10 避難準備情報 1 地区（賀茂校区）
〃 20. 8. 28	大雨 （平成 20 年 8 月末豪雨）	軽傷 1 半壊 1 床上浸水 126 床下浸水 214 道路冠水 193 避難勧告 2 地区（磯辺校区、前田南一丁目、鍵田町）、避難準備情報 1 地区（梅田川流域）[被害は平成 20 年 10 月 9 日現在]
〃 21. 10. 7～8	台風第 18 号	軽傷 2 家屋全壊 1 家屋半壊 24 家屋一部破損 711 床上浸水 15 床下浸水 12 道路冠水 8 避難勧告 2 地区 その他高潮による河川越水 2、強風による倒木 723
〃 23. 9. 21	台風第 15 号	家屋一部破損 48 床上浸水 5 床下浸水 24 道路損壊 1 道路冠水 8 強風による倒木 191 避難勧告（佐奈川沿いの各町、賀茂霞、下条霞、牛川霞） 避難指示（賀茂霞、下条霞、牛川霞）
〃 24. 6. 19～20	台風第 4 号	軽傷 4 家屋一部破損 2 道路冠水 4
〃 24. 9. 30～10. 1	台風第 17 号	重傷 1 軽傷 1 家屋一部破損 25
〃 25. 9. 15～16	台風第 18 号	家屋全壊 1 家屋半壊 1 家屋一部破損 61
〃 25. 10. 15～16	台風第 26 号	軽傷 1 家屋一部破損 4
〃 26. 7. 19	大雨	床上浸水 8 道路損壊 1 道路冠水 16
〃 26. 8. 10	台風第 11 号	道路冠水 3 倒木 1
〃 26. 10. 5～6	台風第 18 号	重症 1 軽傷 1 家屋一部損壊 12 床下浸水 1 通行止め 11 道路冠水 31 停電約 2, 300
〃 26. 10. 13～14	台風第 19 号	家屋一部損壊 3 通行止め 2 道路冠水 1
〃 27. 8. 30	大雨	床下浸水 1 道路損壊 2 道路冠水 8
〃 27. 9. 8～9	台風第 18 号	重傷 1 道路損壊 10 道路冠水 3 避難勧告（浜道町新百々池、駒形町退松・山崎、一色町西内張）
〃 28. 9. 20	台風第 16 号	軽傷 1 倒木 1 公共建物一部破損 1 避難準備情報（柳生川、梅田川沿いの各町）
〃 29. 8. 7	台風第 5 号	竜巻発生：軽傷 3 家屋全壊 3 家屋半壊 6 家屋一部破損 52 停電約 5, 400

年月日	種別（名称）	豊橋市の被害概要
平 30. 9. 4	台風第 21 号	軽傷 1 公共建物一部破損 1
〃 30. 9. 30	台風第 24 号	軽傷 2 道路損壊 1 建物損壊 5 避難勧告（前芝地区、牟呂地区、吉田方地区、磯辺地区、大崎地区、老津地区、杉山地区、明海地区） 避難準備・高齢者等避難開始（賀茂町、下条東町、下条西町、牛川町） 停電約 104,400 戸
令 1. 1. 27	暴風・波浪警報	軽傷 4 屋根の損傷、防水シート捲れ等（うち雨漏り 7 件）、倒木 1、照明灯破損 1
〃 5. 6. 2	大雨	死者 1 軽傷 4 床上浸水 80 床下浸水 86 車両被害 132 事務所・工場等 145 道路損壊 11 橋梁破損 3 河川法面崩落 13 河川護岸損傷 1 水路破損・土砂堆積等 156 土砂崩れ等 63

(5) 台風の大きさと強さの階級分け

(防災危機管理課)

平均風速 15m/s 以上の 強風域の半径	大きさ	域内の最大風速 (m/s)	強さ
500km 未満	表現しない	33 未満	表現しない
500～800km 未満	大型（大きい）	33～44 未満	強い
800km 以上	超大型（非常に大きい）	44～54 未満	非常に強い
		54 以上	猛烈な

(6) 土石流

(河川課)

豪雨時などに崩壊土砂が溪流を堰止め、これが一時に決壊したり、山崩れの破壊土砂が多量の水分を含み急傾斜を下降したりして、溪岸を侵食しながら流下するもの。水の流れというよりはむしろ流水が樹木岩塊、礫を混入し、あたかもかゆ状になって混流する土石の流れであって、その破壊力は非常に大きく、溪流河川を荒廃させ、沿岸の人家、田畑、公共施設等を埋没させ人命を奪う。

(7) 山崩れ・がけ崩れ

(河川課)

台風や地震等による大規模な山津波から局部的ながけ崩れまでである。これらは、いずれも雨水が主因であり、この原因は傾斜面の土砂が「粘着力」「摩擦力」「滑り力」の関係に、降雨ならびに地下水等が加わって均衡がくずれたときに起こるものである。

愛知県では大きな被害の発生は見えていないが、とくに最近では住宅建設の促進に伴う急激な宅地造成等によるところの被害が予想される。

(8) 塩害

(中部電力パワーグリッド株式会社、農業支援課)

塩害は、冬季の季節風によって蓄積された塩分、又は雨の少ない台風（台風通過直後小雨になってからの強風）によって運ばれた塩分が、小雨又は濃霧などによって流れ出して発生し、しばしば広範囲にわたり、農作物及び電力設備に多大の被害を与える。

電力設備に対する塩害は、早春の小雨とか、台風通過後 1 時間程度経過してからの小雨など、一般の市民が予期しない時に長時間、広範囲の停電をもたらし、また、各所で漏電流による小さな火花が発生し、時によっては、電線などの焼損事故が発生する。本市は塩害の発生しやすい地形のため電力設備は、耐塩構造となっているが、なお多大な時間と、労力を要するがいし洗浄などが必要である。

2. 火災

(消防救急課)

過去において、特別記録に残るような火災は発生していないが、戦後、高度成長に伴い火災の発生も増加、毎年 100 から 200 件余の火災が発生し、建物火災が全体の約 50%を占め、また時折工場等大規模建築物が焼失している。豊橋港を中心とした臨海部に建設された工場等産業関係施設、または市街地における高層建築物、木造建築物密集地域等からいったん出火すれば重大な被災が予想される。

火災発生状況

区分 年別	火災の種類（件）						被害					
	建物	林野	車両	船舶	その他	計	棟数	世帯数	建物焼損面積(m ²)	林野焼損面積(a)	死者	負傷者
平成元	103	15	14	1	105	238	149	151	3,841	888	5	23
" 2	131	10	16		74	231	182	100	6,840	63	14	31
" 3	106	8	22	1	58	195	140	78	5,058	13	2	19
" 4	139	7	18	1	77	242	159	97	3,819	19	4	21
" 5	105	8	26	1	68	208	150	68	8,863	44	4	20
" 6	125	8	16		85	234	182	125	4,689	9	4	23
" 7	95	10	22	1	89	217	136	72	7,599	35	2	25
" 8	92	9	24	1	84	210	120	72	4,251	715	5	23
" 9	140	9	29		77	255	189	122	4,493	141	6	18
" 10	94	3	34		42	173	125	69	6,377	8	2	28
" 11	113	6	20		35	174	151	67	6,306	17	2	18
" 12	96	4	29		68	197	121	84	3,603	44	9	21
" 13	97	5	39		69	210	140	82	4,807	78	6	23
" 14	84	8	20		49	161	118	83	2,042	87	9	15
" 15	88	2	35		41	166	129	99	5,015	23	9	16
" 16	123	4	18		58	203	184	143	6,865	116	4	39
" 17	83	1	22		47	153	95	54	1,690		1	16
" 18	101	3	18	1	54	177	136	88	4,993	1	10	22
" 19	90	7	18	1	65	181	104	61	1,830	21	3	19
" 20	67	3	15		58	143	90	55	2,503	19		12
" 21	92	3	17		51	163	139	76	4,417	7	6	19
" 22	57	5	20		47	129	72	38	1,170	17	2	11
" 23	53	2	20		41	116	67	38	3,203	19	5	19
" 24	74	4	14	1	42	135	106	85	2,982	59	9	10
" 25	71	8	27	1	58	165	98	61	2,847	79	6	16
" 26	64	2	16		49	131	95	59	3,206	1	4	27
" 27	58	5	13	2	31	109	79	50	3,482	4	2	13
" 28	53		7	1	30	91	70	30	1,743			12
" 29	39	5	5		58	107	43	27	2,056	68	3	6
" 30	66	4	12		30	112	77	45	1,722	7	6	9
令和元	56		11		37	104	66	30	1,750		2	3
" 2	49	2	13		37	101	58	36	870	13	2	15
" 3	39	1	13		47	100	46	41	1,484		4	9
" 4	62	2	16		34	114	64	47	1,038	18	6	15
" 5	54	1	17	0	41	113	66	38	848	120	1	8

Ⅳ 防災上注意すべき自然的・社会的条件

1. 河川の状況

(1) 国土交通省管理河川（一級河川）

（国土交通省豊橋河川事務所、河川課）

水系名	河川名	市内延長 (m)	備考
とよ 豊川	とよ 豊川	19,600	
	とよがわほうすいろ 豊川放水路	6,600	豊川からの分派点から海まで
	あいだ 間川	※2,700 (国管理区間延長)	左岸：賀茂町字大養治 53 番の 1 地先 右岸：賀茂町字新田下 26 番の 2 地先 から豊川への合流点まで
計	3 河川	28,900	

(2) 愛知県管理河川（一級河川・二級河川）

（県東三河建設事務所、県三河港務所、河川課）

水系名	河川名	市内延長 (m)	備考
とよ 豊川	あいだ 間川	※6,135 (県管理区間延長。 豊川市内延長含)	左岸：石巻萩平町字釜石 1 番の 7 地先 右岸：石巻萩平町字猫藪 103 番の 1 地先 から豊川への合流点まで
	やす 安川	4,550	左岸：石巻中山町字神子浦 2 番の 1 地先 右岸：石巻中山町字白イ 11 番地先 から間川への合流点まで
	まごし 馬越川	3,000 (県管理区間延長。 豊川市内延長含)	左岸：石巻本町字本郷 18 番の 3 地先 右岸：石巻本町字本郷 18 番の 1 地先 から豊川への合流点まで
	かんだ 神田川	6,907	長彦川の合流点から豊川への合流点まで
	すせ 嵩山川	2,000	左岸：嵩山町字公護 86 番地先 右岸：嵩山町字公護 87 番の 2 地先 から神田川への合流点まで
	みわ 三輪川	※1,700	左岸：石巻町字寺前 16 番の 1 地先 右岸：石巻町字荒木 5 番地先 から神田川への合流点まで
	あさくら 朝倉川	※6,420	左岸：多米町字口田 1 番地先 右岸：多米町字寺町 13 番の 1 地先 から豊川への合流点まで
	うちやま 内山川	※760	左岸：岩崎町字森下 37 番地先 右岸：多米町字川添 8 番地先 から朝倉川への合流点まで
	え 江川	2,000	左岸：横須賀町字玄宗 25 番地先 右岸：下五井町字甚太郎 27 番地先 から豊川放水路への合流点まで
うめだ 梅田川	うめだ 梅田川	14,032	左岸：雲谷町字アラタ 右岸：中原町字東山 静岡県境から海まで
	うちばり 内張川	4,120	曙町字宮前 1 番地先 市道弥生町・畑ヶ田町 49 号線 豊栄橋下流端から梅田川への合流点まで
	にし 西ノ川	※4,185	左岸：野依町字八重八敷 右岸：野依町字井ノ下 旧高豊村界から梅田川への合流点まで
	はまだ 浜田川	4,236	左岸：東七根町字稲場 192 番の 3 地先 右岸：東七根町字宝地道 109 番地先 から梅田川への合流点まで
	つぼぐち 坪口川	1,700	天伯町字東沢 109 番の 1 地先 市道橋下流端から梅田川への合流点まで
	おちあい 落合川	※4,853	細谷町字坂東掘 88 番の 1 地先 県道橋下流端から梅田川への合流点まで
	しょうじん 精進川	※1,700	東細谷町字西龍田 33 番の 1 地先 市道橋下流端から梅田川への合流点まで
	さかい 境川	4,700	左岸：細谷町字深田 67 番地先 右岸：静岡県湖西市字宿南 2593 番地先 から梅田川への合流点まで
	はんじり 半尻川	1,400	左岸：雲谷町字ナベ山 10 番地先 右岸：雲谷町字山ミチ 17 番地先 から静岡県境まで
やぎゅう 柳生川	やぎゅう 柳生川	5,307	左岸：佐藤町字平子 右岸：向山町字水車 山中川合流点から海まで
	やまなか 山中川	※700	左岸：飯村町字西山 6 番の 9 地先 右岸：三ノ輪町 3 丁目 9 番地先 から柳生川への合流点まで
	とのた 殿田川	3,260	左岸：飯村町字高山 10 番の 12 地先 右岸：飯村町字高山 10 番の 101 地先 から柳生川への合流点まで
かみた 紙田川	かみた 紙田川	3,908	左岸：東赤沢町字神田 右岸：東赤沢町字原山 庄兵衛川合流点から海まで
さかい 境川	さかい 境川	1,900	老津町字新池 209 番の 1 地先 山田池放水口下流端から海まで
さな 佐奈川	さな 佐奈川	1,000	
計	24 河川	90,473	

(3) 豊橋市管理河川（準用河川・普通河川）

(河川課)

水系名	河川名	市内延長 (m)	備考
とよ 豊川	わり た 割田川	2,190	準用 1,190m・普通 1,000m (砂防 1,000m)
	きつしょう 吉祥川	1,930	準用
	ごうどう 郷道川	3,150	準用
	ひ なくら 日名倉川	1,120	準用
	おお え 大江川	3,400	準用
	や だ 矢田川	1,870	準用 190m・普通 1,680m (砂防 1,680m)
	うちやま 内山川	※1,250	準用
	みやい ど 宮井戸川	1,850	準用
	くりや な 栗八名川	2,150	準用
	おき の 沖野川	1,260	準用
	あいだ 間 川	※100	普通
	に さわ 二の沢川	880	普通
	いち さわ 一の沢川	1,740	普通
	きた たに 北の谷川	1,400	普通
	まつ だ 松田川	740	普通
	せばいし 狭石川	410	普通 (砂防 410m)
	オソヨ川	800	普通 (砂防 260m)
	ながひこ 長彦川	1,600	普通 (砂防 500m)
	てんじん 天神川	1,000	普通
	み お 三輪川	※1,700	普通 (砂防 1,700m)
	め がね 眼鏡川	1,230	普通
	あさくら 朝倉川	※1,720	普通 (砂防 1,720m)
	え 江川	※2,140	普通
	みなみ え 南江川	680	普通
	あかいわ 赤岩川	830	普通
うめ だ 梅田川	しょうじん 精進川	※2,110	準用 1,090m・普通 1,020m
	さわたり 沢渡川	2,370	準用 370m・普通 2,000m
	ごん も 権茂川	1,670	準用
	や た ひら 八田平川	2,290	準用 1,200m・普通 1,090m
	にし の 西ノ川	※1,460	準用
	やまざき 山崎川	2,380	準用
	ひ うちざか 火打坂川	680	準用 (砂防 470m)
	しんぼし 新橋川	1,740	準用 280m・普通 1,460m (砂防 1,140m)
	なかはら 中原川	2,200	普通
	け しき 景色川	1,000	普通
	あ ち た 阿羅田川	1,450	普通
	すみやき 墨焼川	1,500	普通 (砂防 650m)

水系名	河川名	市内延長 (m)	備考
うめだ 梅田川	みや 宮川	1,600	普通 (砂防 1,274m)
	ひがしごうない 東郷内川	160	普通 (砂防 160m)
	ひがしたかだ 東高田川	2,100	普通
	ふじなみ 藤並川	420	普通 (砂防 420m)
	どど 百々川	630	普通 (砂防 630m)
	たのう 田濃川	1,120	普通
	ひるも 比留茂川	2,930	普通 (砂防 1,360m)
	さるがや 猿ヶ谷川	1,630	普通 (砂防 1,210m)
	ぜにた 銭田川	2,160	普通 (砂防 2,160m)
	おおやま 大山川	1,020	普通 (砂防 1,020m)
	にのさわ 二ノ沢川	2,930	普通 (砂防 2,260m)
	たかつか 高塚川	3,570	普通 (砂防 3,570m)
	ぶっしょう 仏飼川	820	普通
	おおなわて 大縄手川	1,320	普通 (砂防 1,320m)
	おちあい 落合川	※1,520	普通 (砂防 1,520m)
	ふじがや 藤ヶ谷川	300	普通 (砂防 300m)
やぎゅう 柳生川	みずなし 水無川	1,130	普通
	じぞう 地藏川	560	準用
	みなみとのだ 南殿田川	340	準用
	ちょうさん 長三川	870	準用
	うちやま 内山川	1,460	普通
	やまなか 山中川	※1,420	普通 (砂防 1,420m)
	きたとのだ 北殿田川	900	普通
	やまだ 山田川	1,410	普通
かみた 紙田川	とみた 富田川	2,000	普通
	はしづめ 橋詰川	2,370	準用
	しみず 清水川	2,360	準用 1,300m・普通 1,060m
	ほそだ 細田川	1,200	普通
	しょうべえ 庄兵衛川	1,230	普通 (砂防 1,230m)
	じん 神出川	600	普通
さかい 境川	まるやま 丸山川	1,600	普通
	さかいまつ 境松川	1,050	準用
単独	ごけん 五間川	1,800	普通
	はっけん 八間川	1,500	普通
	じゅっけん 十間川	950	普通
	にじゅっけん 二十間川	1,750	普通
	きりはた 切畑川	2,650	普通
	となみ 豊南川	330	普通 (砂防 330m)

水系名	河川名	市内延長 (m)	備考
単独	みそ 味噌川	650	普通
	にしほうべ 西方部川	1,400	普通
	ちやのき 茶ノ木川	950	普通
	あらや 荒谷川	660	普通
	はまべ 浜辺川	1,000	普通
	かんのん 観音川	350	普通
	こぼんでん 小判田川	1,750	普通 (砂防 350m)
計	89 河川	118,460	準用 24 河川、普通 65 河川

※印は管理が複数の団体にまたがっている河川

2. 河川等注意箇所（重要水防箇所）等

(1) 河川注意箇所（重要水防箇所）

(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、河川課、消防本部総務課、中・南消防署)

(注) 表中、重要度欄のAは、水防上最も重要な区間をいう。

Bは、国土交通省直轄区間においては、水防上重要な区間をいい、
県及び市町村管理区間においては、Aの次に重要な区間をいう。

Cは、やや危険な区間をいう。

位置欄の数値は、河口からの距離を表し、7.8K+86mは7,886mのことである。

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫	
1	豊 川	一 級	豊 川	19,600	吉前町 左 (0.2K～0.4K)	200	B 越水		渡津	第七 吉田方
2					高洲町 渡津橋 左 (2.4K+80m)	渡津橋	工作物			
3					三ツ相町～野田町 左 (4.0K～4.2K)	220	B 堤体漏水			
4					牛川町 左 (6.6K～7.8K)	910			下地 下条	第二 牛川
5					牛川町 左 (6.6K～7.8K)	910				
6					牛川町 左 (7.4K～7.6K)	210				
7					牛川町 左 (8.8K-56m～9.2K)	700	B 堤体漏水			

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名	
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫		
8	豊 川	一 級	豊 川	19,600	牛川町 左 (8.6K～8.8K+213m)	410	B 基礎地盤 漏水			第二 牛川	
9					牛川町(牛川霞開口部) 左 (6.2K+160m～6.6K+130m)	670	A 越水				
10					牛川町(下条霞開口部) 左 (9.4K～10.2K+30m)	810					
11					前芝町 右 (0.8K～1.2K)	360	B 基礎地盤 漏水	渡津	第八 前芝		
12					下地町 右 (6.4K～7.2K)	920	B 堤体漏水			下地	第八 下地
13					大村町 右 (7.4K～7.6K)	160	B 越水				
14					大村町 右 (9.6K～9.8K)	280	B 基礎地盤 漏水				
15					大村町 右 (9.8K～10.6K)	780	B 堤体漏水	下地 下条	第二 下条 牛川		
16					牛川町 左 (10.0K～10.2K)	200					
17					牛川町～下条西町 左 (10.2K～10.4K)	200	B 越水				
18					下条西町 左 (10.6K～12.0K)	1,400	B 堤体漏水	下条 下条	第一 玉川 第二 下条		
19					下条西町 左 (10.8K～11.0K)	230	B 越水				
20					下条西町 左 (11.4K～12.4K)	1,020					
21					下条西町～下条東町 左 (12.6K～13.0K)	360					
22					下条西町～石巻本町 左 (12.6K～14.6K)	2,040	B 堤体漏水				
23					石巻本町 左 (13.2K～13.6K)	430	B 越水		第一 玉川		

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫	
24	豊 川	一 級	豊 川	19,600	石巻本町～（豊川市三上町） 左（13.8K～15.4K）	1,550	B 越水		下条	第一 玉川
25					牛川町(下条霞開口部) 左（9.2K+14m～9.2K+77m）	60			下地 下条	第二 牛川
26					石巻本町 当古橋 左（13.2K+156m）	当古橋	B 工作物		下条	第一 玉川
27					賀茂町 左（19.2K～19.4K）	200	B 堤体漏水			
28					賀茂町 (金沢霞開口部)～（豊川市金沢町） 左（19.2K+100m～20.0K）	730	A 越水			
29					（豊川市三上町）～賀茂町 左（16.0K+60～17.8K）	1,700	B 堤体漏水			
30			豊 川 放 水 路	6,600	前芝町 右（0.0K+2m）	前芝第 10 陸閘	工作物		渡津	第八 前芝
31					前芝町 右（0.0K+100m）	前芝第 9 陸閘				
32					前芝町 右（0.0K+157m）	前芝第 8 陸閘				
33					前芝町 右（0.2K+20m）	青木船 溜樋門	A 工作物			
34					前芝町 右（0.2K+55m）	前芝第 7 陸閘	工作物			
35					前芝町 右（0.2K+89m）	前芝第 6 陸閘				
36					前芝町 右（0.2K+153m）	前芝第 5 陸閘				
37					前芝町 右（0.2K+197m）	前芝第 4 陸閘				
38					前芝町 右（0.4K+42m）	前芝第 3 陸閘				
39					前芝町 右（0.4K+69m）	前芝第 2 陸閘				

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名	
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫		
40	豊 川	一 級	豊 川 放 水 路	6,600	前芝町 右 (0.4K+131m)	前芝第 1 陸閘	工作物		渡津	第八 前芝	
41					清須町 左 (1.4K～2.2K)	790	B 堤体漏水			第八 津田	
42					清須町 左 (1.6K～1.8K)	200	B 基礎地盤 漏水				
43					清須町～川崎町 左 (2.4K～2.8K)	420	B 堤体漏水				
44					川崎町～下五井町 左 (2.8K～4.4K)	1,600	B 基礎地盤 漏水		渡津 下地		第八 津田 大村
45					下五井町～大村町 左 (4.4K～6.2K)	1,820	B 堤体漏水				
46					大村町～（豊川市行明町） 左 (6.4K～6.6K)	180			渡津	下地	第八 大村
47					前芝町 左 (0.8K+94m)	前芝大 橋	B 工作物			第八 前芝	
48					日色野町 右 (0.8K+94m)						第八 前芝
49					清須町 左 (1.0K)	前芝船 溜樋門	A 工作物		第八 津田		
50				江 川	2,000	横須賀町 左右 (1.50K～1.73K)	230	A 堤防強度	護岸工	下条	第一 西郷
51			間 川	8,835	石巻西川町 左右 (6.08K～6.3k)	220	B 堤防強度	板打機土のう工			
52					石巻西川町 左右 (5.94K～6.0K)	60	B 洗掘	護岸工			
53					(豊川市三上町)～石巻小野田町 左 (0.2K～1.4K)	1,220	B 堤体漏水				
54					(豊川市三上町)～賀茂町 右 (0.2K～1.4K)	1,170	B 基礎地盤 漏水		第一 賀茂		
55					(豊川市三上町)～賀茂町 右 (0.4K～1.4K)	980	B 堤体漏水				

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫	
56	豊 川	一 級	安 川	4,550	石巻平野町 左右 (1.42K～1.43K)	10	B 洗掘	護床ブロック工	下条	第一 西郷
57			神 田 川	6,907	石巻本町 左 (3.0K～3.02K)	20	B 水衝	護岸工		第一 玉川
58					牛川町(豊川合流点から上流へ) 左 (0.0K～1.1K)	1,100		捨て石工	下地 下条	第二 下条
59					牛川町(豊川合流点から上流へ) 右 (0.0K～1.1K)					
60	梅 田 川	二 級	梅 田 川	14,032	浜道町 左右 (5.4K～6.89K)	1,490	B 堤防高	積土のう工	野依	第六 高師 天伯
61					大岩町 右 (9.38K)	5	B 堤防強度	護岸工	花中 野依	第四 二川 二川南
62					大岩町 右 (9.3K～9.31K)	10	B 洗掘			
63					二川町 左 (10.1K～10.3K)	200				
64					二川町 左 (10.62K～10.64K)	20				
65			境 川	4,700	中原町、原町(梅田川合流点から 上流へ) 左 (0.035K～0.5K)	465	C 堤防高	積土のう工		
66					東細谷町 左 (3.35K～3.36K)	10	B 洗掘	護岸補修工	第四 細谷	
67			半 尻 川	1,400	雲谷町(県境上流 300m から上流 へ) 右 (1.465K～1.72K)	255	B 堤防強度	板打積土のう工	第四 谷川	
68			西 ノ 川	4,185	植田町、野依町(西ノ川橋まで) 左右 (0.0K～1.64K)	1,640	B 洗掘	護岸工	野依	第六 野依 植田
69					野依町 右 (2.2K～2.25K)	50	B 水衝			第六 野依
70	普 通	高 塚 川	3,570	野依町(浜田川合流点上流 280m から上流へ) 左右	100	A 工作物老朽	積土のう工			
71	二 級	落 合 川	4,853	二川町 右 (0.0K～0.02K)	20	B 水衝	ブロック積工	花中 野依	第四 二川 二川南	

図 面 対 象 番 号	水 系 名	河川名		延長 (左右岸) (m)	重要水防箇所					担当方 面隊分 団名
					位置	延長 (m)	重要度	水防工法	出材水 防倉庫	
72	梅 田 川		浜 田 川	4,236	東七根町 左右 (3.35K～3.37K)	25	B 洗掘	護岸工・護床工		第五 高根
73					東七根町 左 (3.63K～3.66K)	30	B 洗掘	護岸工	花中 野依	第五 高根
74	柳 生 川	二 級	柳 生 川	5,307	南松山町 (JR 東海道本線交点から上流へ) 左 (4.9K～5.121K)	321	B 水衝	捨て石工	花中	第六 福岡
75					南松山町 (JR 東海道本線交点から上流へ) 右 (4.8K～5.12K)	320	A 堤防高	積土のう工		第三 松山
76					向山町 右 (6.4K～6.42K)	20	A 堤防強度	護 岸工		第三 向山
77					向山町 右 (6.77K～6.78K)	10				
78	紙 田 川	準 用	紙 田 川	3,908	老津町、杉山町 (境橋上流 120mから上流へ) 左 (0.61K～0.64K)	30	B 堤防高	積土のう工	花中 野依 牟呂	第五 老津 杉山
79					老津町、杉山町 (境橋上流 120mから上流へ) 右 (0.61K～0.64K)					
80			清 水 川	1,300	老津町 (紙田川合流点上流 760mから上流へ) 左	50				第五 老津
81					老津町 (紙田川合流点上流 760mから上流へ) 右					

[対照図面：図 3, 4]

(2)ため池注意箇所（重要水防箇所）

(河川課、消防本部総務課、中・南消防署)

図面 対象 番号	ため池名	重要水防箇所						担当方面隊 分団名	
		位置	延長 (m)	理由	重要 度	水防工 法	管理 責任者	方面隊	分団名
1	長楽池	石巻本町字大池	50.0	堤防強度 ・漏水	B	杭打 積土の う工	個人	第一	玉川
2	嵩山池	老津町字嵩山	122.0	堤防強度	B	杭打 積土の う工	個人	第五	老津

図面 対象 番号	ため池名	重要水防箇所					管理 責任者	担当方面隊 分団名	
		位置	延長 (m)	理由	重要 度	水防工 法		方面隊	分団名
3	ひょうたん池	豊清町字比舎古	58.0	堤防強度	B	杭打 積土の う工	豊橋市	第四	二川南
4	三太郎池	岩田町字影岩	150.0					第二	多米
5	反茂池	大岩町字反茂	269.0					第四	二川南
6	沢渡池	大岩町字沢渡	168.0					第四	二川南

[対照図面：図 3, 4]

(3)防災重点農業用ため池

(河川課)

ため池名	所在地	堤高 [m]	堤長 [m]	貯水量 [1,000 m ³]
北ノ池	石巻小野田町字滝沢	4.3	55.0	7.6
(馬越)大池	石巻本町字本郷	8.2	85.0	31.0
上池	嵩山町字山桂土	6.5	90.0	13.5
追間池	嵩山町字公護	10.0	86.0	108.0
宮前池	岩崎町字宮前	5.0	297.0	6.0
利兵池	岩田町字曾銀	4.5	445.0	39.4
影岩池	岩田町字影岩	5.5	427.0	56.0
三太郎池	岩田町字影岩	7.0	150.0	9.4
上庄池	岩田町字上庄	5.3	430.0	36.0
柱大池	柱七番町	1.5	247.0	3.7
中浜池	中浜町	3.5	170.0	7.0
昭和池	草間町字東山	5.0	175.0	77.8
蓮池	大崎町字南出口	4.0	32.0	2.0
植田大池	植田町字大池	5.0	135.0	100.0
精進池	植田町字蛤沢	4.0	87.0	15.0
待池	植田町字上海津田	4.5	69.0	7.0
中池	植田町字中池	3.8	93.0	20.0
嵩山池（下）	老津町字嵩山	8.0	129.0	60.0
椎ノ木下池	畑ヶ田町字芦川	3.2	47.0	1.0
天皇池	藤並町字藤並	2.5	77.0	3.1
深山池	雲谷町字上ノ山	8.0	95.0	10.0
頭谷池	雲谷町字上ノ山	8.0	135.0	12.0
影色池	雲谷町字外ノ谷	5.0	150.0	20.0

ため池名	所在地	堤高 [m]	堤長 [m]	貯水量 [1,000 m ³]
深田池	雲谷町字外ノ谷	1.5	98.0	6.0
西池（下）	中原町字東荒神	1.8	140.0	9.1
ひょうたん池	豊清町字比舎古	1.6	58.0	2.0
平山池	中原町字平山	4.5	146.0	60.0
大口池（1）	三弥町字大口	4.0	169.0	15.0
大口池（2）	三弥町字大口	3.6	99.0	2.0
反茂池	大岩町字反茂	5.0	269.0	70.0
馬込池	雲谷町字上ノ山	4.0	80.0	6.0
南ノ池	石巻小野田町字中ノ入	2.9	77.0	1.7
鳴沢池	石巻小野田町字向山	4.5	40.0	2.7
摺鉢池	中原町字西荒神	2.0	100.0	4.0
上ノ池（飯村）	飯村町字浜道上	3.5	110.0	10.0
唐池	二川町字東向山	3.5	83.0	4.0
空池	豊清町字茶屋ノ下	2.2	90.0	5.0
小屋池	高師本郷町字山腰	8.0	67.0	0.5
庄次郎池	高師本郷町字北沢	2.0	53.0	1.0
新池（植田）	植田町字新池	2.0	35.0	3.0
長池	高師本郷町字山腰	3.5	151.0	5.0
東池	豊清町字茶屋ノ下	3.0	60.0	2.0
三弥池	三弥町字三ツ家	2.0	56.0	6.0
無名池（久保田）	大岩町字久保田	2.6	10.0	0.5
銭亀池	牛川町字池下	3.1	106.5	5.0
沢渡池	大岩町字沢渡	3.0	168.0	23.0
七股池	杉山町字七股池	7.0	164.0	40.0
三ツ池（大岩）	大岩町字火打坂	6.7	77.0	29.0
高当池	賀茂町字高当池	4.7	54.0	3.0
山神池	飯村町字寺前	2.0	69.0	7.0

(4)海岸注意箇所（県東三河建設事務所、県三河港務所、農業支援課、消防本部総務課、中・南消防署）

図面 対照 番号	海岸名	想定 決壊箇所	被災関係地域			担当方面隊 分団名	
			町名	総面積(ha)	耕地面積(ha)	方面隊	分団
1	御津・豊橋海岸 下佐脇新田・梅藪 地区海岸	梅藪西町 新西浜町	梅藪町	91	81	第八	前芝
			梅藪西町				
			新西浜町	68	—		
2	豊橋海岸 梅藪・前芝 地区海岸	前芝町 浜新田	前芝町	140	86	第八	前芝
			西浜町				
			日色野町	52	41		

図面 対照 番号	海岸名	想定 決壊箇所	被災関係地域			担当方面隊 分団名	
			町名	総面積(ha)	耕地面積(ha)	方面隊	分団
3	豊橋海岸 吉前・神野新田 地区海岸	神野新田町 5号堤防	神野新田町 五号	150	113	第七	吉田方
4	豊橋海岸 神野新田 地区海岸	神野新田町 3号堤防	神野新田町 三郷	535	515	第七	牟呂
5	三河港海岸 豊橋地区海岸	神野新田町 二回	牟呂町 松島	230	205	第七	汐田
			神野新田町 二回			第六	磯辺
6	三河港海岸 大崎地区海岸	船渡町	船渡町	85	42	第六	大崎
7	明海海岸	明海町	明海町	576	—	第六 第五	大崎 老津
8	三河港海岸 老津地区海岸	老津町 森崎	老津町 波入江 中尾 中北 森崎 多門田 新田	73	53	第五	老津
9	豊橋海岸 杉山地区海岸	天津新田	杉山町天津	79	65	第五	杉山
10	高豊漁港海岸	高豊漁港海岸	東赤沢町	11	—	第五	豊南
			伊古部町	17	—		
			高塚町	12	—		高根
11	二川漁港海岸	二川漁港海岸	寺沢町	8	—	第四	小沢
			小松原町	7	—		
			小島町	14	—		
			細谷町	16	—		
			東細谷町	9	—		細谷

[対照図面：図 3, 4]

3. 大雨浸水対策事業及び大雨浸水注意箇所

(1) 大雨浸水対策事業

(河川課)

(令和 6 年度計画)

重点地区名	排水工事(m)
梅田川下流地区	84

(2)大雨浸水注意箇所

(河川課、下水道整備課)

区域名	地名
豊川流域	玉川校区（石巻本町、石巻西川町）、賀茂校区（賀茂町）、牛川校区（牛川町、牛川薬師町）、下地校区、大村校区、津田校区、前芝校区、吉田方校区、松葉校区（北島町、船町、湊町、南島町、絹田町、大橋通、関屋町）、下条校区、牟呂校区（牟呂町、神野新田町）、花田校区（花田町）、八町校区（今橋町、飽海町）、西郷校区（石巻小野田町）
佐奈川流域	前芝校区（日色野町、前芝町、西浜町、新西浜町、梅薮町、梅薮西町）、大村校区（大村町）
柳生川流域	新川校区（小畷町、前田中町）、松山校区（前田南町、南松山町、東松山町、西松山町、中松山町）、福岡校区（鍵田町、東小池町、堂浦町、柳生町、西小池町、入船町、松村町、西橋良町、東橋良町、有楽町、中橋良町、堂坂町、柱三番町、柱四番町、柱五番町、柱六番町、柱二番町、鴨田町、橋良町）、羽根井校区（花田町、花中町、中郷町、羽根井町、羽根井西町、入船町）、汐田校区、牟呂校区（牟呂市場町、牟呂中村町、牟呂公文町、神野新田町）、中野校区（藤沢町、潮崎町、神ノ輪町）、磯辺校区（神野新田町、王ヶ崎町）、豊校区（三ノ輪町）、つつじが丘校区（つつじが丘一丁目、つつじが丘二丁目、佐藤一丁目、佐藤二丁目、三ノ輪町）、飯村校区（飯村町、飯村北一丁目、飯村北二丁目、飯村南二丁目）
梅田川流域	芦原校区（芦原町、城山町、高師町、松井町、西高師町）、磯辺校区（磯辺下地町、一色町、内張町、大山町、草間町、駒形町、城山町、神野新田町）、栄校区（南栄町、弥生町）、植田校区（植田町）、大崎校区（船渡町）、汐田校区（神野新田町、牟呂町）、高師校区（高師町、高師本郷町、西高師町、畑ヶ田町、浜道町）、谷川校区（雲谷町、中原町、原町）、天伯校区（天伯町）、野依校区（野依町）、二川校区（雲谷町、大岩町、二川町）二川南校区（大岩町、二川町、細谷町、三弥町、豊清町）、細谷校区（細谷町）幸校区（藤並町、高田町）高根校区（東七根町）
紙田川流域	老津校区、杉山校区
音羽川流域	前芝校区（梅薮町、梅薮西町）
その他市街地	松山校区（駅前大通）、新川校区（舟原町）、豊校区（大井町、伝馬町、仲ノ町、春日町）、高師校区（三本木町）、岩西校区、二川校区、旭校区（東新町）

(3)低地域分布状況

(河川課、消防本部総務課)

海拔 1m 以下の低地の分布状況

地名	0m 以下 (km ²)	0m～1m (km ²)	計 (km ²)	担当方面隊分団名	
杉山町（福住新田、新々田、天津）	0.4	0.6	1.0	第五	杉山
神野新田町（二回）	1.0	0.8	1.8	第六	磯辺
神野新田町（三郷、五号）	7.6	0.9	8.5	第七	牟呂・吉田方
前芝町（加藤新田）、清須町	0.2	1.1	1.3	第八	津田・前芝
前芝町、日色野町	0.1	1.3	1.4	第八	前芝

地名	0m 以下 (km ²)	0m～1m (km ²)	計 (km ²)	担当方面隊分団名	
梅薮町	0.1	0.4	0.5	第八	前芝

4. 津波危険地域

(防災危機管理課)

豊橋市南海トラフ地震被害予測調査結果(平成26年8月28日公表)の理論上最大想定モデルの最大浸水深分布図等を基に、浸水被害が生じるおそれがある地域

青竹町(字青竹・字石洲・字八間西・字浜道)、飽海町、明海町、芦原町(字芦原・字嵩山地・字中・字東)、東田町、伊古部町(字大塚・字下リ・字枇杷ヶ谷・字本郷・字南椎ノ木谷)、石巻本町(字大渡・字北久古・字木戸口・字茶屋)、磯辺下地町(字古新田・字小葭谷・字下地・字島東・字下沢・字東坪・字南山崎・字葭谷・字葭山)、市場一丁目、今橋町、入船町、植田町(字入免・字大原・字古津田・字清水・字新津田・字新田・字砂坊・字天王尻・字西阿原中・字東阿原中、字法事堂、字森下)、牛川町(字洗島・字川口・字川田・字川垂・字下モ田・字下野・字城下・字水神前・字瀬ノ上・字中島・字長池、字長畑、字西河原・字西側・字八分取・字松下・字道上・字道下・字宮脇・字森下)、梅薮町(字老松・字折地・字上屋敷・字西神・字浜田・字深田・字平田・字元屋敷・字屋敷)、梅薮西町、瓜郷町(西寄道・前川・寄道)、老津町(字後田・字大津下・字沖田・字新田・字多門田・字中北・字波入江・字西中尾・字東原・字前田・字丸山・字森崎)、大崎町(字開円寺・字笠松・字笠松新田・字平嶋・字南辻火当・字安平・字谷洞)、大村町(字上古川・字川原・字北川原・字下古川・字水川瀬・字外神明・字高山・字仲川原・字東沖・字東川原)、大山町(字上青尻・字五分取・字塩浜・字下青尻・字太七坪・字道目記・字中坪・字西井場・字西大山・字西坪・字東大山・字松荒)、王ヶ崎町(字王郷・字北欠下・字汐崎・字宮脇)、鍵田町、川崎町、北島町(字北島・字外川原・字高田・字中川原・字青木前・字口戸)、絹田町、清須町(字葭谷・字宇治橋・字北天水・字小笹・字外河原・字高見・字高見西・字地形・字地形裏・字天神・字堂西・字中天水・字林・字兵庫・字二ツ塚・字榊屋・字万高地・字宮西)、下条西町(字池端・字上西川原・字北・字向月・字砂畑・字外畑・字刳木・字柳原)、小島町(字小判田・字寂円・字神田・字砂田・字東浜・字抱ノ木・字前田・字宮ノ谷)、小浜町、駒形町(字海中・字上沢・字駒郷・字下田・字中欠下・字退松・字広島・字道南・字南欠下・字山崎)、小松原町(字柄沢谷・字西川・字浜)、小向町(字内田・字北小向・字下野・字西小向・字蜂ヶ尻)、菰口町、菰口町一丁目、菰口町二丁目、菰口町三丁目、菰口町四丁目、菰口町五丁目、菰口町六丁目、下五井町(青木・川田・小前・小馬場・笹見原・白川・城屋敷・甚太前・寺前・天王・西屋敷・東店・平井前・南田・南屋敷・宮後・孫八・中島)、下地町(字北村・字見取・字重森・字城向・字外畑、字出杵・字豊岸・字吐出・字東・字東前・字元神・字四ッ屋)、下地町三丁目、下地町五丁目、城下町(字恵下・字築地ノ内・字味噌川・字南方部)、新栄町(字一本木・字大溝・字汐焼・字新田中・字鳥啜・字東小向・字南小向・字牟呂下)、新西浜町、神野新田町(字イノ割・字ロノ割・字ハノ割・字ニノ割・字ホノ割・字ヘノ割・字トノ割・字チノ割・字リノ割・字ヌノ割・字ルノ割・字ヲノ割・字ワノ割・字カノ割・字ヨノ割・字タノ割・字レノ割・字ソノ割・字ツノ割・字子ノ割・字ナノ割・字ラノ割・字ムノ割・字ウノ割・字キノ割・字ノノ割・字オノ割・字クノ割・字ヤノ割・字マノ割・字ケノ割・字フノ割・字コノ割・字エノ割・字テノ割・字アノ割・字サノ割・字キノ割・字ユノ割・字メノ割・字ミノ割・字シノ割・字エノ割・字ヒノ割・字モノ割・字セノ割・字スノ割・字京ノ割・字江縁・字沖ノ島・字会所前・字品井潟・字水神下・字中島・字中洲・字中道東・字宮前)、神野ふ頭町、杉山町(字天津・字天津前・字岡下・字神吉下・字久古下・字久美・字新々田・字外張・字谷下・字太郎・字中藻・字西ヶ坪・字福住・字向山下)、関屋町、高師本郷町字太田、高洲町(字大江・字鳥塚・字小島・字小水尾・字高洲・字長弦・字西屋敷・字向島・字森下)、高塚町(字荒谷・字名操)、寺沢町(字西ノ谷・字向坂ヶ谷)、問屋町、堂浦町、堂坂町、中郷町、西赤沢町(字東浦・字堀尻)、西小池町、西高師町(字大坪・字緑・字柚木)、西七根町(字谷合・字松前谷・字南浜辺)、西橋良町、野田町字野田、野依町(字落合・字鎌田・字米野・字五反田・字下阿原・字松割)、柱三番町、柱四番町、柱五番町、畑ヶ田町(字落合・字亀井・字雉山・字新落合)、花田町(字荒木・字絹田・字越水・字中ノ坪)、花中町、羽根井町、東赤沢町(字観音堂・字西方部・字浜屋敷)、東小池町、東七根町字暗り谷、東橋良町、東細谷町(字十ヶ谷・字根木谷・字広谷)、東脇二丁目、東脇三丁目、東脇四丁目、日色野町(字角田・字新切・字西畑・字八王子・字菱形・字藤井・字本当・字前田)、富

久縞町（字梅村・字茅野・字北ノ坪・字中ノ坪・字西ノ坪・字東ノ坪・字平塚・字富久縞）、藤沢町、船渡町（字荒田・字稲新田・字内新田・字尾山下・字皆住下・字城戸中・字小鰯新田・字塩谷・字高打場・字鶴ヶ崎・字伝六・字富ノ前・字船渡・字前田・字松ノ内・字向山・字向山下・字山崎下・字勇助）、船町、細谷町（字新坂・字滝ノ谷・字大定前・字天神前・字広谷・字臍ノ谷・字馬道口）、前芝町（字青木・字稲場・字字塚・字加藤・字茅場・字北堤・字草山・字塩田・字塩見・字外浜・字建野・字堤上・字堤下・字西・字西青・字西塩・字西堤・字西鶴・字浜新田・字東・字東塩・字東堤・字東鶴・字山内）、松井町（字赤根・字仲沖）、松村町、馬見塚町、三ツ相町字西外川原、湊町、南島町一丁目、南島町二丁目、牟呂町（字内田・字扇田・字大塚・字奥山・字奥山新田・字北汐田・字古田・字古幡焼・字境松・字水神・字大師孝・字築根・字中西・字西明治圠添・字西明治沖坪・字西明治川東・字西明治源助堀・字西明治新右前・字西明治大道下・字東里・字東明治圠裏・字東明治沖坪・字東明治川添・字東明治郷下・字東明治橋下・字百間・字松崎・字松島・字松島東・字松東・字南汐田）、柳生町、有楽町、横須賀町（秋麦・植松・後口・玄宗・三月田・重森・土場・野田・浜井場・林・稗田・東前・宮西・宮前・宮元・宗正・元屋敷・山下・横須賀）、吉川町、吉前町（字西吉前新田・字東吉前新田）、神野西町一丁目、西浜町、前田南町二丁目、牟呂市場町、牟呂大西町、牟呂公文町、牟呂水神町、牟呂中村町

5. 事前避難対象地域

（防災危機管理課）

明海町、川崎町（字中ノ森・字明治換・字藪ノ塚・字小班・字郷前・字一ツ松）、清須町（字葭谷・字宇治橋・字北天水・字小笹・字外河原・字高見・字高見西・字地形・字地形裏・字天神・字堂西・字中天水・字林・字兵庫・字二ツ圠・字柵屋・字万高地・字宮西）、小松原町字浜、下五井町（笹見原・白川・天王・平井前・中島）、神野新田町（字ハノ割・字ニノ割・字ホノ割・字ヘノ割・字トノ割・字チノ割・字リノ割・字ヌノ割・字ルノ割・字ヲノ割・字ナノ割・字ラノ割・字ムノ割・字ウノ割・字ヰノ割・字ノノ割・字オノ割・字クノ割・字ヤノ割・字マノ割・字ケノ割・字フノ割・字テノ割・字アノ割・字サノ割・字キノ割・字ユノ割・字メノ割・字ミノ割・字シノ割・字エノ割・字ヒノ割・字モノ割・字セノ割・字スノ割・字京ノ割・字江縁・字沖ノ島・字会所前・字水神下・字中島・字中洲）、神野ふ頭町、杉山町（字新々田・字中藻・字中藻・字福住）、高洲町（字大江・字小水尾）、問屋町、富久縞町（字梅村・字茅野・字北ノ坪・字中ノ坪・字西ノ坪・字東ノ坪・字富久縞）、前芝町（字茅場・字草山・字外浜・字建野・字西・字加藤）、三ツ相町字西外川原、横須賀町（土場・浜井場・稗田・宮西・宮元・元屋敷・山下）、吉前町（字西吉前新田・字東吉前新田）、神野西町一丁目、梅藪西町

6. 土砂災害警戒区域等

(河川課)

(1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-001	急傾斜地 の崩壊	沢向-1	西高師町字沢向	○	○	1	0	0	0
201-K-002		蟬川-2	多米町字蟬川	○	○	0	0	1	1
201-K-003		大門-1	多米町字大門	○	○	1	1	0	0
201-K-004		大門-2	〃	○	○	1	0	1	0
201-K-005		大門-3	〃	○	○	1	1	1	1
201-K-006		蟬川-1	多米町字蟬川	○	○	0	0	0	0
201-D-001	土石流	乗小路沢-1	牛川町字乗小路	○	○	39	0	0	0
201-D-002		乗小路沢-2	〃	○	○	39	0	0	0
201-K-008	急傾斜地 の崩壊	地下-1	大崎町字地下	○	○	0	0	0	0
201-K-009		地下-2	〃 浪入	○	○	4	1	0	0
201-K-010		地下-3	〃 浪入	○	○	4	1	0	0
201-K-011		岩本	嵩山町字南山	○	○	2	0	1	1
201-D-003	土石流	亀井川	嵩山町字岩本	○	○	8	0	0	0
201-K-012	急傾斜地 の崩壊	寺門-1	多米町滝ノ谷	○	○	0	0	1	0
201-K-013		滝ノ谷-1	多米町滝ノ谷	○	○	3	3	0	0
201-K-014		滝ノ谷-2	多米町滝ノ谷	○	○	3	0	0	0
201-D-005	土石流	多米東沢	多米東町2丁目	○	○	11	0	0	0
201-K-015	急傾斜地 の崩壊	石巻萩平町城山-1	石巻萩平町字城山	○	○	0	0	1	1
201-K-016		城山	石巻萩平町字城山	○	○	0	0	1	0
201-K-017		大門-1	石巻中山町字太陽寺跡	○		2	0	0	0
201-K-018		大門-2	石巻中山町字大門	○	○	1	1	0	0
201-K-019		太陽寺跡-1	石巻中山町字太陽寺跡	○	○	1	1	0	0
201-K-020	急傾斜地 の崩壊	石巻中山町向イ-1	石巻中山町字向イ	○	○	4	4	0	0
201-K-021		五本松-1	石巻中山町字五本松	○	○	1	1	0	0
201-K-022		五本松-2	石巻中山町字五本松	○	○	1	0	0	0
201-K-023		大山-2	石巻中山町字稗林	○	○	1	1	0	0
201-K-024		大山-1	石巻中山町字大山	○	○	0	0	1	0
201-K-025		奥屋-1A	石巻中山町字奥屋	○	○	1	1	0	0
201-K-026		奥屋-1B	石巻中山町字稗林	○	○	0	0	0	0
201-D-006	土石流	安川	石巻中山町字矢ノ沢	○	○	3	0	0	0
201-D-007		大沢沢	石巻中山町字大沢	○		2	0	0	0
201-D-008		真伽田沢	石巻中山町字古見道	○	○	3	2	0	0
201-D-009		大山沢	石巻中山町字諏訪山	○	○	0	0	0	0
201-K-027	急傾斜地 の崩壊	北欠	王ヶ崎町字北欠	○	○	6	5	1	1
201-K-028		乗小路-3	牛川町字乗小路	○	○	1	0	0	0
201-K-029		乗小路-4	牛川町字乗小路	○	○	0	0	0	0
201-K-030		大崎海道-1	西七根町字西石塚	○	○	0	0	0	0
201-K-031		西石塚-1	西七根町字西石塚	○	○	1	0	0	0
201-K-032		西浜辺-1	西七根町字西浜辺	○	○	1	0	0	0
201-K-033		北浜辺-1	西七根町字北浜辺	○	○	0	0	0	0
201-K-034		北浜辺-2	西七根町字北浜辺	○	○	2	2	0	0
201-K-035		北浜辺-3	西七根町字北浜辺	○	○	2	1	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-036	急傾斜地 の崩壊	南浜辺-1	西七根町字南浜辺	○	○	1	1	0	0
201-K-037		東浜辺-1	西七根町字東浜辺	○	○	1	1	0	0
201-K-038		向山 A	向山町字一本松	○		8	0	0	0
201-K-039		向山 B	向山町字一本松	○		5	0	1	0
201-K-040		七面 A	前田南町二丁目	○		5	0	1	0
201-K-041		七面 B	前田南町二丁目	○	○	4	1	2	0
201-K-042		乗小路-1	牛川町字乗小路	○	○	3	1	0	0
201-K-043		乗小路-2A	牛川町字乗小路	○	○	0	0	1	1
201-K-044		乗小路-2B	牛川町字乗小路	○	○	0	0	1	0
201-D-010	土石流	銭亀沢	牛川町字乗小路	○	○	5	0	1	0
201-K-045	急傾斜地 の崩壊	下角庵-1	嵩山町字下角庵	○	○	34	8	0	0
201-K-046		下角庵-2	嵩山町字下角庵	○	○	20	0	1	0
201-K-047		上角庵-1A	嵩山町字上角庵	○	○	1	1	0	0
201-K-048		上角庵-1B	嵩山町字上角庵	○	○	1	1	1	0
201-K-049		上角庵-2	嵩山町字上角庵	○	○	1	1	1	1
201-K-050		北貝津-1	嵩山町字北貝津	○	○	1	0	0	0
201-K-051		嵩山町井原-1	嵩山町字井原	○	○	1	1	0	0
201-K-052		嵩山町井原-2	嵩山町字井原	○	○	2	1	0	0
201-K-053		山軍馬-1	嵩山町字山軍馬	○	○	0	0	0	0
201-K-054		大亀-1A	石巻町字大亀	○	○	0	0	0	0
201-K-055		大亀-1B	石巻町字大亀	○	○	0	0	0	0
201-K-056		丸山 A	駒形町字丸山	○	○	11	1	0	0
201-K-057		丸山 B	駒形町字丸山	○	○	1	1	0	0
201-K-058		丸山-1	駒形町字丸山	○	○	3	0	1	0
201-K-059		一色郷 A	一色町字一色郷	○	○	5	1	0	0
201-K-060		一色郷 B	一色町字一色郷	○		4	0	0	0
201-K-061		一色郷 C	一色町字一色郷	○	○	11	4	0	0
201-K-062		松井(Ⅰ)	松井町字松井	○	○	11	1	0	0
201-K-063		松井(Ⅱ)	松井町字松井	○		8	0	0	0
201-K-064		芦原 A	芦原町字芦原	○	○	54	14	1	0
201-K-065		芦原 B	芦原町字芦原	○	○	1	0	0	0
201-D-011	土石流	月ヶ谷川	嵩山町字桂士	○	○	10	0	0	0
201-D-012		桂士沢 A	嵩山町字桂士	○	○	0	0	0	0
201-D-013		桂士沢 B	嵩山町字桂士	○	○	1	0	0	0
201-D-014		桂士沢 C	嵩山町字桂士	○	○	7	0	0	0
201-D-015		桂士沢 D	嵩山町字桂士	○	○	5	0	0	0
201-D-016		おそよ川第1支川	嵩山町字上角庵	○	○	0	0	1	1
201-D-017		おそよ川第2支川A	嵩山町字上角庵	○		1	0	1	0
201-D-018		おそよ川第2支川B	嵩山町字上角庵	○		1	0	1	0
201-D-019		狭石川	嵩山町字井原	○	○	25	6	1	1
201-D-020		嵩山川 A	嵩山町字松田	○	○	2	0	1	0
201-D-021		嵩山川 B	嵩山町字松田	○		2	0	1	0
201-D-022		大亀川	石巻町字大亀	○	○	1	0	3	0
201-D-023		眼鏡川	石巻町字会下	○	○	3	1	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-066	急傾斜地 の崩壊	内山-2	岩崎町字内山	○	○	1	1	0	0
201-K-067		内山-3	岩崎町字内山	○	○	1	1	0	0
201-K-068		米山-1	岩崎町字米山	○	○	0	0	0	0
201-K-069		南山-1A	岩崎町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-070		南山-1B	岩崎町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-071		豊橋市-11	岩崎町字山神	○	○	0	0	0	0
201-K-072		明見-1	老津町字明見	○	○	2	0	0	0
201-K-073		稲場-1	老津町字稲場	○	○	1	0	0	0
201-K-074		西聖-1	老津町字西聖	○	○	1	1	0	0
201-K-075		向田-1	老津町字向田	○	○	3	1	0	0
201-K-076		東高縄(Ⅱ)A	老津町字東高縄	○	○	4	0	0	0
201-K-077		東高縄(Ⅱ)B	老津町字東高縄	○	○	0	0	0	0
201-K-078		東高縄(Ⅰ)A	老津町字東高縄	○	○	5	4	0	0
201-K-079		東高縄(Ⅰ)B	老津町字東高縄	○	○	4	2	0	0
201-K-080		東高縄(Ⅰ)C	老津町字東高縄	○		1	0	0	0
201-K-081		新居 A	老津町字新居	○	○	0	0	0	0
201-K-082		新居 B	老津町字新居	○	○	0	0	0	0
201-K-083		中聖-1	老津町字中聖	○	○	2	1	0	0
201-K-084		西高縄-1A	老津町字西高縄	○	○	1	0	0	0
201-K-085		西高縄-1B	老津町字西高縄	○	○	0	0	0	0
201-K-086		西高縄-2A	老津町字西高縄	○	○	1	1	0	0
201-K-087		西高縄-2B	老津町字西高縄	○	○	1	1	0	0
201-K-088		今下-1	老津町字今下	○	○	2	0	0	0
201-K-089		北山・宮前 A	石巻本町字北山	○	○	2	0	0	0
201-K-090		北山・宮前 B	石巻本町字北山	○	○	0	0	0	0
201-K-091		本郷-1	石巻本町字本郷	○	○	0	0	0	0
201-K-092		豊橋市-6A	石巻本町字北山	○	○	0	0	0	0
201-K-093		豊橋市-6B	石巻本町字北山	○	○	0	0	2	1
201-D-024	土石流	内山川第 1 支川	多米町字神石	○	○	1	1	0	0
201-D-025		馬越川	石巻本町字本郷	○		10	0	0	0
201-D-026		馬越川第 1 支川	石巻本町字本郷	○		8	0	0	0
201-K-094	急傾斜地 の崩壊	火打坂	大岩町火打坂	○	○	3	0	0	0
201-K-095		東町	二川町東町	○	○	3	2	0	0
201-K-096		外ノ谷-1	雲谷町外ノ谷	○	○	0	0	0	0
201-K-097		北山-3	大岩町北山	○	○	1	1	0	0
201-K-098		外ノ谷-2	雲谷町外ノ谷	○	○	2	0	0	0
201-K-099		豊橋市-12	雲谷町上ノ山	○	○	0	0	0	0
201-K-100		牛川薬師(Ⅱ)	牛川薬師町	○	○	4	0	0	0
201-K-101		牛川薬師(Ⅰ)A	牛川薬師町	○	○	8	4	0	0
201-K-102		牛川薬師(Ⅰ)B	牛川薬師町	○	○	6	4	0	0
201-K-103		西郷	東田町西郷	○		13	0	0	0
201-K-104		牛川薬師(Ⅲ)	牛川薬師町	○	○	15	0	1	0
201-K-105		普門寺	雲谷町ナベ山下	○	○	0	0	1	1
201-K-106		ナベ山下	雲谷町ナベ山下	○	○	1	0	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-107	急傾斜地 の崩壊	岩西	中原町岩西	○	○	0	0	1	1
201-K-007-1A		乗小路 A	牛川町字乗小路	○	○	25	3	0	0
201-K-007-1B		乗小路 B	牛川町字乗小路	○	○	0	0	0	0
201-K-108		乗小路-5	牛川町字乗小路	○	○	0	0	0	0
201-D-027	土石流	大脇ノ谷沢	大脇町大脇ノ谷	○	○	4	0	0	0
201-D-028		上ノ山沢	雲谷町外ノ谷	○	○	1	0	0	0
201-D-029		鍋山川	雲谷町上ノ山	○		0	0	0	0
201-D-030		半尻川支川	雲谷町ナベ山下	○	○	7	0	0	0
201-K-109	急傾斜地 の崩壊	福岡町	小池町上ノ山	○	○	8	0	0	0
201-K-110		石塚	花田町石塚	○		5	0	0	0
201-K-111		富士見台(Ⅰ)A	富士見台二丁目	○		6	0	2	0
201-K-112		富士見台(Ⅰ)B	富士見台二丁目	○		0	0	0	0
201-K-113		富士見台(Ⅱ)	富士見台六丁目	○		5	0	0	0
201-K-114		西浦 A	西高師町西浦	○	○	7	1	0	0
201-K-115		西浦 B	西高師町白山	○	○	2	0	0	0
201-K-116		津森(Ⅱ)	西高師町津森	○		8	0	0	0
201-K-117		津森(Ⅰ)	西高師町船渡	○	○	2	1	0	0
201-K-118		船渡 A	西高師町船渡	○	○	1	1	0	0
201-K-119		船渡 B	西高師町白山	○	○	2	0	0	0
201-K-120		船渡-1	西高師町船渡	○	○	3	1	0	0
201-K-121		中浜町-2	中浜町	○	○	3	0	0	0
201-K-122		中浜町-1	中浜町	○	○	4	2	0	0
201-K-123		北田 A	多米町北田	○	○	0	0	0	0
201-K-124		北田 B	多米町北田	○	○	0	0	0	0
201-K-125		北田 C	多米町北田	○		0	0	0	0
201-K-126		北田 D	多米町北田	○	○	0	0	0	0
201-K-127		寺門	多米町北脇	○	○	3	1	1	0
201-K-128		豊橋市-10	多米町神石	○	○	0	0	0	0
201-K-129		天神前-1	賀茂町天神前	○	○	0	0	2	1
201-K-130		村上-1	賀茂町村上	○	○	1	1	0	0
201-K-131		豊橋市-1	賀茂町村上	○	○	1	0	0	0
201-K-132		森岡 A	森岡町	○	○	18	0	1	0
201-K-133		森岡 B	森岡町	○	○	8	0	0	0
201-K-134		日名倉-1	石巻本町日名倉	○	○	0	0	1	1
201-K-135		中岡-1A	石巻本町中岡	○		0	0	0	0
201-K-136		中岡-1B	石巻本町中岡	○	○	0	0	1	1
201-K-137		投野-1	石巻本町投野	○	○	1	1	0	0
201-K-138		向野-1A	石巻本町向野	○	○	0	0	0	0
201-K-139		向野-1B	石巻本町向野	○	○	0	0	0	0
201-K-140		枇杷ヶ谷	伊古部町枇杷ヶ谷	○	○	0	0	1	1
201-K-141		幸道-1	伊古部町幸道	○	○	0	0	0	0
201-K-142		幸道-2	伊古部町幸道	○	○	2	0	0	0
201-K-143		多岸田-1	伊古部町北椎ノ木谷	○	○	0	0	1	0
201-K-144		下り-1	伊古部町下り	○	○	1	0	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-145	急傾斜地 の崩壊	幸道-3	伊古部町幸道	○	○	0	0	0	0
201-K-146		豊橋市-14	伊古部町大縄手	○	○	0	0	0	0
201-D-031	土石流	赤岩川	多米町赤岩山	○		77	0	7	0
201-D-032		滝ノ谷沢	多米町滝ノ谷	○	○	0	0	0	0
201-K-147	急傾斜地 の崩壊	寺西-1	石巻小野田町字寺西	○	○	3	2	0	0
201-K-148		出口-3	石巻小野田町字出口	○	○	3	3	0	0
201-K-149		上鳥見塚 A	石巻小野田町字上鳥見塚	○	○	2	1	0	0
201-K-150		上鳥見塚 B	石巻小野田町字上鳥見塚	○	○	2	2	0	0
201-K-151		石巻小野田町字北山 A	石巻小野田町字北山	○	○	0	0	0	0
201-K-152		石巻小野田町字北山 B	石巻小野田町字北山	○	○	1	1	0	0
201-K-153		向山-3	石巻小野田町字向山	○	○	2	0	0	0
201-K-154		南山-3A	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-155		南山-3B	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-156		南山-3C	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-157		南山-3D	石巻町字南山	○	○	0	0	1	1
201-K-158		南山-3E	石巻町字南山	○	○	0	0	1	1
201-K-159		南山-3F	石巻町字南山	○	○	0	0	0	0
201-K-160		南山-3G	石巻町字南山	○	○	0	0	1	0
201-K-161		南山-4	石巻町字南山	○	○	0	0	1	1
201-K-162		寺前-2	石巻町字寺前	○	○	1	0	1	1
201-K-163		大岩町北山	大岩町字北山	○	○	2	0	0	0
201-K-164		東向山-2	二川町字東向山	○	○	3	0	1	1
201-K-165		吉祥-1A	石巻西川町字吉祥	○	○	0	0	1	1
201-K-166		吉祥-1B	石巻西川町字吉祥	○		0	0	1	0
201-K-167		吉祥-2	石巻西川町字吉祥	○	○	0	0	0	0
201-K-168		西屋敷-3	石巻西川町字西屋敷	○	○	1	0	0	0
201-K-169		石巻西川町城山	石巻西川町字城山	○	○	3	2	1	1
201-K-170		石巻西川町道上	石巻西川町字道上	○	○	3	0	0	0
201-K-171		上地-2	石巻西川町字上地	○	○	1	1	0	0
201-K-172		石巻萩平町向山	石巻萩平町字向山	○	○	1	1	0	0
201-K-173		宮下-7	石巻小野田町字宮下	○	○	3	2	0	0
201-K-174		下向嶋-1	石巻平野町字下向嶋	○	○	1	0	0	0
201-K-175		北ノ間-1	嵩山町字北ノ間	○	○	0	0	0	0
201-K-176		門前-3A	石巻町字門前	○		1	0	1	0
201-K-177		門前-3B	石巻町字門前	○	○	1	1	1	1
201-K-178		目高田-1	細谷町字目高田	○	○	1	0	0	0
201-K-179		細谷町目高田-1	細谷町字目高田	○	○	1	0	0	0
201-K-180		細谷町目高田-2	細谷町字目高田	○	○	0	0	0	0
201-K-181		稗林	石巻中山町字稗林	○	○	0	0	0	0
201-K-182		高山-2	飯村町字高山	○	○	0	0	0	0
201-K-183		中里	天伯町字中里	○	○	0	0	0	0
201-K-184		石巻西川町東	石巻西川町字東	○	○	0	0	0	0
201-K-185		古見道-3	石巻中山町字古見道	○	○	0	0	0	0
201-D-033	土石流	割田川	石巻西川町字吉祥	○		4	0	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-D-034	土石流	大入川	石巻町字南山	○		3	0	0	0
201-D-035		吉祥沢 A	石巻西川町字吉祥	○	○	2	0	0	0
201-D-036		吉祥沢 B	石巻西川町字吉祥	○	○	0	0	0	0
201-D-037		神畑沢	嵩山町字神畑	○	○	4	0	0	0
201-D-038		神畑洞-2	嵩山町字神畑	○	○	7	0	0	0
201-D-039		向イ沢	嵩山町字向イ	○	○	4	0	0	0
201-D-040		大入沢-2	石巻町字南山	○		7	0	0	0
201-D-041		三口沢	石巻町字三口	○	○	0	0	0	0
201-K-186	急傾斜地 の崩壊	平地 A	大崎町字平地	○	○	3	0	0	0
201-K-187		平地 B	大崎町字平地	○	○	19	2	0	0
201-K-188		西谷	杉山町字西谷	○	○	0	0	0	0
201-K-189		東谷 A	杉山町字東谷	○		13	0	0	0
201-K-190		東谷 B	杉山町字東谷	○		7	0	0	0
201-K-191		考仁	杉山町字考仁	○	○	2	0	0	0
201-K-192		南河内	杉山町字南河内	○	○	4	0	1	0
201-K-193		屋敷	杉山町字屋敷	○	○	11	4	0	0
201-K-194		神殿 A	城下町字神殿	○	○	0	0	1	1
201-K-195		神殿 B	城下町字神殿	○	○	0	0	1	1
201-K-196		恵下-1	城下町字恵下	○	○	4	0	0	0
201-K-197		内原-1	寺沢町字内原	○	○	9	1	0	0
201-K-198		畑ヶ田-1	畑ヶ田町字畑ヶ田	○	○	0	0	0	0
201-K-199		畑ヶ田-2	畑ヶ田町字畑ヶ田	○	○	0	0	0	0
201-K-200		山中-3	野依町字山中	○	○	0	0	0	0
201-K-201		東欠-1	野依町字東欠	○		0	0	0	0
201-K-202		古川	野依町字古川	○	○	0	0	0	0
201-K-203		北ヶ谷-1	若松町字北ヶ谷	○	○	1	0	0	0
201-K-204		山ノ神-1	東七根町字山ノ神	○	○	1	0	0	0
201-K-205		山ノ神-3	東七根町字山ノ神	○	○	0	0	0	0
201-K-206		内原-2A	寺沢町字内原	○	○	4	0	0	0
201-K-207		内原-2B	寺沢町字内原	○	○	1	0	0	0
201-K-208		内原-2C	寺沢町字内原	○	○	1	0	0	0
201-K-209		内原-3	寺沢町字内原	○	○	1	0	0	0
201-K-210		内原-4	寺沢町字内原	○	○	2	0	0	0
201-K-211		向坂ヶ谷	寺沢町字向坂ヶ谷	○	○	1	0	0	0
201-K-212		久古-2	杉山町字久古	○	○	0	0	0	0
201-K-213		久古-3	杉山町字久古	○	○	0	0	0	0
201-K-214		上殿村-1	杉山町字上殿村	○	○	2	2	0	0
201-K-215		切畑-1	杉山町字切畑	○	○	1	1	0	0
201-K-216		切畑-2	杉山町字切畑	○	○	1	0	0	0
201-K-217		松橋-1	杉山町字松橋	○	○	1	0	0	0
201-K-218		北御納-1	杉山町字北御納	○	○	1	1	0	0
201-K-219		知原-9	杉山町字知原	○	○	1	0	0	0
201-K-220		谷ノ上-1	小島町字谷ノ上	○	○	1	0	0	0
201-K-221		若宮-1	小島町字若宮	○	○	1	0	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-222	急傾斜地 の崩壊	南島-2	小島町字南島	○	○	2	0	0	0
201-K-223		神殿-1A	城下町字神殿	○	○	1	1	0	0
201-K-224		神殿-1B	城下町字神殿	○	○	0	0	0	0
201-K-225		北方部-2	城下町字北方部	○	○	0	0	0	0
201-K-226		西横根-1	東赤沢町字西横根	○	○	1	0	0	0
201-K-227		郷中-1	高塚町字郷中	○	○	3	0	0	0
201-K-228		郷ノ内-1	西赤沢町字郷ノ内	○	○	1	1	0	0
201-K-229		神出-1	西赤沢町字神出	○		1	0	0	0
201-K-230		本田-1	小島町字本田	○	○	2	0	0	0
201-K-231		東原	小松原町字東原	○	○	0	0	0	0
201-K-232		本田-2	小島町字本田	○	○	0	0	0	0
201-K-233		道天下-1	高塚町字道天下	○	○	2	2	0	0
201-K-234		井原-1A	高塚町字井原	○	○	2	2	0	0
201-K-235		井原-1B	高塚町字井原	○	○	1	1	0	0
201-K-236		井原-2	高塚町字井原	○	○	1	0	0	0
201-K-237		東五反田-2	野依町字東五反田	○	○	0	0	0	0
201-K-238		山中-1	野依町字山中	○	○	1	0	0	0
201-K-239		山中-2	野依町字山中	○	○	0	0	0	0
201-K-240		下泉-1	杉山町字下泉	○	○	0	0	0	0
201-K-241		いずみが丘	杉山町字いずみが丘	○	○	3	2	0	0
201-K-242		宮ノ谷	小島町字宮ノ谷	○	○	0	0	0	0
201-K-243		本田-3	小島町字本田	○	○	0	0	0	0
201-K-244		抱ノ木-2	小島町字抱ノ木	○	○	0	0	0	0
201-K-245		神田-1	高塚町字神田	○	○	1	0	0	0
201-K-246		井原-3A	高塚町字井原	○	○	1	0	0	0
201-K-247		井原-3B	高塚町字井原	○	○	0	0	0	0
201-K-248		井原-3C	高塚町字井原	○	○	1	1	0	0
201-K-249		井原-3D	高塚町字井原	○	○	1	0	0	0
201-J-001	地すべり	嵩山	嵩山町字山奈木	○		14	0	1	0
201-K-250	急傾斜地 の崩壊	坂井-2	賀茂町字坂井	○	○	2	2	0	0
201-K-251		二ツ塚	石巻平野町字二ツ塚	○		0	0	1	0
201-K-252		出口-4	石巻小野田町字出口	○	○	0	0	0	0
201-K-253		月谷	石巻小野田町字月谷	○	○	1	1	0	0
201-K-254		城之内	石巻本町字城之内	○	○	2	1	0	0
201-K-255		萱野-2	石巻本町字萱野	○	○	2	1	0	0
201-K-256		中野口	石巻本町中野口	○	○	1	0	0	0
201-K-257		東野-1A	石巻本町字東野	○	○	0	0	0	0
201-K-258		東野-1B	石巻本町字東野	○	○	2	0	0	0
201-K-259		西郷-1	牛川町字西郷	○	○	10	0	0	0
201-K-260		浪ノ上町	浪ノ上町	○		5	0	0	0
201-K-261		野中-2	多米町字野中	○	○	1	0	0	0
201-K-262		滝ノ谷-3	多米町字滝ノ谷	○		15	0	0	0
201-K-263		乗小路-6	牛川町字乗小路	○	○	2	1	0	0
201-K-264		乗小路-7	牛川町字乗小路	○	○	1	0	1	1

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-K-265	急傾斜地 の崩壊	三ツ塚-4	向山町字三ツ塚	○		3	0	2	0
201-K-266		池下-6	向山町字池下	○	○	5	1	1	0
201-K-267		内山-4	岩崎町字内山	○	○	0	0	1	1
201-K-268		城戸中-1A	船渡町字城戸中	○	○	0	0	0	0
201-K-269		城戸中-1B	船渡町字城戸中	○	○	0	0	0	0
201-K-270		城戸中-1C	船渡町字城戸中	○	○	0	0	0	0
201-K-271		欠	中野町字欠	○	○	6	0	0	0
201-K-272		上ノ山-6	船渡町字上ノ山	○	○	0	0	0	0
201-K-273		白山-6	西高師町字白山	○		0	0	1	0
201-K-274		西浦-2A	西高師町字西浦	○	○	5	1	0	0
201-K-275		西浦-2B	西高師町字西浦	○	○	2	0	0	0
201-K-276		船渡-2	西高師町字船渡	○	○	0	0	1	0
201-K-277		東高田町	東高田町	○	○	3	0	2	0
201-K-278		東-5	豊栄町字東	○	○	0	0	1	0
201-K-279		若松	老松町字若松	○	○	1	0	0	0
201-K-280		東山-6	細谷町字東山	○	○	0	0	0	0
201-K-281		西谷-8	杉山町字西谷	○	○	0	0	0	0
201-K-282		松岡	杉山町字松岡	○	○	0	0	0	0
201-K-283		池上-2	老津町字池上	○		0	0	1	0
201-K-284		奥足田口-3	西七根町字奥足田口	○		0	0	1	0
201-K-285		奥足田口-4	西七根町字奥足田口	○		0	0	1	0
201-K-286		北浦-2	東七根町字北浦	○	○	0	0	0	0
201-K-287		上田濃-1	小島町字上田濃	○	○	0	0	0	0
201-K-288		上田濃-2	小島町字上田濃	○	○	0	0	1	1
201-K-289		芋ヶ谷	小島町字芋ヶ谷	○	○	1	0	0	0
201-K-290		西山-7	西山町字西山	○	○	1	1	0	0
201-K-291		中尾	細谷町字中尾	○	○	0	0	0	0
201-K-292		西島-2	東細谷町字西島	○	○	3	1	0	0
201-K-293		西大縄手-3	伊古部町字西大縄手	○	○	0	0	0	0
201-K-294		西中沢	小島町字西中沢	○	○	2	1	0	0
201-K-295		石蔵	細谷町字石蔵	○	○	1	0	0	0
201-K-296		堂場	杉山町字堂場	○	○	1	1	0	0
201-K-297		三百田	杉山町字三百田	○	○	0	0	0	0
201-K-298		竜下-1	東赤沢町字竜下	○	○	4	2	0	0
201-K-299		茶ノ木	東赤沢町字茶ノ木	○	○	1	0	0	0
201-K-300		下り	伊古部町字下り	○	○	0	0	1	0
201-K-301		西浜辺-2	西七根町字西浜辺	○	○	1	0	0	0
201-K-302		中浜辺	西七根町字中浜辺	○	○	0	0	0	0
201-K-303		東浜辺-2	西七根町字東浜辺	○	○	1	0	0	0
201-K-304		東浜辺-3	西七根町字東浜辺	○	○	0	0	0	0
201-K-305		浜-1	小松原町字浜	○	○	0	0	1	0
201-K-306		市場-2	石巻本町字市場	○	○	1	0	0	0
201-D-004-1	土石流	火打坂洞	大岩町字火打坂	○		43	0	2	0
201-D-042		吉祥沢-1	石巻西川町字吉祥	○	○	2	0	0	0

区域番号	自然現象 の種類	区域の 名称	所在地	警	特	人家戸数		公共的建物数	
						土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域	土砂災害 警戒区域	うち土砂 災害特別 警戒区域
201-D-043	土石流	吉祥沢-2	石巻西川町字吉祥	○	○	3	0	0	0
201-D-044		瀬戸沢-1	石巻本町字瀬戸	○	○	1	0	0	0
201-D-045		嵩山川 C	嵩山町字柳原	○	○	0	0	1	0
201-D-046		内山川	岩崎町字坂尻	○	○	15	0	0	0
201-D-047		根本谷-1A	東細谷町字根本谷	○		0	0	0	0
201-D-048		根本谷-1B	東細谷町字根本谷	○		0	0	0	0
計	土石流	48 箇所		48	34	371	10	20	2
	急傾斜地の崩壊	307 箇所		307	278	686	138	64	25
	地すべり	1 箇所		1	0	14	0	1	0

(注 1) 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域は、土砂災害特別警戒区域における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）に基づき県知事が指定した区域である。

(注 2) 土砂災害警戒区域とは、土砂災害のおそれのある区域

(注 3) 土砂災害特別警戒区域とは、土砂災害警戒区域の中でも住宅等が損壊し、住民の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれのある区域

(注 4) 自然現象の種類とは、土砂災害の発生原因となる種類

(注 5) 警：土砂災害警戒区域指定のあるもの

(注 6) 特：土砂災害特別警戒区域指定のあるもの

(2) 急傾斜地崩壊危険区域

(河川課)

整理番号	区域名	所在地	傾斜度	高さ(m)
1	向山	向山町	85	11
2	七面	向山町字七面	80	11
3	芦原	芦原町字芦原	80	13
4	福岡町	福岡町	80	6
5	東谷	杉山町字東谷	60	8
6	東高縄 (Ⅰ)	老津町字東高縄	45	7
7	東高縄 (Ⅱ)	老津町字東高縄	70	8
8	牛川薬師 (Ⅰ)	牛川薬師町	35	8
9	南河内	杉山町字河内	40	8
10	一色郷	一色町字一色郷	40	9
11	牛川薬師 (Ⅱ)	牛川薬師町	50	7
12	平地	大崎町字平地	55	13
13	牛川薬師 (Ⅲ)	牛川薬師町	43	9
14	東郷町	東郷町	75	7
15	屋敷	杉山町字屋敷	47	9
16	大門	多米町字大門	40	16
17	地下	大崎町字地下	40	5
18	北欠	王ヶ崎町字北欠	32	10

7. 山地災害危険地区

(農業支援課)

種類	山腹崩壊危険地区			崩壊土砂流出危険地区		
	町	字	公共的建物等	町	字	公共的建物等
位置	石巻西川町	吉祥		石巻西川町	吉祥 1	
		上地	公民館		吉祥 2	
		西屋敷			吉祥 3	
			城山	公民館	石巻萩平町	黒岩
	石巻中山町	沢辺・五本松	東山			
	石巻町	乙北山	寺、揚水機場	松葉坂		
	石巻本町	瀬戸		石巻中山町	谷草	小学校
		北山			諏訪山	
	高塚町	荒谷	野外教育センター、 少年自然の家		*大沢・矢ノ 沢・役所場	公民館
	伊古部町	枇杷ヶ谷・下 リ				*大沢山
		本郷・南椎ノ 木谷・小鮎ヶ 谷		石巻平野町	上寒ノ谷	
		大塚			嵩山町	北山
	大岩町	*北山	医療提供施設	山角庵		小学校
	東赤沢町	観音堂・浜屋 敷・西方部		山軍場・山桂土		
		観音堂		浅間下/公護		小学校、保育園、 公民館、介護保 険施設
	嵩山町	南山	公民館	神畑・立岩		
	高塚町	荒谷・名操		石巻町	*北山甲・池上	
	西赤沢町	堀尻・東浦			会下	
	城下町	恵下・味噌川		多米町	赤岩山	保育園、老人福 祉施設
		南方部・築地 ノ内			蟬川	児童福祉施設、 医療提供施設
		築地ノ内			*滝ノ谷 1	
	賀茂町	神山	神社、牟呂用水		*滝ノ谷 2	
	杉山町	屋敷	公民館		*滝ノ谷 3	
		御園	神社、保育園、 公民館		*神石 1	幼稚園
	西七根町	谷合・南浜 辺・松前谷	産業廃棄物処理 場		*神石 2	
	多米町	*滝ノ谷 1	民族資料収蔵 室、公民館	岩崎町	*坂尻・内山	神社
		*滝ノ谷 2	地殻変動観測所	大岩町	*北山	
		*滝ノ谷 3	多米トンネル	大脇町	*大脇ノ谷	
	雲谷町	ナベ山下 1		雲谷町	*外ノ谷	
		ナベ山下 2	神社		*上ノ山	
	合計				60 か所	

注 *印は国有林。無印は民有林。

8. 土砂・山地災害区域内の避難行動要配慮者関連施設

(農業支援課、河川課)

番号	関連施設			所在地	危険地区の状況	
	施設名	分類	電話番号		土砂災害警戒区域等	崩壊土砂流出危険地区
1	介護老人保健施設 赤岩荘	㊦	66-1123	多米町大門	○	○
2	光生会 赤岩病院	㊤	62-2105	多米町蟬川	○	
3	赤岩壮 地域包括支援センター	㊦	66-1262	多米町大門	○	○
4	東部保育園	㊥	61-1410	〃	○	○
5	高山学園	㊥	61-1019	多米町野中		○
6	高根児童クラブ	㊦	080-3662-5522	西七根町中石塚		
7	児童クラブボラン	㊦	090-2349-5927	石巻町大亀	○	
8	老人保健施設豊橋ケアセンター	㊦	88-7211	嵩山町松田	○	○
9	けやき前田	㊦	54-9748	前田南町二丁目	○	
10	エバグリーン	㊦	62-4434	多米町大門	○	○
11	デイサービスあい	㊦	66-5663	多米町北脇	○	
12	ナチュラルファミリークリニック	㊤	62-4976	多米西町		○
13	医療法人 大岩の森	㊤	41-6800	大岩町北山		○
14	ゆめの子幼稚園	㊥	61-8864	岩崎町字山神		○
15	サンセットヒル牛川	㊦	69-1201	牛川町字乗小路	○	
16	あしはら保育園	㊥	46-5337	西高師町字白山	○	
17	知的障害者入所支援施設「自由の社」	㊦	23-5181	老津町字池上	○	
18	特別養護老人ホーム 王寿園	㊦	21-3511	小松原町字浜	○	
19	介護老人保健施設 豊橋ケアセンター	㊦	88-7211	嵩山町字松田	○	○
20	特定非営利活動法人 昂	㊦	43-1180	大岩町字大穴	○	○

関連施設の分類

㊥：児童福祉施設 ㊦：介護保険施設 ㊤：医療提供施設 ㊦：学童保育

9. 砂防指定箇所

(河川課)

砂防指定地	指定面積	1, 089. 36ha

※指定河川－[IV－1]参照

10. 道路注意箇所

(土木管理課、道路維持課)

道路管理者名	道路名		注意箇所		交通規制実施 (連続雨量)	注意内容
	種類	路線名	区間	区間長(m)		
愛知県知事	県道	県道 4号線	多米町字滝ノ谷 愛知・静岡県境	1, 400	150mm 通行規制 200mm 通行止	山崩れ 落石

11. 貯木場

(県三河港務所)

種別	所在地	経営者	総面積(m ²)
専用陸上	明海町	株式会社総合開発機構	92, 044
営業用水上	明海町、杉山町、老津町地先		9, 951

12. 危険物（石油類等）大量保有事業所

（予防課）

事業所名	所在地
トピー工業株式会社豊橋製造所	明海町 1
日東電工株式会社豊橋事業所	中原町字平山 18
株式会社荒木石油店豊橋油槽所	下地町字橋口 160-1
三菱ケミカル株式会社東海事業所	牛川通四丁目 1-2
協同組合東三河輸送センター	明海町 2-1
花王株式会社豊橋工場	明海町 4-51
神野臨海株式会社	神野新田町字ヤノ割 1
ペトロトランス株式会社明海油槽所	明海町 4-50
株式会社扇商会	神野新田町字トノ割 22
ペトロトランス株式会社明海第二油槽所	明海町 5-79
知多産業運輸株式会社	明海町 33-31
富士フィルム和光純薬株式会社愛知工場	新西浜町 2-2

13. 毒物・劇物大量保有事業所、製造所

（愛知県）

事業所名	所在地	保有主要品目名
花王キューカー株式会社豊橋工場	明海町 4-51	水酸化ナトリウム、水酸化カリウム
株式会社参陽堂 新栄営業所	新栄町字東小向 66	水酸化ナトリウム、塩酸、硝酸、硫酸
富士フィルム和光純薬株式会社愛知工場	新西浜町 2-2	4-(4-シアノ-3-フルオロフェニル)シクロヘキサノン、 沃化水素酸ほか

14. 煙火製造所

（予防課）

事業所名	所在地	所有火薬庫棟数	電話番号
豊橋煙火株式会社	石巻平野町字下大向野 49-1 他	煙火火薬庫 8 棟	88-4616（工場）
豊橋煙火株式会社	石巻平野町字下大向野 50-1	玩具煙火貯蔵庫 1 棟	88-4616（工場）
有限会社村松煙火工場	石巻小野田町字月谷 86, 87	煙火火薬庫 4 棟	88-3368（工場）
有限会社村松煙火工場	石巻小野田町字宮下 39-1 他	煙火火薬庫 3 棟	88-3368（工場）

15. 高圧ガス等大量保有事業所

（予防課）

事業所名	所在地	規模	保有品目名
トピー工業株式会社豊橋製造所	明海町 1	262.980t	液化天然ガス
		174.590t	液化酸素
		20,800 m ³	圧縮酸素
		53.183t	液化アルゴン
		8.460t	液化石油ガス
		1,357.500 m ³	圧縮空気
		21.620t	液化窒素
		5.910 m ³	圧縮水素
三菱ケミカル株式会社東海事業所	牛川通四丁目 1-2	68,170t	液化窒素
株式会社東三河総合ガスセンター	牛川通一丁目 20-2	58,952kg	液化ガス（液化石油ガス他）
		217.400 m ³	圧縮酸素
株式会社ガス検中部 豊橋営業所	神野新田町字 へノ割 3-1	19,785t	液化石油ガス 圧縮窒素

16. 放射性物質保有事業所

(予防課)

事業所名	所在地	使用場所		使用設備等
豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	腔内照射室		照射装置
		アイソトープ	準備室 RI 保管庫	放射性医薬品
社会医療法人明陽会成田記念病院	羽根井本町 134	PET-CT 室		照射装置
	白河町 78	高度放射線治療センター		治療装置
		成田記念陽子線センター		放射線発生装置
三菱ケミカル株式会社東海事業所	牛川通四丁目 1-2	フィルム工場		測定装置
		複合材料工場		測定装置
日東電工株式会社豊橋事業所	中原町字平山 18	工場塗工室		測定装置
環境技術株式会社	岩屋町字岩屋下 33-30	分析室		測定装置
豊橋技術科学大学	天伯町字雲雀ヶ丘 1-1	放射線実験棟		線源
東海ジオテック株式会社	明海町 33-9	環境分析室		分析装置
株式会社イズミテック	高師町字北新切 267-5	機器分析室		測定装置
愛知県環境調査センター東三河支所	富本町字国隠 20-8	分析室		測定装置
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター	飯村町字浜道上 50	RI 検査室		放射性医薬品
豊橋市中消防署	東松山町 23	保管室		測定装置

17. ガス施設

(サーラエナジー株式会社)

設備		所在地	ガスホルダー	
会社	工場名		天然ガス容量(m³)	基数
サーラエナジー株式会社	豊橋供給センター	神野新田町字テノ割 1	91,300 (1 基あたり)	2
	供給所	三ッ相町 206	42,000	1

18. 家屋密集地域（火災注意箇所）

（消防救急課、中・南消防署）

管轄	番号	地区	管轄	番号	地区
中消防署	1	梅薮町	南消防署	14	野田町
	2	前芝町		15	三ツ相町
	3	下地町（四ツ屋）		16	花田町（斉藤）
	4	下地町（北村）		17	花中町
	5	北島町		18	船渡町
	6	花田町（石塚）		19	南栄町
	7	関屋町		20	二川町
	8	松葉町一丁目		21	老津町
	9	花園町		22	高師町（北新切）
	10	飽海町		23	福岡町
	11	旭町	[対照図面：図 5]		
	12	東田町（北蓮田）			
	13	吾妻町			

（注）上記地区は、建物が密集し水利、道路等の条件から、人的、物的損害が多いと予想される。

19. 中高層建築物

（予防課）

用途 \ 階数	5・6F	7・8F	9・10F	11F～	合計
集会場等	1				1
遊技場	2	1			3
飲食店	10	3	1		14
物品販売店等	7				7
ホテル・旅館	6	5	5	3	19
共同住宅	281	82	34	45	442
病院・診療所	12	2	2		16
福祉施設	5	2			7
学校	23	6	1		30
神社・寺院等					
工場・作業場	11	2			13
駐車場	1				1
倉庫	8		1		9
事務所等	44	15	1	1	61
複合用途	140	33	11	17	201
合計	551	151	56	66	824

20. 地下建築物等

(1) 地下通路（横断地下道路）

（土木管理課、道路維持課）

名称	設置箇所	設置道路名	管理	備考
東細谷	東細谷町字境川地内	国道 1 号	市	境川信号交差点
一里山	東細谷町字一里山地内	国道 1 号	市	一里山信号交差点
二川向山	二川町字東向山地内	国道 1 号	市	二川町西向山信号交差点
小山塚	大岩町字小山塚地内	国道 1 号	市	
荒古橋	二川町字沢渡地内	国道 1 号	市	
久保田	大岩町字菅池地内	国道 1 号	市	梅田橋西信号交差点
岩屋	大岩町字久保田地内	国道 1 号	市	岩屋下信号交差点
小池 1 号	小池町字西海戸地内	国道 259 号	市	
小池 2 号	南小池町地内	国道 259 号	市	小池東信号交差点
高師口北	柱一番町地内	県道 豊橋環状線	県	高師口信号交差点の北西
駅前大通第 1	駅前大通一丁目地内	県道 豊橋停車場線	市	豊橋駅東口
駅前大通第 2	駅前大通二丁目地内	県道 豊橋停車場線	市	駅前大通り
鍵田	小池町地内	市道 鍵田町・小池町 11 号線	市	東海道本線下
佐藤西	佐藤二丁目地内	市道 佐藤 25 号	市	
佐藤東	佐藤三丁目地内	市道 佐藤 53 号	市	
東七根	東七根町地内	市道 東七根町 251 号	市	県道東七根・藤並線下

(2) 地下建築物

（予防課）

建築物の用途 地階の用途	合計	飲食店	物品販売	遊技場	倉庫	駐車場	事務所	その他
観覧場	1							1
集会場等	2							2
キャバレー・ナイトクラブ等	3			1	1			1
飲食店	16	16			0			0
物品販売店等	6		4				1	1
ホテル・旅館	5							5
共同住宅	16							16
病院・診療所	6							6
福祉施設	5							5
図書館	3							3
学校	17							17
神社・寺院等	9				2			7
工場・作業場	4						0	4
駐車場	8					8		
倉庫	4				4			
事務所等	89				1	4	17	67
準地下街	1							1
複合用途	86	24	5	1	7	3	3	43
合計	281	40	9	2	15	15	21	179

21. 都市計画における地域の指定

(1) 用途地域

(都市計画課)

都市計画用途面積

地域名	面積 (ha)	割合 (%)
第一種低層住居専用地域	667	10.9
第二種低層住居専用地域	76	1.2
第一種中高層住居専用地域	1,074	17.3
第二種中高層住居専用地域	107	1.7
第一種住居地域	1,242	20.0
第二種住居地域	255	4.1
準住居地域	56	0.9
近隣商業地域	356	5.8
商業地域	145	2.3
準工業地域	800	12.9
工業地域	403	6.5
工業専用地域	1,017	16.4
合計	6,198	100.0

(2) 防火地域及び準防火地域

(都市計画課)

	防火地域	準防火地域	計
面積 (ha)	72	543	615
都市計画区域 (市域) に対する割合 (%)	0.27	2.07	2.34

(3) 土地区画整理事業施行箇所

(区画整理課)

事業名	施行者	認可年月日	施行面積 (ha)	事業年度	都市計画道路 (m)	区画道路 (m)	水路 (m)	公園緑地 (m ²)	その他
牛川西部	組合	平成 7. 5. 19	43. 02	平成 7 ～令和 16	2, 367	8, 100	3, 985	26, 867	歩専 都市ガス布設
牟呂坂津	市	〃 13. 12. 4	21. 22	平成 13 ～令和 12	867	6, 426	1, 186	10, 416	歩専 都市ガス布設 調整池
柳生川南部	組合	〃 14. 9. 19	66. 49	平成 14 ～令和 11	2, 784	14, 771	6, 361	22, 294	歩専 都市ガス布設 調整池
3 地区計			130. 73		6, 018	29, 297	11, 532	59, 577	

(4) 公園緑地

(公園緑地課、福祉政策課)

種別		計画施工				進捗率（％）
		計画決定		完成開設		
		箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	
公園	街区公園	162	41. 32	158	40. 29	98
	近隣公園	13	17. 80	13	17. 80	100
	地区公園	5	27. 60	5	6. 19	22
	総合公園	3	83. 30	3	75. 38	90
	運動公園	2	67. 80	2	41. 69	61
	特殊公園	1	0. 4	1	0. 4	100
	小計	186	238. 22	182	180. 34	76
緑地		12	416. 15	11	134. 44	32
墓苑		1	6. 50	1	2. 20	34
合計		199	660. 87	194	316. 98	48

22. 港湾施設

(1) 航路

(みなと振興課、県三河港務所)

地区	水深 (m)	幅員 (m)	延長 (m)
神野・明海	-12.0	400	9,000
	-10.0	250	4,300
	-1.5	12~30	3,060

(2) 泊地

(みなと振興課、県三河港務所)

地区	水深 (m)	面積 (㎡)
神野・明海	-10.0 以上	1,528,031
	-7.5 ~ -10.0	368,050
	-5.5 ~ -7.5	125,600
	-4.0 ~ -5.5	346,796
	-2.5 ~ -4.0	59,600
	-2.5 未満	76,409
	計	2,504,486

(3) けい留施設

(みなと振興課、県三河港務所)

【神野地区】

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース	公専別
神野埠頭 1 号岸壁	-4.5	360	6	公
神野埠頭 2 号岸壁	-5.5	270	3	公
神野埠頭 3 号岸壁	-7.5	910	7	公
神野埠頭 4 号岸壁	-10.0	740	4	公
神野埠頭 5 号岸壁	-4.0	150	3	公
神野埠頭 6 号岸壁	-4.0	150	3	公
神野埠頭 7 号岸壁 (一部耐震強化岸壁)	-11.0 ~ -12.0	970	4	公
神野埠頭 8 号岸壁	-12.0	240	1	公
物揚場 (棧橋)	-2.3	21	—	専

【船渡地区】

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース	公専別
船渡埠頭 1 号岸壁	-4.0	500	10	公
船渡埠頭 2 号岸壁	-5.5	450	5	公
船渡埠頭 3 号岸壁(耐震強化岸壁)	-4.5	360	6	公

【明海地区】

施設名	水深 (m)	延長 (m)	バース	公専別
トピー東埠頭岸壁	-4.0	212	4	専
トピー北埠頭岸壁	-6.0	695	6	専
新来島豊橋造船岸壁	-10.0	200	2	専
新来島豊橋造船岸壁	-7.3	195	1	専
新来島豊橋造船岸壁	-5.0	270	4	専
明海 1 号栈橋	-10.0	210	1	専
明海 2 号栈橋	-10.0	173	1	専
明海 3 号岸壁	-12.0	185	1	専
明海 4 号岸壁	-12.0	250	1	専
明海 6 号接岸ドルフィン	-12.0	250	1	専
明海南ドルフィン	-5.5	98.6	1	専
明海 5 号岸壁	-12.0	250	1	専
係船浮標	-10.0	2 基	1	公

23. 要配慮者利用施設（避難促進施設）

(1) 洪水浸水想定区域・高潮浸水想定区域

(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、子育て支援課、保育課、保健医療企画課、住宅課、学校教育課、生涯学習課)

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
1	豊橋西高等学校	牟呂町字西明治新右前 4	31-8800	豊川	高潮	防災危機管理課	高等学校
2	特別養護老人ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	豊川	高潮	長寿介護課	介護老人福祉施設
3	特別養護老人ホーム喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7007	豊川	高潮	長寿介護課	介護老人福祉施設
4	特別養護老人ホーム永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	豊川	高潮	長寿介護課	介護老人福祉施設
5	特別養護老人ホーム倶楽荘	川崎町 216-2	32-2300	豊川	高潮	長寿介護課	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
6	老人保健施設ベルヴューハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	豊川	高潮	長寿介護課	介護老人保健施設
7	介護老人保健施設みのり	大村町字山所 77	51-1336	豊川	高潮	長寿介護課	介護老人保健施設
8	しんさかえケアセンターそよ風	新栄町字鳥塚 111	34-7351	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
9	デイサービスセンター永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
10	デイサービスセンター吉田方	小向町字北小向 74	34-7870	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
11	北島デイサービスセンター 光風	北島町字北島 81-1	54-1320	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
12	デイサービス豊生ライフ	菰口町五丁目 101	31-4938	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
13	デイサービスセンター喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1124	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
14	DSC 吉かむ	吉川町 86-1	34-3455	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
15	昭和の里デイサービスセンター	牛川町字南台 1-1	55-8128	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
16	デイサービスセンターのぞみ新栄	新栄町字大溝 21-1	21-5131	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
17	デイホーム美里	神野新田町字サノ割 48	34-7650	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
18	デイホーム安里	神野新田町字サノ割 48	32-6788	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
19	リハビリデイよしだがた	新栄町字新田中 40-1	43-6551	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
20	デイサービス 寄りあい	神野新田町字レノ割 24-1	31-8877	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
21	スマイルデイ豊生ライフ	菰口町五丁目 101	35-7068	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
22	アースサポート豊橋	花田町字荒木 38-1	32-7700	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
23	デイサービス あざれあ豊橋	瓜郷町八反田 22	39-9516	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
24	デイサービスセンター喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7500	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
25	キューアアップ	神野新田町字サノ割 63	26-8856	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
26	デイサービスひなたぼっこ	下地町字四ツ屋 75-1	75-2223	豊川	高潮	長寿介護課	通所介護
27	デイサービスあざれあ	下地町字柳目 27-2	39-5522	豊川	高潮	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム
28	グループホーム もみじ	大村町字山所 77	51-1334	豊川	高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
29	グループホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	31-2101	豊川	高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
30	グループホームくらら	川崎町 216-2	32-2312	豊川	高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
31	しんさかえケアセンターそよ風	新栄町字鳥塚 111	34-7351	豊川	高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
32	小規模多機能ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	39-5718	豊川	高潮	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護
33	ショートステイ喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	豊川	高潮	長寿介護課	短期入所生活介護
34	ショートステイ喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7007	豊川	高潮	長寿介護課	短期入所生活介護
35	特別養護老人ホーム永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	豊川	高潮	長寿介護課	短期入所生活介護
36	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	豊川	高潮	長寿介護課	短期入所療養介護
37	介護老人保健施設みのり	大村町字山所 77	51-1336	豊川	高潮	長寿介護課	短期入所療養介護
38	通所リハビリテーション FAM	吉川町 61	34-3313	豊川	高潮	長寿介護課	通所リハビリテーション
39	老人保健施設ベルヴェールハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	豊川	高潮	長寿介護課	通所リハビリテーション
40	介護老人保健施設みのり	大村町字山所 77	51-1336	豊川	高潮	長寿介護課	通所リハビリテーション
41	豊橋ケアコミュニティ そよ風	花田町字越水 4-1	34-3441	豊川	高潮	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム
42	あざれあ豊橋	瓜郷町八反田 22	39-9516	豊川	高潮	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム
43	スマイルナーシング豊橋吉田方	小向町字北小向 20-2	33-2170	豊川	高潮	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム
44	有料老人ホーム喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7501	豊川	高潮	長寿介護課	住宅型有料老人ホーム
45	下地老人福祉センター	下地町字宮前 52-1	55-2117	豊川	高潮	長寿介護課	老人福祉センター
46	グループホーム さざなみ (グループホーム花田・フットパスI グループホームフットパスII)	新栄町鳥塚 93-3・4・5	33-5606	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
47	グループホーム さざなみ (グループホームさざなみ)	船町 160-2	53-0051	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
48	ケアホーム 夢実の郷 (すてっふハウス)	三ツ相町 223 - 3	31-8876	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
49	ケアホーム 夢実の郷 (カーサ北島)	北島町字北島 32	080-4539-3117	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
50	ケアホーム 夢実の郷 (カーサ船町)	船町 159	53-7117	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
51	グループホーム昭和の里 サンライズ (グループホーム昭和の里 サンライズA)	牛川町字ギロウ 37-8	55-8128	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
52	グループホーム昭和の里 サンライズ (グループホーム昭和の里 サンライズB)	牛川町字ギロウ 37-3	55-8128	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
53	あさひの家 (あさひの家)	下地町字若宮 74	53-4223	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
54	ケアホーム 夢実の郷 (リバーサイド船町)	船町 74	070-1710-3316	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
55	ケアホーム 夢実の郷 (カーサ野田)	野田町字野田 138-2 サンキライ B103	32-7685	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
56	ケアホーム 夢実の郷 (ベリッシモ船町)	船町 253	070-1655-3316	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
57	蔵 (蔵)	下地町字四ツ屋 6-1	63-4522	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
58	グループホームふわふわ下地 (グループホームふわふわ下地 A/B)	下地町字野箱 57-1	21-5034	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
59	グループホームほのか (グループホームほのか 風の森)	川崎町 377 番地 2	39-3137	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
60	グループホームほのか (グループホームほのか 星の森)	川崎町 377 番地 1	39-3137	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
61	hands home 豊橋	大村町字大賀里 45-1	55-7222	豊川	高潮	障害福祉課	グループホーム
62	児童デイサービスほのか	川崎町 373-1	39-3137	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
63	ほっぷ	新栄町字東小向 9-10	35-7852	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
64	みどりの風	花田町字石塚 79-1	35-9303	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
65	ら・ばるか就労訓練工場	菰口町四丁目 2-2	31-3120	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
66	昭和の里就労継続支援センター	牛川町字南台 1-1	55-8128	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
67	ビュアオフィス矢車草	新栄町字大溝 25-1	34-2632	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
68	自活訓練所豊生ライフ	菰口町四丁目 1-2	31-2381	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
69	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
70	イーネットビズ	大村町字大ノ前 101	35-9189	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
71	コーヒーハウス さざなみ	下地町字四ツ屋 42-1・42-2・43	52-0020	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
72	オムれっと	花田町字百北 192-6	32-5022	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
73	多機能型事業所 輝望	花田町字中ノ坪 117	35-7061	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
74	じゃんぷ	神野新田町字アノ割 17-8	32-6066	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
75	ひばり	湊町 21 番地 2	56-7228	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
76	生活介護事業所 ほのか	川崎町 373-1	39-3137	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
77	みどりの風吉田分校	馬見塚町 256 1 階 2 号室	26-3233	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
78	あさひLAB	下地町字若宮 66	53-4222	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
79	さざなみ憩いの家	花田町字百北 193	33-5606	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
80	運動学習支援教室 すばるば	新栄町字新田中 27-5	39-6781	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
81	重症心身障がい児支援施設みらいおん	野田町字野田 208-1	73-3521	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
82	そわら	吉川町 61	26-3326	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
83	てあてるの芽 豊橋	大村町字桜島 50	21-5852	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
84	憩屋	下五井町捨田 32-6	74-5050	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
85	QUONchocolate パウダーラボ	菰口町三丁目 14	21-8658	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
86	E-work	神野新田町ヲノ割 16-2	21-7280	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
87	イーネットスクール	下地町字若宮 37 番地 2	35-9764	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
88	イーネットカレッジ	下地町字若宮 37 番地 2	21-5633	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
89	リル下地	下地町字野箱 57-2	21-5076	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
90	てあてる豊橋街道	大村町字大賀里 45-2	55-8711	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
91	Workup	菰口町三丁目 3 番地	26-3975	豊川	高潮	障害福祉課	通所事業所
92	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	豊川	高潮	障害福祉課	障害者支援施設
93	グループホームふわふわ下地	下地町字野箱 57-1	21-5034	豊川	高潮	障害福祉課	短期入所
94	短期入所ほのか	川崎町 377 番地 1	39-3137	豊川	高潮	障害福祉課	短期入所
95	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田 22-2	52-1111	豊川	高潮	福祉政策課	その他の社会福祉施設
96	三宝厚生館	下地町 3 丁目 1	55-5772	豊川	高潮	子育て支援課	母子生活支援施設
97	三宝こども園	下地町三丁目 3-1	55-1990	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
98	下条保育園	下条東町字古城 88-2	88-5335	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
99	三郷保育園	神野新田町字ソノ割 23	31-3525	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
100	松葉保育園	北島町字北島 88	52-7006	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
101	大村こども園	大村町字松ノ木田 2	53-1013	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
102	吉田方保育園	吉川町 125-2	31-7759	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
103	吉田方西保育園	小向町字西小向 5	32-2927	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
104	津田保育園	横須賀町林 8-1	31-3623	豊川	高潮	保育課	こども園・保育園
105	高洲若葉幼稚園	高洲町字小島 18-1	31-8008	豊川	高潮	防災危機管理課	幼稚園
106	イーエーエス保育所	下地町字門 10-1	32-7700	豊川	高潮	保育課	保育施設
107	豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	33-6111	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
108	杉浦内科	吉川町 46	32-3320	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
109	特別養護老人ホーム永生苑 豊橋	大村町字花次 83	55-5011	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
110	中島脳神経外科	下五井町捨田 45-1	54-6261	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
111	まひろ皮膚科クリニック	吉川町 158-3	31-1722	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
112	西田メディカルクリニック	吉川町 225-1	34-5566	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
113	本野医院	船町 280	54-2850	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
114	特別養護老人ホーム喜寿苑 医務室	前芝町字加藤 381-2	34-1414	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
115	こもぐち耳鼻咽喉科	菰口町五丁目 101	34-3391	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
116	かみやメンタルクリニック	牟呂町字西明治源助堀 6-1	34-1411	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
117	有心会とよはしにし整形リハクリニック	花田町字荒木 51-1	39-7888	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
118	吉田方クリニック	吉川町 245-4	33-7878	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
119	マミーローズクリニック	高洲町字森下 1	32-6585	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
120	里童こころと育ちのクリニック	吉川町 61	34-3313	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
121	中部クリニック	大村町字仲田 93	55-0303	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
122	さわもと歯科・矯正歯科	下地町字若宮 12	090-9338-4423	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
123	大村歯科医院	下地町字境田 65	55 - 5535	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
124	朝倉歯科医院	新栄町字南小向 9-9	31-7933	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
125	山本歯科医院	下地町 2-30	52-8481	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
126	岡田歯科	横須賀町組替 12-2	52-2400	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
127	むらまつ歯科医院	湊町 45	56-0015	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
128	すぎうら歯科	菰口町五丁目 15-1	33-3171	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
129	あさひな歯科	小向町字蜂ヶ尻 39-1	33-9233	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
130	たかぎ歯科	神野新田町字ハノ割 1-51	33-6609	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
131	歯科小林医院	南島町一丁目 67	75-7388	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
132	わたつ橋歯科医院	高洲町字高洲 159	32-6377	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
133	つばさ歯科	花田町字越水 124-1 ウ イングコート花田タウン 2	39-7182	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
134	よしだがたファミリー歯科クリニック	吉川町 105-4	32-6628	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
135	こもぐち歯科	菰口町五丁目 72-2	75-1083	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
136	トータルサポートクリニック豊橋	大村町字高之城 21	33-7891	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
137	師友堂みらいメディカル クリニック豊橋	下地町字長池 73	55-8733	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
138	助産院 KADA	高洲町字森下 1 番地	32-6585	豊川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
139	豊橋市立看護専門学校	青竹町字八間西 100-3	33-7891	豊川	高潮	保健医療企画課	看護学校
140	サービス付き高齢者 向け住宅虹の森豊橋	下地町字新道 41	53-7111	豊川	高潮	住宅課	サービス付き高齢者向け住宅
141	サービス付き高齢者 向け住宅虹福寿	牛川町字道上 51-1	55-8128	豊川	高潮	住宅課	サービス付き高齢者向け住宅
142	豊園ここからのすまい吉川	吉川町 106-2	35-6028	豊川	高潮	住宅課	サービス付き高齢者向け住宅
143	下条小学校	下条東町字西浦 41	88-2350	豊川	高潮	学校教育課	小学校
144	下地小学校	下地町字宮前 68	54-2233	豊川	高潮	学校教育課	小学校
145	吉田方小学校	吉川町 118	31-2055	豊川	高潮	学校教育課	小学校
146	松葉小学校	大橋通三丁目 107	52-0265	豊川	高潮	学校教育課	小学校
147	大村小学校	大村町字地之神 9	52-4235	豊川	高潮	学校教育課	小学校
148	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	31-4429	豊川	高潮	学校教育課	小学校
149	吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	31-4887	豊川	高潮	学校教育課	中学校
150	北部中学校	下地町長池 1	52-3108	豊川	高潮	学校教育課	中学校
151	牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	31-2550	豊川	高潮	学校教育課	中学校
152	松葉第一児童クラブ	大橋通三丁目 107	090-9731-8155	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設
153	松葉第二児童クラブ	大橋通三丁目 107	080-9484-4901	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設
154	津田児童クラブ	横須賀町字宮元 3-1	080-3284-2229	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
155	下地児童クラブ	下地町字宮前 68	080-3662-9191	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
156	大村児童クラブ	大村町字地之神 7-4	090-9905-8822	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
157	吉田方ガンバクラブ	小向町字北小向 93	32-7437	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
158	吉田方ガンバクラブ 2	吉川町 63	32-3522	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
159	吉田方ガンバクラブ 3	小向町字北小向 64	33-9148	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
160	吉田方ガンバクラブ 4	吉川町 156-5	31-7720	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
161	三宝児童クラブ	下地町三丁目 5-1	55-1990	豊川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
162	賀茂保育園	賀茂町字宗末 1-4	88-3918	豊川		保育課	こども園・保育園
163	賀茂クリニック	賀茂町字宗末 48	87-0888	豊川		保健医療企画課	病院・診療所
164	賀茂小学校	賀茂町字森宮 24	88-0400	豊川		学校教育課	小学校
165	前芝保育園	前芝町字西堤 25	31-0703	豊川・佐奈川	高潮	保育課	こども園・保育園
166	東三河ヤクルト販売株式会社 穂の國湊 保 育 ルーム	前芝町字山内 6	34-6056	豊川・佐奈川	高潮	保育課	保育施設
167	かずクリニック	前芝町字西堤 3-1	34-2555	豊川・佐奈川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
168	せんだクリニック	前芝町字山内 41	34-0077	豊川・佐奈川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
169	はが歯科クリニック	前芝町字東塩 24-1	35-0108	豊川・佐奈川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
170	前芝小学校	前芝町字西堤 30	31-0500	豊川・佐奈川	高潮	学校教育課	小学校
171	前芝中学校	前芝町字塩見 1	31-0507	豊川・佐奈川	高潮	学校教育課	中学校
172	前芝児童クラブ	前芝町字西堤 30	080-3681-7505	豊川・佐奈川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
173	豊橋中央高等学校	鍵田町 106	54-1301	柳生川	高潮	防災危機管理課	高等学校
174	グループホームあいちの森	松村町 48	48-7757	柳生川	高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
175	複合型サービス あいち	松村町 51	48-7757	柳生川	高潮	長寿介護課	複合型サービス
176	ラクラス豊橋南沙田ショートステイ	牟呂町字南沙田 28-1	38-5888	柳生川	高潮	長寿介護課	短期入所生活介護
177	愛知クリニックデイサービスセンター	松村町 50-1	47-3663	柳生川	高潮	長寿介護課	通所介護
178	汐田デイサービスセンター	牟呂町字南沙田 26-1	38-8660	柳生川	高潮	長寿介護課	通所介護
179	小規模デイサービス ワンラブ	牟呂町字松島 17-7	45-1879	柳生川	高潮	長寿介護課	通所介護
180	機能回復型デイサービス 笑源の里	前田南町二丁目 8-23	87-4085	柳生川	高潮	長寿介護課	通所介護
181	ラクラス豊橋牟呂デイサービス	牟呂町字大塚 60-1	21-8255	柳生川	高潮	長寿介護課	通所介護
182	リハビリ特化型デイサービス ゆずの花 牟呂	市場一丁目 1-3	26-3518	柳生川	高潮	長寿介護課	通所介護

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
183	コブあいちデイサービス豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	柳生川	高潮	長寿介護課	認知症対応型通所介護
184	コブあいち小規模多機能ホーム豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	柳生川	高潮	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護
185	牟呂高齢者活動センター	牟呂町字東里 42-2	48-1312	柳生川	高潮	長寿介護課	高齢者活動センター
186	てんぱくホーム（第1ホーム）	柱五番町 106	61-3530	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
187	てんぱくホーム（第2ホーム）	柱五番町 84-1	61-3530	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
188	東脇グループホーム (東脇グループホーム A/C/D/E/G/H)	東脇四丁目 24-10 ハイツ岡田 (102/103/105/203/205/101)	75-1482	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
189	東脇グループホーム (東脇良グループホーム)	東脇良町 25	75-1482	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
190	わおんアットウォーム (わおんアットウォーム牟呂)	牟呂市場町 11-1 クオリアビル 3F	090-2773-4877	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
191	ゆうみハウス (ゆうみハウス 松村 A/B)	松村町 52-5 (1 階/2 階)	26-6585	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
192	ゆうみハウス (ゆうみハウス 松村 II-A/II-B)	松村町 52-4 (1 階/2 階)	26-6585	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
193	ピュアライフ豊橋 I (ピュアライフ豊橋 I A・I B)	東脇 3 丁目 18 番地 24 (1 階・2 階)	080-9464-5639	柳生川	高潮	障害福祉課	グループホーム
194	児童デイサービスあおぼ	牟呂市場町 2-1	34-1487	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
195	聴覚・ろう重複センター楓	堂坂町 13	39-6209	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
196	こどもデイサービス しょこら	有楽町 43	39-4160	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
197	児童デイサービス みらい	牟呂町字扇田 66	38-8221	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
198	デイサービスセンターおんぶ	堂坂町 47-1	75-9331	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
199	てあてる豊橋	堂坂町 47-1	48-0505	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
200	LITALICO ワークス豊橋	中郷町 118-1 豊橋サステナブル 3 階	34-3280	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
201	聴覚・ろう重複センターそら	小浜町 5	39-7372	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
202	福祉工房あいむ	柱六番町 96	75-2622	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
203	きゃらっと neo	牟呂市場町 11-1	21-8310	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
204	きゃらっと UNO	花中町 145-4	39-8811	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
205	矢車草東脇	東脇四丁目 4-17	43-5001	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
206	きゃらっと ICHI	西橋良町 22	21-7030	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
207	てらぴあげっと 豊橋柳生橋教室	前田南町一丁目 16-2 ヴィレッジ杉田 1 階	57-2060	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
208	就労継続支援 B 型事業所 カラフル	羽根井西町 1-2	31-1900	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
209	シャイン	羽根井町 17 番地 5 カワイビル 2F	34-0556	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
210	ひまわりばんび	豊橋市藤沢町 146 ポプラ豊橋マンション B	26-3530	柳生川	高潮	障害福祉課	通所事業所
211	ひがたん	東脇四丁目 24-10	75-1482	柳生川	高潮	障害福祉課	短期入所

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
212	寿泉寺いずみ幼稚園	牟呂町百間 60	48-3588	柳生川	高潮	防災危機管理課	幼稚園
213	東三河ヤクルト販売株式会社 花 中 保 育 ル ー ム	花中町 54	31-8960	柳生川	高潮	保育課	保育施設
214	ほっぺ保育園	中橋良町 65	21-7788	柳生川	高潮	保育課	保育施設
215	クラウドナイン	柱六番町 108-1	48-5558	柳生川	高潮	保育課	保育施設
216	三沢医院	前田南町一丁目 21-1	54-7831	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
217	小島眼科医院	西小池町 29-2	45-4908	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
218	野村小児科	東脇三丁目 2-15	32-1150	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
219	愛知県赤十字血液センター豊橋事業所	東脇三丁目 4-1	32-1331	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
220	木下内科	東脇二丁目 13-10	31-1121	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
221	藤田内科胃腸科	藤沢町 108	45-0687	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
222	有心会愛知クリニック	松村町 48	47-3663	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
223	産科・婦人科ひらでかおるクリニック	牟呂町字大塚 85-1	37-5731	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
224	かわぐちこどもクリニック	牟呂町字大塚 86-1	44-1810	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
225	しみず皮膚科クリニック	中橋良町 67-1	21-7070	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
226	向仁会はしら整形リハビリクリニック	中橋良町 42	29-8484	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
227	パークベレクリニック	南松山町 153	56-0020	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
228	豊新クリニック	中郷町 172-2 中郷バレス 1C	090-8325-2521	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
229	山内ファミリークリニック	牟呂町字東里 60	43-6333	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
230	服部歯科医院	東松山町 137	53-5994	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
231	からさわ歯科	中郷町 27-4	33-1800	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
232	安形歯科医院	牟呂町字百間 58	48-2248	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
233	東脇デンタルクリニック	東脇三丁目 22-4	34-0302	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
234	白井歯科医院	羽根井西町 3-7	33-4180	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
235	カワイ歯科クリニック	入船町 58-1	47-4811	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
236	五十嵐歯科医院	牟呂町字中西 17-133	48-5354	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
237	あい東脇皮膚科クリニック	東脇一丁目 8-15	31-4112	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
238	胃腸科清水内科	鴨田町 42-2	45-6201	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
239	清水歯科医院	東脇四丁目 21-17	31-2924	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
240	もりた耳鼻咽喉科	東脇一丁目 7-7	34-2001	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
241	かみのわ歯科医院	神ノ輪町 98	48-0202	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
242	尾崎歯科	東脇二丁目 8-6	33-3001	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
243	花中歯科クリニック	花中町 81-3	33-5615	柳生川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
244	ふじさわ翔裕館	藤沢町 101	35-7892	柳生川	高潮	住宅課	サービス付き高齢者向け住宅
245	汐田小学校	牟呂町北汐田 50-1	47-3220	柳生川	高潮	学校教育課	小学校
246	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	31-3101	柳生川	高潮	学校教育課	小学校
247	牟呂第一児童クラブ	牟呂中村町 1-4	080-3681-7513	柳生川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
248	牟呂第二児童クラブ	牟呂中村町 1-4	080-3669-8116	柳生川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
249	学童保育汐田たけのこクラブ第一	牟呂町字松島東 62、63	45-1105	柳生川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
250	学童保育汐田たけのこクラブ第二	牟呂町字松島東 62、63	45-1105	柳生川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
251	たかくら幼稚園	鍵田町 117	54-7715	柳生川		防災危機管理課	幼稚園
252	ほのぼのホーム（なのはなホーム）	前田南町二丁目 6-10	61-3530	柳生川		障害福祉課	グループホーム
253	ほのぼのホーム（たんぼぼホーム）	前田南町二丁目 6-13	61-3530	柳生川		障害福祉課	グループホーム
254	ソーシャルインクルーホーム豊橋鍵田町 （ソーシャルインクルーホーム豊橋鍵田町Ⅰ/Ⅱ）	鍵田町 55-28	26-3556	柳生川		障害福祉課	グループホーム
255	のんびりはうす	前田南町二丁目 19-3	75-8966	柳生川		障害福祉課	通所事業所
256	コペルプラス豊橋教室	前田南町一丁目 1-3 タワーレジデンスアネックス・1 2 階 E 号 室	43-5381	柳生川		障害福祉課	通所事業所
257	きゃらっと JUN	小池町字鍵田 61-2	21-5011	柳生川		障害福祉課	通所事業所
258	短期入所 豊橋鍵田町	鍵田町 55-28	26-3556	柳生川		障害福祉課	短期入所
259	幼保連携型認定こども園 正 林 寺 保 育 園	南松山町 104	55-5101	柳生川		保育課	こども園・保育園
260	うえまつクリニック	前田南町一丁目 9-11	53-7065	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
261	みやもと歯科	前田南町二丁目 14-15	52-8148	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
262	ひかりクリニック	西松山町 25-1	55-2511	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
263	さくら歯科クリニック	前田南町一丁目 2-3	52-8050	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
264	いながき耳鼻いんこうクリニック いながき乳腺外科クリニック 豊橋サージッククリニック	三ノ輪町字三ノ輪 8-3	62-0201	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
265	豊橋スカイ眼科	牟呂町大塚 70	45-1555	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
266	まつやま歯科	つつじが丘二丁目 1-10	64-5955	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
267	かきはら眼科クリニック	つつじが丘二丁目 29 番地の 3	63-5139	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
268	つつじが丘ウィメンズクリニック	つつじが丘二丁目 3-10	66-5550	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
269	わたなべ皮膚科クリニック	三ノ輪町字三ノ輪 5 番地 12	69-2700	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
270	はなのきクリニック	三ノ輪町字三ノ輪 5 番地 14	63-9933	柳生川		保健医療企画課	病院・診療所
271	松山なないろクラブ	前田南町一丁目 2-5	87-4606	柳生川		生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
272	デイサービスセンター和	大山町字西大山 41-2	37-7537	梅田川	高潮	長寿介護課	通所介護
273	デイサービス なの花	神野新田町字宮前 100	38-5350	梅田川	高潮	長寿介護課	通所介護
274	デイサービスたけのこ	駒形御町字退松 85	45-6213	梅田川	高潮	長寿介護課	通所介護

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
275	グループホームたけのこ	駒形町字退松 85	45-6213	梅田川	高潮	長寿介護課	通所介護
276	スマイルハート	大山町字下青尻 94-2	37-3377	梅田川	高潮	保育課	保育施設
277	豊橋ハートセンター	大山町字五分取 21-1	37-3377	梅田川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
278	あしはら歯科医院	芦原町字嵩山地 25	29-8355	梅田川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
279	かわいクリニック	大山町字松荒 9-5	48-0008	梅田川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
280	有賀歯科医院	大山町字上青尻 18-3	38-0024	梅田川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
281	きくち整形外科眼科クリニック	高師本郷町字北浦 79	38-1010	梅田川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
282	野依眼科	野依町字落合 1-12 旧豊橋南 1F	21-9971	梅田川	高潮	保健医療企画課	病院・診療所
283	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	48-1216	梅田川	高潮	学校教育課	小学校
284	南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	48-5620	梅田川	高潮	学校教育課	中学校
285	本郷中学校	高師本郷町字竹ノ内 90-1	48-3116	梅田川	高潮	学校教育課	中学校
286	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	45-2608	梅田川	高潮	学校教育課	小学校
287	芦原第一児童クラブ	芦原町字嵩山地 42-1	080-3681-7115	梅田川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
288	芦原第二児童クラブ	芦原町字嵩山地 42-1	080-9484-1885	梅田川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
289	芦原第三児童クラブ	芦原町字嵩山地 36-4	080-9119-9481	梅田川	高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
290	二川病院	大岩町字北元屋敷 36-3	41-0011	梅田川		保健医療企画課	病院・診療所
291	中村歯科	二川町南裏 19-14	41-8555	梅田川		保健医療企画課	病院・診療所
292	きよた歯科	草間町字東山 138	38-8681	梅田川		保健医療企画課	病院・診療所
293	坂田歯科医院	曙町字松並 29-7	45-6434	梅田川		保健医療企画課	病院・診療所
294	有料老人ホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 5-1	39-8100		高潮	長寿介護課	有料老人ホーム
295	デイサービス船渡	船渡町字城戸中 7-2	25-7801		高潮	長寿介護課	通所介護
296	デイサービスセンターつばめ	牟呂大西町 18-15	34-2030		高潮	長寿介護課	通所介護
297	特別養護老人ホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	38-8711		高潮	長寿介護課	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
298	ショートステイ真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100		高潮	長寿介護課	短期入所生活介護
299	共用型認知症デイサービス真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100		高潮	長寿介護課	認知症対応型通所介護
300	グループホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100		高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
301	グループホーム牟呂	牟呂中村町 5-4	32-0130		高潮	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
302	ケアサポートセンター真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8102		高潮	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護
303	ガンバりんく	問屋町 10-1	39-4294		高潮	障害福祉課	通所事業所
304	つばさ工房	王ヶ崎町字北欠下 22	48-8540		高潮	障害福祉課	通所事業所
305	美緑	老津町字西高縄 118-1	43-6715		高潮	障害福祉課	通所事業所
306	多機能型事業所 みつけ	牟呂中村町 6 番地 16	31-1419		高潮	障害福祉課	通所事業所
307	こばんはうすさくら 豊橋中浜教室	中浜町 219 番地の 29	45-6701		高潮	障害福祉課	通所事業所

番号	施設名称	所在地	電話	洪水・高潮浸水想定区域		担当課	区分
308	きゃらっと ICHI	西橋良町 22	21-7030		高潮	障害福祉課	通所事業所
309	デンソー豊橋製作所一時保育室	明海町 3-23	44-2411		高潮	保育課	保育施設
310	向島物流サービス株式会社 従業員専用託児所	明海町 4-56	23-5366		高潮	保育課	保育施設
311	保育ママ みるく	駒形町字丸山 19	37-5207		高潮	保育課	保育施設
312	幼保連携型こども園 明照保育園	牟呂中村町 6-1	31-1419		高潮	保育課	こども園・保育園
313	トビー工業株式会社豊橋製造所附属診療所	明海町 1	25-1111		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
314	株式会社ジェイテクト豊橋工場診療所	明海町 5-61	23-2411		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
315	デンソー豊橋診療所	明海町 3-23	44-2419		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
316	浅井歯科医院	老津町字今下 43-13	23-0023		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
317	森歯科	杉山町字いづみが丘 43-5	23-6489		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
318	かすや内科クリニック	牟呂町字内田 19-2	52 - 4427		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
319	山本歯科	牟呂大西町 3-8	32-0808		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
320	東脇胃腸内科・外科	東脇四丁目 1-6	32-3831		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
321	立松歯科医院	東脇一丁目 19-10	32-2233		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
322	牟呂診療所	東脇二丁目 15-2	31-1917		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
323	こやま皮膚科クリニック	東脇一丁目 32-6	32-1224		高潮	保健医療企画課	病院・診療所
324	羽根井どろんこクラブ	錦町 148	33-0361		高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設
325	羽根井第二どろんこクラブ	羽根井本町 69	33-0135		高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設
326	第一明照児童クラブ	牟呂中村町 6-1	31-1419		高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設
327	第二明照児童クラブ	牟呂中村町 6-1	31-1419		高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設
328	第三明照児童クラブ	牟呂中村町 6-1	31-1419		高潮	生涯学習課	放課後児童健全育成 事業の用に供する施設

(2) 土砂災害警戒区域

(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、保育課、保健医療企画課、学校教育課、生涯学習課)

番号	施設名称	所在地	電話	担当課	区分
1	ゆめの子幼稚園	岩崎町字山神 1-11	61-8864	防災危機管理課	幼稚園
2	医療法人光生会赤岩介護医療院	多米町字蛸川 33-70	62-2105	長寿介護課	介護医療院
3	光生会介護老人保健施設赤岩荘	多米町字大門 10	66-1123	長寿介護課	介護老人保健施設
4	老人保健施設豊橋ケアセンター	嵩山町字松田 55	88-7211	長寿介護課	介護老人保健施設
5	グループホーム青葉の家	嵩山町字松田 56	88-7213	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
6	グループホームエバグリーン	多米町字大門 10	62-4434	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
7	愛の家グループホーム豊橋牛川薬師町	牛川薬師町 8-4	34-3455	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護

番号	施設名称	所在地	電話	担当課	区分
8	光生会介護老人保健施設赤岩荘	多米町字大門 10	66-1123	長寿介護課	通所リハビリテーション
9	デイサービスあい	多米町字北脇 2-3	66-5663	長寿介護課	通所介護
10	光生会介護老人保健施設赤岩荘	多米町字大門 10	66-1123	長寿介護課	短期入所療養介護
11	老人保健施設豊橋ケアセンター	嵩山町字松田 55	88-7211	長寿介護課	短期入所療養介護
12	医療法人光生会赤岩介護医療院	多米町字蟬川 33-70	62-2105	長寿介護課	短期入所療養介護
13	地域生活支援センターすたあと 指定短期入所事業所	牛川薬師町 10 南無三館西館	51-6885	障害福祉課	短期入所
14	認定こども園東部保育園	多米町字大門 2-1	61-1410	保育課	こども園・保育園
15	光生会赤岩病院	多米町字蟬川 33-70	62-2105	保健医療企画課	病院・診療所
16	高根小学校	西七根町北浜辺 147-1	21-2105	学校教育課	小学校
17	高根児童クラブ	西七根町北浜辺 147-1	080-3681-5080	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
18	児童クラブポラン	石巻町字大亀 2-7	090-2349-5927	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

(3) 津波災害警戒区域

(防災危機管理課、長寿介護課、障害福祉課、福祉政策課、保育課、保健医療企画課、住宅課、学校教育課、生涯学習課)

番号	施設名称	所在地	電話	担当課	区分
1	寿泉寺いずみ幼稚園	牟呂町字百間 60	48-3588	防災危機管理課	幼稚園
2	高洲若葉幼稚園	高洲町字小島 18-1	31-8008	防災危機管理課	幼稚園
3	豊橋西高等学校	牟呂町字西明治新右前 4	31-8800	防災危機管理課	高等学校
4	特別養護老人ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	長寿介護課	介護老人福祉施設
5	特別養護老人ホーム王寿園	小松原町字浜 41	21-3511	長寿介護課	介護老人福祉施設
6	老人保健施設ベルビューハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	長寿介護課	介護老人保健施設
7	特別養護老人ホーム倶楽荘	川崎町 216-2	32-2300	長寿介護課	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
8	特別養護老人ホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	長寿介護課	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
9	グループホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	31-2101	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
10	グループホームくらら	川崎町 216-2	32-2312	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
11	グループホームあいちの森	松村町 48	48-7757	長寿介護課	認知症対応型共同生活介護
12	コープあいちデイサービス豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	長寿介護課	認知症対応型通所介護
13	グループホーム真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	長寿介護課	認知症対応型通所介護
14	共用型認知症デイサービス真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	長寿介護課	認知症対応型通所介護
15	複合型サービス あいち	松村町 51	48-7757	長寿介護課	複合型サービス
16	ショートステイ喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	長寿介護課	短期入所生活介護
17	ショートステイ真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	長寿介護課	短期入所生活介護
18	ショートステイサービスセンター王寿園	小松原町字浜 41	21-3511	長寿介護課	短期入所生活介護
19	老人保健施設ベルビューハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	長寿介護課	短期入所療養介護
20	愛知クリニックデイサービスセンター	松村町 50-1	47-3663	長寿介護課	通所介護
21	デイサービスセンター吉田方	小向町北小向 74	34-7870	長寿介護課	通所介護
22	デイサービス なの花	神野新田町字宮前 100	38-5350	長寿介護課	通所介護

番号	施設名称	所在地	電話	担当課	区分
23	デイサービス豊生ライフ	菰口町五丁目 101	31-4938	長寿介護課	通所介護
24	デイサービスセンター喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1124	長寿介護課	通所介護
25	DSC 吉かわ	吉川町 86-1	34-3455	長寿介護課	通所介護
26	デイサービスセンターのぞみ新栄	新栄町字大溝 21-1	21-5131	長寿介護課	通所介護
27	デイホーム美里	神野新田町字サノ割 48	34-7650	長寿介護課	通所介護
28	デイホーム安里	神野新田町字サノ割 48	32-6788	長寿介護課	通所介護
29	リハビリデイよしだがた	新栄町字新田中 40-1	43-6551	長寿介護課	通所介護
30	デイサービス 寄りあい	神野新田町字レノ割 24-1	31-8877	長寿介護課	通所介護
31	デイサービスセンター王寿園	小松原町字浜 41	21-3511	長寿介護課	通所介護
32	スマイルデイ豊生ライフ	菰口町五丁目 101	35-7068	長寿介護課	通所介護
33	キューアアップ	神野新田町字サノ割 63	26-8856	長寿介護課	通所介護
34	老人保健施設ベルビューハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	長寿介護課	通所リハビリテーション
35	コープあいち小規模多機能ホーム豊橋西	牟呂町字松崎 15	39-7351	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護
36	小規模多機能ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	39-5718	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護
37	ケアサポートセンター真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8102	長寿介護課	小規模多機能型居宅介護
38	ケアハウスくろしお	小松原町字浜 41	21-3511	長寿介護課	軽費老人ホーム
39	ケアホーム 夢実の郷 (すてっぷハウス)	三ツ相町 223 - 3	31-8876	障害福祉課	グループホーム
40	ケアホーム 夢実の郷 (カーサ野田)	野田町字野田 138-2 サンキライ B103	32-7685	障害福祉課	グループホーム
41	グループホームほのか (グループホームほのか 風の森)	川崎町 377 番地 2	39-3137	障害福祉課	グループホーム
42	グループホームほのか (グループホームほのか 星の森)	川崎町 377 番地 1	39-3137	障害福祉課	グループホーム
43	児童デイサービスほのか	川崎町 373-1	39-3137	障害福祉課	通所事業所
44	ほっぷ	新栄町字東小向 9-10	35-7852	障害福祉課	通所事業所
45	ガンバリんく	問屋町 10-1	39-4294	障害福祉課	通所事業所
46	ら・ばるか就労訓練工場	菰口町四丁目 2-2	31-3120	障害福祉課	通所事業所
47	ピュアオフィス矢車草	新栄町字大溝 25-1	34-2632	障害福祉課	通所事業所
48	自活訓練所豊生ライフ	菰口町四丁目 1-2	31-2381	障害福祉課	通所事業所
49	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	障害福祉課	通所事業所
50	じゃんぷ	神野新田町字アノ割 17-8	32-6066	障害福祉課	通所事業所
51	生活介護事業所 ほのか	川崎町 373-1	39-3137	障害福祉課	通所事業所
52	みどりの風吉田分校	馬見塚町 256 1 階 2 号室	26-3233	障害福祉課	通所事業所
53	つばさ工房	王ヶ崎町字北欠下 22	48-8540	障害福祉課	通所事業所
54	QUONchocolate パウダーラボ	菰口町三丁目 14	21-8658	障害福祉課	通所事業所
55	そわら	吉川町 61	26-3326	障害福祉課	通所事業所
56	E-work	神野新田町字サノ割 16-2	21-7280	障害福祉課	通所事業所
57	きゃらっと ICHI	西橋良町 22	21-7030	障害福祉課	通所事業所
58	Workup	菰口町三丁目 3 番地	26-3975	障害福祉課	通所事業所

番号	施設名称	所在地	電話	担当課	区分
59	シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	障害福祉課	障害者支援施設
60	短期入所まのかわ	川崎町 377 番地 1	39-3137	障害福祉課	短期入所
61	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田 22-2	52-1111	福祉政策課	その他の社会福祉施設
62	前芝保育園	前芝町字西堤 25	31-0703	保育課	こども園・保育園
63	三郷保育園	神野新田町字ソノ割 23	31-3525	保育課	こども園・保育園
64	吉田方保育園	吉川町 125-2	31-7759	保育課	こども園・保育園
65	吉田方西保育園	小向町字西小向 5	32-2927	保育課	こども園・保育園
66	津田保育園	横須賀町林 8-1	31-3623	保育課	こども園・保育園
67	豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	33-6111	保健医療企画課	病院・診療所
68	豊橋ハートセンター	大山町字五分取 21-1	37-3377	保健医療企画課	病院・診療所
69	杉浦内科	吉川町 46	32-3320	保健医療企画課	病院・診療所
70	有心会愛知クリニック	松村町 48	47-3663	保健医療企画課	病院・診療所
71	かずクリニック	前芝町字西堤 3-1	34-2555	保健医療企画課	病院・診療所
72	せんだくクリニック	前芝町字山内 41	34-0077	保健医療企画課	病院・診療所
73	まひろ皮膚科クリニック	吉川町 158-3	31-1722	保健医療企画課	病院・診療所
74	西田メディカルクリニック	吉川町 225-1	34-5566	保健医療企画課	病院・診療所
75	こもぐち耳鼻咽喉科	菰口町五丁目 101	34-3391	保健医療企画課	病院・診療所
76	かみやメンタルクリニック	牟呂町字西明治源助堀 6-1	34-1411	保健医療企画課	病院・診療所
77	吉田方クリニック	吉川町 245-4	33-7878	保健医療企画課	病院・診療所
78	山内ファミリークリニック	牟呂町字東里 60	43-6333	保健医療企画課	病院・診療所
79	マミーローズクリニック	高洲町字森下 1	32-6585	保健医療企画課	病院・診療所
80	里童こころと育ちのクリニック	吉川町 61	34-3313	保健医療企画課	病院・診療所
81	朝倉歯科医院	新栄町字南小向 9-9	33-1616	保健医療企画課	病院・診療所
82	すぎうら歯科	菰口町五丁目 15-1	33-3171	保健医療企画課	病院・診療所
83	安形歯科医院	牟呂町字百間 58	48-2248	保健医療企画課	病院・診療所
84	あさひな歯科	小向町字蜂ヶ尻 39-1	33-9233	保健医療企画課	病院・診療所
85	はが歯科クリニック	前芝町字東塩 24-1	35-0108	保健医療企画課	病院・診療所
86	たかぎ歯科	神野新田町字ハノ割 1-51	34-0510	保健医療企画課	病院・診療所
87	わたつ橋歯科医院	高洲町字高洲 159	32-6377	保健医療企画課	病院・診療所
88	よしだがたファミリー歯科クリニック	吉川町 105-4	32-6628	保健医療企画課	病院・診療所
89	五十嵐歯科医院	牟呂町字中西 17-133	48-5354	保健医療企画課	病院・診療所
90	特別養護老人ホーム王寿園 医務室	小松原町字浜 41	21-3511	保健医療企画課	病院・診療所
91	かわいクリニック	大山町字松荒 9-5	48-0008	保健医療企画課	病院・診療所
92	かすま内科クリニック	牟呂町字内田 19-2	31-6262	保健医療企画課	病院・診療所
93	有賀歯科医院	大山町字上青尻 18-3	38-0024	保健医療企画課	病院・診療所
94	こもぐち歯科	菰口町五丁目 72-2	75-7722	保健医療企画課	病院・診療所
95	助産院 KADA	高洲町字森下 1 番地	32-6585	保健医療企画課	病院・診療所
96	豊園ここからのすまい吉川	吉川町 106-2	35-6028	住宅課	サービス付き高齢者向け住宅

番号	施設名称	所在地	電話	担当課	区分
97	吉田方小学校	吉川町 118	31-2055	学校教育課	小学校
98	前芝小学校	前芝町字西堤 30	31-0500	学校教育課	小学校
99	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	31-4429	学校教育課	小学校
100	吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	31-4887	学校教育課	中学校
101	前芝中学校	前芝町字塩見 1	31-0507	学校教育課	中学校
102	牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	31-2550	学校教育課	中学校
103	南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	48-5620	学校教育課	中学校
104	津田児童クラブ	横須賀町宮元 3-1	080-3284-2229	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
105	前芝児童クラブ	前芝町字西堤 30	080-3681-7505	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
106	吉田方ガンバクラブ	小向町字北小向 93	32-7437	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
107	吉田方ガンバクラブ 2	吉川町 63	32-3522	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
108	吉田方ガンバクラブ 3	小向町字北小向 64	33-9148	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設
109	吉田方ガンバクラブ 4	吉川町 156-5	31-7720	生涯学習課	放課後児童健全育成事業の用に供する施設

24. 浸水想定区域内に立地し、申出のあった大規模工場等

(防災危機管理課)

番号	名称	所在地
1	トピー工業株式会社 豊川製造所 明海工場	明海町 5 番地 29

V 防災上必要な施設・設備等

1. 気象等観測施設、設備等

(1) 雨量観測所 (国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、通信指令課)

設置場所		管理者	観測及び連絡担当
中消防署	東松山町 23	豊橋市	通信指令課
中消防署東分署	中岩田二丁目 7-4		中消防署東分署
〃 前芝出張所	日色野町字新切 46-1		〃 前芝出張所
〃 石巻出張所	石巻本町字野添 136		〃 石巻出張所
南消防署	曙町字南松原 118		南消防署
南消防署西分署	東脇一丁目 1-8		南消防署西分署
〃 二川出張所	二川町字道賢田 46-3		〃 二川出張所
〃 大清水出張所	大清水町字姫田 51		〃 大清水出張所
嵩山小学校	嵩山町字宮下 78-1	国土交通省	調査課水防企画係
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所	中野町字平西 1-6		
愛知県東三河建設事務所	今橋町 6	愛知県	建設部河川課
視聴覚教育センター	大岩町字火打坂 19-16		建設部砂防課
月ヶ谷公民館前	嵩山町字南浦 41		
万場調整池	西赤沢町字万場		

(2) 水位観測所 (国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)

河川名	観測点 名称 量水標 名称	設置 場所	管理者	水位					観測値 連絡先担当
				水防団 待機水 位(m)	はん濫 注意水 位(m)	出動 水位 (m)	避難判 断水位 (m)	はん濫 危険水 位(m)	
豊川	豊橋	船町	国土交通省	3.00	3.50	4.00	—	—	防災危機管理課
	当古	豊川市当古町		3.30	4.70	5.10	6.20	7.10	
	石田	新城市庭野		2.40	4.20	4.70	6.20	7.40	
豊川放水路	放水路 第1	豊川市柑子町		5.00	7.00	7.60	9.10	9.10	
柳生川	花田	前田南町一丁目	愛知県	1.35	2.05	2.60	2.60	3.50	通信指令課
梅田川	浜道	天伯町字八田平		2.35	2.80	3.05	3.05	3.70	
佐奈川	佐土	豊川市佐土町		1.85	2.15	2.40	2.45	2.80	
音羽川	国府	豊川市森一丁目		1.40	1.85	2.15	2.40	2.70	

(3) 潮位・水位観測所 (国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所)

水系・湾名	観測所名	設置場所	管理者
豊川	前芝	前芝町	国土交通省
三河湾	三河湾	神野ふ頭町	
三河湾	三河港	神野ふ頭町 3-9	愛知県

(4) 風向、風速観測所

(通信指令課)

設置場所	管理者	観測担当者
消防本部通信指令課（東松山町 23）	通信指令課長	通信指令課

(5) 気象観測所

(防災危機管理課、通信指令課)

設置場所等	管理者	観測担当者
消防本部通信指令課（東松山町 23）	通信指令課長	通信指令課
アメダス観測点（神野新田町字レノ割）	名古屋地方気象台	防災グループ

(6) 地震観測所

(防災危機管理課、通信指令課)

観測点名	設置場所	管理・観測	備考
豊橋	向山緑地(向山町)	気象庁	気象庁発表
豊橋	通信指令課(東松山町 23)	県防災局	気象庁発表（一部）
豊橋(N. TYHH)	少年自然の家 (伊古部町字下り 25-41)	防災科学技術研究所	Hinet(高感度地震観測網)
豊橋(AICH09)			KiK-net(強震観測網)
豊橋北(N. THNH)	石巻小学校(石巻町字西浦 16)	防災科学技術研究所	Hinet(高感度地震観測網)
豊橋北(AICH22)			KiK-net(強震観測網)
豊橋(AIC015)	向山緑地(向山大池町)	防災科学技術研究所	K-Net(強震ネットワーク)

2. 消防施設・設備等

(1) 消防庁舎、消防機械配置

(消防本部総務課、消防救急課)

種別 署所名		はしご付消防自動車 (照明灯・無線機付)	化学消防ポンプ自動車 (照明灯・無線機付)	水そう付消防ポンプ自動車 (照明灯・無線機付)	消防ポンプ自動車 (照明灯・無線機付)	小型動力ポンプ付水槽車 (照明灯・無線機付)	高規格救急車(無線機付)	小型動力ポンプ付積載車 (無線機付)	救助工作車 (照明灯・無線機付)	電源車 (照明灯・無線機付)	指揮車(無線機付)	広報車(無線機付)	オートバイ	その他の車両	合計
消防本部	総務課											1			1
	消防救急課						1				2	1		2	6
	通信指令課											1			1
	予防課											2			2
中消防署		1		2		1	1	1	1			2	5	4	18
東分署			1		1	1	1						3	2	9
前芝出張所				1	1		1						2	3	8
石巻出張所				1	1		1						3	2	8
南消防署		1		2		1	2		1			2	5	3	17
西分署			1			1	2						3	2	9
二川出張所				1	1		1						3	1	7
大清水出張所			1	1			1						3	2	8
合計		2	3	8	4	4	11	1	2		2	9	27	21	94

(2) 消防団人員・機械器具

(消防本部総務課)

区分 方面隊名	総数			編成			装備			
	隊数	団員数	ポンプ数	分団数	団員数		計	積載用自動車	ポンプ数	
					本隊	分団			手引動力	小型動力
本団		15		1	1	14				
第一方面隊	1	160	11	5	3	157	11	11		11
第二方面隊	1	180	11	11	3	177	11	11		11
第三方面隊	1	104	6	5	3	101	6	6		6
第四方面隊	1	115	8	5	3	112	8	8		8
第五方面隊	1	149	12	5	2	147	12	12		12
第六方面隊	1	188	12	12	3	185	12	12		12
第七方面隊	1	129	9	5	3	126	9	9		9
第八方面隊	1	79	5	4	3	76	5	5		5
計	8	1,119	74	53	24	1,095	74	74		74

(3) 化学消火剤（消火原液）の備蓄

(消防本部総務課、予防課)

機関名	数量 (ℓ)	薬品名	所在地	電話番号
豊橋市消防本部 (中・南消防署)	3,672	界面活性剤	東松山町 23 曙町字南松原 118	52-0119 46-0119
	3,050	マイティーフォーム		
トピー工業株式会社豊橋製造所	100	エアーフォーム原液 3%	明海町 1	25-1111
日東電工株式会社豊橋事業所	140	メガフォーム	中原町字平山 18	41-1121
	400	フカダフロロアルコフォーム		

(4) 流出油防除資器材

(環境保全課、予防課)

区分 備蓄場所	吸着剤		乳化剤 (ℓ)	オイルフェンス (m)	電話番号
	粉剤	布剤			
豊橋市役所立体駐車場倉庫	165.5kg	174kg	—	23.6	環境保全課 51-2390
吉田方防災倉庫	—	—	—	140	環境保全課 51-2390
愛知県三河港務所	—	780kg	—	1,200	31-4155
トピー工業株式会社豊橋製造所	—	400kg	660	400	25-1111
株式会社総合開発機構	—	137kg	—	400	23-0711
神野建設株式会社	—	35kg	36	200	31-5430
三菱ケミカル株式会社東海事業所	20kg	130kg	—	—	64-2235
株式会社新来島豊橋造船豊橋工場	—	54kg	45	270	25-4111
サーラエナジー株式会社豊橋供給センター	—	30kg	—	60	32-5518
日東電工株式会社豊橋事業所	—	150kg	—	—	41-1121
株式会社荒木石油店豊橋油槽所	—	150kg	—	—	54-9208
ペトロトランス株式会社明海油槽所	—	300kg	306	300	23-1599
ペトロトランス株式会社明海第二油槽所	—	500kg	450	340	23-2666

※1 流出事故処理に際しては速やかに消防本部予防課 51-3121、若しくは消防救急課 52-0119、

警察署 54-0110、環境保全課 51-2390 に通報すること。(油種、油量、流出場所、地形等)

※2 発生源者において適切な緊急措置(ワラなどによる拡散防止)を行い、独断的措置は避けること。

(5) 消防水利

(消防本部総務課)

区分 方面隊		合計	第一	第二	第三	第四	第五	第六	第七	第八
管轄区域	中学校区	22	1	5	2	2	2	5	3	2
	小学校区	52	5	11	5	5	5	12	5	4
消火栓(公設)		6,758	383	1,433	916	560	391	1,579	1,022	474
防火水そう	20m ³ 以上 40m ³ 未満	108	6	12	10	17	2	44	12	5
	40m ³ 以上 100m ³ 未満 ()はうち耐震性	953 (398)	94 (22)	153 (109)	46 (25)	129 (45)	123 (34)	280 (93)	81 (52)	47 (18)
	100m ³ 以上 ()はうち耐震性	90 (12)	3	25 (4)	8 (4)	13	3	28 (3)	9 (1)	1
	小計	1,151	103	190	64	159	128	352	102	53
プール		102	6	21	9	9	9	27	13	8
井戸		—	—	—	—	—	—	—	—	—
池沼		98	22	11	1	26	28	10	—	—
河川等の接岸箇所		5	—	—	1	—	—	1	2	1

3. 通信施設・設備等

(1) 市主要災害通信施設

(防災危機管理課、通信指令課)

通信施設の種別	個数		周波数帯（MHz）等		設置場所	設置場所住所
愛知県高度情報 通信ネットワーク （県防災行政無線）	固定局	1	7,000 MHz 帯		市役所	今橋町 1
	電話機	8				
	ファクシミリ	2				
		固定局	1	400 MHz 帯		通信指令課
	ファクシミリ	1				
同報系防災行政無線	基地局	1	60 MHz 帯		市役所ほか	今橋町 1 ほ か
	子 局	63				
豊橋市デジタル防災 行政用無線 （MCA 無線）	統制局	4	800 MHz 帯 デジタル MCA 無線		市役所ほか	今橋町 1 ほ か
	副統制局	1				
	移動局（半固定）	23				
	〃 （携帯）	416				
	〃 （車載）	26				
消防救急用デジタル 無線機	基地局（※1）	1	260 MHz 帯		通信指令課 各消防署所	東松山町 23 ほか
	移動局（車載）	63				
	〃 （携帯）	80				
	〃 （卓上型）	10				
	〃 （可搬型）	2				
防災相互波	移動局（携帯）	20	150 MHz 帯		各消防署所	
受信機	車載	74	260 MHz 帯		各消防団車両	
署活動波		69	市波 1・2	400 MHz 帯	各消防署所	
警察専用線		1	自動式		通信指令課	
119 番報知 INS 回線	ISDN	6				
音声指令回線		10			各消防署所	
災害専用電話		12	代表 51-2055		防災危機管理課	今橋町 1
119 転送回線		2	自動式		通信指令課	東松山町 23
119 報知専用 FAX		1				

※1 消防救急用デジタル無線は、東三河各消防本部と共同で、東三河管内に 8 箇所をの基地局を整備、東三河消防指令センターで統括されている。(豊橋市内の基地局は豊橋市中消防署に配備)

ア. 消防無線配置状況一覧

(通信指令課)

種類 配置場所		消防救急デジタル無線及び防災相互波無線						受信機	署活動波
		基地局	移動局					デジタル・アナログ 車載受信機	
			車載	デジタル 携帯	防災 相互波	卓上	可搬		
防 災 危 機 管 理 課						1			
消 防 本 部	総務課		1	1		1			
	消防救急課		3	6	4		1		3
	通信指令課	1	1	2			1		
	予防課		2	2					
中消防署			13	15	5	1			12
〃 東分署			6	8	1	1			7
〃 前芝出張所			5	6	2	1			7
〃 石巻出張所			5	6	2	1			7
南消防署			13	16	3	1			12
〃 西分署			5	7	2	1			7
〃 二川出張所			4	5	2	1			7
〃 大清水出張所			5	6	2	1			7
消防団								74	
計		1	63	80	23	10	2	74	69

イ. 愛知県高度情報通信ネットワーク(県防災行政無線)設置場所一覧表

(防災危機管理課)

区分	数量	配備場所等の構成内容
固定局	2	防災危機管理課(市役所西館4階) 通信指令課(中消防署4階)
一斉受令ファクシミリ	2	防災危機管理課、通信指令課
携帯電話	8	(消)総務課、防災危機管理課、広報広聴課、農業企画課、道路維持課、道路建設課、河川課

ウ. 同報系防災行政無線設置場所

(防災危機管理課)

区分	局数	設置場所
基地局	1	市役所
遠隔操作器	1	通信指令課
子局	63	①城下、②東赤沢、③高塚西、⑤小松原、⑥小島、⑦細谷、⑧宇塚公園、⑨吉田方生涯学習センター、⑩五郷公民館、⑪豊橋総合スポーツ公園、⑫神野西緑地、⑬中島処理場、⑭大崎小学校、⑮明海公園、⑯天津公民館、⑰西郷小学校、⑱賀茂小学校、⑲石巻中学校、⑳嵩山小学校、㉑下条小学校、㉒東陵中学校、㉓牛川小学校、㉔多米小学校、㉕向山緑地、㉖羽根井小学校、㉗牟呂小学校、㉘磯辺小学校、㉙芦原小学校、㉚天伯小学校、㉛植田小学校、㉜老津小学校、㉝杉山小学校、㉞下五井地区体育館、㉟北部中学校、㊱大村校区市民館、㊲守下公園、㊳石巻小学校、㊴二川小学校、㊵吉祥山市民ふれあいの森、㊶岩田運動公園、㊷豊橋公園、㊸東田小学校、㊹豊小学校、㊺飯村公園、㊻高師小学校、㊼中野小学校、㊽南栄給水所、㊾幸公園、㊿幸小学校、㊽総合動植物園、㊽レイクタウン第十公園、㊽吉田方小学校、㊽野依小学校、㊽細谷小学校、㊽トレーニングセンター、㊽小沢小学校、㊽高根小

		学校、㉟二川南小学校、㊿大清水地区体育館、㉟谷川小学校、㉟豊南小学校、㉟西七根海岸、㉟西伊古部
再送信子局	3	㉟二川南小学校、㊿大清水地区体育館、㉟西七根緑地

※㉟西七根緑地については、単独の再送信子局

[対象図面：図 3, 4]

エ. 豊橋市デジタル防災行政用無線（MCA 無線）局設置場所一覧表

（防災危機管理課）

[]は個別番号、【 】は車載局の個別番号、___は半固定型

区分	局数	配備先・個別番号	
統制局	4	統制局[1～4] 市役所西館 4 階防災危機管理課に設置	
災害対策本部	14	防災危機管理課[701～710, 711] 【712, 714】、715	
消防機関	17	副統制局	通信指令課（消防指令センター）[101]
		通信指令課[101]、中消防署[102, 103, 613]、東分署[104, 614]、石巻出張所[105]、前芝出張所[106]、南消防署[107]、西分署[108]、大清水出張所[109]、二川出張所[110, 615]、(消)総務課[100, 111]、指揮車[112, 113]	
市役所	90	財務部(8)	市民税課[118～120]、資産税課[169～171]、納税課[172, 173]
		企画部(1)	広報広聴課[121]
		市民協創部(1)	市民協働推進課[149]
		文化・スポーツ部(3)	スポーツ課[147]、図書館[199]、まちなか図書館[272]
		福祉部(3)	福祉政策課[123] 【124】、総合老人ホーム[182]
		こども未来部(9)	子育て支援課[271]、こども未来館[164]、保育課[175]、津田保育園[176]、つつじが丘保育園[177]、牛川東保育園[178]、こじか保育園[179]、くるみ保育園[180]、高山学園[181]
		健康部(4)	保健医療企画課[116～117, 183]、食肉衛生検査所[122]
		環境部(8)	環境政策課[184]、東部環境センター[125, 126]、南部環境センター[127]、西部環境センター[128]、資源化センター[166, 167]、埋立処理課[185]
		産業部(4)	産業政策課[115]、みなと振興課[186]、農業企画課[129]、農業支援課[130]
		建設部(25)	土木管理課[131] 【132】、道路維持課[187, 188] 【189, 190】、土木維持事務所[133] 【134～137】、土木維持事務所東部出張所[138] 【139～141】、河川課[142] 【143, 144】、建築課[191～194]、住宅課[195～197]
		都市計画部(4)	都市計画課[114]、公園緑地課[145] 【146】、まちなか活性課[168]
		総合動植物園(2)	動植物園[165]、自然史博物館[200]
		上下水道局(16)	経営課[150]、水道管路課[151, 152] 【153～157, 616】、営業課【158】[159]、浄水課[160, 713] 【161, 162】、中島処理場[163]
		教育委員会(2)	教育政策課[198]、生涯学習課[148]
第一指定避難所	71	各校区市民館、生涯学習センター	
第二指定避難所	105	小中学校等、応急救護所も含む	
防災関係機関	24	国土交通省豊橋河川事務所[401]、愛知県東三河総局[402]、愛知県東三河建設事務所[403]、愛知県三河港務所[404]、愛知県豊橋警察署[405]、中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社[406]、サーラエナジー株式会社豊橋供給センター[407]、東海旅客鉄道株式会社豊橋駅[408]、株式会社エフエム豊橋[410]、総合開発機構明海事業所[412, 417～420]、陸上自衛隊第 10 師団第 10 高射特科大隊[413]、第四管区海上保安本部三河海上保安署[414]、豊橋鉄道株式会社高師駅[415]、豊橋ケーブルネットワーク株式会社[416]、東三建設業協会[421]、東海交通株式会社[422]、ヨシダ交通株式会社[424]、豊鉄タクシー株式会社[425]、豊橋個人タクシー協同組合[426]、シーパレス日港福[427]	

区分	局数	配備先・個別番号	
災害協定機関	1	協同組合豊橋総合卸センター[423]	
医療機関	27	豊橋市医師会[501]【502】、豊橋市歯科医師会[503]、豊橋市薬剤師会[504]、休日夜間急病診療所[505]、豊橋市民病院[506、507]、豊橋医療センター[508]、保健所・保健センター（市保健医療企画課）[509]、二川病院[510]、成田記念病院[512]、弥生病院[513]、光生会病院[514]、江崎病院[516]、太田整形外科[518]、塩之谷整形外科[521]、たつおクリニック[522]、豊橋元町病院[524]、榑田脳神経外科[525]、豊橋ハートセンター[526]、第二成田記念病院[528]、長屋病院[529]、豊橋メイッククリニック[530]、後方収容病院（パークベルクリニック[543]、小石マタニティクリニック[544]、ジュン・レディースクリニック豊橋[545]、中岡レディースクリニック[546]）	
福祉施設	10	石巻老人福祉センター[531]、下地老人福祉センター[532]、大岩老人福祉センター[533]、障害者福祉会館（さくらピア）[534]、つつじが丘地域福祉センター[535]、大清水地域福祉センター[536]、総合福祉センター（あいトピア）[537]、八町地域福祉センター[538]、牟呂地域福祉センター[539]、くすのき特別支援学校[541]	
帰宅困難者等支援施設	2	こども未来館[164]、穂の国とよはし芸術劇場プラット[540]	
受援施設	10	総合体育館[601]、ライフポートとよはし[602]、シンフォニアテクノロジー体育館（豊橋市保管）[603]、飯村地区体育館[604]、石巻地区体育館[605]、下五井地区体育館[606]、二川地区体育館[607]、牛川地区体育館[608]、少年自然の家[609]、豊橋市武道館[610]	
津波防災センター	2	三郷地区津波防災センター[611]、天津地区津波防災センター[612]	
備蓄拠点	6	防災備蓄倉庫連絡用[901～906]	
消防団	83	消防団長(1)	消防団長[800]
		第一方面隊(12)	第一方面隊長[801]、賀茂分団[810]、西郷分団第一部[811]、西郷分団第二部[812]、西郷分団第三部[813]、西郷分団第四部[814]、玉川分団第一部[815]、玉川分団第二部[818]、玉川分団第三部[817]、石巻分団金田部[819]、石巻分団神郷部[820]、嵩山分団[821]
		第二方面隊(12)	第二方面隊長[802]、下条分団[822]、牛川分団[823]、東田分団[824]、旭分団[825]、多米分団[826]、岩田分団[827]、岩西分団[828]、つつじが丘分団[829]、鷹丘分団[830]、豊分団[831]、飯村分団[832]
		第三方面隊(7)	第三方面隊長[803]、向山分団[833]、新川分団[834]、八町分団[835]、松山分団第一部[836]、松山分団第二部[837]、松葉分団[838]
		第四方面隊(9)	第四方面隊長[804]、二川分団大岩部[839]、二川分団二川部[840]、二川南分団東部[841]、二川南分団西部[842]、小沢分団[843]、谷川分団[845]、細谷分団細谷部[846]、細谷分団東細谷部[847]
		第五方面隊(13)	第五方面隊長[805]、豊南分団城下部[848]、豊南分団西赤沢部[849]、豊南分団東赤沢部[850]、豊南分団伊古部部[851]、高根分団高塚部[852]、高根分団西七根部[853]、高根分団東七根部[854]、老津分団第一部[855]、老津分団第二部[856]、杉山分団第一部[858]、杉山分団第二部[859]、富士見分団[862]
		第六方面隊(13)	第六方面隊長[806]、福岡分団[863]、栄分団[864]、磯辺分団[865]、大崎分団[866]、高師分団[867]、植田分団[868]、大清水分団[869]、野依分団[870]、天伯分団[871]、幸分団[872]、芦原分団[873]、中野分団[874]
		第七方面隊(10)	第七方面隊長[807]、羽根井分団第一部[875]、羽根井分団第二部[876]、花田分団第一部[877]、花田分団第二部[878]、牟呂分団第一部[879]、牟呂分団第二部[880]、汐田分団[881]、吉田分団第一部[882]、吉田分団第二部[883]
		第八方面隊(6)	第八方面隊長[808]、下地分団[884]、大村分団[885]、津田分団[887]、前芝分団第一部[889]、前芝分団第二部[890]

区分	局数	配備先・個別番号
内線電話応答用	4	東館 13 階無線室[11～14]

※ 第一指定避難所、第二指定避難所の個別番号については、「V-6-(1)ア、イ」参照
 応急救護所の個別番号については、「V-5-(4)」参照

(2)放送施設

(広報広聴課)

機関名	名称	周波数	放送局	送信局
エフエム豊橋	JOZZ6A AFM	84.3MHz	小阪町 596	藤沢町 141
東海ラジオ放送	JOSF	864MHz	—	向山町字七面
中部日本放送 (CBC ラジオ)	JOAR	1485MHz	大橋通 1 - 68	向山町字一本松

(3)その他の通信施設

タクシー無線

(防災危機管理課)

会社名	所在地	連絡先	
東海交通株式会社	大橋通二丁目 101	53-1181	配車センター 57-1111
ヨシダ交通株式会社	西松山町 23	54-3415	配車センター 33-7700
豊鉄タクシー株式会社	下地町字北村 92-1	56-5113	配車センター 56-5111

4. 水防施設・設備及び水防区域等

(1) 水防倉庫及び水防資器材

(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河建設事務所、防災危機管理課)

ア 豊橋市所管

図面对照番号		1	2	3	4	5	6	計
水防倉庫名称		下条	下地	野依	牟呂	花中	渡津	
河川名		豊川	豊川	梅田川・西ノ川	海岸	柳生川・梅田川	豊川	
所在地（町）		下条東	下地	野依	牟呂外神	花中	清須	
所在地（字）		西ノ池	天神	中瀬古			天神	
面積（㎡）		38.88	38.88	32.40	39.20	81.55	41.44	
備蓄資材	杭木（本）	200	200	200	200	200	200	1,200
	土のう用袋（袋）	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	2,000	12,000
	ビニールシート（枚）	50	50	50	50	50	50	300
	PP ロープ（巻）	20	20	20	20	20	20	120
	鉄線（kg）	60	60	60	60	60	60	300
	加工番線（箱）	5	5	5	5	5	5	30
	鉄杭（本）	120	120	120	120	120	120	720
	たこづち（丁）	8	8	8	8	8	8	48
	掛矢（丁）	16	16	16	16	16	16	96
	つるはし（丁）	10	10	10	10	10	10	60
	スコップ（丁）	40	40	40	40	40	40	240
	穴あきスコップ（丁）	3	3	3	3	3	3	18
	のこぎり（丁）	5	5	5	5	5	5	30
	おの（丁）	5	5	5	5	5	5	30
	ペンチ（丁）	8	8	8	8	8	8	48
	なた（丁）	2	2	2	2	2	2	12
	かま（丁）	10	10	10	10	10	10	60
	ハンマー（丁）	7	7	7	7	7	7	42
	クリッパー（丁）	3	3	3	3	3	3	18
	バール（丁）	3	3	3	3	3	3	18
	じょれん（丁）	4	4	4	4	4	4	24
	しの（丁）	10	10	10	10	10	10	60
	脚立（脚）	2	2	2	2	2	2	12
	足場板（枚）	20	20	20	20	20	20	120
	一輪車（台）	2	2	2	2	2	2	12
	単管パイプ（本）							12
	クランプ（個）	4	4	4	4	4	4	24
	単管パイプキャップ（個）			100		100		200
	単管パイプ先端金具（個）			70		70		140
	単管パイプジョイント（個）			70		70		140
	ラチェットレンチ（丁）			9		9		18
	万能はさみ（丁）	3	3	3	3	3	3	18
	ベニヤ板（枚）			30		30		60

[対照図面：図 3, 4]

イ 県東三河建設事務所所管

図面对照番号		7	8	9
水防倉庫名称		下地	下条	玉川
河川名		管内全域		
所在地（町）		下地	下条西	石巻本
所在地（字）		城向	上西川原	北久古
面積（㎡）		105.78	77.76	48.60
備蓄資材	くい木（本）	1,453	470	572
	土のう袋類（袋）	16,116	22,060	7,200
	ビニールシート（枚）	309	250	145
	むしろ（枚）	215	1,100	90
	なわ・ロープ（kg）	800	990	104
	ビニールパイプ（本）	20	15	5
	鉄筋ぐい（本）	490	350	220
	鉄線（kg）	637	686	300
	たこづち（丁）	10	12	8
	掛矢（丁）	32	26	13
	シャベル（丁）	57	77	29
	のこぎり（丁）	17	12	7
	おの（丁）	18	12	7
	ペンチ（丁）	26	19	12
	なた・かま（丁）	33	25	18
	つるはし（丁）	20	16	11
	ハンマー（丁）	22	35	12
	なわとおし（丁）			9
	クリッパー（丁）	10	7	4
	照明具（台）	11	7	4
	発電機（台）	1	1	1
	舟艇（艘）	2		
	一輪車（台）	6	5	3
	くわ（丁）		2	
	じょれん（丁）		8	
	空気入れ（個）	1	1	1

[対照図面：図 3, 4]

ウ 国土交通省豊橋河川事務所所管

図面对照番号		10	11
水防倉庫名称		豊川防災センター	大村
河川名		豊川	
所在地（町）		北島	大村
所在地（字）		北島	小見堂
面積（㎡）		29.812	90.72
備蓄資材	くい木(プラスチックくい含む) (本)	108	458
	土のう袋類 (袋)	8,250	380
	ポリシート (枚)	60	830
	水防T型マット (枚)	10	0
	ロープ (m)	1,200	200
	なわ (玉)	0	10
	鉄線 (kg)	0	700
	たこづち (丁)	0	2
	掛矢 (丁)	16	10
	スコップ (丁)	30	10
	のこぎり (丁)	9	5
	ペンチ (丁)	7	5
	なた・かま (丁)	46	19
	つるはし (丁)	8	0
	クリッパー (丁)	8	0
	照明具 (台)	12	8
	一輪車 (台)	7	5
	大ハンマー (丁)	10	5
	じょれん (丁)	8	5
	袋型根固め工用袋材 (袋)	0	50
	コードリール(防雨型) (個)	9	5
	発電機 (台)	8	0
	A型バリケード (個)	7	22
	足場板 (枚)	0	10
	カラーコーン (個)	60	60
	スタッフ (本)	11	10
	ポール (本)	24	20
	ラチェットレンチ (曲がりしの付) (丁)	10	3
	釘抜きバール (丁)	7	4
	工具(ラチェットレンチ、ドライバー等) (式)	4	5
	ばんせん (m)	150	0
	くぎ (kg)	132	多数
	安全帯(フック付) (個)	16	9
	道具入れ(ベルト付) (個)	0	0

[対象図面：図3,4]

(2)水防屯所（消防団詰所）

（消防本部総務課）

図面 対照 番号	方面隊	分団	名 称	図面 対照 番号	方面隊	分団	名 称
1	第一	賀茂	賀茂分団 消防団器具庫・詰所	34	第四	谷川	谷川分団 消防団器具庫・詰所
2		西郷	西郷分団第一部 //	35		細谷	細谷分団細谷部 //
3			// 第二部 //	36			// 東細谷部 //
4			// 第三部 //	37	第五	豊南	豊南分団城下部 //
5			// 第四部 //	38			// 西赤沢部 //
6		玉川	玉川分団第一部 //	39			// 東赤沢部 //
7			// 第二部 //	40			// 伊古部部 //
8			// 第三部 //	41		高根	高根分団高塚部 //
9	第二	石巻	石巻分団金田部 //	42			// 西七根部 //
10			// 神郷部 //	43			// 東七根部 //
11		嵩山	嵩山分団 //	44		老津	老津分団第一部 //
12		下条	下条分団 //	45			// 第二部 //
13		牛川	牛川分団 //	46	杉山	杉山	杉山分団第一部 //
14		東田	東田分団 //	47			// 第二部 //
15		旭	旭 分 団 //	48	第六	富士見	富士見分団 //
16		多米	多米分団 //	49		福岡	福岡分団 //
17		岩田	岩田分団 //	50		栄	栄分団 //
18		岩西	岩西分団 //	51		磯辺	磯辺分団 //
19		つつじが丘	つつじが丘分団 //	52		大崎	大崎分団 //
20		鷹丘	鷹丘分団 //	53		高師	高師分団 //
21		豊	豊 分 団 //	54		植田	植田分団 //
22		飯村	飯村分団 //	55		大清水	大清水分団 //
23	第三	向山	向山分団 //	56		野依	野依分団 //
24		新川	新川分団 //	57		天伯	天伯分団 //
25		八町	八町分団 //	58		幸	幸 分 団 //
26		松山	松山分団第一部 //	59		芦原	芦原分団 //
27			// 第二部 //	60		中野	中野分団 //
28		松葉	松葉分団 //				
29	第四	二川	二川分団大岩部 //				
30			// 二川部 //				
31		二川南	二川南分団東部 //				
32			二川南分団西部 //				
33		小沢	小沢分団 //				

図面 対照 番号	方面隊	分団	名 称	図面 対照 番号	方面隊	分団	名 称
61	第七	羽根井	羽根井分団第一部 消防団器具庫・詰所	70	第八	下地	下地分団 消防団器具庫・詰所
62			〃 第二部 〃	71		大村	大村分団 〃
63		花田	花田分団第一部 〃	72		津田	津田分団 〃
64			〃 第二部 〃	73		前芝	前芝分団第一部 〃
65		牟呂	牟呂分団第一部 〃	74			〃 第二部 〃
66			〃 第二部 〃				
67		汐田	汐田分団 〃				
68		吉田方	吉田方分団第一部 〃				
69			〃 第二部 〃				

[対象図面：図 3, 4]

(3) 水防用救助器具

(消防救急課、中・南消防署)

名 称	数 量	配置場所
水防用舟艇	13 艇	消防救急課、中消防署、南消防署、前芝出張所 大清水出張所、石巻出張所、西分署、東分署
救命胴衣	370 着	消防救急課、中消防署、東分署、前芝出張所、石巻出張所 南消防署、西分署、二川出張所、大清水出張所
救命索発射銃	2 丁	中消防署、南消防署
救命用ロープ	43 本	中消防署、南消防署、前芝出張所、石巻出張所、西分署
サーフェイスイブスーツ	31 着	中消防署、西分署、石巻出張所、南消防署、前芝出張所
胴長	74 着	中消防署、南消防署、前芝出張所、大清水出張所 石巻出張所、二川出張所、西分署、東分署

(4) 移動用応急排水ポンプ

(防災危機管理課、道路維持課、河川課)

品 名	口径 (mm)	吐出量 (m ³ /分)	揚程 (m)	出力 (kW)	区 分	数 量	管 理 課
水中ポンプ	200	5.0	12	15	発電式	1	道路維持課 (土木維持事務所、土木 維持事務所東部出張所)
	300	12	6	22		1	
可 搬 式 排 水 ポ ン プ	100	1.8	23	10	エンジン直結	12	防災危機管理課 (*消防団器具庫)
自吸式エンジンポンプ	100	1.4	20	5.8	エンジン直結	2	河川課

* 牟呂(2)、吉田方(2)、下地(1)、大村(1)、津田(1)、下条(1)、二川(1)、牛川(1)、汐田(1)、賀茂(1)

(5) 水防用発電機・投光機

(消防救急課、中・南消防署)

配置場所	品名						備考
	発動発電機	数量	投光機	数量	コード	数量	
消防救急課	1. 6kW	1	500W	1	30m	4	車両積載
	1. 8kW	1					
中消防署	1. 6kW	1	LED80W	1	30m	1	車両積載
	1. 6kW	1	LED80W	1	30m	1	
	1. 6kW	1	LED500W	1	20m	6	
			LED100W	1			
	2. 0kW	4	575W	4			
	3. 0kW	3					
	1. 6kW	1			30m	1	
	5. 0kW	1	LED1200W（2 灯）	1			
			LED10W（2 灯）	1			
			100W（2 灯）	1			
	0. 9kW	1			30m	1	資機材庫
	2. 8kW	1	500W	2	30m	1	
					50m	1	
東分署	0. 9kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	1. 6kW	1	500W	1	30m	1	
	2. 3kW	2	300W（2 灯）	1	30m	1	資機材庫
	1. 6kW	1	500W（2 灯）	1	30m	1	
石巻出張所	1. 6kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	0. 9kW	1	LED60W	1	30m	1	
前芝出張所	0. 9kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	1. 8kW	1	LED126W	2	30m	1	
南消防署	0. 3kW	1	75W	1	30m	1	車両積載
	1. 8kW	1	ストリームライト（LED）	1	30m	1	
	1. 6kW	1	ストリームライト（LED）	1	30m	2	
	2. 8kW	1	500W	2	30m	1	
					50m	1	
	1. 6kW	1	60W	1	30m	1	
	13. 0kW	1	2000W（2 灯）	1			車両一体式
	1. 6kW	1	300W	2	30m	1	資機材庫
	2. 3kW	1			50m	1	
西分署	0. 6kW	1	500W	1	30m	1	車両積載
	1. 6kW	1	24W	1	30m	1	
	2. 3kW	1	30W	2	5m	1	資機材庫

配置場所	品名						備考
	発動発電機	数量	投光機	数量	コード	数量	
二川出張所	1. 6kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	0. 9kW	1	300W	1	30m	1	
	1. 6kW	1	300W	1	29m	1	資機材庫
	2. 3kW	1					
大清水出張所	1. 6kW	1	300W	1	30m	1	車両積載
	1. 6kW	1	300W	1	30m	1	
	1. 6kW	1	300W	1	30m	1	資機材庫
	2. 3kW	1			25m	1	
計		45		42		42	

(6)排水ポンプ場等

ア. 農業用排水ポンプ場

(河川課)

図面 対照 番号	排水ポン プ場名	排水区域	所在地	管理 責任 者	取扱責任者	排水ポンプ			排水量 (m ³ /秒)	集水面積 (ha)
						口径 (mm)	出力 (kW)	台数		
1	梅菰	梅菰町	梅菰町字折地	豊橋市 (河川課)	豊橋北西部 土地改良区	800	50	1	1.33	111.0
2	宇塚	前芝町はじめ2町	西浜町			700	37	1	1.00	
3	加藤新田	前芝町	前芝町字加藤			600	22	1	0.63	121.3
						800	51	1	1.27	
4	江川	下五井町はじめ7町	下五井町字白川		豊橋市 (河川課)	400	18.5	2	0.35 0.35	55.5
5	八王子	日色野町、 前芝町	日色野町字藤井			1200	147	2	3.00	443.5
6	清須	清須町	清須町字地形			900	75	1	1.60	
7	吉田方	高洲町	高洲町字大江			500	30	1	0.55	69.2
8	吉前	吉前町	吉前町字西吉 前新田			600	44	1	0.82	
9	二十間川	神野新田町 はじめ13町	神野新田町字 メノ割		豊橋西部 土地改良区	800	75	1	1.35	79.1
10	豊橋西部	神野新田町 はじめ13町	神野新田町字 ユノ割			800	75	1	1.35	
11	二回	神野新田町	神野新田町字 中洲			1,000	130	1	2.30	667.4
12	三郷	神野新田町	神野新田町字 ノノ割			1,000	143	1	2.40	
13	柳生川第1	神野新田町 はじめ5町	神野新田町字 沖ノ島		神野新田 土地改良区	500	30	1	0.50	159.1
14	大山	大山町、駒 形町	大山町字五分 取			1,650	235	1	5.50	
15	船渡	船渡町、大 崎町	船渡町字鶴ヶ 崎			1,000	90	1	2.00	248.9
16	磯辺第1	磯辺下地 町、大山町	磯辺下地町字 古新田			1,350	160	1	4.00	
						1,350	169	1	4.00	726.9
						700	45	1	0.93	
						900	70	1	1.62	285.0
						1,200	120	1	2.70	
						1,500	265	1	5.33	726.9
						1,200	90	1	2.65	
						1,200	90	1	2.65	238.0
						500	18.5	2	0.50 0.50	
					豊橋市 (河川課)	800	55	1	1.27	183.4
						800	55	1	1.27	
						700	41	1	1.00	95.2
						700	45	1	1.00	

図面 対照 番号	排水ポン プ場名	排水区域	所在地	管理 責任 者	取扱責任者	排水ポンプ			排水量 (m ³ /秒)	集水面積 (ha)
						口径 (mm)	出力 (kW)	台数		
17	磯辺第2	磯辺下地町 はじめ3町	磯辺下地町字 小葭谷	豊橋市 (河川課)	豊橋南部 土地改良区	600 600	41 45	1 1	0.80 0.80	73.7
18	植田	植田町、野 依町	植田町字新津 田			1,000 1,000	90 84	1 1	2.30 2.30	278.5
19	高師第1	西高師町、 高師本郷町	西高師町字緑			800 900	37 51	1 1	1.20 1.50	131.9
20	野依	野依町	野依町字鎌田			900	70	1	1.52	144.2
21	畑ヶ田	畑ヶ田町、 天伯町	畑ヶ田町字新 亀井			600 800	22 44	1 1	0.63 1.15	131.0
22	高師第2	浜道町はじ め2町	西高師町字柚 木		河川課	600	30	1	0.75	62.0
23	天津	杉山町	杉山町字中藻		豊橋南部 土地改良区	700 700	51 45	1 1	1.00 1.00	139.4
24	老津第2	老津町	老津町字新田			500	22	2	0.50 0.50	539.0
25	老津	老津町	老津町字丸山			700 700	37 39	1 1	1.90 1.90	538.6
26	新々田	杉山町	杉山町字新々 田			900 900	55 49	1 1	1.65 1.65	337.7
27	福住	杉山町	杉山町字福住			800 1,200	45 92	1 1	1.40 2.75	394.1
28	五号	神野新田町	神野新田町字 モノ割	同右	豊橋西部 土地改良区	700 800	55 75	1 1	1.00 1.30	166.1

[対照図面：図3,4]

イ. 排水門

(国土交通省豊橋河川事務所、県東三河農林水産事務所、県三河港務所、河川課)

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門			
								高・幅の単位がないのはm			
								高	幅	門	
1	御津 豊橋 海岸	西浦樋管	梅藪西町	豊橋市 (河川課)	梅藪町	外	ステンレス製自動片開式	0.70	0.70	1	
2		梅藪第1 樋管				内	ステンレス製手動巻上式				
3	豊橋 海岸	第2 元屋敷樋管	梅藪町		豊橋北西部 土地改良区	外	ステンレス製自動片開式	0.90	1.30	1	
4		宇塚樋門	西浜町			内	ステンレス製自動片開式				
						外	ステンレス製手動巻上式				
5		吉前樋門	吉前町		豊橋西部 土地改良区	内	ステンレス製手動巻上式				
						外	ステンレス製自動片開式				
6		西部排水機場 樋門	神野新田町		愛知県 (東三河 農林水産 事務所)	豊橋西部 土地改良区	内	ステンレス製自動合掌式	1.50	1.20	1
							外	ステンレス製電動巻上式			
7		五号樋門			神野新田 土地改良区	外	ステンレス製自動合掌式	ステンレス製電動巻上式	2.00	2.30	2
8		四号樋門									
9	三郷樋門										

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm			
								高	幅	門	
10	三河港 海岸	山崎川バイパス放水路樋管	大崎町	豊橋市 (河川課)	大崎町 自治会長	ステンレス製自動合掌式		1.40	4.40	1	
11		地下第2樋管				ステンレス製自動招戸式		φ 1.35		1	
12		笠松第5樋管				外 内	アルミ製フラップゲート 鋼製手動巻上式	φ 0.60		1	
13		笠松第4樋管				アルミ合金製自動招戸式		φ 0.60		1	
14		笠松第3樋管				外 内	アルミ製自動招戸式 鋼製手動巻上式	φ 0.30		1	
15		笠松第2樋管				外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式			1	
16		笠松防汐水門		愛知県 (三河港務所)		鋼製自動巻上式		4.20	2.85	1	
17		平地第1樋管		豊橋市 (河川課)		アルミ製自動招戸式		φ 0.35		1	
18		平地第2樋管						φ 0.30		1	
19		平地第3樋管				銅製自動招戸式		0.55	0.50	1	
20		平地第4樋管				アルミ製自動招戸式				1	
21		平地第5樋管								1	
22		平地第6樋管								1	
23		平地第7樋管								1	
24		浪入第1樋管				アルミ製フラップゲート		φ 1.00		1	
25		浪入第3樋管						φ 0.70		1	
26		平地第8樋管				アルミ製自動招戸式		φ 0.30		1	
27		平地第9樋管						φ 0.60		1	
28		船渡第7号樋管	φ 0.30						1		
29		船渡第8号樋管	φ 0.30						1		
30		船渡第9号樋管	φ 0.60						1		
31		船渡第10号樋管	φ 0.30						1		
32		船渡第4号樋管	船渡町	船渡町 自治会長	外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	1.00	1.00	1		
33		船渡第6号樋管			ステンレス製自動招戸式		φ 0.90		1		
34		後田樋門		老津町 自治会長	外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	φ 1.00		1		
35		中尾第1樋管	外		アルミ製フラップゲート	φ 1.00		1			
36		中北樋門	内		ステンレス製手動巻上式	φ 1.00		1			

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
								高	幅	門
37	三河港 海岸	岩中樋門	老津町	豊橋市 (河川課)	老津町 自治会長	外	アルミ製自動招戸式	φ		1
38		森崎第2樋管				内	ステンレス製手動巻上式	0.60		
39	豊橋 海岸	老津新田樋門				外	アルミ製自動招戸式	φ		1
40		森多樋門				内	ステンレス製手動巻上式	0.40		
41		多門田第1樋門				外	ステンレス製自動招戸式			1
42		多門田第2樋門				内	ステンレス製手動巻上式			1
43		多門田第3樋門				外	ステンレス製自動招戸式			1
44		中尾第3樋管				内	ステンレス製手動巻上式			
45		中尾第4樋管				外	ステンレス製手動巻上式			1
46		豊橋 海岸	天津樋門	杉山町	愛知県 (東三河農林水産)	豊橋南部 土地改良区	外	ステンレス製自動合掌式	2.00	2.20
47	新々田樋門		内				ステンレス製手動巻上式	1.70	1.90	1
48	新々田非常用 樋門		外				ステンレス製自動合掌式	2.00	2.20	1
49	福住樋門		内				ステンレス製電動巻上式	2.00	2.10	2
50	天津排水機場 樋門		内				ステンレス製手動巻上式			
51	新々田排水機場 樋門		外				ステンレス製自動合掌式	2.20	1.50	1
52	福住船溜樋門		内				ステンレス製手動巻上式	1.70	2.50	1
53	豊川		加藤新田排水 機場樋門				前芝町	豊橋市 (河川課)	豊橋北西部 土地改良区	外
54		小水尾樋門	高洲町	豊橋西部 土地改良区	内	ステンレス製手動巻上式	1.00		1.00	1
55		中の森樋管	横須賀町	津田校区 自治会長	外	ステンレス製自動合掌式	2.50		3.50	2
56		大村樋門	大村町	大村・下地校 区自治会長	内	ステンレス製電動巻上式				
57		為金樋管			外	ステンレス製自動片開式	φ			1
58	宮井 戸川	池田樋管	下地町	大村校区 自治会長	内	ステンレス製手動巻上式	1.20			
59	豊川	小見堂樋管	大村町		外	ステンレス製自動招戸式	φ			1
60		下条排水樋管	下条西町		五井町 自治会長	内	ステンレス製手動巻上式		1.00	
						外	ステンレス製電動巻上式	1.60	1.60	1
						内	鋼製ローラー製電動巻上式	2.00	1.50	1
						外	ステンレス製自動片開式	2.00	1.50	1
						内	ステンレス製動力巻上式			

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
								高	幅	門
61	豊川	西郷廻り樋管	下条西町	豊橋市 (河川課)	八反ヶ谷 町・天王町 自治会長	鋼製手動巻上式		1.30	1.30	1
62	豊川 放水路	青木船溜樋門	前芝町		前芝校区 自治会長	ステンレス製電動巻上式		3.40	3.00	1
63	豊川 放水路	前芝船溜樋門	清須町			ステンレス製電動巻上式		3.60	3.00	1
64		加藤新田樋管	前芝町		豊橋北西部 土地改良区	ステンレス製手動巻上式		0.90	1.30	1
65		藤井船溜樋門	日色野町		豊橋市	ステンレス製手動巻上式		3.60	3.00	1
66		清須第1樋管	清須町		豊橋北西部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	1.70	2.10	1
67		清須第2樋管			豊橋市	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製手動巻上式	1.30	1.30	1
68		江川樋門	川崎町	国土交通省	津田校区 自治会長	外 内	ステンレス製自動合掌式 鋼製電動巻上式	3.70	4.80	3
69		東江川排水樋門	下五井町	豊橋市 (河川課)	豊橋市	鋼製電動巻上式		2.50	3.00	1
70	佐奈川	梅藪樋管	梅藪町		豊橋北西部 土地改良区	外 内	FRP製自動招戸式 ステンレス製電動巻上式	1.20	1.45	2
71	江川	白川樋管	下五井町		津田校区 自治会長	ステンレス製自動片開式		1.50	2.00	1
72		高見樋門	川崎町			ステンレス製自動合掌式		2.00	2.00	1
73		北川崎樋管	川崎町			FRP製自動片開式		1.50	2.00	1
74		稗田樋管	横須賀町			アルミ製自動招戸式		0.90	0.90	1
75		天王樋管	下五井町			外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製手動巻上式	1.30	1.50	2
76		南田樋管				ステンレス製手動巻上式		1.00	1.00	1
77		宮元樋管	横須賀町			アルミ製自動招戸式		0.60	0.60	1
78		林樋管				外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1
79		植松樋管				ステンレス製自動片開式		1.00	1.00	1
80			玄宗樋管			下五井町	ステンレス製手動巻上式		0.98	1.50
81	二十間川	神野新田メノ割 樋門	神野新田町		神野新田 土地改良区	外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	1.12	1.82	1
82		二十間川第4 樋門	牟呂町	豊橋西部 土地改良区	ステンレス製手動巻上式		1.50	2.00	1	
83		二十間川第3 樋門	問屋町		外 外 内	ステンレス製手動巻上式 鋼製巻上式 銅製自動招戸式	1.45	2.50	2	
84	豊橋 海岸	二十間川樋門	神野新田町	愛知県 (東三河農林水産)	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.00 2.60	3.20 3.20	4 1	
85	二十間川	二十間川非常用 樋門			ステンレス製電動巻上式				1	
86	豊橋 海岸	柳生川第1 排水機場樋門		豊橋市 (河川課)	神野新田 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	1.90 1.90	1.90 1.90	1 1

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm			
								高	幅	門	
87	三河港 海岸	二回地樋門	神野新田町	愛知県 (三河港務所)	神野新田 土地改良区	外	ステンレス製自動合掌式	1.60 2.10	3.20 3.20	1 1	
88	豊橋 海岸	柳生川第2樋門		愛知県 (東三河農林水産)		内	ステンレス製電動巻上式	2.40	2.40	1	
89	柳生川	二回排水機場 樋門		豊橋市 (河川課)		外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製電動巻上式	1.60	1.60	1	
90		柳生川第1樋門				外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.50	2.70	1	
91		牟呂用水樋管			牟呂用水 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.00	2.00	1	
92		北汐田樋管				牟呂町	外 内	ステンレス製片開式 ステンレス製巻上式	1.95	1.50	1
93	梅田川	船渡逆水止樋管	船渡町		豊橋市 (河川課)	船渡町 自治会長	ステンレス製自動合掌式		2.80	3.00	1
94		船渡第4樋管		外 内			ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.50		1	
95		船渡第2樋門		外 内			ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	1.70	2.00	1	
96		船渡第1樋管		外 内			ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.30		1	
97		船渡排水機場 樋管		豊橋南部 土地改良区		外 内	ステンレス製自動合掌式 FRP製電動巻上式	1.20	1.20	1	
98		稲新田樋管		船渡町 自治会長		外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.30		1	
99		内張川樋門	大山町	愛知県 (建設)	豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.50	4.00	2	
100		西大山樋管		豊橋市 (河川課)	豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.50		1	
101		大山排水機場 樋管				豊橋市	外 内	ステンレス製自動招戸式 FRP製電動巻上式	1.20	1.20	1
102		海中樋管			豊橋南部 土地改良区		ステンレス製自動合掌式		1.20 2.13	2.00 1.50	1 2
103		太七坪樋管					外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1
104		西坪樋管					外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製電動巻上式	2.00	1.50	1
105		磯辺第1排水機 場樋管					外 内	ステンレス製自動片開式 鋼製電動巻上式	1.80	2.20	1
106		磯辺第2排水機 場樋門			磯辺下地町	豊橋南部 土地改良区	ステンレス製自動招戸式		φ 0.45		1
107		植田第1樋管	植田町		外 内		FRP製自動片開式 FRP製電動巻上式	1.70	1.70	1	
108		植田排水機場 樋管			外 内		ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	1.20	1.20	1	
109		法事堂樋管			芦原町		芦原町 自治会長	ステンレス製自動片開式		1.50	1.50
110		木野依樋管	豊橋南部 土地改良区			外 内	鋼製自動招戸式 鋼製電動巻上式	1.20	1.20	1	
111		野依排水機場 樋門				野依町	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	2.10	2.10	1
112			高師第1排水機 場樋門		西高師町						

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm		
								高	幅	門
113	梅田川	高師第 2 排水機 場樋門	西高師町	豊橋市 (河川課)	豊橋市	外 内	ステンレス製自動片開式 鋼製電動巻上式	0.90	0.90	1
114		松割樋管	野依町		豊橋南部 土地改良区		ステンレス製自動招戸式	1.20	1.50	1
115		野依樋門				外 内	ステンレス製自動片開式 鋼製手動巻上式	2.10	2.00	1
116		天伯排水樋管	西高師町			外 内	鋼製自動合掌式 鋼製電動巻上式	2.25	2.50	2
117		八坂第 3 樋管	浜道町				ステンレス製自動片開式	0.90	0.90	1
118		船原第 3 樋管				外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	1.00	1.00	1
119		天伯樋管	天伯町				ステンレス製自動片開式	1.50	1.50	1
120		浜道樋管	浜道町					1.50	1.50	1
121		麻耶樋管	藤並町			外 内	鋼製自動招戸式 鋼製手動巻上式	1.00	1.00	1
122		菅池樋管	大岩町			大岩町 自治会長	鋼製自動招戸式	φ 0.60		1
123		堤下第 1 樋管	中原町		中原町 自治会長	外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	0.85	1.14	1
124		堤下第 2 樋管					ステンレス製手動巻上式	φ 0.35		1
125		中原第 1 樋管					ステンレス製自動招戸式	0.90	1.10	1
126		中原第 2 樋管					ステンレス製自動片開式	0.90	1.14	1
127		中原第 3 樋管					鋼製手動巻上式	2.00	2.00	1
128		中原第 4 樋管					ステンレス製自動片開式	0.90	1.14	1
129		中原第 5 樋管			2.00	2.00		1		
130	内張川	塩浜樋管	大山町		豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.70		1
131		退松樋管	駒形町				アルミ製自動招戸式	φ 0.80		1
132	間川	小野田排水樋 管	石巻 小野田町		石巻小野田町 自治会長	外 内	鋼製自動合掌式 鋼製手動巻上式	2.50	2.00	1
133		西川排水樋管	賀茂町		賀茂町 自治会長		鋼製動力巻上式	2.30	2.00	1
134		坂井排水樋管						2.30	2.00	1
135		新田下排水樋管					ステンレス製手動巻上式	2.50	3.00	1
136	境川	笠松樋管	大崎町		大崎町 自治会長	外 内	アルミ製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.40		1
137	紙田川	老津第二排水機 場樋門	老津町		豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動合掌式 ステンレス製電動巻上式	1.20	2.00	1
138		高縄樋管			老津町 自治会長		アルミ製自動招戸式	φ 0.90		1
139		天津前樋門	杉山町		豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動片開式 鋼製手動巻上式	1.20	1.20	1

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理 責任者	取扱責任者	構造		(排) 水門 高・幅の単位がないのはm			
								高	幅	門	
140	紙田川	新田水神樋門	老津町	豊橋市 (河川課)	老津町 自治会長	外 内	ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 1.00		1	
141	清水川	丸山排水路防潮 樋門				外 内	鋼製自動招戸式 鋼製電動巻上式	2.30	1.50	1	
142		老津排水機場 樋門			豊橋南部 土地改良区	ステンレス製電動巻上式		2.30	1.50	1	
143	五間川	青竹樋門	青竹町		豊橋西部 土地改良区	ステンレス製手動巻上式		1.00	1.75	1	
144	六間川	塚裏樋門	牟呂町			ステンレス製手動巻上式	1.35	1.60	1		
145	八間川	八間川第1樋管	神野新田町				φ 0.80		1		
146		八間川第2樋管	青竹町				φ 1.20		1		
147		八間川第3樋管					0.90	1.00	1		
148		八間川第4樋管					0.90	1.20	1		
149		八間川第5樋管	高洲町				φ 0.90		1		
150		八間川第6樋管					φ 0.60		1		
151		八間川第7樋管					φ 0.60		1		
152	西ノ川	西の川合流樋管	植田町				豊橋南部 土地改良区	外 内	ステンレス製自動片開式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.90	
153		米野第3樋管	野依町			外 内		ステンレス製自動招戸式 ステンレス製手動巻上式	φ 0.60		1
154		郷西第一樋管				ステンレス製自動合掌式		2.00	2.50	1	
155		郷西第二樋管			アルミ製自動招戸式			φ 0.90		1	
156		郷西第三樋管			ステンレス製自動合掌式			2.00	2.50	1	
157		郷西第四樋管			アルミ製自動招戸式			φ 0.60		1	
158		郷西第五樋管						φ 0.90		1	
159		藤山第一樋管						φ 0.90		1	
160		藤山第二樋管						φ 0.90		1	

[対照図面：図3, 4]

ウ. 陸こう、立切

(国土交通省豊橋河川事務所、県三河港務所、河川課)

図面 対照 番号	河川名 海岸名	名称	位置	管理者	取扱責任者 (占有者)	構造	断面(m)	
							高さ	幅
1	豊川 放水路 右岸	前芝第1号陸閘	前芝町	国土 交通省	前芝校区 自治会長	鉄製扉引戸式	2.35	2.5
2		〃 2号 〃					2.35	3.0
3		〃 3号 〃					2.4	2.0
4		〃 4号 〃					2.36	2.5
5		〃 5号 〃					2.4	2.0
6		〃 6号 〃					2.35	3.0
7		〃 7号 〃					2.36	3.0
8		〃 8号 〃					2.34	2.0
9		〃 9号 〃					2.34	3.5
10		〃 10号 〃					2.34	2.0
11	三河港 海岸 (大崎地区)	笠松陸閘	大崎町	愛 知 県 (三河港務所)	大崎町 自治会長	アルミ合金製横引扉	1.0	3.0
12		船渡船倉門扉	船渡町		船渡町 自治会長		2.5	2.7
13		〃 1号立切				木製角落し	0.5	2.4
14		〃 2号門扉				鉄製片開扉	1.45	2.1
15		〃 5号門扉				アルミ合金製横引扉	1.45	2.1
16		高打場1号門扉				鉄製片開扉	1.45	3.0
17		〃 2号 〃				鉄製片開扉	1.45	2.1
18		城戸中1号立切				木製角落し	1.45	1.5
19		〃 2号 〃					1.45	1.5
20	三河港 海岸 (老津地区)	中尾第2陸閘	老津町	愛 知 県 (三河港務所)	老津町 自治会長	アルミ合金製横引扉	1.5	3.4
21		〃 第3 〃					1.5	3.4
22		中北陸閘					1.5	3.0
23		大津中陸閘					1.25	3.0
24		新田第2陸閘					0.60	2.9

[対照図面：図3,4]

【用語解説】

用語	解説
樋門（樋管）	地区内からの排水を目的として設置されるもので、洪水・高潮等の異常時には後背地への逆流を防ぐ機能も有する施設
陸こう（立切）	堤防の役割を果たす開閉可能な門扉。立切は一般的に角材等を落とし込む形式のものをいう。

(7) 巡視及び警戒分担区域

(河川課、公園緑地課、中・南消防署)

巡視及び警戒は、下表のうち、災害の発生するおそれがある区域を実施するものとする。

巡視及び警戒区域						管轄消防機関													
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団												
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団											
石巻地区	豊川	賀茂町	左	430	賀茂町、石巻本町	石巻出張所	第一	賀茂玉川											
		石巻本町	左	370															
	間川	賀茂町			賀茂町、石巻西川町 本郷					賀茂西郷									
		石巻小野田町	左	100															
		石巻西川町	左右	150															
		石巻萩平町	右	300															
	吉祥川	石巻西川町								西郷									
	北ノ谷川	石巻西川町、 石巻萩平町																	
	二ノ沢川	石巻萩平町																	
	一ノ沢川	石巻西川町、 石巻平野町、 石巻萩平町																	
	安川	石巻西川町、 石巻平野町、 石巻萩平町、 石巻中山町								賀茂西郷									
	郷道川	賀茂町、石巻 西川町、石巻 平野町																	
	日名倉川	石巻小野田 町、石巻本町								西郷玉川									
	馬越川	石巻本町								玉川									
	神田川	石巻本町、嵩 山町								石巻本町高井	玉川嵩山								
	嵩山川	嵩山町											嵩山						
	天神川																		
	オソヨ川																		
	狭石川																		
	松田川																		
	長彦川																		
	矢田川	石巻本町											玉川石巻						
	三輪川												賀茂						
	高当池	賀茂町											西郷						
	奥ノ池	石巻西川町																	
	中池																		

巡視及び警戒区域						管轄消防機関		
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
石巻地区	下池	石巻西川町				石巻出張所	第一	西郷
	空池							
	表田池							
	上荒池	石巻小野田町						
	北ノ池							
	南ノ池							
	中ノ入池							
	鳴沢池	石巻平野町						
	張原池							
	和具池							
	象之谷池							
	無名池 (象之谷)							
	寒ノ谷池							
	無名池 (中野田)	石巻萩平町						
	幸神池							
	二の沢池							
	黒岩池							
	黒石池							
	無名池 (下吉祥)							
	無名池 (猫藪)							
	無名池 (宮後)							
	無名池 (鷹打)	石巻中山町						
	大沢池							
	鷹打池							
	馬越大池	石巻本町						
	水神池							
井田池								
和田下池								
和田上池	石巻本町							
長楽池								
信池（上）	下条東町	50						
信池（下）								
					東分署	第二	下条	

巡視及び警戒区域						管轄消防機関		
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
石巻地区	上池	嵩山町				石巻 出張所	第一	嵩山
	追間池							
	長彦池							
	新池	石巻町						石巻
	会下池							
	三ツ口池							
東部地区	豊川	下条西町	左 1, 250		下条西町・東町 牛川町暮川、沖野	東分署	第二	下条 牛川
		牛川町	左 2, 140					
	大江川	石巻本町、牛川町、下条東町、下条西町						牛川 東田 鷹丘 多米 岩田
	神田川	牛川町	左右 1, 100					多米
	朝倉川	牛川町 ～多米町			つつじが丘 飯村 豊 岩田			
	内山川	多米中町一丁目、多米中町四丁目、岩崎町、多米町			飯村 つつじが丘			
	山中川	三ノ輪町 ～岩田町			岩田 多米			
	殿田川	三ノ輪町 ～飯村町			飯村			
	地藏川	岩田町、岩崎町			つつじが丘			
	南殿田川	飯村南二丁目、飯村南四丁目			鷹丘			
	柳生川	佐藤一丁目			多米			
	長三川	佐藤町、佐藤二丁目、佐藤三丁目、佐藤四丁目、高師町						
	銭亀池	牛川町						
	滝ノ谷池	多米町						
	滝ノ谷上池	多米町						

巡視及び警戒区域						管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団		
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団	
東部地区	両止池	岩崎町				東分署	第二	多米	
	宮前池								
	長尾池								
	手洗池								
	水神池	岩田町							
	三太郎池								
	上影岩池								
	影岩池								
	上庄池								
	利兵池	飯村町							
	上ノ池								
	唐沢池								
	山神池								
	白ヶ池	佐藤町							つつじが丘
	長三池								
	東山排水路	飯村南四丁目、飯村南五丁目						飯村	
中部地区	豊川	今橋町 ～北島町	右 320			中消防署	第三	八町 松葉	
	朝倉川	今橋町、飽海町						八町	
	山中川	向山町						向山	
	柳生川	南松山町 ～向山町						松山 向山	
	大池	向山町						向山	
前芝・北部地区	豊川	前芝町 ～大村町	右 960	橋りょう 1	下地町、大村町、長瀬町	前芝出張所	第八	前芝 下地 大村 津田	
	豊川 放水路	前芝町 ～大村町		水 門 3 橋りょう 1 陸こう 10	川崎町、清須町、横須賀町、下五井町			前芝 津田 大村	
	宮井戸川	大村町、長瀬町、下地町		大村					
	江川	川崎町 ～下地町		津田 下地					
	南江川	下地町		下地					

巡視及び警戒区域						管轄消防機関		
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
前芝・北部地区	佐奈川	梅藪西町、梅藪町、西浜町、前芝町			梅藪町、西浜町、前芝町	前芝出張所	第八	前芝
	海岸	新西浜町、梅藪町、前芝町			新西浜町、梅藪町、前芝町			
西部地区	豊川	吉前町 ～野田町	左 600	橋りょう 1	吉前町、野田町 高洲町、青竹町 富久縞町	西分署	第七	吉田方
	二十間川	神野新田町、牟呂町			吉前町、野田町 高洲町、富久縞町、 青竹町			牟呂 吉田方
	十間川	神野新田町、牟呂町						
	八間川	牟呂町、青竹町、高洲町、神野新田町、小向町						
	五間川	富久縞町、青竹町、高洲町問屋町、牟呂町						
	柳生川	神野新田町 ～花中町				牟呂町、牟呂市場町、神野新田町、中郷町、東脇三・四丁目、花中町、羽根井西町、羽根井町	牟呂 汐田 羽根井	
	富田川	牟呂町、柱四番町、西橋良町			南消防署 西分署	第六 第七	羽根井 汐田 福岡	
	海岸	吉前町、神野新田町、神野ふ頭町、牟呂町、神野西町一丁目			神野新田町、青竹町	西分署	第七	吉田方 汐田 牟呂
南部地区	梅田川	船渡町 大山町 ～藤並町	天伯町 右 1,000		大山町、藤並町、船渡町、高田町、野依町、植田町、磯辺下地町、芦原町、高師本郷町、浜道町、畑ヶ田町	南消防署	第六	磯辺 大崎 植田 芦原 野依 高師 天伯 幸
	内張川	曙町 ～大山町 弥生町	左右 528		曙町、草間町、内張町、駒形町、高師町、大山町、弥生町			栄 芦原 磯辺 高師

巡視及び警戒区域						管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団		
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団	
南部地区	山崎川	船渡町、大崎町	左右 270		船渡町、大崎町	南消防署	第六	大崎	
	西ノ川	植田町、野依町、東大清水町			植田町、野依町			植田 野依 大清水	
	浜田川	野依町、天伯町、畑ヶ田町、西七根町、東七根町	左右 300		野依町、天伯町	南消防署 大清水出張所	第五 第六	野依 高師 天伯	
	百々川	浜道町、西幸町			浜道町			高師 幸	
	高塚川	若松町、野依町、高塚町			若松町、高塚町	野依 高根			
	藤ヶ谷川	野依町、南大清水町、野依台二丁目			野依町	南消防署	第六	野依	
	仏飼川	野依町、畑ヶ田町			野依 高師				
	境川	大清水町、大崎町			大崎町	南消防署 大清水出張所	第五 第六	大清水 大崎	
	境松川	大崎町、大清水町、老津町			大崎町、大清水町				
	山田川	鍵田～小松町	鍵田町、東小池町		南消防署	第六	福岡、栄		
	柳生川	神野新田町～東小池町	左 321		鍵田町、入船町、東小池町、西小池町、堂浦町、柳生町、神野新田町 花中町、南松山町 前田南町一丁目、前田南町二丁目	南消防署 西分署	第六 第七	福岡 羽根井 汐田 牟呂	
	坪口川	天伯町、豊栄町、高田町、東高田町				南消防署 二川出張所	第四 第六	二川南 幸 天伯	
	八田平川	天伯町						南消防署	第六
	東高田川	東高田町、大岩町、藤並町、豊栄町					幸		
	権茂川	大岩町、藤並町							
	藤並川	藤並町							
	小屋池	高師本郷町							
	長池	高師本郷町							
庄次郎池									

巡視及び警戒区域						管轄消防機関		
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団	
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団
南部地区	椎ノ木下池	畑ヶ田町				南消防署	第六	高師
	鳶ノ巣池	船渡町						大崎
	釜穴池							
	小沢池(上)							
	〃 (下)							
	三ツ池(上)	大崎町						
	〃 (下)							
	蓮 池							
	植田大池	植田町						植田
	半兵衛池							
	精進池							
	源太郎池							
	新池(上)							
	新池(下)							
	待池							
	中池	植田町						
	尾池							
	三ツ池							
	西ヶ谷池	野依台二丁目						大清水 植田
	上藤ヶ谷池 (中根池)							
	藤ヶ谷池	南大清水町						
	彦坂池	大清水町、植 田町						
	新池	大清水町						野依
	雷池							
	竈下池	野依台一丁目						幸
	寸沢池	若松町						
	清水池	江島町						天伯
	天皇池	藤並町						
大沢池								
大穴池	天伯町	福岡						
右京池								
坪口池		福岡 中野						
鯰池	柱八番町							
柱大池	柱七番町							

巡視及び警戒区域						管轄消防機関				
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団			
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団		
南部地区	中浜池	中浜町				南消防署	第六	中野		
	昭和池	草間町			磯辺					
	海岸	神野新田町二回、船渡町、大崎町、明海町			神野新田町二回 大崎町			磯辺 大崎		
老津・杉山・高豊地区	境川	大清水町、老津町	右 2		大清水町 老津町	南消防署 大清水出張所	第五 第六	老津 大清水		
	清水川		左 50 右 50		老津町					
	紙田川	老津町、明海町、杉山町、西赤沢町、城下町	左右 30		老津町 杉山町			老津 杉山 豊南 大崎		
	丸山川	杉山町							豊南	
	切畑川	杉山町								
	豊南川	城下町								
	庄兵衛川	城下町								
	神出川	西赤沢町								
	橋詰川	西赤沢町、東赤沢町、城下町								
	細田川	西赤沢町								
	味噌川	西赤沢町、城下町								
	西方部川	東赤沢町、西赤沢町								
	茶ノ木川	東赤沢町								
	荒谷川	伊古部町								
	落合川									
	大縄手川									
	西ノ川	伊古部町、富士見台六丁目、東赤沢町								豊南 富士見
	高塚川	高塚町、野依町								高根
	大山川	高塚町								

巡視及び警戒区域						管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団		
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団	
老津・杉山・高豊地区	二の沢川	西七根町、若松町、高塚町				南消防署 大清水出張所	第五 第六	高根	
	浜辺川	西七根町、東七根町							
	浜田川								
	猿ヶ谷川	東七根町			東七根町				
	銭田川	東七根町、寺沢町							
	比留茂川	東七根町、豊栄町							
	石穴池(下)	大崎町						大崎	
	〃 (上)	老津町			122				
	山田池								
	嵩山上池								
	嵩山下池								
	木原池								
	向田池								
	前田池								
	葭池								
	清水池								
	新池								
	山田池	杉山町							
	弁天池								
	小山池(上)(下)								
	七股池(上)								
	〃 (下)								
	井ノ木池(上)								
	〃 (下)								
	大取池								
	椎ノ木池(上・下)								
	知原池								
	猪原池	高塚町		高根					
	海岸	老津町、杉山町		老津 杉山					

巡視及び警戒区域						管轄消防機関			
地区 名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防 署所	消防団		
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団	
二川地区	梅田川	大岩町 ～二川町 中原町	左右 1,000 左 50		中原町、大脇町	二川出張所	第四	二川 谷川 二川南	
	権茂川	大岩町						二川 二川南	
	宮川	大岩町、二川町							
	新橋川	二川町、大脇町							
	沢渡川	大岩町、西山町、細谷町、富士見町							二川南 細谷
	精進川	豊清町、東細谷町、中原町、二川町	右 570		豊清町			二川 谷川 二川南 細谷	
	落合川	二川町、三弥町、細谷町						二川南 細谷	
	景色川	雲谷町、二川町						二川	
	東高田川	大岩町、豊栄町、東高田町、藤並町						二川南	
	地藏川	雲谷町						谷川	
	中原川	中原町、雲谷町							
	半尻川	雲谷町	右 255		原町 東細谷町			谷川 二川南 細谷	
	境川	中原町、原町、東細谷町	左 479						
	墨焼川	細谷町、東細谷町						細谷	
	阿羅田川	細谷町、東細谷町							
	小判田川	小島町、細谷町							小沢 細谷
	比留茂川	寺沢町、小島町、小松原町							小沢
銭田川	寺沢町、小島町、小松原町								
田濃川	小島町、小松原町、寺沢町								
観音川	小松原町								

巡視及び警戒区域						管轄消防機関													
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団												
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団											
二川地区	三ツ池 (上・中・下)	大岩町				東分署	第二	飯村											
	火打坂池	大岩町				二川出張所	第四	二川											
	無名池 (境目)					東分署	第二	飯村											
	無名池 (久保田)					二川出張所	第四	二川											
	無名池 (新英金属株式会社豊橋工場内)							二川南											
	朝倉池							二川											
	山ノ池							二川南											
	沢渡池																		
	反茂池																		
	上唐池	二川町																	
	唐池																		
	荒田池																		
	ひょうたん池	豊清町	58																
	東池																		
	ねずみ下池																		
	空池																		
	弥栄池																		
	三ツ池 (上)(中)(下)	三弥町																	
	三弥池(上)																		
	〃 (下)																		
	大口池																		
	大口池(小)																		
	影色池	雲谷町	150	二川															
	深田池																		
	無名池 (外ノ谷)																		
	西ノ池	中原町						谷川											
	摺鉢池																		
	西池 (上)(下)																		
	平山池																		
	頭谷池	雲谷町																	
	深山池																		

巡視及び警戒区域						管轄消防機関			
地区名	水防区域		重要水防箇所		冠水の恐れ 大きい場所	消防署所	消防団		
			河川 ため池 (m)	水門 陸こう (箇所)			方面隊	分団	
二川地区	無名池 (ハ [△] 山下)	雲谷町				二川出張所	第四	谷川	
	深山上池								
	馬込池								
	坂本池								
	上ノ池								
	荒神池	原町						二川南	
	上西ノ谷池								
	牛ヶ谷池								
	西籠田池	東細谷町							細谷
	東籠田池								
	大寒東池								
	大池							二川南	
	前ノ池	細谷町						細谷	
	無名池 (地原)								
	無名池 (地原)								
	無名池 (地原)								
	尾長池								
	目高田池								
	阿羅田池								
	坪池								
	松ヶ谷池								
	恋の池	寺沢町						小沢	
	無名池								
	無名池 (下坪尻)								
	無名池 (下坪尻)								
	無名池 (下坪尻)								
	無名池 (富士見町 804)	富士見町							

5. 救助救護施設・設備等

(1) 救助機械器具

(消防救急課、中・南消防署)

種別 署名	一般救助用器具										重量物排除用器具									
	かぎ付はしご	三連はしご	金属製折りたたみはしご 又はワイヤはしご	空気式救助マット	救命索発射銃	サバイバーリング又は 救助用縛帯	平担架	ロープ	カラビナ	滑車	油圧ジャッキ	油圧スプレッダー	可搬ウインチ	ワイヤロープ	マンホール救助器具	救助用簡易起重機	マット型空気ジャッキ一式	大型油圧スプレッダー	救助用支柱器具	チェーンブロック
消防救急課																				
中消防署	3	9	1	1	1	20	5	5	25	5	1	1	4	18	1	1	1	1	1	2
南消防署	4	11	1		1	10	4	5	25	5	1	1	2	16	1	1	1	1	1	1
合計	7	20	2	1	2	30	9	10	50	10	2	2	6	34	2	2	2	2	2	3

種別 署名	切断用器具									破壊用器具					検知・測定用器具					
	油圧切断機	エンジンカッター	ガス溶断器	チェーンソー	鉄線カッター	空気鋸	大型油圧切断機	空気切断機	コンクリート・鉄筋 切断用チェーンソー	万能斧	ハンマー	携帯用コンクリート 破壊器具	削岩機	ハンマドリル	生物剤検知器	化学剤検知器	可燃性ガス測定器	有毒ガス測定器	酸素濃度測定器	放射線測定器
消防救急課										2							1	1	1	5
中消防署	1	1	1	5	22	1	1	1	1	28	2	3	1	2	1	4	7	12	7	13
南消防署	2	1	1	5	21	1	1	1	1	26	2	3	1	1			7	7	7	18
合計	3	2	2	10	43	2	2	2	2	56	4	6	2	3	1	4	15	20	15	36

種別 署名	呼吸保護用器具							隊員保護用器具											
	空気呼吸器	空気充填機	酸素呼吸器	簡易呼吸器	防じんマスク	送排風機	エアラインマスク	耐電手袋	墜落制止用器具	防じんメガネ	携帯警報器	防毒マスク	化学防護服	陽圧式化学防護服	耐熱服	放射線防護服	耐電衣	耐電ズボン	耐電長靴
消防救急課	2											5	10						
中消防署	75	1	2	2	19	6	1	7	8	0	11	5	54	5	4	5	7	7	7
南消防署	53	1	2	2	10	7	1	7	13		5	5	26	5	14	2	7	7	7
合計	130	2	4	4	29	13	2	14	21	0	16	15	90	10	18	7	14	14	14

種別 署名	除染用器具		検索用器具	水難救助用器具											山岳救助用器具		その他の救助器具		
	除染シャワー	除染剤散布器	簡易画像探索機	潜水器具一式	救命胴衣	水中投光器	救命浮環	浮標	救命ボート	船外機	水中スクーター	水中無線機	水中時計	水中テレビカメラ	登山器具一式	バスケツト担架	投光器一式	携帯投光器	携帯拡声器
消防救急課					12												2	1	4
中消防署				4	166		16	7	7	3		4		1	5	10	15	35	13
南消防署	3	6	1	11	192		19	7	8	2	1	5	22	1	5	9	11	32	12
合計	3	6	1	15	370		35	14	15	5	1	9	22	2	10	19	28	68	29

種別 署名	その他の救助用器具								高度救助用器具				
	携帯無線機（署活動波を含む）	応急処置用セット	車両移動器具	その他の携帯救助工具	緩降機	ロープ登降機	救助用降下機	発電機	画像探索機	地中音響探知機	熱画像直視装置	夜間用暗視装置	地震警報器
消防救急課	13							2					
中消防署	81	1	1	2	2	3	2	16	1	1	2	1	1
南消防署	74	1	1	2			1	16			2		
合計	168	2	2	4	2	3	3	34	1	1	4	1	1

(2) 救護班連絡体制

(保健医療企画課)

区分		所在地	電話番号
市	保健医療衛生班 保健医療企画課	中野町字中原 100	39-9111
	市民病院班 市民病院	青竹町字八間西 50	33-6111
医師会	医療救護班	中野町字中原 100-3	45-4911
歯科医師会	医療救護班	中野町字中原 100-5	26-8300
薬剤師会	医療救護班	中野町字中原 100-6	47-0830

(3) 産業基地応急救護所 (防災危機管理課、保健医療企画課)

地区名	設置場所
明海地区	明海少年広場

(4) 応急救護所

(防災危機管理課、保健医療企画課)

中学校区名	設置場所	防災無線	電話番号	中学校区名	設置場所	防災無線	電話番号
基幹救護所	豊橋市休日夜間急病診療所	505	48-1110	東 陵	鷹丘小学校	303	63-2633
豊 岡	豊岡中学校	304/585	61-3278	南 稜	大清水小学校	321	25-2418
中 部	新川小学校	354	52-3148	北 部	北部中学校	320/581	52-3108
豊 城	八町小学校	308	52-1184	前 芝	前芝中学校	319/582	31-0507
青 陵	青陵中学校	302/583	54-2165	石 巻	石巻中学校	301/584	88-0006
羽 田	花田小学校	316	31-4517	二 川	二川小学校	309	41-0550
牟 呂	牟呂小学校	317	31-3101	五 並	五並中学校	310/587	21-1149
吉 田 方	吉田方小学校	318	31-2055	高 豊	高豊中学校	311/589	21-2101
南 部	南部中学校	315/591	45-1228	章 南	章南中学校	312/588	23-1328
高 師 台	高師台中学校	313/590	46-4310	東 部	岩西小学校	306	61-2557
本 郷	高師小学校	314	45-8216	南 陽	中野小学校	322	48-2075
東 陽	東陽中学校	305/586	62-8116	計	23 か所		

※ 中学校区内に 1 か所を指定し、薬品・医療器材等を備蓄 - 「VI-4-(1)」参照

指定避難所の防災無線 - 「V-6-(1)」参照

(5) 災害拠点病院

(防災危機管理課)

病院名	災害拠点病院の種類	電話番号
豊橋市民病院	中核	33-6111
独立行政法人国立病院機構豊橋医療センター	地域	62-0301

(6) 災害拠点精神科病院

(保健医療企画課)

病院名	電話番号
医療法人松崎病院豊橋こころのケアセンター	45-6111

(7)救出用資器材等備蓄（1箇所分の備蓄数量）

（防災危機管理課）

場所(箇所数)	第 1 指 定 避 難 所	広域避難場所 防災用器材庫	防災拠点公園 器 材 庫	応急救護所	消防署所	消防団器具庫
品名	71	3	10	23	8	74
簡易ジャッキ	3				2	2
のこぎり	2	10	10	8	2	1
ナタ	2				2	1
バール	2			1	2	1
スコップ	2	10	10		2	1
つるはし	2	10	10		2	1
クリッパー	2				2	1
金てこ棒	2			4	2	1
大ハンマー	2	1	1	2	2	1
片手ハンマー	2	1	1		2	1
掛矢	2			1	2	1
万能ハサミ	2			2	2	1
ロープ(12×30)	2				2	1
ヤットコ				2		
一輪車		1	5			
発電機・携行缶	1（注1）	1		1		
投光機・三脚	2	1		1		
携帯マイク	1			1		
テント		10				
シート	60	50	50			
土のう袋	400		1,000			

第二指定避難所 94 か所 救助工具セット各一式

※ 指定避難所 - 「V-6-(1)」 広域避難場所 - 「V-6-(2)」

防災拠点公園 - 「V-10-(4)」 応急救護所 - 「V-5-(4)」

消防署所 - 「V-2-(1)」

水防屯所（消防団詰所） - 「V-4-(2)」 参照

注1：保管は消防団器具庫

6. 避難所・避難場所等

(1) 指定避難所（災害対策基本法第49条の7関係）

ア. 第一指定避難所

(防災危機管理課、長寿介護課、市民協働推進課、生涯学習課)

地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	構造・延床面積(㎡)	発災後3日間の収容人員(2㎡)	長期収容人員(3㎡/人)
1	北部	大村 1	大村校区市民館	大村町字地之神 7-4	53-9658	269	RC2 階 360	94	63
		大村 2	北部生涯学習センター	大村町字仲川原 48-5	53-4212	270	RC2 階 980	204	136
		下地 3	下地校区市民館	下地町字宮前 68	53-4481	268	RC2 階 360	105	70
		津田 4	津田校区市民館	横須賀町宮前 10-2	31-9644	267	RC2 階 373	105	70
	前芝	前芝 5	前芝校区市民館	前芝町字塩見 5-1	32-3750	266	RC2 階 562	75	50
2	青陵	下条 6	下条校区市民館	下条東町字西浦 61-3	88-1420	207	RC2 階 360	90	60
		牛川 7	牛川校区市民館	牛川町字中郷 13-28	53-9533	208	RC2 階 360	90	60
			青陵生涯学習センター	南牛川二丁目 4-1	61-9285	209	RC2 階 841	132	88
		旭 9	旭校区市民館	旭町字旭 535-2	53-4795	211	RC2 階 360	88	59
		東田 10	東田校区市民館	仁連木町 15	61-9822	210	RC2 階 360	88	59
	東陵	鷹丘 11	鷹丘校区市民館	西小鷹野三丁目 7-1	61-9821	212	RC2 階 360	97	65
			東陵生涯学習センター	牛川町字乗小路 32-31	64-8088	213	S1 階 760	135	90
3	石巻	賀茂 13	賀茂校区市民館	賀茂町字宗末 41-1	88-1421	201	RC2 階 357	87	58
		西郷 14	西郷校区市民館	石巻平野町字中野田 100-3	88-1422	202	RC2 階 360	96	64
		玉川 15	玉川校区市民館	石巻本町字野添 11-1	88-5441	203	RC2 階 360	102	68
			石巻生涯学習センター	石巻本町字市場 110	88-1317	204	RC3 階 1057	141	94
		嵩山 17	嵩山校区市民館	嵩山町字宮下 83-1	88-1412	206	RC2 階 360	96	64
		石巻 18	石巻校区市民館	石巻町字西浦 16	88-1424	205	RC2 階 360	96	64
4	豊岡	豊 19	豊校区市民館	西岩田五丁目 6-2	61-9860	214	RC2 階 360	48	32
			豊岡生涯学習センター	西岩田四丁目 2-9	61-5632	215	RC2 階 717	199	133
		岩田 21	岩田校区市民館	中岩田四丁目 1-2	61-9861	216	RC2 階 360	94	63
	東陽	多米 22	多米校区市民館	多米中町二丁目 27-1	61-9823	217	RC2 階 381	79	53
			東陽生涯学習センター	多米中町一丁目 6-1	61-7741	218	RC3 階 876	250	167
5	二川	二川 24	二川校区市民館	大岩町字東郷内 4-8	41-1240	229	RC2 階 360	103	69
			二川生涯学習センター	大岩町字東郷内 111-1	41-0551	230	RC3 階 1104	256	171
		谷川 26	谷川校区市民館	中原町字東ノ谷 1-11	41-4963	232	RC2 階 360	108	72
		二川南 27	二川南校区市民館	大岩町字前荒田 145-2	41-4964	231	RC1 階 371	87	58
	五並	細谷 28	細谷校区市民館	細谷町字中ノ島 54-1	21-2943	233	RC2 階 360	105	70
			五並生涯学習センター	細谷町字上大附 98-9	21-2729	234	RC2 階 463	115	77
		小沢 30	小沢校区市民館	小島町字荒巻 81-1	21-2844	235	RC2 階 413	103	69
6	章南	老津 31	老津校区市民館	老津町字宮脇 15-1	23-1485	241	RC2 階 360	133	89
		杉山 32	杉山生涯学習センター	杉山町字孝仁 11	23-2216	240	RC2 階 506	132	88
	高豊	富士見 33	富士見校区市民館	富士見台二丁目 1-5	23-1402	236	RC1 階 369	94	63
		豊南 34	豊南校区市民館	西赤沢町字南ノ谷 99-9	21-2845	238	RC2 階 360	103	69
			高豊生涯学習センター	伊古部町字多岸田 302	21-2824	239	RC2 階 507	100	67
		高根 36	高根校区市民館	西七根町字北浜辺 147-1	21-2941	237	RC1 階 310	67	44

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	構造・延床面積(㎡)	発災後3日間の収容人員(2㎡)	長期収容人員(3㎡/人)
7	南稜	大崎	37	大崎校区市民館	大崎町字柿ノ木 16	25-2045	242	RC2 階 382	87	58
		植田	38	植田校区市民館	植田町字池下 63-1	25-2046	243	RC2 階 360	106	71
		野依	39	野依校区市民館	野依町字諏訪 149-1	25-2146	246	RC2 階 387	100	67
		大清水	40	大清水校区市民館	南大清水町字元町 78	25-1243	244	RC2 階 360	105	70
			41	南稜生涯学習センター	大清水町字彦坂 10-7	26-0010	245	RC・木 2 階 1065	206	135
8	高師台	幸	42	幸校区市民館	西幸町字笠松 184-1	45-9666	248	RC2 階 360	105	70
			43	高師台生涯学習センター	西幸町字浜池 332-2	48-1321	249	RC2 階 754	151	101
		天伯	44	天伯校区市民館	天伯町字高田山 137-1	45-9709	247	RC2 階 360	106	71
	本郷	高師	45	高師校区市民館	上野町字上原 99-10	45-9716	250	RC2 階 360	106	71
			46	本郷生涯学習センター(体育館含む)	浜道町字桜 50-7	46-8487	251	RC3 階 956	904	603
		芦原	47	芦原校区市民館	芦原町字嵩山地 36-4	45-9718	252	RC2 階 360	106	71
			48	高師老人福祉センター	高師町字北原 1	46-2557	380	RC2 階 496	106	71
9	南部	福岡	49	福岡校区市民館	橋良町字東中山 3-2	45-9680	253	RC2 階 360	105	70
		栄	50	栄校区市民館	北山町字東浦 46-12	45-9675	254	RC2 階 360	105	70
			51	南部生涯学習センター	北山町 95-1	47-0974	255	RC3 階 1010	210	140
	南陽	中野	52	中野校区市民館	橋良町字向山 61-2	48-4003	256	RC1 階 367	84	56
			53	南陽生涯学習センター	草間町字平東 89	48-6576	257	RC3 階 785	159	106
54	磯辺校区市民館	駒形町字丸山 60	46-9440	258	RC2 階 360	112	75			
10	羽田	花田	55	花田校区市民館	西羽田町 247	31-9612	260	RC1 階 361	99	66
		羽根井	56	羽根井生涯学習センター	羽根井本町 131	32-5050	259	RC4 階 968	70	47
	牟呂	牟呂	57	牟呂校区市民館	牟呂中村町 1-4	31-9650	261	RC2 階 360	105	70
			58	牟呂生涯学習センター	東脇二丁目 8-23	32-4615	262	RC2 階 801	160	107
		汐田	59	汐田校区市民館	牟呂町字北汐田 50-1	47-4761	263	RC1 階 360	190	127
11	中部	新川	60	新川校区市民館	前田中町 8-22	54-1590	223	RC1 階 367	85	57
		向山	61	向山校区市民館	向山西町 5-1	53-4477	222	RC2 階 360	114	76
		松山	62	松山校区市民館	西松山町 42	56-5818	224	RC1 階 362	85	57
			63	中部生涯学習センター	東松山町 23	53-0638	225	RC7 階(6 階) 845	196	131
	東部	岩西	64	東部生涯学習センター	岩屋町字岩屋下 66-1	63-3810	219	RC2 階 750	241	161
		飯村	65	飯村校区市民館	飯村南四丁目 6-4	61-9892	220	RC1 階 369	118	79
		つつじが丘	66	つつじが丘校区市民館	佐藤五丁目 16-1	64-5109	221	RC1 階 362	79	53
12	豊城	八町	67	八町校区市民館	八町通五丁目 5	53-9472	226	RC1 階 368	79	53
			68	豊城生涯学習センター	今橋町 16	53-3304	227	RC2 階 813	126	84
		松葉	69	松葉校区市民館	大橋通三丁目 107	53-4794	228	RC2 階 459	94	63
	吉田方	吉田方	70	吉田方校区市民館	吉川町 118	31-9651	264	RC3 階 358	93	62
			71	吉田方生涯学習センター	高洲町字高洲 122-7	32-3978	265	RC2 階 953	202	135
計				71 か所					9, 196	6, 140

イ．第二指定避難所

(防災危機管理課、長寿介護課、教育政策課、生涯学習課、文化課)

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	避難所対象 面積(㎡)	発災後3日間 の収容人員 (2㎡/人)	長期収容 人員 (3㎡/人)
1	北部	大村	72	大村小学校	大村町字地之神 9	52-4235	396	1,361	680	453
			73	下地小学校	下地町字宮前 68	54-2233	395	1,721	860	573
		下地	74	北部中学校	下地町字長池 1	52-3108	320	2,308	1,154	769
			75	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	31-4429	394	1,411	705	470
	前芝	前芝	76	前芝小学校	前芝町字西堤 30	31-0500	392	1,553	776	517
			77	前芝中学校	前芝町字塩見 1	31-0507	319	1,798	898	598
			78	梅藪地区津波防災センター	梅藪町字西神 25-1	51-3116	393	89	44	29
2	青陵	下条	79	下条小学校	下条東町字西浦 41	88-2350	335	1,241	620	413
			80	牛川小学校	牛川町字中郷 6-1	52-2616	336	2,344	1,172	781
		牛川	81	青陵中学校	牛川町字洗島 108-1	54-2165	302	3,665	1,832	1,221
			82	旭小学校	旭町字旭 409	52-2934	340	1,459	729	486
		旭	83	藤ノ花女子高等学校	老松町 109	61-5468	341	4,065	2,031	1,355
			84	東田小学校	仁連木町 15	62-0448	337	2,583	1,291	860
			85	仁連木老人福祉センター	仁連木町 136-2	62-0213	338	96	48	32
			86	豊橋競輪場	東田町 87	61-3136	339	1,488	744	496
			87	豊橋高等学校	東郷町 43-1	62-0278	323	2,486	1,219	820
	東陵	鷹丘	88	鷹丘小学校	西小鷹野三丁目 7-1	63-2633	303	2,699	1,349	899
			89	東陵中学校	牛川町字乗小路 32-35	66-2671	342	2,726	1,362	907
3	石巻	賀茂	90	賀茂小学校	賀茂町字森信 24	88-0400	330	1,156	577	385
		西郷	91	西郷小学校	石巻萩平町字城脇 164-2	88-0271	331	1,201	600	400
		玉川	92	玉川小学校	石巻本町字野添 10	88-0007	332	1,681	840	560
			93	石巻中学校	石巻本町字出口 1	88-0006	301	3,372	1,685	1,123
		嵩山	94	嵩山小学校	嵩山町字宮下 78-1	88-0008	334	1,140	569	380
		石巻	95	石巻小学校	石巻町字西浦 16	88-0010	333	1,733	866	577
4	豊岡	豊	96	豊小学校	西岩田五丁目 6-1	63-2331	343	2,602	1,301	866
			97	藤ノ花女子高等学校 第二体育館	仲ノ町 14	63-3793	344	579	289	193
		岩田	98	岩田小学校	中岩田四丁目 1-2	61-2607	345	3,501	1,750	1,167
			99	豊岡中学校	中岩田一丁目 5-2	61-3278	304	3,113	1,556	1,036
			100	豊丘高等学校	豊岡町 74	62-3281	346	1,176	588	392
	東陽	多米	101	多米小学校	多米中町二丁目 27-1	62-6167	347	3,096	1,548	1,031
			102	東陽中学校	岩崎町字野田 1-2	62-8116	305	3,122	1,561	1,039
5	二川	二川	103	二川小学校	二川町字北裏 80	41-0550	309	2,927	1,463	975
			104	視聴覚教育センター	大岩町字火打坂 19-16	41-3330	360	219	109	73
		谷川	105	谷川小学校	中原町字東ノ谷 1-3	41-0501	363	1,051	525	350
		二川南	106	二川南小学校	大岩町字前荒田 145-2	41-6991	361	2,256	1,127	751
			107	二川中学校	二川町字西向山 41-10	41-0702	362	3,827	1,913	1,275
	五並	細谷	108	細谷小学校	細谷町字中ノ島 47-1	21-1900	364	1,162	580	387
			109	五並中学校	細谷町字北芋ヶ谷 30-44	21-1149	310	1,270	635	423

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	避難所対象 面積(㎡)	発災後3日間 の収容人員 (2㎡/人)	長期収容 人員 (3㎡/人)
5	五並	小沢	110	小沢小学校	小島町字荒巻 81-1	21-1410	365	948	474	316
6	章南	老津	111	老津小学校	老津町字宮脇 15-4	23-0025	370	1,547	773	515
			112	章南中学校	老津町字宮脇 15-2	23-1328	312	2,043	1,021	680
			113	家政高等専修学校	老津町字西高縄 78	23-0127	371	1,234	616	411
		杉山	114	杉山小学校	杉山町字御園 9-4	23-0069	369	1,812	905	604
	高豊	富士見	115	富士見小学校	富士見台二丁目 1-5	23-3232	366	2,497	1,248	831
		豊南	116	豊南小学校	東赤沢町字西横根 130	21-2102	368	1,217	608	405
			117	高豊中学校	伊古部町字原 24-1	21-2101	311	2,519	1,258	839
		高根	118	高根小学校	西七根町字北浜辺 147-1	21-2105	367	1,307	653	435
7	南稜	大崎	119	大崎小学校	大崎町字西里中 20-1	25-1720	372	1,669	834	556
		植田	120	植田小学校	植田町字池堀田 15	25-2619	373	2,138	1,069	712
			121	南稜中学校	植田町字的場 50	25-1318	374	3,707	1,853	1,234
		野依	122	野依小学校	野依町字諏訪 125	25-2186	375	2,954	1,477	984
		大清水	123	大清水小学校	南大清水町字元町 78	25-2418	321	1,752	876	584
8	高師台	幸	124	幸小学校	西幸町字笠松 183	45-8105	377	3,154	1,577	1,050
			125	高師台中学校	西幸町字浜池 328	46-4310	313	4,393	2,196	1,463
			126	豊橋サイエンスコア	西幸町字浜池 333-9	44-1111	324	1,220	609	405
		天伯	127	天伯小学校	天伯町字高田山 136-1	45-6165	376	1,351	675	450
	本郷	高師	128	高師小学校	上野町字上原 100	45-8216	314	2,934	1,467	978
			129	本郷中学校	高師本郷町字竹の内 90-1	48-3116	378	3,555	1,777	1,184
		芦原	130	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	48-1216	379	2,040	1,020	679
9	南部	福岡	131	福岡小学校	橋良町字平野 1-1	45-2328	382	3,301	1,650	1,100
			132	豊橋中央高等学校	鍵田町 106	54-1301	325	1,884	942	628
		栄	133	栄小学校	北山町字東浦 46-4	45-5497	383	3,174	1,586	1,058
			134	南部中学校	北山町字東浦 1-4	45-1228	315	4,553	2,276	1,517
			135	時習館高等学校	富本町	45-3171	397	1,585	792	528
			136	愛知大学	町畑町 1-1	47-4111	398	2,826	1,413	942
			137	豊橋工科高等学校	草間町官有地	45-5635	326	2,490	1,245	830
	南陽	中野	138	中野小学校	橋良町字向山 6-4	48-2075	322	2,171	1,085	723
		磯辺	139	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	45-2608	384	2,426	1,213	808
			140	南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	45-2608	385	3,692	1,846	1,229
			141	アイブラザ豊橋	草間町字東山 143-6	45-2608	381	1,806	888	592
10	羽田	花田	142	花田小学校	西羽田町 247	31-4517	316	2,194	1,097	730
			143	羽田中学校	西羽田町 43-1	31-3145	387	3,665	1,832	1,221
		羽根井	144	羽根井小学校	羽根井本町 131	31-0375	386	2,141	1,070	713

ブロック	地区	校区	番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	避難所対象 面積(㎡)	発災後3日間 の収容人員 (2㎡/人)	長期収容 人員 (3㎡/人)
10	牟呂	牟呂	145	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	31-3101	317	3,414	1,707	1,137
			146	牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	31-3101	388	3,276	1,638	1,091
		汐田	147	汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	47-3220	389	3,139	1,569	1,046
			148	青少年センター (中央棟)	牟呂町字東里 26	46-8925	390	1,062	531	354
11	中部	新川	149	新川小学校	前田中町 8-23	52-3148	354	1,542	771	514
			150	中部中学校	舟原町 154	54-8108	307	3,039	1,519	1,012
		向山	151	向山小学校	向山西町 5-1	52-0396	351	2,229	1,114	742
			152	豊橋東高等学校	向山町字西猿 22	61-3146	352	1,828	913	609
			153	豊橋商業高等学校	向山町官有地	52-2256	353	1,735	867	577
		松山	154	松山小学校	西松山町 42	52-0484	355	1,848	924	615
			155	前田南地区体育館	前田南町二丁目 19-8	53-0103	356	1,020	510	340
	東部	岩西	156	岩西小学校	西口町字西ノ口 25-4	61-2557	306	2,852	1,426	950
		飯村	157	飯村小学校	飯村南四丁目 6-4	63-3165	348	3,015	1,507	1,004
			158	東部中学校	飯村北四丁目 1-2	63-1355	349	4,210	2,105	1,403
		つつじが丘	159	つつじが丘小学校	佐藤五丁目 16-1	64-5121	350	2,710	1,355	903
12	豊城	八町	160	八町小学校	八町通五丁目 5	52-1184	308	1,400	699	466
			161	豊城中学校	今橋町 2-1	54-1275	357	2,528	1,263	842
			162	豊橋市公会堂	八町通二丁目 22	51-3077	358	978	489	326
		松葉	163	松葉小学校	大橋通三丁目 107	52-0265	359	2,162	1,081	720
	吉田方	吉田方	164	吉田方小学校	吉川町 118	31-2055	318	3,328	1,663	1,109
			165	吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	31-4887	391	3,006	1,502	1,001
計				94 か所					104,670	69,757

[対照図面：図 3, 4]

第一・第二指定避難所の収容人員の合計	発災後 3 日間の収容人数 (2 ㎡/人)	長期収容人数 (3 ㎡/人)
	113,866	75,897

ウ. 福祉避難所 (福祉政策課、長寿介護課、障害福祉課、教育政策課)
指定福祉避難所

番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	収容人員(人)
166	石巻老人福祉センター	石巻本町字市場 7	88-3302	531	30
167	下地老人福祉センター	下地町字宮前 52-1	55-2117	532	30
168	大岩老人福祉センター	大岩町字東郷内 4-5	41-7340	533	35
169	障害者福祉会館(さくらピア)	東新町 15	53-3153	534	219
170	つつじが丘地域福祉センター	佐藤五丁目 22-16	64-4510	535	100
171	大清水地域福祉センター	大清水町字大清水 546	25-6141	536	73
172	総合福祉センター (あいトピア)	前畑町 115	57-2601	537	146
173	八町地域福祉センター	八町通五丁目 9	52-1341	538	61

番号	名称	所在地	電話番号	防災無線	収容人員(人)
174	牟呂地域福祉センター	牟呂町字内田 22-2	31-8885	539	77
175	くすのき特別支援学校	野依町字上ノ山 3-2	29-7660	541	234
計	10 か所				1,005

[対照図面：図 3, 4]

※避難所での生活は、一般の避難者以上の負担を受けるので障害の程度や体力、病気などの状況を判断し、避難所での生活が困難な方については、移動できるよう措置する。

協定に基づく要配慮者等の一時的な受入協定施設（社会福祉施設等）

（福祉政策課）

名称	所在地	電話番号	収容人員(人)
さわらび荘	浪ノ上町 7-2	54-3501	22
第二さわらび荘	野依町字山中 19-17	37-1209	15
珠藻荘	野依町字山中 19-21	47-1050	40
あかね荘	野依町字山中 19-12	48-2825	41
彩幸	西赤沢町字深山 95	23-6011	20
自由の杜	老津町字池上 106-2	23-5181	90
豊橋ちぎり寮	高師町字北原 1-107	61-0117	30
永生苑豊橋	大村町字花次 83	55-5011	2
作楽荘	王ヶ崎町字上原 1-145	48-5111	20
王寿園	小松原町字浜 41	21-3511	22
喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	34-1414	15
シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	33-8800	7
ジュゲム	野依町字山中 19-1	46-7501	8
ベルビューハイツ	青竹町字青竹 96	33-8111	86
赤岩荘	多米町字大門 10	66-1123	8
尽誠苑	大脇町字大脇ノ谷 74-54	65-2727	30
豊橋ケアセンター	嵩山町字松田 55	88-7211	18
みのり	大村町字山所 77	51-1336	18
明陽苑	八通町 64-3	33-3121	15
カサブランカ	三ノ輪町字本興寺 3-60	69-1701	5
常盤	宮下町 1-1	62-3370	5
カサデヴェルデ	杉山町字泉原 139-1	23-5552	5
幸王寿園	西幸町字浜池 323, 324	38-8711	12
大清水彩幸	東大清水町 181-1	25-3361	5
倶楽荘	川崎町 216-2	32-2300	10
真寿苑	牟呂町字東明治郷下 1	39-8100	4
しろがね	野依町字山中 19-12	48-1032	15
弥生王寿園	弥生町字東豊和 2-1	38-0220	18
童里夢	石巻町字野田 6-5	87-0800	10
授産所ふくふく	中原町字西荒神 20-1	65-5788	30
豊生ら・ばるか就労訓練工場	菰口町四丁目 2-2	31-3120	5
ス楽荘	石巻本町字大清水 80	43-5446	4
天伯	天伯町字六ツ美 33-1	48-1113	2
高師王寿園	高師本郷町字竹ノ内 107	47-7400	18
みゆき	西幸町字笠松 85	87-4718	6

名称	所在地	電話番号	収容人員(人)
つむぎのて	雲谷町字上ノ山 113-2	43-0511	120
フラワーサーチ	東高田町 670	65-2121	4
谷川王寿園	中原町字西荒神 11	41-5011	30
やまなみ王寿園	中原町字西荒神 11	41-5011	12
グループホーム 高師王寿園	高師本郷町字竹ノ内 107	47-7400	13
富士見王寿園	南大清水町字富士見 858-1	25-8077	25
喜寿苑清須	清須町字宮西 38-1	35-7007	20
42 か所			885

協定に基づく要配慮者等の一時的な受入協定宿泊施設（ビジネスホテル等）（福祉政策課）

名称	所在地	電話番号	客室（室）
コンフォートホテル豊橋	大橋通 1-98	53-7411	132
1 か所			132

(2)避難場所等

ア. 広域避難場所…大火災時における大規模な避難に適する場所（公園緑地課）

名称	所在地	敷地面積 (㎡)	収容可能人員 (人)	マンホールトイレ (基)	敷地内施設名称
豊橋公園	今橋町	216,401	93,000	24	武道館、豊橋球場、陸上競技場、 美術博物館、豊城生涯学習センタ ー、テニスコート、三の丸会館
東田公園	東田町	20,000	8,800	17	東田球場
向山緑地	向山町、向山東町、 向山大池町	171,300	56,000	27	市民文化会館、交通児童館
高師緑地	高師町	246,530	108,000	39	青少年広場、 馬場、高師老人福祉センター
牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目、 南牛川二丁目	37,326	18,500	11	青陵生涯学習センター
岩田運動公園	岩田町	138,000	41,000	23	市民球場、市民球技場、 市民庭球場、市民クラブハウス
幸公園	佐藤町、東幸町、 高師町	128,000	40,000	24	
合計	7 か所	957,557	365,300	165	

[対照図面：図 3, 4]

イ. 拠点避難場所…地域の防災活動の拠点となる場所（防災危機管理課、教育政策課）

名称	所在地	運動場面積(㎡)	収容可能人員(人)	屋上標示
賀茂小学校	賀茂町字森信 24	5,764	2,800	
西郷小学校	石巻萩平町字城脇 164-2	3,365	1,600	2-22
玉川小学校	石巻本町字野添 10	9,709	4,800	2-31
石巻中学校	石巻本町字出口 1	11,603	5,800	2-17
石巻小学校	石巻町字西浦 16	9,228	4,600	2-52
嵩山小学校	嵩山町字宮下 78-1	10,245	5,100	
下条小学校	下条東町字西浦 41	7,195	3,500	2-68
牛川小学校	牛川町字中郷 6-1	8,927	4,400	2-38
青陵中学校	牛川町字洗島 108-1	19,613	9,800	2-5
鷹丘小学校	西小鷹野三丁目 7-1	10,264	5,100	2-60
東陵中学校	牛川町字乗小路 32-35	19,524	9,700	2-6

名称	所在地	運動場面積(㎡)	収容可能人員(人)	屋上標示
東田小学校	仁連木町 15	16,516	8,200	2-61
旭小学校	旭町字旭 409	7,691	3,800	
岩田小学校	中岩田四丁目 1-2	11,676	5,800	2-76
豊岡中学校	中岩田一丁目 5-2	12,501	6,200	2-32
豊小学校	西岩田五丁目 6-1	10,091	5,000	2-1
多米小学校	多米中町二丁目 27-1	11,490	5,700	2-3
東陽中学校	岩崎町字野田 1-2	10,838	5,400	
飯村小学校	飯村南四丁目 6-4	13,793	6,800	2-46
東部中学校	飯村北四丁目 1-2	10,755	5,300	2-2
岩西小学校	西口町字西ノ口 25-4	13,526	6,700	2-51
つつじが丘小学校	佐藤五丁目 16-1	11,365	5,600	2-73
向山小学校	向山西町 5-1	9,773	4,800	2-42
中部中学校	舟原町 154	8,328	4,100	2-4
松山小学校	西松山町 42	8,327	4,100	2-71
新川小学校	前田中町 8-23	5,792	2,800	
八町小学校	八町通五丁目 5	5,620	2,800	2-56
松葉小学校	大橋通三丁目 107	7,805	3,900	2-36
二川小学校	二川町字北裏 80	12,985	6,400	2-18
二川南小学校	大岩町字前荒田 145-2	14,095	7,000	2-48
二川中学校	二川町字西向山 41-10	21,955	10,900	2-33
谷川小学校	中原町字東ノ谷 1-3	10,632	5,300	2-43
細谷小学校	細谷町字中ノ島 47-1	7,134	3,500	2-44
五並中学校	細谷町字北芋ヶ谷 30-44	17,477	8,700	2-19
小沢小学校	小島町字荒巻 81-1	4,397	2,100	2-47
高根小学校	西七根町字北浜辺 147-1	6,998	3,400	2-49
豊南小学校	東赤沢町字西横根 130	12,172	6,000	2-45
高豊中学校	伊古部町字原 24-1	11,538	5,700	2-20
富士見小学校	富士見台二丁目 1-5	8,187	4,000	
杉山小学校	杉山町字御園 9-4	7,964	3,900	2-53
老津小学校	老津町字宮脇 15-4	10,952	5,400	2-21
章南中学校	老津町字宮脇 15-2	13,989	6,900	2-63
大崎小学校	大崎町字西里中 20-1	9,659	4,800	2-39
植田小学校	植田町字池堀田 15	7,353	3,600	2-30
大清水小学校	南大清水町字元町 78	6,848	3,400	2-58
野依小学校	野依町字諏訪 125	11,237	5,600	2-72
天伯小学校	天伯町字高田山 136-1	13,481	6,700	2-41
幸小学校	西幸町字笠松 183	9,947	4,600	2-11
高師台中学校	西幸町字浜池 328	28,666	14,300	2-62
高師小学校	上野町字上原 100	10,852	5,400	2-13
本郷中学校	高師本郷町字竹ノ内 90-1	10,958	5,400	2-55
芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	11,945	5,900	2-57
磯辺小学校	駒形町字丸山 61	8,062	4,000	2-40
南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	10,476	5,200	2-59
中野小学校	橋良町字向山 6-4	11,344	5,600	2-12

名称	所在地	運動場面積(㎡)	収容可能人員(人)	屋上標示
福岡小学校	橋良町字平野 1-1	15,488	7,700	2-64
栄小学校	北山町字東浦 46-4	11,391	5,600	2-65
南部中学校	北山町字東浦 1-4	28,927	14,400	2-10
羽根井小学校	羽根井本町 131	8,766	4,300	
花田小学校	西羽田町 247	6,236	3,100	
羽田中学校	西羽田町 43-1	10,961	5,400	2-7
牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	11,306	5,600	2-8
牟呂中学校	神野新田町字イノ割 1-3	16,551	8,200	
汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	11,034	5,500	
吉田方小学校	吉川町 118	13,887	6,900	2-29
吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	11,000	5,500	2-9
前芝小学校	前芝町字西堤 30	6,602	4,500	2-66
前芝中学校	前芝町字塩見 1	6,725	2,400	2-16
津田小学校	横須賀町宮元 3-1	5,748	2,800	2-37
下地小学校	下地町字宮前 68	6,860	3,400	2-69
北部中学校	下地町字長池 1	13,392	6,600	2-15
大村小学校	大村町字地之神 9	6,316	3,100	2-35
豊城中学校	今橋町 2-1	10,500	5,200	2-77
南稜中学校	植田町字的場 50	14,549	7,200	2-14
豊橋高等学校	東郷町 43-1	3,028	1,500	2-34
藤ノ花女子高等学校	仲ノ町 14	5,900	2,900	
豊丘高等学校	豊岡町 74	16,400	8,200	
家政高等専修学校	老津町字西高縄 78	701	300	2-50
豊橋中央高等学校	鍵田町 106	3,000	1,500	
時習館高等学校	富本町	39,100	19,500	
豊橋工科高等学校	草間町官有地	8,500	4,200	
豊橋東高等学校	向山町字西猿 22	10,900	5,400	
豊橋商業高等学校	向山町官有地	16,100	8,000	
愛知大学	町畑町 1-1	23,100	11,500	
合計	84 か所	945,595	468,300	

※屋上標示・・・ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、防災用拠点施設の屋上に番号を表示

ウ．一時避難場所(1,000 ㎡以上の公園など)…指定避難所へ避難する前に自主的に避難して様子をみる場所(公園緑地課)

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
玉川	石巻中野公園	森岡町	3,293	1,600
牛川	南郷公園	牛川通三丁目	2,067	1,000
	牛川東郷公園	牛川通五丁目	5,344	2,600
	浪ノ上公園	浪ノ上町	2,152	1,000
	薬師公園	南牛川一丁目	3,165	1,500
	下川公園	牛川町	1,931	900
	牛川公園	牛川町	10,100	5,000
鷹丘	中沢公園	東小鷹野三丁目	5,943	2,900
	野川公園	東小鷹野四丁目	2,546	1,200
	花の木公園	緑ヶ丘二丁目	2,344	1,100
	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘二丁目	4,676	2,300

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
鷹丘	東先原公園	南牛川一丁目	2,830	1,400
	蟬川公園	東小鷹野一丁目	2,631	1,300
	半ノ木公園	忠興三丁目	10,977	5,400
東田	東田仲の町公園	東田仲の町	1,626	800
	東郷公園	東郷町	1,400	700
	大口公園	仁連木町	9,140	4,500
	宮下公園	宮下町	6,542	3,200
	吾妻公園	吾妻町	1,275	600
岩田	豊岡公園	豊岡町	2,316	1,100
	利兵池公園	岩田町	8,000	4,000
	岩鼻公園	中岩田三丁目	3,300	1,600
	北郷中公園	東岩田一丁目	2,501	1,200
	平川本町公園	平川本町二丁目	2,223	1,100
	中郷中公園	中岩田四丁目	2,201	1,100
	萬口公園	東岩田三丁目	6,500	3,200
	九ツ橋公園	東岩田二丁目	2,587	1,200
	五反田公園	中岩田二丁目	2,500	1,200
	蟬川第二公園	北岩田一丁目	1,906	900
	ヒカイ公園	北岩田二丁目	2,385	1,100
	居村公園	北岩田一丁目	2,369	1,100
	東光公園	東光町	1,652	800
	平川公園	平川町	1,510	700
	井原第二公園	井原町	3,407	1,700
旭	桜ヶ丘公園	東田町字北蓮田	12,208	6,100
豊	北春日公園	春日町二丁目	3,500	1,700
	田尻前公園	西岩田二丁目	2,876	1,400
	春日公園	春日町一丁目	1,666	800
	西ノ山公園	西岩田四丁目	2,279	1,100
	横手公園	西岩田三丁目	2,023	1,000
	切替公園	西岩田六丁目	2,271	1,100
	三ノ輪中央公園	三ノ輪町四丁目	2,373	1,100
多米	野中公園	多米西町二丁目	2,405	1,200
	野中第二公園	多米西町一丁目	1,799	800
	織目公園	多米西町三丁目	2,529	1,200
	南脇公園	多米東町三丁目	1,997	900
	向田公園	多米中町四丁目	1,487	700
	道満公園	多米中町二丁目	3,639	1,800
	川添公園	多米中町四丁目	2,078	1,000
	北田公園	多米東町二丁目	2,319	1,100
	鳥居前公園	多米東町一丁目	3,011	1,500
	広畑公園	多米東町三丁目	4,518	2,200
飯村	高山緑地（白ヶ池）	飯村町	15,300	7,600
	本郷公園	飯村町	2,200	1,100
	中島公園	飯村町	2,032	1,000
	弥六公園	飯村北一丁目	3,648	1,800
	西山第一公園	飯村北二丁目	3,322	1,600
	西山第二公園	飯村北二丁目	2,708	1,300
	宮前公園	飯村北三丁目	3,015	1,500
	寺前公園	飯村北四丁目	2,674	1,300
	二軒茶屋公園	飯村南二丁目	2,939	1,400
	南池上公園	飯村南五丁目	2,606	1,300

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
岩西	岩屋下第三公園(岩西)	岩屋町	5,085	2,500
	東幸公園	東幸町	1,872	900
つつじが丘	平子公園	佐藤一丁目	4,170	2,000
	古伝公園	佐藤二丁目	2,500	1,200
	北島公園	佐藤三丁目	1,784	800
	山崎公園	佐藤三丁目	2,100	1,000
	一本木公園	佐藤四丁目	2,247	1,100
	佐藤公園	佐藤五丁目	6,800	3,400
	立合公園	つつじが丘一丁目	3,570	1,700
	新子公園	つつじが丘二丁目	3,100	1,500
	若狹公園	つつじが丘三丁目	2,600	1,300
	土亀公園	つつじが丘三丁目	2,999	1,400
向山	向山台町公園	向山台町	1,624	800
	宮本公園	瓦町	4,178	2,000
	向山東町公園	向山東町	2,116	1,000
	向山西町公園	向山西町	1,420	700
	向山大池町公園	向山大池町	1,388	600
新川	神明公園	魚町	2,056	1,000
	吉田公園	前田中町	2,999	1,400
	前田西公園	前田町一丁目	1,729	800
	小嶽公園	小嶽町	4,998	2,400
松山	前田南公園	前田南町・小嶽町	3,000	1,500
	前田東公園(新川)	前田南二丁目	2,247	1,100
	松山公園	西松山町	3,200	1,600
	黒福公園	東松山町	3,940	1,900
	松葉公園	萱町	5,712	2,800
松葉	湊町公園	湊町	5,400	2,700
二川	二川公園	大岩町	1,800	900
二川南	久保田公園	大岩町	1,047	500
谷川	立岩公園	中原町	1,286	600
豊南	黒潮台公園	東赤沢町	1,602	800
富士見	坪ノ谷公園	富士見台四丁目	10,000	5,000
	富士見台第一公園	富士見台六丁目	3,500	1,700
	富士見台第二公園	富士見台五丁目	1,200	600
	富士見台第三公園	富士見台五丁目	2,500	1,200
	富士見台第四公園	富士見台六丁目	6,398	3,200
	レイクタウン第一公園	老津町	6,011	3,000
	レイクタウン第二公園	富士見台一丁目	1,051	500
	レイクタウン第三公園	富士見台二丁目	6,012	3,000
	レイクタウン第四公園	富士見台二丁目	1,299	600
	レイクタウン第五公園	富士見台三丁目	1,238	600
	レイクタウン第六公園	富士見台二丁目	1,390	600
	レイクタウン第七公園	富士見台二丁目	1,349	600
	レイクタウン第八公園	富士見台二丁目	1,099	500
	レイクタウン第九公園	富士見台三丁目	1,502	700
	レイクタウン第十公園	富士見台三丁目	3,340	1,600
杉山	知原公園	杉山町	1,155	500
	知原小公園	杉山町	1,021	500
	神吉下公園	杉山町	2,342	1,100
	西南代公園	杉山町	6,606	3,300
	西林公園	杉山町	2,320	1,100

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
老津	老津公園	老津町	6,800	3,400
	老津池上公園	老津町	3,095	1,500
大崎	大崎公園	大崎町	1,000	500
植田	蛤沢公園	植田町	2,583	1,200
	植田公園	植田町	1,120	500
大清水	大清水第十一公園	大清水町	1,152	500
	野依台第二公園	野依台二丁目	3,522	1,700
	野依台上藤ヶ谷公園	野依台二丁目	28,203	10,300
	野依台第五公園	野依台二丁目	1,719	800
野依	野依台中央公園	野依台一丁目	4,983	2,400
	豊美第一公園	若松町	1,005	500
	野依台西山第二公園	野依台一丁目	1,175	500
天伯	天伯第一公園	天伯町	1,465	700
	天伯第二公園	天伯町	1,810	900
幸	曙公園	曙町	1,486	700
	若松中央公園	曙町	2,477	1,200
	南松原公園	曙町	1,293	600
	笠松北公園	西幸町	1,982	900
	浜池公園	西幸町	2,970	1,400
	牧野町中央公園	牧野町	1,882	900
高師	曙松並第一公園	曙町	12,680	3,100
	曙松並第二公園	曙町	2,701	600
	曙松並第四公園	曙町	2,401	1,200
	三本木中央公園	三本木町	1,500	700
	東上紫雲庵池公園	高師本郷町	4,643	2,300
磯辺	寺東公園	内張町	2,423	1,200
	川西公園	内張町	1,970	900
中野	小浜公園	中浜町	3,535	1,700
	王ヶ崎東公園	王ヶ崎町	1,812	900
	草間公園	草間町	1,374	600
福岡	柱七番町公園	柱七番町	1,831	900
	入船公園	入船町	1,079	500
	中橋良公園	中橋良町	1,063	500
	柱第二公園	柱八番町	9,800	2,500
栄	中山田池公園	北山町	16,000	8,000
羽根井	南羽根井公園	羽根井西町	2,208	1,100
	中郷公園	中郷町	1,193	500
	花中公園	花中町	1,575	700
	花中第二公園	花中町	2,063	1,000
花田	百北公園	北側町	1,566	700
	羽田上公園	花田二番町	1,087	500
	大塚公園	花田二番町	3,312	1,600
	花田公園	西羽田町	3,163	1,500
牟呂	牟呂大海津公園	牟呂大西町	10,003	5,000
	真裏口公園	牟呂水神町	3,541	1,700
	大西公園	牟呂大西町	2,114	1,000
	桶口下公園	牟呂市場町	2,400	1,200
	外神公園	牟呂外神町	2,200	1,100
	三ツ山公園	牟呂町	4,449	2,200
	作神公園	牟呂中村町	2,101	1,000
	市場公園	牟呂市場町	2,448	1,200

校区	名称	所在地	敷地面積(㎡)	収容可能人員(人)
牟呂	公文公園	牟呂公文町	2,097	1,000
	坂津公園	牟呂町	2,750	1,200
汐田	林公園	東脇一丁目	2,183	1,000
	井ノ瀬公園	東脇三丁目	3,766	1,800
	行合公園	東脇四丁目	9,251	4,600
	牟呂大塚公園	牟呂町	2,750	1,300
	東里公園	牟呂町	2,750	1,300
	汐田公園	牟呂町	10,000	5,000
前芝	前芝公園	前芝町	4,009	2,000
高根	むつみね台北公園	西七根町	1,974	900
	むつみね台南公園	西七根町	1,769	800
	資源化センター余熱利用施設りすば豊橋	東七根町	17,353	8600
合計		176 か所	615,272	289,600

エ. 津波避難ビル

(防災危機管理課、市民協働推進課、河川課、住宅課、上下水道局、消防本部総務課、
教育政策課、生涯学習課、図書館、文化課)

公共施設

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容人員(人)
北部	大村	大村小学校	大村町字地之神 9	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 191	191
	下地	下地小学校	下地町字宮前 68	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 308	308
		北部中学校	下地町字長池 1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 214	214
	津田	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 79	79
前芝	前芝	前芝小学校	前芝町字西堤 30	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 155	155
		前芝中学校	前芝町字塩見 1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 123	123
		前芝住宅	西浜町 3-1	RC 11 階(共用廊下) 936	936
		前芝校区市民館	前芝町字塩見 5-1	RC 2 階(屋上) 274	274
		中消防署前芝出張所	日色野町字新切 46-1	RC 3 階(屋上) 227	227
青陵	牛川	上下水道局	牛川町字下モ田 29-1	SRC 5 階(大会議室) 218	218
本郷	芦原	芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 261	261
南陽	磯辺	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 350	350
		南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	RC 4 階(校舎 3・4 階廊下) 924	924
羽田	羽根井	中央図書館	羽根井町 48	RC 地下 1 階、地上 3 階、 一部 4 階(3 階・屋上) 2,393	2,393
牟呂	牟呂	牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 319	319
		牟呂中学校	神野新田町字イ割 1-3	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 362	362
		豊橋西高等学校	牟呂町西明治新右前 4	RC 4 階(校舎 3・4 階教室) 655	655
		ライフポートとよはし	神野ふ頭町 3 番地の 22	SRC3 階(屋上) 820	820
	汐田	汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	RC 4 階(校舎 3 階廊下) 512	512
		青少年センター	牟呂町字東里 26	RC 3・4 階(研修室等) 754	754
		西部住宅	牟呂町字東里 29-1 牟呂町字中西 1-2	RC 5 階(共用階段) 612	612
牟呂	汐田	南消防署西分署	東脇一丁目 1-8	RC 3 階(訓練室等) 383	383
豊城	松葉	松葉小学校	大橋通三丁目 107	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 237	237

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容人員(人)
吉田方	吉田方	吉田方校区市民館	吉川町 118	RC 3 階(集会室等) 101	101
		吉田方小学校	吉川町 118	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 554	554
		吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	RC 3 階(校舎 3 階廊下) 234	234
		三ツ相ポンプ場	三ツ相町 38	SRC3 階(屋上) 423	423
		吉田方排水機場	高洲町字大江 60-2	RC 2 階(屋上) 38	38
		アクアアリーナ豊橋	神野新田町字メノ割 1-3	2 階南側デッキ 2,175	2,175
		豊橋市総合体育館	神野新田町字メノ割 1-3	2 階アプローチデッキ 193	193
計		30 か所	合計	15,025	

民間施設

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容人員(人)
北部	津田	介護老人福祉施設 倶楽荘	川崎町 216-2	RC 3 階(2 階屋上、3 階共同生活室、 セミパブリックスペース、3 階屋上) 500	500
		ビレッジハウス津田 1 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
		ビレッジハウス津田 2 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
		ビレッジハウス津田 3 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
		ビレッジハウス津田 4 号棟	横須賀町林 1	RC 4 階 (3, 4 階廊下) 152	152
前芝	前芝	Flats (フラッツ)	前芝町字東堤 32-1, 33-1	RC 5 階(廊下等) 463	463
		メゾンドプラージュ	西浜町 5-9	RC 4 階(廊下等) 15	15
		メゾンドプラージュⅡ	西浜町 5-8	RC 3 階(廊下等) 38	38
		特別養護老人ホーム喜寿苑	前芝町字加藤 381-2	RC 4 階(屋上) 422	422
南陽	磯辺	おかだ家ベイサイド	神野新田町字沖ノ島 176-1	RC 6 階(屋上) 239	239
牟呂	牟呂	ボヌール	神野新田町字ヨノ割 91-1	RC 3 階(廊下等) 31	31
		クオリアビル	牟呂市場町 11-1	SRC 3 階、一部 4 階(部屋等) 178	178
		平成荘	神野新田町字ヘノ割 33-1	RC 4 階(3 階以上廊下等) 38	38
	汐田	スペリア豊橋	牟呂町字古幡焼 17	RC 14 階(廊下等) 1,572	1,572
		ハイツ仲六	東脇一丁目 3-10	RC 5 階(廊下等) 44	44
吉田方	吉田方	ホテルシーパレス リゾートホテル棟	神野新田町字ミノ割 1-3	SRC 10 階(廊下等) 1,061	1,061
		障害者支援施設 シーサイド吉前	吉前町字西吉前新田 131-3	RC3 階、一部 4 階(3・4 階屋上) 1,090	1,090
		総合ビル	高洲町字高洲 41	RC 4 階(廊下等) 158	158
		サンフォレスト A 棟	小向町字北小向 39-2	RC 3 階(廊下等) 23	23
		サンフォレスト B 棟	小向町字北小向 39-1	RC 3 階(廊下等) 25	25
		ナチュールフジ	小向町字北小向 134-1	RC 6 階(廊下等) 190	190
		サンフジ	新栄町字南小向 27	RC 6 階(廊下等) 293	293
		ラヴィエ・セレナード	菰口町三丁目 37	RC 6 階(廊下等) 75	75
		杉浦マンション	菰口町四丁目 1-1	RC 3 階(廊下等) 35	35
		メゾン・エスペランス	新栄町字南小向 151	RC 4 階(廊下等) 96	96

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)	収容人員(人)
吉田方	吉田方	フォレスト野田	野田町字野田 165-1-2, 166-1-2	RC 3 階(廊下等) 32	32
		アーバンヒル馬見塚	馬見塚町 35	RC 5 階(廊下等) 215	215
		サンシティ吉川	吉川町 29-1	RC 7 階(廊下等) 221	221
		グランコート新栄	新栄町字一本木 5-3	RC 8 階(廊下等) 438	438
計		29 か所		合計	8, 100

オ. 津波防災センター

(防災危機管理課)

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)		収容人員(人)
牟呂	牟呂	三郷地区津波防災センター	神野神田町字ハノ割 18 番地	鉄骨造 2 階	屋上 200	200
章南	杉山	天津地区津波防災センター	杉山町字天津 179 番 地 1	鉄骨造 2 階	屋上 170	170
前芝	前芝	梅敷地区津波防災センター	梅敷町字西神 25-1	鉄骨造 2 階	屋上 180	180
計		3 か所		合計		550

カ. 津波避難場所

(防災危機管理課)

地区	校区	施設名称	所在地	構造・避難場所面積(㎡)		収容人員(人)
吉田方	吉田方	国道 23 号豊橋バイパス 豊川橋料金所跡地	富久縞町	10,000	10,000	
		国道 23 号盛土避難施設 富久縞地区	富久縞町	252	252	
前芝	前芝	国道 23 号盛土避難施設 前芝地区	前芝町	494	494	
南陽	磯辺	国道 23 号盛土避難施設 神野新田地区	神野新田町	530	530	
		国道 23 号柳生川 渡河部歩道橋	神野新田町	536	536	
	中野	タイキ藤沢店立体駐車場	潮崎町 48-1 他	鉄 3 階(2・3 階、屋上)	4,676	4,676
		オーギヤ WO 立体駐車場	潮崎町 24-9	鉄 2 階(2 階、屋上)	6,167	6,167
計		7 か所		合計		22,655

キ. 帰宅困難者等支援施設

(こども未来館、文化課)

施設名称	所在地	電話番号	防災無線	構造・延床面積(㎡)	収容人員(人)	
こども未来館	松葉町三丁目 1	21-5525	164	RC2 階 B1 7,214	一時滞留者数	2,559
					要救援者数	115
					長期収容者数	233
穂の国とよはし 芸術劇場	西小田原町 123	39-8810	540	RC 造一部鉄骨造 4 階 8,036	一時滞留者数	2,834
					要救援者数	238
					長期収容者数	101
				合計	一時滞留者数	5,393
					要救援者数	353
					長期収容者数	334

※一時滞留者数：一時避難場所として、屋内・屋外ともに 1 ㎡/人で計算

要救援者数：救援が必要な乳幼児等の避難場所として、屋内 3 ㎡/人で計算

長期収容者数：避難が長期化した場合の避難場所として、屋内 3 ㎡/人で計算

※こども未来館は、帰宅困難者等の帰宅支援施設並びに松葉校区市民館（第一指定避難所）及び松葉小学校（第二指定避難所）が使用不能時の避難所として開設する。（平成 20 年 9 月追加指定）

ク. 帰宅困難者等一時支援施設

(防災危機管理課)

名称	所在地	敷地面積(㎡)
豊橋駅南口防災ひろば	西小田原町 128	1,707.45

※キ「帰宅困難者等支援施設」である「穂の国とよはし芸術劇場」の南側隣接地に太陽光発電システムを有した防災備蓄倉庫、マンホールトイレ（5 基）、かまどベンチなどの防災機能を備えた防災ひろばを整備。

ケ. 帰宅困難者等一時避難場所

(防災危機管理課)

名称	所在地	避難場所面積(㎡)	収容人員（人）
豊橋駅南口駅前広場	駅前大通一丁目 134	885.85	885

コ. 避難支援場所

(防災危機管理課)

名称	所在地
豊栄町公民館	豊栄町字東 807-1
国道 23 号豊橋バイパス豊川橋料金所跡地	富久縞町 58-5
明海地区産業基地	明海町 3-42
豊美第一公園	若松町字豊美 686
西山町公民館	西山町字西山 151
原町公民館	原町字蔵社 34
伊古部十一組集会場	伊古部町字幸道 48
むつみね台集会場	西七根町字むつみね台 30-3
高塚町公民館	高塚町字笹原 2-2
城下町公民館	城下町字北方部 36-2

サ. 観光・防災 Wi-Fi ステーション（公衆無線 LAN）

（情報企画課）

避難所・施設区分	施設名称	施設所在地	設置区分
広域避難場所	豊橋公園	今橋町	防災情報ステーション
	岩田運動公園	岩田町	
	高師緑地	高師町	
	競輪場（東田公園）	東田町	
	文化会館（向山緑地）	向山大池町	
帰宅困難者等支援施設	こども未来館	松葉町三丁目 1	
応急救護所（基幹）	ほいっふ	中野町字中原 100	
津波避難ビル	ライフポートとよはし	神野ふ頭町 3-22	
福祉避難所	あいトピア	前畑町 115	
一時避難場所	豊橋駅南口駅前広場	駅前大通一丁目	観光・防災 Wi-Fi ステーション
広域避難場所 （太陽光パネルなし）	牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目	
	幸公園	佐藤町	
広域避難場所 （太陽光パネルなし）	向山緑地	向山町	観光・防災 Wi-Fi ステーション
観光施設	豊橋観光案内所（豊橋駅）	花田町西宿	
	二川宿本陣資料館	二川町字中町 65	

※平時の一部時間帯のほか、災害対策本部設置時に、無料で無線 LAN の利用が可能。

シ. 屋上標示施設…ヘリコプターからの災害応急活動の効率化を図るため、防災用拠点施設の屋上に番号を表示した施設

（市民病院管理課、県東三河総局、防災危機管理課、教育政策課、生涯学習課、市民協働推進課）

名称	住所	屋上標示	名称	住所	屋上標示
豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	+-12	高豊中学校	伊古部町字原 24-1	2-20
愛知県東三河総合庁舎	八町通 5-4	0-9	老津小学校	老津町字宮脇 15-4	2-21
豊橋市役所	今橋町 1	2-0	西郷小学校	石巻荻平町字城脇 164-2	2-22
豊小学校	西岩田五丁目 6-1	2-1	福岡校区市民館	橋良町字東中山 3-2	2-23
東部中学校	飯村北四丁目 1-2	2-2	豊南校区市民館	西赤沢町字南ノ谷 99-9	2-24
多米小学校	多米中町二丁目 27-1	2-3	大清水校区市民館	南大清水町字元町 78	2-25
中部中学校	舟原町 154	2-4	松葉校区市民館	大橋通三丁目 107	2-26
青陵中学校	牛川町字洗島 108-1	2-5	南後生涯学習センター	大清水町字彦坂 10-7	2-27
東陵中学校	牛川町字乗小路 32-35	2-6	くすのき支援学校	野依町字上ノ山 3-2	2-28
羽田中学校	西羽田町 43-1	2-7	吉田方小学校	吉川町 118	2-29
牟呂小学校	牟呂中村町 1-4	2-8	植田小学校	植田町字池堀田 15	2-30
吉田方中学校	高洲町字長弦 73-1	2-9	玉川小学校	石巻本町字野添 10	2-31
南部中学校	北山町字東浦 1-4	2-10	豊岡中学校	中岩田一丁目 5-2	2-32
幸小学校	西幸町字笠松 183	2-11	二川中学校	二川町字西向山 41-10	2-33
中野小学校	橋良町字向山 6-4	2-12	豊橋高等学校	東郷町 43-1	2-34
高師小学校	上野町字上原 100	2-13	大村小学校	大村町字地之神 9	2-35
南陵中学校	植田町字的場 50	2-14	松葉小学校	大橋通三丁目 107	2-36
北部中学校	下地町字長池 1	2-15	津田小学校	横須賀町宮元 3-1	2-37
前芝中学校	前芝町字塩見 1	2-16	牛川小学校	牛川町字中郷 6-1	2-38
石巻中学校	石巻本町字出口 1	2-17	大崎小学校	大崎町字西里中 20-1	2-39
二川小学校	二川町字北裏 80	2-18	磯辺小学校	駒形町字丸山 61	2-40
五並中学校	細谷町字北芋ヶ谷 30-44	2-19	天伯小学校	天伯町字高田山 136-1	2-41

名称	住所	屋上標示	名称	住所	屋上標示
向山小学校	向山西町 5-1	2-42	南陽中学校	駒形町字南欠下 1-1	2-59
谷川小学校	中原町字東ノ谷 1 番地の 3	2-43	鷹丘小学校	西小鷹野三丁目 7-1	2-60
細谷小学校	細谷町字中ノ島 47 番地の 1	2-44	東田小学校	仁連木町 15	2-61
豊南小学校	東赤沢町字西横根 130 番地	2-45	高師台中学校	西幸町字浜池 328	2-62
飯村小学校	飯村南四丁目 6 番地の 4	2-46	章南中学校	老津町字宮脇 15-2	2-63
小沢小学校	小島町字荒巻 81 番地の 1	2-47	福岡小学校	橋良町字平野 1-1	2-64
二川南小学校	大岩町字前荒田 145	2-48	栄小学校	北山町字東浦 46-4	2-65
高根小学校	西七根町字北浜辺 147 番地の 1	2-49	前芝小学校	前芝町字西堤 30	2-66
家政高等専修学校	老津町字西高縄 78 番地	2-50	杉山生涯学習センター	杉山町字孝仁 11	2-67
岩西小学校	西口町字西ノ口 25 番地の 4	2-51	下条小学校	下条東町字西浦 41	2-68
石巻小学校	石巻町字西浦 16 番地	2-52	下地小学校	下地町字宮前 68	2-69
杉山小学校	杉山町字御園 9 番地	2-53	汐田小学校	牟呂町字北汐田 50-1	2-70
吉田方生涯学習センター	高洲町字高洲 122-7	2-54	松山小学校	西松山町 42	2-71
本郷中学校	高師本郷町字竹の内 90-1	2-55	野依小学校	野依町字諏訪 125	2-72
八町小学校	八町通五丁目 5	2-56	つつじが丘小学校	佐藤五丁目 16-1	2-73
芦原小学校	芦原町字嵩山地 42-1	2-57	花田小学校	西羽田町 247	2-74
大清水小学校	南大清水町字元町 78	2-58			

(3)指定緊急避難場所(異常な現象の種類別)

(防災危機管理課)

災害対策基本法(第49条の4)に基づき、災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難先を確保する観点から、異常な現象の種類ごとに、災害の危険が及ばない場所または施設を「指定緊急避難場所」として指定する。

《対象とする異常な現象の種類》

- ①風水害 … 洪水、崖崩れ・土石流・地すべり、内水氾濫が発生したときの緊急避難場所として、第一・第二指定避難所(芦原校区市民館を除く)を指定する。

※「□」 … 洪水時に浸水のおそれがあり、避難時に注意が必要な場所を示す。

- ②地震 … 一時的な緊急避難場所として、津波浸水想定域外の学校のグラウンド、公園などを指定する。施設の安全性を確認した後、指定避難所に避難する。
- ③津波 … 浸水想定域外の高台への避難を原則とするが、逃げ遅れた場合や避難に時間がかかる場合の緊急避難場所として、津波避難ビルを指定する。
- ④高潮 … 逃げ遅れた場合や避難に時間がかかる場合の緊急避難場所として、津波避難ビル(公共施設)を指定する。

※校区割は施設・場所の所在地に基づいたものであり、安全に避難できる最寄りの避難場所へ避難する。

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※()内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
大村	大村校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 2.36m) (高潮 : 0.99m)
	北部生涯学習センター	第一指定避難所	□				(洪水 : 0.40m)
	大村小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 2.46m) (高潮 : 1.44m)
下地	下地校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 3.62m)
	下地小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.31m) (高潮 : 2.99m)
	北部中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グラウンド)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.52m) (高潮 : 2.98m)
津田	津田校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 4.39m) (高潮 : 4.29m)
	津田小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	—	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 4.20m) (高潮 : 4.01m) (津波 : 0.82m)
	介護老人福祉施設倶楽荘	津波避難ビル			○ (3階、2・3階屋上)		(津波 : 0.81m)
	ビレッジハウス津田1号棟	津波避難ビル			○ (3・4階廊下)		(津波 : 0.88m)
	ビレッジハウス津田2号棟	津波避難ビル			○ (3・4階廊下)		(津波 : 0.88m)
	ビレッジハウス津田3号棟	津波避難ビル			○ (3・4階廊下)		(津波 : 0.88m)
	ビレッジハウス津田4号棟	津波避難ビル			○ (3・4階廊下)		(津波 : 0.88m)
前芝	前芝校区市民館	第一指定避難所 津波避難ビル	○ (屋上)		○ (屋上)	○ (屋上)	(洪水 : 4.31m) (高潮 : 3.78m) (津波 : 0.94m)
	前芝小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	—	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.52m) (高潮 : 3.32m) (津波 : 0.28m)
	前芝中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	—	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.71m) (高潮 : 3.33m) (津波 : 0.37m)

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※()内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
前芝	国道23号盛土避難施設 前芝地区	津波避難場所			○		
	梅敷地区津波防災 センター	第二指定避難所 津波避難場所	○ (屋上)		○ (屋上)	○ (屋上)	(洪水 : 3.68m) (高潮 : 3.52m) (津波 : 0.54m)
	前芝住宅	津波避難ビル			○ (3階以上共用廊下)	○ (3階以上共用廊下)	(津波 : 0.49m)
	Flats (フラッツ)	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.34m)
	メゾンドプラージュ	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.61m)
	メゾンドプラージュⅡ	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.46m)
	特別養護老人 ホーム喜寿苑	津波避難ビル			○ (屋上)		
	中消防署 前芝出張所	津波避難ビル	○ (屋上)		○ (屋上)	○ (屋上)	(洪水 : 3.86m) (高潮 : 3.12m) (津波 : 0.64m)
	前芝公園	一時避難場所		○			
下条	下条校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 4.08m) (高潮 : 0.80m)
	下条小学校	第二指定避難所	○ (校舎3階廊下)	○ (グランド*)		○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 3.99m) (高潮 : 0.75m)
牛川	牛川校区市民館	第一指定避難所	○				
	青陵生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	牛川小学校	第二指定避難所	○	○ (グランド*)			
	青陵中学校	第二指定避難所	○	○ (グランド*)			
	上下水道局	津波避難ビル			○ (5階大会議室)	○ (5階大会議室)	
	南郷公園	一時避難場所		○			
	牛川東郷公園	一時避難場所		○			
	浪ノ上公園	一時避難場所		○			
	薬師公園	一時避難場所		○			
	下川公園	一時避難場所		○			
	牛川公園	一時避難場所		○			
旭	旭校区市民館	第一指定避難所	○				
	旭小学校	第二指定避難所	○	○ (グランド*)			
	藤ノ花女子高等学校	第二指定避難所	○				
	桜ヶ丘公園	一時避難場所		○			
東田	東田校区市民館	第一指定避難所	○				
	東田小学校	第二指定避難所	○	○ (グランド*)			
	仁連木老人福祉センター	第二指定避難所	○				

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
東田	豊橋競輪場	第二指定避難所	○				
	豊橋高等学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	東田公園	広域避難場所		○			
	東田仲の町公園	一時避難場所		○			
	東郷公園	一時避難場所		○			
	大口公園	一時避難場所		○			
	宮下公園	一時避難場所		○			
	吾妻公園	一時避難場所		○			
鷹丘	鷹丘校区市民館	第一指定避難所	○				
	東陵生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	鷹丘小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	東陵中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	牛川遊歩公園	広域避難場所		○			
	中沢公園	一時避難場所		○			
	野川公園	一時避難場所		○			
	花の木公園	一時避難場所		○			
	緑ヶ丘公園	一時避難場所		○			
	東先原公園	一時避難場所		○			
	蟬川公園	一時避難場所		○			
	半ノ木公園	一時避難場所		○			
賀茂	賀茂校区市民館	第一指定避難所	□				(洪水 : 4.68m)
	賀茂小学校	第二指定避難所	○ (校舎3階廊下)	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			(洪水 : 5.08m)
西郷	西郷校区市民館	第一指定避難所	○				
	西郷小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
玉川	玉川校区市民館	第一指定避難所	○				
	石巻生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	玉川小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	石巻中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	石巻中野公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
嵩山	嵩山校区市民館	第一指定避難所	○				
	嵩山小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
石巻	石巻校区市民館	第一指定避難所	○				
	石巻小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
豊	豊校区市民館	第一指定避難所	○				
	豊岡生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	豊小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	藤ノ花女子高等学校第二体育館	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	北春日公園	一時避難場所		○			
	田尻前公園	一時避難場所		○			
	春日公園	一時避難場所		○			
	西ノ山公園	一時避難場所		○			
	横手公園	一時避難場所		○			
	切替公園	一時避難場所		○			
	三ノ輪中央公園	一時避難場所		○			
岩田	岩田校区市民館	第一指定避難所	○				
	岩田小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊岡中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊丘高等学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	岩田運動公園	広域避難場所		○			
	豊岡公園	一時避難場所		○			
	利兵池公園	一時避難場所		○			
	岩鼻公園	一時避難場所		○			
	北郷中公園	一時避難場所		○			
	平川本町公園	一時避難場所		○			
	中郷中公園	一時避難場所		○			
	萬口公園	一時避難場所		○			
	九ツ橋公園	一時避難場所		○			
	五反田公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
岩田	蟬川第二公園	一時避難場所		○			
	ヒカイ公園	一時避難場所		○			
	居村公園	一時避難場所		○			
	東光公園	一時避難場所		○			
	平川公園	一時避難場所		○			
	井原第二公園	一時避難場所		○			
多米	多米校区市民館	第一指定避難所	○				
	東陽生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	多米小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	東陽中学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	野中公園	一時避難場所		○			
	野中第二公園	一時避難場所		○			
	織目公園	一時避難場所		○			
	南脇公園	一時避難場所		○			
	向田公園	一時避難場所		○			
	道満公園	一時避難場所		○			
	川添公園	一時避難場所		○			
	北田公園	一時避難場所		○			
	鳥居前公園	一時避難場所		○			
	広畑公園	一時避難場所		○			
二川	二川校区市民館	第一指定避難所	○				
	二川生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	二川小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	視聴覚教育センター	第二指定避難所	○				
	二川公園	一時避難場所		○			
谷川	谷川校区市民館	第一指定避難所	○				
	谷川小学校	第二指定避難所	○	○ (グラウト)			
	立岩公園	一時避難場所		○			
二川南	二川南校区市民館	第一指定避難所	○				

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
二川南	二川南小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	二川中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	久保田公園	一時避難場所		○			
細谷	細谷校区市民館	第一指定避難所	○				
	五並生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	細谷小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	五並中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
小沢	小沢校区市民館	第一指定避難所	○				
	小沢小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
老津	老津校区市民館	第一指定避難所	○				
	老津小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	章南中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	家政高等専修学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	老津公園	一時避難場所		○			
	老津池上公園	一時避難場所		○			
杉山	杉山生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	杉山小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	知原公園	一時避難場所		○			
	知原小公園	一時避難場所		○			
	神吉下公園	一時避難場所		○			
	西南代公園	一時避難場所		○			
	西林公園	一時避難場所		○			
	天津地区津波防災センター	津波避難場所			○ (屋上)		(津波 : 0.71m)
富士見	富士見校区市民館	第一指定避難所	○				
	富士見小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	坪ノ谷公園	一時避難場所		○			
	富士見台第一公園	一時避難場所		○			
	富士見台第二公園	一時避難場所		○			
	富士見台第三公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
富士見	富士見台第四公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第一公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第二公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第三公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第四公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第五公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第六公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第七公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第八公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第九公園	一時避難場所		○			
	レイクタウン第十公園	一時避難場所		○			
豊南	豊南校区市民館	第一指定避難所	○				
	高豊生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	豊南小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	高豊中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	黒潮台公園	一時避難場所		○			
高根	高根校区市民館	第一指定避難所	○				
	高根小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	むつみね台北公園	一時避難場所		○			
	むつみね台南公園	一時避難場所		○			
	資源化センター余熱利用施設 りすば豊橋	一時避難場所		○			
大崎	大崎校区市民館	第一指定避難所	○				
	大崎小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	大崎公園	一時避難場所		○			
植田	植田校区市民館	第一指定避難所	○				
	植田小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	南稜中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	蛤沢公園	一時避難場所		○			
	植田公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
野依	野依校区市民館	第一指定避難所	○				
	野依小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	野依台中央公園	一時避難場所		○			
	豊美第一公園	一時避難場所		○			
	野依台西山第二公園	一時避難場所		○			
大清水	大清水校区市民館	第一指定避難所	○				
	南稜生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	大清水小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	野依台第二公園	一時避難場所		○			
	野依台上藤ヶ谷公園	一時避難場所		○			
	野依台第五公園	一時避難場所		○			
	大清水第十一公園	一時避難場所		○			
幸	幸校区市民館	第一指定避難所	○				
	高師台生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	幸小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	高師台中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊橋サイエンスコア	第二指定避難所	○				
	曙公園	一時避難場所		○			
	若松中央公園	一時避難場所		○			
	笠松北公園	一時避難場所		○			
	浜池公園	一時避難場所		○			
	牧野町中央公園	一時避難場所		○			
	南松原公園	一時避難場所		○			
天伯	天伯校区市民館	第一指定避難所	○				
	天伯小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	天伯第一公園	一時避難場所		○			
	天伯第二公園	一時避難場所		○			
高師	高師校区市民館	第一指定避難所	○				
	本郷生涯学習センター	第一指定避難所	○				

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
高師	高師小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	本郷中学校	第二指定避難所	□	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			(洪水 : 0.12m)
	三本木中央公園	一時避難場所		○			
	東上紫雲庵池公園	一時避難場所		○			
	曙松並第一公園	一時避難場所		○			
	曙松並第二公園	一時避難場所		○			
	曙松並第四公園	一時避難場所		○			
芦原	芦原校区市民館	第一指定避難所					※洪水・内水氾濫時に浸水のおそれがあるため、指定緊急避難場所には指定しない。
	高師老人福祉センター	第一指定避難所	○				
	芦原小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 0.92m) (高潮 : 2.29m)
	高師緑地	広域避難場所		○			
福岡	福岡校区市民館	第一指定避難所	○				
	福岡小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊橋中央高等学校	第二指定避難所	□	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			(洪水 : 2.35m)
	柱七番町公園	一時避難場所		○			
	中橋良公園	一時避難場所		○			
	柱第二公園	一時避難場所		○			
	入船公園	一時避難場所		○			
栄	栄校区市民館	第一指定避難所	○				
	南部生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	栄小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	南部中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	時習館高等学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	愛知大学	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊橋工科高等学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	中山田池公園	一時避難場所		○			
中野	中野校区市民館	第一指定避難所	○				
	南陽生涯学習センター	第一指定避難所	○				

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※()内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震 (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	③津波	④高潮	
中野	中野小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	タイキ藤沢店 立体駐車場	津波避難場所			○		
	オーギヤWO 立体駐車場	津波避難場所			○		
	小浜公園	一時避難場所		○			
	王ヶ崎東公園	一時避難場所		○			
	草間公園	一時避難場所		○			
磯辺	磯辺校区市民館	第一指定避難所	○			○ (2階)	(高潮 : 2.02m)
	アイプラザ豊橋	第二指定避難所	○				
	磯辺小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(高潮 : 0.60m)
	南陽中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)	○ (校舎3・4階廊下)	○ (校舎3・4階廊下)	(高潮 : 1.72m)
	おかだ家ベイサイド	津波避難ビル			○ (屋上)		(津波 : 0.94m)
	国道23号盛土避難施設 神野新田地区	津波避難場所			○		
	国道23号柳生川渡 河部歩道橋	津波避難場所			○		
	寺東公園	一時避難場所		○			
	川西公園	一時避難場所		○			
花田	花田校区市民館	第一指定避難所	○				
	花田小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	羽田中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	百北公園	一時避難場所		○			
	羽田上公園	一時避難場所		○			
	大塚公園	一時避難場所		○			
	花田公園	一時避難場所		○			
羽根井	羽根井生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	羽根井小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	中央図書館	津波避難ビル			○ (3階・屋上)	○ (3階・屋上)	
	南羽根井公園	一時避難場所		○			
	中郷公園	一時避難場所		○			
	花中公園	一時避難場所		○			
	花中第二公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※()内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
牟呂	牟呂校区市民館	第一指定避難所	○ (2階)			○ (2階)	(洪水 : 1.22m) (高潮 : 1.36m)
	牟呂生涯学習センター	第一指定避難所	○			○ (2階)	(高潮 : 1.49m)
	牟呂小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 1.22m) (高潮 : 1.36m)
	牟呂中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 0.31m) (高潮 : 4.59m) (津波 : 1.76m)
	豊橋西高等学校	津波避難ビル			○ (校舎3・4階教室)	○ (校舎3・4階教室)	(津波 : 0.71m)
	ライフポートとよはし	津波避難ビル			○ (屋上)	○ (屋上)	
	ボヌール	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 1.54m)
	クオリアビル	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	平成荘	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 1.47m)
	三郷地区津波防災センター	津波避難場所			○ (屋上)		(津波 : 1.74m)
	牟呂大海津公園	一時避難場所		○			
	真裏口公園	一時避難場所		○			
	大西公園	一時避難場所		○			
	外神公園	一時避難場所		○			
	三ツ山公園	一時避難場所		○			
	作神公園	一時避難場所		○			
	市場公園	一時避難場所		○			
	公文公園	一時避難場所		○			
	桶口下公園	一時避難場所		○			
	坂津公園	一時避難場所		○			
汐田	汐田校区市民館	第一指定避難所	○				(高潮 : 2.95m)
	汐田小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○	○ (グラウンド)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(高潮 : 2.95m)
	青少年センター	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (3階以上研修室等)		○ (3階以上研修室等)	○ (3階以上研修室等)	(洪水 : 1.80m) (高潮 : 3.09m)
	西部住宅	津波避難ビル			○ (3階以上共用階段)	○ (3階以上共用階段)	
	南消防署西分署	津波避難ビル			○ (3階訓練室等)	○ (3階訓練室等)	
	スペリア豊橋	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	ハイツ仲六	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	林公園	一時避難場所		○			
	井ノ瀬公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
汐田	行合公園	一時避難場所		○			
	牟呂大塚公園	一時避難場所		○			
	東里公園	一時避難場所		○			
	汐田公園	一時避難場所		○			
新川	新川校区市民館	第一指定避難所	○				
	新川小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	中部中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	神明公園	一時避難場所		○			
	吉田公園	一時避難場所		○			
	前田東公園	一時避難場所		○			
	前田西公園	一時避難場所		○			
	小畷公園	一時避難場所		○			
向山	向山校区市民館	第一指定避難所	○				
	向山小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊橋東高等学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	豊橋商業高等学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	向山緑地	広域避難場所		○			
	向山台町公園	一時避難場所		○			
	宮本公園	一時避難場所		○			
	向山東町公園	一時避難場所		○			
	向山西町公園	一時避難場所		○			
	向山大池町公園	一時避難場所		○			
松山	松山校区市民館	第一指定避難所	○				
	中部生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	松山小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	前田南地区体育館	第二指定避難所	□				(洪水 : 2.12m)
	前田南公園	一時避難場所		○			
	松山公園	一時避難場所		○			
	黒福公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
松山	松葉公園	一時避難場所		○			
岩西	東部生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	岩西小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	幸公園	広域避難場所		○			
	岩屋下第三公園	一時避難場所		○			
	東幸公園	一時避難場所		○			
飯村	飯村校区市民館	第一指定避難所	○				
	飯村小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	東部中学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	高山緑地（白ヶ池）	一時避難場所		○			
	本郷公園	一時避難場所		○			
	中島公園	一時避難場所		○			
	弥六公園	一時避難場所		○			
	西山第一公園	一時避難場所		○			
	西山第二公園	一時避難場所		○			
	宮前公園	一時避難場所		○			
	寺前公園	一時避難場所		○			
	二軒茶屋公園	一時避難場所		○			
	南池上公園	一時避難場所		○			
つつじが丘	つつじが丘校区市民館	第一指定避難所	○				
	つつじが丘小学校	第二指定避難所	○	○ (ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ)			
	平子公園	一時避難場所		○			
	古伝公園	一時避難場所		○			
	北島公園	一時避難場所		○			
	山崎公園	一時避難場所		○			
	一本木公園	一時避難場所		○			
	佐藤公園	一時避難場所		○			
	立合公園	一時避難場所		○			
	新子公園	一時避難場所		○			

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※()内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
つつじが丘	若狭公園	一時避難場所		○			
	土亀公園	一時避難場所		○			
八町	八町校区市民館	第一指定避難所	○				
	豊城生涯学習センター	第一指定避難所	○				
	八町小学校	第二指定避難所	○	○ (グランド)			
	豊城中学校	第二指定避難所	○	○ (グランド)			
	豊橋市公会堂	第二指定避難所	○				
	豊橋公園	広域避難場所		○			
松葉	松葉校区市民館	第一指定避難所	○ (2階)			○ (2階)	(洪水 : 1.55m) (高潮 : 2.84m)
	松葉小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)	○ (グランド)	○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 1.51m) (高潮 : 2.84m)
	湊町公園	一時避難場所		○			
吉田方	吉田方校区市民館	第一指定避難所 津波避難ビル	○ (3階集会室等)		○ (3階集会室等)	○ (3階集会室等)	(洪水 : 1.53m) (高潮 : 4.06m) (津波 : 0.89m)
	吉田方生涯学習センター	第一指定避難所	○ (2階)				(洪水 : 0.29m) (高潮 : 3.78m) (津波 : 1.00m)
	吉田方小学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 1.53m) (高潮 : 4.06m) (津波 : 0.89m)
	吉田方中学校	第二指定避難所 津波避難ビル	○ (校舎3階廊下)		○ (校舎3階廊下)	○ (校舎3階廊下)	(洪水 : 0.22m) (高潮 : 4.13m) (津波 : 0.19m)
	三ツ相ポンプ場	津波避難ビル			○ (屋上)	○ (屋上)	(津波 : 0.19m)
	吉田方排水機場	津波避難ビル			○ (屋上)		(津波 : 1.38m)
	ホテルシーパレス リゾート	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	障害者支援施設 シーサイド吉前	津波避難ビル			○ (3・4階屋上)		(津波 : 1.52m)
	総合ビル	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.63m)
	サンフォレストA棟	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.97m)
	サンフォレストB棟	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 1.16m)
	ナチュールフジ	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.81m)
	サンフジ	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 1.19m)
	ラヴィエ・セレナード	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		
	杉浦マンション	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.56m)
	メゾン・エスペランス	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 1.19m)
	フォレスト野田	津波避難ビル			○ (3階廊下等)		(津波 : 0.20m)
	アーバンヒル馬見塚	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.44m)

校区	施設・場所名	区分	対象とする異常な現象の種類				備考 ※（ ）内は想定される高潮、津波の最大浸水深
			①風水害	②地震	③津波	④高潮	
吉田方	サンシティ吉川	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.78m)
	グランコート新栄	津波避難ビル			○ (3階以上廊下等)		(津波 : 0.31m)
	国道23号豊橋バイパス 豊川橋料金所跡地	津波避難場所			○		
	アクアアリーナ豊橋	津波避難ビル			○ (2階南側デッキ)	○ (2階南側デッキ)	(高潮 : 0.977m)
	豊橋市総合体育館	津波避難ビル			○ (2階アプローチデッキ)	○ (2階アプローチデッキ)	(高潮 : 1.085m)
	国道23号盛土避難施設 富久岡地区	津波避難場所			○		
合計			165	261	69	35	

※なお、大規模な火災が発生した際の指定緊急避難場所は、広域避難場所（7か所）とする。

7. 清掃用施設・設備

(1) ごみ関係

ア. ごみ処理施設

(資源化センター、下水道施設課)

名称	所在地	区分	最大処理能力	電話番号
資源化センター	豊栄町字西 530	焼却施設	550t/日	46-5303
		再利用施設	70t/日	
		剪定枝リサイクル施設	10t/日	
バイオマス利活用センター	神野新田町字中島 75-2	発酵施設	59t/日	46-2854

イ. ごみ運搬車両数等

(廃棄物対策課、収集業務課、資源化センター、埋立処理課)

車両保管場所	車両及び能力			電話番号
	車両名称	積載量	車両数 (台)	
東部環境センター	特装車	1.80～2.90t	28	61-4136
	ダンプ	2.00t	2	
		3.40t	1	
	トラック	パネル付	2.00t	
		ウィング付	1.80～2.00t	
		平ボデー	0.80t	
	クレーン付ダンプ	2.40t	1	
	コンテナキャリー車	3.70t	2	
	フォークリフト	2.00t	1	
	ショベルローダー	1.00 m ³	1	
南部環境センター	特装車	1.80～2.90t	18	48-6693
	ダンプ	2.00t	2	
	ショベルローダー	0.70 m ³	1	
ごみ収集委託業者 (西部環境センター)	特装車	1.70～2.80t	24	32-9231
	ダンプ	2.00t	2	
資源化センター	ダンプ	3.50t	1	46-5303
		9.20t	1	
		8.90t	1	
	コンテナキャリー車	11.00t	1	
	ショベルローダー	1.20t	1	
	ショベルローダー	2.5t	5	
	パワーショベル	—	2	
	フォークリフト	2.00t	1	
	コンテナキャリー車	3.90t	1	
資源リサイクルセンター	ショベルローダー	1.2～2.3t	2	25-0145
	フォークリフト	1.45t	1	
	ミニパワーショベル	—	1	
	ダンプ	3.25～3.4t	2	
プラスチック リサイクルセンター	フォークリフト	1.05t	1	25-0145
	ホイルローダー	2.4～3.2t	2	
	パワショベル	0.9m ³	2	
埋立処分場	パワショベル	0.7m ³	2	25-0145
		10.00t	2	
	大型ダンプ	10.00t	2	

車両保管場所	車両及び能力			電話番号
	車両名称	積載量	車両数（台）	
一般廃棄物許可業者	パッカー	1.50t	1	
		1.70t	4	
		1.85t	1	
		1.90t	3	
		1.95t	2	
		2.00t	8	
		2.05t	2	
		2.10t	3	
		2.15t	1	
		2.30t	2	
		2.40t	2	
		2.45t	2	
		2.80t	2	
		2.90t	2	
		3.95t	1	
	ダンプ	2.00t	3	
	バン	1.50t	1	
	ロールオンキャリア	3.30t	1	
		3.40t	1	
		3.50t	1	
		3.65t	3	
		3.80t	1	
		4.05t	1	
	キャブオーバー	1.95t	1	

(2) し尿関係

ア. し尿処理施設

(下水道施設課)

名称	所在地	最大処理能力	電話番号
バイオマス利活用センター	神野新田町字中島 75-2	121 m ³ /日	46-2854

イ. し尿運搬車両数

(廃棄物対策課、収集業務課)

車両保管場所	車両及び能力			電話番号
	車両名称	積載量(kℓ)	車両数(台)	
東部環境センター	バキュームカー	1.8	1	61-4136
し尿収集許可業者		1.8	5	
		3.0	10	
		3.7	3	

ウ. 非常用トイレ（マンホールトイレ）設置数 （防災危機管理課、公園緑地課、教育政策課、国土交通省）

No.	設置場所	設置数	区分	担当課
1.	高師緑地	39	広域避難場所	公園緑地課
2.	牛川遊歩公園	11	広域避難場所	公園緑地課
3.	豊橋公園	24	広域避難場所	公園緑地課
4.	東田公園	17	広域避難場所	公園緑地課
5.	向山緑地	27	広域避難場所	公園緑地課
6.	岩田運動公園	23	広域避難場所	公園緑地課
7.	幸公園	24	広域避難場所	公園緑地課
8.	くすのき特別支援学校	3	福祉避難所	教育政策課
9.	高根小学校	5	第二指定避難所	教育政策課
10.	天伯小学校	7	第二指定避難所	教育政策課
11.	道の駅とよはし	4	地域防災活動拠点	国土交通省
12.	豊橋駅南口防災ひろば	5	帰宅困難者等一時支援施設	防災危機管理課
13.	こども未来館	5	帰宅困難者等支援施設	防災危機管理課
14.	富士見小学校	7	第二指定避難所	防災危機管理課
15.	汐田小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
16.	福岡小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
17.	岩田小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
18.	下地小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
19.	幸小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
20.	高師小学校	6	第二指定避難所	防災危機管理課
21.	岩西小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
22.	家政高等専修学校	4	第二指定避難所	防災危機管理課
23.	羽根井小学校	8	第二指定避難所	防災危機管理課
24.	北部中学校	6	第二指定避難所	防災危機管理課
25.	東陵中学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
26.	豊小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
27.	花田小学校	8	第二指定避難所	防災危機管理課
28.	豊岡中学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
29.	つつじが丘小学校	5	第二指定避難所	防災危機管理課
30.	磯辺小学校	6	第二指定避難所	防災危機管理課
合計		289		

8. 水道施設・設備等

(1) 上水道施設

ア. 応急給水拠点施設

(浄水課)

系統	水源	種別	規模	所在地
小鷹野浄水場	伏流水 及び 地下水	浄水施設	緩速ろ過池 5 池 (容量:5,000 m ³) 浄水池 2 池 (容量:1,110 m ³)	東小鷹野二丁目 9-3
		送水設備	送水能力 26,290 m ³ /日	
		発電施設	ガスタービン発電機 1 基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1 基	
南栄給水所	地下水	取水設備	深井戸 6 井	北山町字東浦 38-1
		浄水施設	浄水池 2 池 (容量:3,000 m ³)	
		配水設備	配水能力 5,940 m ³ /日	
		発電施設	ディーゼル発電機 1 基	
		応急給水装置	応急給水栓 2 基	
多米配水場	県水受水	配水設備	配水池 2 池 (容量:20,000 m ³) 内応急給水容量:10,000 m ³ 配水能力 52,800 m ³ /日	多米町字蟬川 33-149
		発電施設	ディーゼル発電機 1 基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1 基	
高山配水場	伏流水・ 地下水 及び 表流水	配水設備	配水池 2 池 (容量:20,000 m ³) 内応急給水容量:10,000 m ³ 配水能力 27,290 m ³ /日	飯村町字高山 10-12
		発電施設	ディーゼル発電機 1 基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1 基	
南部配水場	県水受水	配水設備	配水池 2 池 (容量:20,000 m ³) 内応急給水容量:10,000 m ³ 配水能力 30,000 m ³ /日	富士見台五丁目 4-15
		発電施設	ディーゼル発電機 1 基	
		応急給水装置	応急給水栓 1 基 ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1 基	
北部配水場	県水受水	配水設備	配水池 2 池 (容量:3,500 m ³) 内応急給水容量:2,000 m ³ 配水能力 2,600 m ³ /日	石巻平野町字日名倉 49-7
		発電施設	ディーゼル発電機 1 基	
		応急給水装置	ホース (口径 65mm) 10m スタンド式給水栓 1 基	
東部配水場	県水受水	配水設備	配水池 2 池 (容量:5,000 m ³) 内応急給水容量:2,500 m ³ 配水能力 3,000 m ³ /日	豊栄町字東 802
		発電施設	ディーゼル発電機 1 基	

系統	水源	種別	規模	所在地
東部配水場	県水受水	応急給水装置	応急給水栓 1 基	豊栄町字東 802

イ. その他の施設

系統	水源	種別	規模	所在地
下条取水場	豊川 伏流水	取水設備	取水塔 1 基	下条西町字三ノ下 60
		導水設備	導水能力 21,000 m³/日	
下条給水所	地下水	取水設備	深井戸 10 井	
		浄水施設	浄水池 1 池（容量：5,700 m³）	
		配水設備	配水能力 9,900 m³/日	
		発電施設	ガスタービン発電機 1 基	
高山浄水場	表流水	取水設備	貯水池 1 池	飯村町字高山 10-12
		浄水施設	緩速ろ過池 2 池 浄水池 1 池（容量：90 m³）	
		送水設備	送水能力 1,000 m³/日	
下地給水所	地下水	取水設備	深井戸 1 井	下地町字柳目 25
		浄水施設	浄水池 2 池（容量：2,000 m³）	
		配水設備	配水能力 1,800 m³/日	
大岩給水所	地下水	取水設備	深井戸 1 井	大岩町字東荒田 5-315
		浄水施設	浄水池 2 池（容量：200 m³）	
		配水設備	配水能力 600 m³/日	
池上給水所	地下水	取水設備	深井戸 2 井	老津町字嵩山 39
		浄水施設	浄水池 1 池（容量：30 m³）	
		配水設備	配水能力 1,200 m³/日	
細谷給水所	地下水	取水設備	深井戸 2 井	細谷町字坂東堀 92-9
		浄水施設	浄水池 1 池（容量：95 m³）	
		配水設備	配水能力 880 m³/日	
老津給水所	地下水	取水設備	深井戸 2 井	老津町字西高縄 74-1
		浄水施設	浄水池 1 池（容量：66 m³）	
		配水設備	配水能力 1,200 m³/日	
豊清給水所	地下水	取水設備	深井戸 1 井	豊清町字茶屋の下 92-393
		浄水施設	浄水池 1 池（容量：30 m³）	
		配水設備	配水能力 600 m³/日	
伊古部給水所	地下水	取水設備	深井戸 1 井	伊古部町字長佐ヶ谷 205-2
		浄水施設	浄水池 1 池（容量：131 m³）	
		配水設備	配水能力 490 m³/日	
全市		配水施設	配水管 φ=1,350～50 mm L=2,136,693m	* 水道管路課

(2) 給水用資器材

ア. 応急給水用資器材

(防災危機管理課、営業課、浄水課、水道管路課)

品名	容量	数量		品名	容量	数量	
		防災 倉庫	上下 水道局			防災 倉庫	上下 水道局
受水タンク	1,250ℓ	6 基	10 基	ホース(口径65mm)	20m	5 本	1 本
				ホース(口径65mm)	30m		1 本
給水タンク	1,000ℓ		24 基	飲料水用ポリ袋	10ℓ	11,650 袋	1,400 袋
	2,000ℓ		5 基				
ろ水機	4,000ℓ/時	14 基		給水バケツ		130 個	
				夜間給水用ライト	2.5kW	10 基	
スタンド式給水栓		28 本	20 本	給水タンク 補給用ポンプ	12ℓ/分	4 台	

イ. 飲料水兼用耐震性貯水槽

(防災危機管理課、公園緑地課、水道管路課)

番号	場所	所在地	容量	番号	場所	所在地	容量
1	松葉小学校	大橋通三丁目	60t	14	豊橋公園	今橋町	100t
2	福岡小学校	橋良町字平野	60t	15	東田公園	東田町	100t
3	松山小学校	西松山町	60t	16	下地小学校	下地町	60t
4	宇塚公園	西浜町	60t	17	こども未来館	松葉町三丁目	100t
5	羽根井公園	羽根井本町	60t	18	大塚公園	花田二番町	60t
6	吉田方小学校	吉川町	60t	19	豊橋総合スポーツ公園	神野新田町	40t
7	向山小学校	向山西町	60t	20	ほいっぷ	中野町	60t
8	二川小学校	二川町字北裏	60t	21	南部中学校	北山町	100t
9	高師緑地	高師町	100t	22	大清水小学校	南大清水町	60t
10	幸公園	佐藤町	100t	23	高師小学校	上野町	100t
11	牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目	100t	24	牟呂小学校	牟呂中村町	60t
12	向山緑地	向山町	100t	25	新川小学校	前田中町	100t
13	岩田運動公園	岩田町	100t	26	章南中学校	老津町	60t
				合計	26 か所	合計	1,980t

[対照図面：図 3, 4]

ウ. 給水車

(上下水道局)

番号	車両名	容量	保管場所
1	給水車	1,900ℓ	上下水道局
2	給水車	3,600ℓ	上下水道局

(3) 下水処理場及びポンプ場

(下水道施設課、下水道整備課)

電 話 番 号	名 称	所 在 地	排 水 区 域	処 理 又 は 排 水 面 積 (ha)	排 水 能 力	処 理 又 は 排 水 方 式	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
								沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
菰口 ポンプ場 31-9003	三ツ相町	菰口排水区	96	汚水 30.6 m ³ /分 雨水 360 m ³ /分	汚水中継 雨水排水	— 豊川	1 2					中島処理場
		吉田方排水区	178	1,170 m ³ /分	雨水排水	豊川	6					
野田処理場 併設ポンプ場	野田町	船町、 北島排水区	101	雨水 340.2 m ³ /分	雨水排水	豊川	2					
西脇 ポンプ場	西郷町	吾妻・東田 地区	39	4.0 m ³ /分	汚水中継	—						中島処理場
中島 処理場 46-2854	神野 新田町	今橋、八町、 船町、北島、 菰口、吉田方、 平川、大井、 春日、向山、 三ノ輪、栄、 向山南、前田 南、松山、前 田、小池、福 岡、鍵田、花 田、羽根井、 東田、吾妻、 有楽、岩田、 高師、橋良、 二回、佐藤、 飯村、牟呂、 江島、高師 南、駒形 大岩・二川、 天伯地区	3,459	合流 80,000 m ³ /日 分流 37,500 m ³ /日	活性 汚泥法 ステップ 流入式 多段硝化 脱窒法	柳生川	2 2	10 8	10 8	10 4		菰口 ポンプ場 鍵田 ポンプ場 西脇 ポンプ場 八町中継 ポンプ場 大山中継 ポンプ場
羽根井 ポンプ場 31-5165	羽根井町	羽根井排水区	雨水 102	雨水 650 m ³ /分	雨水排水	柳生川	2					
鍵田 ポンプ場 52-8577	東小池町	松山、前田 南、平川、大 井、春日、三 ノ輪、石田、 向山、前田、 鍵田、小池地 区、石田、鍵 田、前田排水 区	汚水 555 雨水 148	汚水 121.5 m ³ /分 雨水 680 m ³ /分	汚水中継 雨水排水	— 柳生川	1 2					中島処理場
有楽 ポンプ場	入船町	有楽排水区	60	582.0 m ³ /分	雨水排水	柳生川	5					

電 話 番 号 名 称	所 在 地	排 水 区 域 処 理 又 は	排 水 面 積 (ha) 処 理 又 は	排 水 能 力 処 理 又 は	排 水 方 式 処 理 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
							沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
梅薮 ポンプ場	梅薮町	梅薮排水区	18	汚水 3.3 m ³ /分 雨水 40.6 m ³ /分	汚水中継 雨水排水	一 佐奈川	1				豊川浄化 センター
下地中継 ポンプ場	下地町	下地地区	124	34.5 m ³ /分	汚水中継	一					
富士見台 処理場 23-3575	富士見台 一丁目	富士見台、 むつみね台、 若松東地区	108	5,100 m ³ /日	活性 汚泥法	清水川	1	2	2	6	富士見台 中継 ポンプ場
富士見台 中継 ポンプ場	富士見台 六丁目	富士見台の一部、 むつみね台、 若松東地区	56	7.5 m ³ /分	汚水中継	一	1				富士見台 処理場
牟呂 ポンプ場	牟呂市場町	牟呂排水区	106	575 m ³ /分	雨水排水	柳生川	5				
前芝 ポンプ場	西浜町	前芝排水区	52	221 m ³ /分		佐奈川	3				
八町中継 ポンプ場	八町通 四丁目	吾妻、東田 吾妻・東田 多米地区	470	48.6 m ³ /分	汚水中継	一					中島処理場
松島 ポンプ場	牟呂町	橋良排水区	151	804.6 m ³ /分	雨水排水	柳生川	5				
大山中継 ポンプ場	大山町	高師南、 大岩・二川、 天伯地区	471	28.4 m ³ /分	汚水中継	一	2				中島処理場
下地 ポンプ場	下地町	下地排水区	115	709 m ³ /分	雨水排水	豊川	4				
高根処理 場	高塚町	高根地区	40	650 m ³ /日	オキシデ ーシ ョン ディ ッチ 法	高塚川		1	2	1	高塚ポンプ場 西七根ポンプ場 東七根第一P場 東七根第二P場 東七根第三P場 東七根第四P場
高塚 ポンプ場				0.75 m ³ /分	汚水中継	一					高根処理場
西七根 ポンプ場	西七根町			0.6 m ³ /分		一					
東七根第一 ポンプ場	東七根町			0.6 m ³ /分		一					
東七根第二 ポンプ場				0.5 m ³ /分		一					
東七根第三 ポンプ場				0.75 m ³ /分		一					
東七根第四 ポンプ場				0.4 m ³ /分		一					

電 話 番 号 名 称	所 在 地	排 水 区 域 処 理 又 は	排 水 面 積 (ha) 処 理 又 は	排 水 能 力 処 理 又 は	排 水 方 式 処 理 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
							沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
豊南 処理場	西赤沢町	豊南地区	50	800 m³/日	回転円板 及びオキシ デーシ ョ ン デ ィ ッ チ 法	橋詰川	1	1	2	1	城下第一ポンプ場 城下第二ポンプ場 西赤沢ポンプ場 東赤沢第一ポンプ場 東赤沢第二ポンプ場 伊古部第一ポンプ場 伊古部第二ポンプ場 伊古部第三ポンプ場
城下第一 ポンプ場	城下町			1.0 m³/分	汚水中継	—					豊南処理場
城下第二 ポンプ場				1.0 m³/分		—					
西赤沢 ポンプ場	西赤沢町			1.0 m³/分		—					
東赤沢第一 ポンプ場	東赤沢町			0.4 m³/分		—					
東赤沢第二 ポンプ場				0.4 m³/分		—					
伊古部第一 ポンプ場	伊古部町			0.8 m³/分		—					
伊古部第二 ポンプ場				0.8 m³/分		—					
伊古部第三 ポンプ場				0.75 m³/分		—					
五並 処理場	細谷町	五並地区	90	1,500m³/日		オキシデ ーション ディッチ 法	落合川	1	1	3	
寺沢第一 ポンプ場	寺沢町			0.66 m³/分	汚水中継	—					五並処理場
寺沢第二 ポンプ場				0.06 m³/分		—					
小島第一 ポンプ場	小島町			0.84 m³/分		—					
小島第二 ポンプ場				0.78 m³/分		—					
小島第三 ポンプ場				0.68 m³/分		—					

電 話 番 号 名 称	所 在 地	排 水 区 域 处 理 又 は	排 水 面 積 (ha) 处 理 又 は	排 水 能 力 处 理 又 は	排 水 方 式 处 理 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
							沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
小島第四 ポンプ場	小島町	五並地区		0.68 m³/分	汚水中継	—					五並処理場
小松原 ポンプ場	小松原町			0.56 m³/分		—					
細谷第一 ポンプ場	細谷町			0.54 m³/分		—					
細谷第二 ポンプ場				0.06 m³/分		—					
東細谷 ポンプ場	東細谷町			0.12 m³/分		—					
西山 ポンプ場	細谷町			0.52 m³/分		—					
駒形第一 ポンプ場	駒形町	駒形地区		0.32 m³/分		—					中島処理場
駒形第二 ポンプ場				0.35 m³/分		—					
石巻金田 第一ポンプ場	石巻本町	石巻金田地区		0.16 m³/分		—					豊川浄化 センター
石巻金田 第二ポンプ場				0.16 m³/分		—					
石巻金田 第三ポンプ場				0.16 m³/分		—					
石巻金田 第四ポンプ場	石巻町			0.21 m³/分		—					
石巻金田 第五ポンプ場				0.16 m³/分		—					
石巻金田 第六ポンプ場				0.16 m³/分		—					
横須賀第一 ポンプ場		横須賀町	下五井・ 横須賀地区			0.16 m³/分	—				
横須賀第二 ポンプ場				0.64 m³/分		—					
横須賀第三 ポンプ場				0.16 m³/分		—					
横須賀第四 ポンプ場				0.16 m³/分		—					
下五井第一 ポンプ場	下五井町	下五井・ 横須賀地区		0.22 m³/分		—					
下五井第二 ポンプ場				0.37 m³/分		—					
西大山 ポンプ場	大山町	大山地区		0.16 m³/分			—				中島処理場

電 話 名 称 番 号	所 在 地	排 処 水 理 区 又 域 は	排 処 水 理 面 又 積 は (ha)	排 処 水 理 能 又 力 は	排 処 水 理 方 式 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
							沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
神ヶ谷第一 ポンプ場	石巻本町	神ヶ谷・ 神郷地区		0.33 m³/分	汚水中継	—					豊川浄化 センター
神郷第一 ポンプ場	石巻町			0.16 m³/分		—					
神郷第二 ポンプ場				0.16 m³/分		—					
神郷第三 ポンプ場				0.16 m³/分		—					
神郷第四 ポンプ場				0.16 m³/分		—					
野依浄化 センター	野依町	野依地区	60	日平均 527 m³/日	接触ばっ 気法	西の川	1		4	4	野依第一ポンプ場 野依第二ポンプ場 野依第三ポンプ場
野依第一 ポンプ場				0.16 m³/分	汚水中継	—					野依浄化 センター
野依第二 ポンプ場				0.02 m³/分		—					
野依第三 ポンプ場				0.51 m³/分		—					
下条浄化 センター	下条東町	下条地区	95	日平均 603 m³/日	接触ばっ 気法	大江川	1		3	3	下条第一ポンプ場 下条第二ポンプ場 下条第三ポンプ場 下条第四ポンプ場 下条第五ポンプ場
下条第一 ポンプ場	石巻本町			0.04 m³/分	汚水中継	—					下条浄化 センター
下条第二 ポンプ場	下条東町			0.26 m³/分		—					
下条第三 ポンプ場				0.34 m³/分		—					
下条第四 ポンプ場				1.09 m³/分		—					
下条第五 ポンプ場	下条西町			0.01 m³/分		—					
雲谷・中原 浄化センター	中原町	雲谷・中原 地区	65	日平均 794 m³/日	回分式活 性汚泥法	上ノ山 排水路	1			2	雲谷ポンプ場 中原ポンプ場
雲谷 ポンプ場	雲谷町			0.28 m³/分	汚水中継	—					雲谷・中原 浄化センター
中原 ポンプ場	中原町			0.58 m³/分		—					

電 話 番 号 名 称	所 在 地	排 水 区 域 処 理 又 は	排 水 面 積 (ha) 処 理 又 は	排 水 能 力 処 理 又 は	排 水 方 式 処 理 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
							沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
五号浄化センター	神野新田町	五号地区	21	日平均 165 m ³ /日	連続流入 間欠ばっ 気式 + 鉄 溶 液 注入	二十間川	1		1	1	五号第一ポンプ場 五号第二ポンプ場 五号第三ポンプ場 五号第四ポンプ場 五号第五ポンプ場 五号第六ポンプ場
五号第一ポンプ場				0.16 m ³ /分	汚水中継	—					五号浄化 センター
五号第二ポンプ場				0.42 m ³ /分		—					
五号第三ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
五号第四ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
五号第五ポンプ場				0.33 m ³ /分		—					
五号第六ポンプ場				0.33 m ³ /分		—					
石巻高井 浄化センター	石巻本町	石巻高井地区	102	日平均 1,310 m ³ /分	連続流入 間欠ばっ 気式 + 鉄 溶 液 注入	神田川	1		2	4	石巻高井西部 第一〜第四ポンプ場 石巻高井東部 第一〜第五ポンプ場 石巻高井南部 第一〜第五ポンプ場 石巻高井北部 第一〜第四ポンプ場
石巻高井西部 第一ポンプ場				0.16 m ³ /分	汚水中継	—					石巻高井 浄化センター
石巻高井西部 第二ポンプ場				0.45 m ³ /分		—					
石巻高井西部 第三ポンプ場				0.51 m ³ /分		—					
石巻高井西部 第四ポンプ場				1.25 m ³ /分		—					
石巻高井東部 第一ポンプ場				0.18 m ³ /分		—					
石巻高井東部 第二ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井東部 第三ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井東部 第四ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井東部 第五ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					

電 話 番 号 名 称	所 在 地	排 水 区 域 処 理 又 は	排 水 面 積 (ha) 処 理 又 は	排 水 能 力 処 理 又 は	排 水 方 式 処 理 又 は	排 出 河 川 名	施 設 規 模				系 統 ポ ン プ 場 等
							沈 砂 池	最 初 沈 で ん 池	最 終 沈 で ん 池	ば っ 気 槽	
石巻高井南部 第一ポンプ場	石巻本町	石巻高井地区		0.16 m ³ /分	汚水中継	—					石巻高井 浄化センター
石巻高井南部 第二ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井南部 第三ポンプ場				0.07 m ³ /分		—					
石巻高井南部 第四ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井南部 第五ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井北部 第一ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井北部 第二ポンプ場				0.04 m ³ /分		—					
石巻高井北部 第三ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
石巻高井北部 第四ポンプ場				0.33 m ³ /分		—					
嵩山浄化 センター	嵩山町	嵩山地区	60	日平均 462 m ³ /日	鉄溶液注入 連続流入間欠 ばっ気式 +DO 制御 機構	神田川	1		1	1	嵩山東部第一～ 第五ポンプ場 嵩山南部第四～ 第五ポンプ場 嵩山西部第一・第二ポンプ場
嵩山東部 第一ポンプ場				0.19 m ³ /分	汚水中継	—					嵩山浄化 センター
嵩山東部 第二ポンプ場				0.21 m ³ /分		—					
嵩山東部 第三ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
嵩山東部 第四ポンプ場				0.16 m ³ /分		—					
嵩山東部 第五ポンプ場				0.23 m ³ /分		—					
嵩山南部 第一ポンプ場				0.08 m ³ /分		—					
嵩山南部 第二ポンプ場				0.07 m ³ /分		—					
嵩山南部 第三ポンプ場				0.07 m ³ /分		—					
嵩山南部 第四ポンプ場				0.17 m ³ /分		—					

電話番号 名称	所在地	排水区域 処理又は	排水面積 (ha) 処理又は	排水能力 処理又は	排水方式 処理又は	排出河川名	施設規模				系統ポンプ場等
							沈砂池	最初沈でん池	最終沈でん池	ばっ気槽	
嵩山南部 第五ポンプ場	嵩山町	嵩山地区		0.19 m³/分	汚水中継	—					嵩山浄化 センター
嵩山西部 第一ポンプ場				0.18 m³/分		—					
嵩山西部 第二ポンプ場				0.36 m³/分		—					
天津 処理場	杉山町	天津地区	13	日平均 110 m³/日	長時間 ばっ気法	天津 排水路	1		1	1	
植田 ポンプ場	植田町	植田地区	6.6	0.366 m³/分× 2 台	汚水中継	—					野依台 処理場
野依台 処理場	野依台 二丁目	野依台、植田 植田三区地区	63.6	日平均 2,255 m³/日	接触酸化 法	西の川	1	4	2	4	植田三区 中継ポンプ場
植田三区 中継ポンプ場	植田町	植田三区地区	7	0.53 m³/分	汚水中継	—					野依台 処理場
いずみが丘 処理場	杉山町	杉山町 いずみが丘 地区	19.1	日平均 345 m³/日	硝化液循環 活性汚泥法＋砂 ろ過法	切畑川	1		2	2	いずみが丘第一ポンプ場 いずみが丘第二ポンプ場
いずみが丘 第一ポンプ場				0.16 m³/分	汚水中継	—					いずみが丘 処理場
いずみが丘 第二ポンプ場				0.75 m³/分		—					
六ッ峰 中継ポンプ場	西七根町	むつみね台 地区	8.8	0.53 m³/分		—	1				富士見台 処理場
若松東 中継ポンプ場	若松町	むつみね台、 若松東地区	14.2	0.84 m³/分		—	1				
杉山御園 処理場	杉山町	杉山町御園 地区	7	日平均 226 m³/日	循環式 活性汚泥 処理法＋凝集分離 法	泉排水路	1		1	1	
前芝中継 ポンプ場	前芝町	前芝地区		0.16 m³/分×2 台	汚水中継	—					豊川浄化 センター
牟呂第一 ポンプ場	牟呂町	牟呂地区		1.188 m³/分× 2 台		—					中島処理場
牟呂坂津 ポンプ場				0.785 m³/分× 2 台		—					

9. 給食施設

(保健給食課)

名称	所在地	調理能力(食/日)	電話番号
※南部学校給食センター	橋良町字向山 4-41	9,300	45-4512

名称	所在地	調理能力(食/日)	電話番号
※北部学校給食センター	石巻本町字枇杷 21-5	10,000	88-1817
東部学校給食センター	西口町字西ノ口 25-13	5,000	62-9815
※曙学校給食センター	曙町字南松原 162-1	12,000	21-6071

※北部学校給食センターは、平成 22 年度から、曙学校給食センターは、令和 4 年度から PFI 事業者により運営されている。南部学校給食センターは、平成 25 年度から調理業務を民間事業者へ委託しており、それぞれ災害発生時の炊き出しにかかる協定書を締結している。

10. 防災活動拠点

(1) 広域防災活動拠点(広域防災拠点公園) (公園緑地課)

名称	所在地	敷地面積(m ²)
豊橋総合スポーツ公園	神野新田町	278,821

(2) 地域防災活動拠点 (公園緑地課、農業企画課)

名称	所在地	敷地面積(m ²)
豊橋公園	今橋町	216,401
道の駅とよはし	東七根町	37,785

(3) 地区防災活動拠点 (公園緑地課、農業企画課)

名称	所在地	敷地面積(m ²)
豊橋公園	今橋町	216,401
道の駅とよはし	東七根町	37,785

(4) 市街地防災活動拠点(防災拠点公園) (公園緑地課)

区分	名称	所在地	敷地面積(m ²)
中心部	守下公園	大橋通三丁目	3,233
	羽根井公園	羽根井本町	3,566
東部	多米公園	多米中町一丁目	20,995
	飯村公園	飯村南四丁目	14,072
南部	竜ヶ池公園	山田三番町	18,427
	高師本郷公園	高師本郷町	14,000
西部	東脇公園	東脇二丁目	8,594
	柱第一公園	柱三番町	3,850
北部	三本松公園	東森岡二丁目	11,023
	小鷹野公園	西小鷹野二丁目	20,568

※これらの防災拠点公園には防災資材庫を配備し、救助用資器材を備蓄 「V-5-(7)」 参照

(5) 臨海広域防災活動拠点 (県三河港務所)

三河港船渡埠頭 3 号岸壁

(6) 災害復旧用オープンスペース候補地一覧

(防災危機管理課)

凡例	救援部隊活動拠点	ライフライン復旧用地	災害廃棄物仮置場・集積場	応急仮設住宅建設用地	救援物資受入拠点	ボランティア活動拠点

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延床面積 (㎡)	使用用途時系列											
				発災 後3日	1 週間	2 週間	3 週間	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	12 か月
(1) 救援部隊活動拠点															
	①豊橋公園														
001	豊橋公園 (陸上競技場)	今橋町 3 - 1	17,000												
002	豊橋公園 (野球場)	今橋町 3 - 1	13,000												
003	豊橋公園 (陸上競技場北テニスコート)	今橋町 3 - 1	4,000												
004	豊橋公園 (北西駐車場)	今橋町 3 - 1	3,800												応急 仮設 住宅 建設 用地
005	豊橋公園 (管理事務所西側駐車場)	今橋町 3 - 1	3,500												
006	豊橋公園 (南西テニスコート)	今橋町 3 - 1	3,300												
007	豊橋公園 (野球場北西芝生帯)	今橋町 3 - 1	3,300												
008	豊橋公園 (西テニスコート)	今橋町 3 - 1	1,300												
009	豊橋公園 (児童遊園)	今橋町 3 - 1	2,500												
010	豊橋公園 (武道館)	今橋町 3 - 1	3,038												
011	豊橋公園 (武道館駐車場)	今橋町 3 - 1	1,400												
	②豊橋総合スポーツ公園														
012	豊橋総合スポーツ公園 (多目的広場【サッカー場】)	神野新田町字メノ割 1-3	28,000												
013	豊橋総合スポーツ公園 (多目的広場【サッカー場】駐車場)	神野新田町字メノ割 1-3	5,000												
014	豊橋総合スポーツ公園 (野球場)	神野新田町字メノ割 1-3	17,000												災害 廃棄 物仮 置場
015	豊橋総合スポーツ公園 (野球場駐車場)	神野新田町字メノ割 1-3	2,000												
016	豊橋総合スポーツ公園 (人工芝サッカー場)	神野新田町字キノ割	7,500												
017	豊橋総合スポーツ公園 (人工芝サッカー場駐車場)	神野新田町字キノ割	5,220												
	③岩田運動公園														
018	岩田運動公園 (ラグビー・サッカー場)	岩田町 1-2	13,200												
019	岩田運動公園 (野球場)	岩田町 1-2	11,500												応急 仮設 住宅 建設 用地
020	岩田運動公園 (西駐車場)	岩田町 1-2	1,900												
021	岩田運動公園 (東駐車場)	岩田町 1-2	700												
	④高師緑地														
022	高師緑地 (南側芝生スペース)	高師町字北原 29-1	11,000	活 動 援 拠 点 隊											応急仮設住宅建設用地
023	高師緑地 (野球場)	高師町字北原 29-1	8,900												
024	高師緑地 (駐車場)	高師町字北原 29-1	2,700												
	⑤向山緑地														
025	向山緑地 (自由広場・公園)	向山町字七面	17,000	活 動 援 拠 点 隊											災害廃棄物仮置場
026	向山緑地 (梅園)	向山町字南中畑	7,600												
027	向山緑地 (霊苑管理事務所前駐車場)	向山町字塚南 30	1,500												
028	向山緑地 (豊橋市民文化会館正面駐車場)	向山大池町 20-1	1,800												
029	向山緑地 (豊橋市民文化会館北側駐車場)	向山大池町 20-1	1,800												
030	向山緑地 (豊橋市民文化会館)	向山大池町 20-1	6,065												
	⑥羽根井スポーツ広場														
031	羽根井スポーツ広場	羽根井町 1-1 他	12,000	活 動 援 拠 点 隊											応急仮設住宅建設用地
032	スポーツ広場西駐車場 (中央図書館駐車場)	羽根井町 55 他	3,400												
	⑦シンフォニアテクノロジー														
033	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所 (運動場)	三弥町字元屋敷 150	10,600												
034	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所 (技術開発センター)	三弥町字元屋敷 150	391												
	⑧その他救援部隊活動拠点														
035	消防総合訓練場	岩田町字上庄 23	5,700												
036	南消防署大清水出張所	大清水町字姫田 5-3	2,100												
037	中消防署	東松山町 24	1,200												
038	道の駅とよはし	豊橋市東七根町一ノ沢	37,785												

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延床面積 (㎡)	使用用途時系列													
				発災 ～3日	～1週間	～2週間	～3週間	～1か月	～2か月	～3か月	～4か月	～5か月	～6か月	～7か月	～12か月	1年～	
(2) ライフライン復旧用地																	
	①上下水道局																
039	牛川遊歩公園	西小鷹野四丁目 12-1	2,000														
040	井ノ瀬公園	東脇三丁目 12-2	1,600														
041	中央図書館駐車場	羽根井町 48	1,300														
042	蟬川公園	東小鷹野一丁目 16-1	1,000														
	②中部電力パワーグリッド																
043	向山緑地 (運動広場)	向山町字池下 35	5,000														
044	向山緑地 (運動広場駐車場)	向山町字池下 35	400														
045	向山緑地 (交通児童館広場)	向山町字池下 35	1,000														
046	向山緑地 (交通児童館駐車場)	向山町字池下 35	300														
047	向山緑地 (交通児童館)	向山町字池下 35	948														
	③サーラエナジー株式会社																
048	東田公園	東田町 87	10,000														
049	豊橋競輪場駐車場①	東田町 87-1	15,600														
050	豊橋競輪場駐車場②	仁連木町 185-3 他	2,100														
051	豊橋競輪場駐車場③	南牛川一丁目 13-1	2,800														
	④NTT西日本																
052	牛川公園	牛川町 (換地前)	4,200														
053	松東公園	牟呂町字松東 (換地前)	600														
054	梅田川霊園 (多目的広場)	大山町西坪 1	6,911														
	⑤車両停車場																
055	アイプラザ豊橋講堂専用駐車場	草間町字東山 143-29	2,500														
056	草間第二公園	草間町字東山 143-16	900														
057	雑種地③	草間町東山 146-3	500														
058	植田大池 (憩いの場)	植田町字大池 120-2	3,000														
(3) 災害廃棄物仮置場																	
059	廃棄物最終処分場	高塚町字東大縄手 441 番地	25,000														
060	石巻運動広場 (グラウンド)	石巻町青木 56-1 他	23,000														
061	石巻運動広場 (西側駐車場)	石巻町青木 56-1 他	1,600														
062	石巻運動広場 (東側駐車場)	石巻町青木 56-1 他	1,400														
063	臨海運動広場	明海町 16-1	18,900														
064	明海公園 (運動広場)	明海町 3-42	11,100														
065	明海公園 (グラウンド①～④)	明海町 3-42	19,500														
066	動植物園中央門第 1 駐車場	大岩町字大穴	11,000														
067	動植物園中央門第 2 駐車場	大岩町字岩田	3,000														
068	動植物園中央門第 3 駐車場	大岩町字岩田	1,600														
069	動植物園西門駐車場	天伯町字梅田	7,800														
070	動植物園東門第 1 駐車場	大岩町字大穴	7,500														
071	動植物園東門第 2 駐車場	大岩町字大穴	6,000														
072	高山広場 (グラウンド)	飯村町高山 11-19	6,000														
073	高山広場 (駐車場)	飯村町高山 11-19	800														
074	七股池 (憩いの場)	杉山町字七股池 1-1 他	9,100														
075	雲谷スポーツ広場 (大脇グラウンド)	雲谷町外ノ谷 30	6,100														
076	沢渡池 (憩いの場)	大岩町字沢渡 5-1	5,700														
077	二川スポーツ広場	豊清町茶屋ノ下 2-28 他	5,300														
078	杉山スポーツ広場 (グラウンド)	杉山町字新々田 1-1 外	4,900														
079	万場緑地 (庭球場・駐車場)	西赤沢町字万場 510-1	4,700														
080	少年自然の家芝生広場	伊古部町字下り 25-41	3,500														
081	少年自然の家駐車場	伊古部町字下り 25-41	800														
082	城下緑地	城下町字細田 160-1	3,400														
083	利兵衛公園	岩田町字曾根 106-1	3,400														

救護

明海応急救護所

災害廃棄物仮置場

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延 床面積 (㎡)	使用用途時系列												
				発災 ～3日	～1 週間	～2 週間	～3 週間	～1 か月	～2 か月	～3 か月	～4 か月	～5 か月	～6 か月	～7 か月	～12 か月	1年 ～
084	西七根緑地	西七根町字赤坂 23-1	3,100													
085	小島第二遊園	小島町字池ノ谷 30-16	3,000													
086	葦毛湿原第1・2駐車場	岩崎町 22 他	3,700													
087	雑種地①	賀茂町字九伏 1-1	2,100													
088	雑種地⑤	高師町字奥山田 2-2	1,800													
089	豊橋市野外教育センター（キャンプファイヤー場）	伊古部町字枇杷ヶ谷 57-12	900													
090	中央公園	問屋町 18	900													
091	江島町ちびっこ広場	江島町 122-1	2,200													
092	前芝公園	前芝町字東 136-6	1,900													
093	黒福公園	東松山町 39	1,500													
094	大岩南ちびっこ広場	大岩町字反茂 4-46	1,300													
095	松山公園	西松山町 46	1,300													
096	浜池公園	西幸町字浜池 331-8	1,200													
097	若狭公園	つつじが丘三丁目 42-1	1,200													
098	老津公園	老津町字今下 50-1	1,200													
099	湊町公園	湊町 7	1,200													
100	レイクタウン第十公園	富士見台三丁目 23-5 他	1,200													
101	南羽根井公園	羽根井西町 9-1	1,100													
102	富士見台第三公園	富士見台五丁目 5-7	1,100													
103	花中第二公園	花中町 55-1	1,100													
104	宇塚公園	西浜町 4-1	1,100													
105	石巻金田遊園	石巻町字宮裏 30 他	1,100													
106	柱第二公園	柱八番町 54	1,100													
107	本郷公園	飯村北四丁目 16-1	1,000													
108	西川芸能練習場（駐車場）	石巻西川町安川下 1-17	1,000													
109	南池上公園	飯村南五丁目 11-1	1,000													
110	東先原公園	南牛川一丁目 12-1	1,000													
111	岩屋下遊園	岩屋町字岩屋下 2-36 他	1,000													
112	老津池上公園	老津町字池上 106-27	900													
113	雑種地②	大岩町字東荒田 5-263	900													
114	前田東公園	前田町二丁目 4-2	900													
115	五反田公園	中岩田二丁目 10	900													
116	大脇遊園	大脇町字大脇 17-4 他	900													
117	三ノ輪中央公園	三ノ輪町四丁目 47	900													
118	東田遊園	東田町 120、121	900													
119	向山東町公園	向山東町 183-1	900													
120	牛川通 3 丁目ちびっこ広場	牛川通三丁目 3-15	900													
121	牛川田ノ上遊園	牛川町字田ノ上 3-1 他	900													
122	笠松遊園	西幸町字笠松 47	900													
123	笠松北公園	西幸町字笠松 196	800													
124	レイクタウン第三公園	富士見台三丁目 1-10	800													
125	富士見台第四公園	富士見台六丁目 1-1	800													
126	市場公園	牟呂市場町 13-3	800													
127	大崎公園	大崎町字平地 90-1	800													
128	道満公園	多米中町二丁目 25-1	800													
129	吉川公園	吉川町 241-1	800													
130	野依台上藤ヶ谷公園	野依台二丁目 7-1	800													
131	公文公園	牟呂公文町 13-1	800													
132	北郷中公園	東岩田一丁目 3	800													
133	牧野町中央公園	牧野町 99-1 他	800													
134	高塚町ちびっこ広場	高塚町字郷中 93-1 他	800													
135	寺前公園	飯村北四丁目 5-1	800													

災害廃棄物
集積場

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延床面積 (㎡)	使用用途時系列												
				発災 3日	1 週間	2 週間	3 週間	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	1 2 か月	1 年
136	ヒカイ公園	北岩田二丁目 10-1	800													
137	織目公園	多米西町三丁目 10-1	800													
138	横手公園	西岩田三丁目 12-1	800													
139	豊岡公園	豊岡町 114	800													
140	川添公園	多米中町四丁目 14-1	800													
141	中島公園	飯村南三丁目 13-1	800													
142	大村町ちびっこ広場	大村町字松浦 27, 28, 29	800													
143	北山第二公園	北山町字東浦 47	800													
144	下川公園	牛川町字西側 125-1 他	800													
145	石巻平野遊園	石巻平野町字炭焼 4-3 他	700													
146	知原公園	杉山町字七股池 1-35 他	700													
147	曙公園	曙町字測点 179	700													
148	作神公園	牟呂中村町 13-2	700													
149	野中公園	多米西町二丁目 9-1	700													
150	鳥居前公園	多米東町一丁目 11-1	700													
151	東光公園	東光町 76	700													
152	野依台第二公園	野依台二丁目 9-1	700													
153	北田公園	多米東町二丁目 21-1	700													
154	平川本町公園	平川本町二丁目 6	700													
155	花の木公園	緑ヶ丘一丁目 16-1	700													
156	西林公園	杉山町字いづみが丘 86-1	700													
157	小谷遊園	西高師町字小谷 69-2 他	700													
158	むつみね台北公園	西七根町むつみね台 28-3	600													
159	向山台町公園	向山台町 5-14	600													
160	田尻前公園	西岩田二丁目 8-10	600													
161	大西公園	牟呂大西町 31-1	600													
162	一本木公園	佐藤四丁目 13-1	600													
163	寺東公園	内張町 16-1	600													
164	レイクタウン第九公園	富士見台三丁目 20-1	600													
165	浪ノ上公園	浪ノ上町 4-2	600													
166	梅藪町ちびっこ広場	梅藪町字上屋敷 35-7 他	600													
167	吾妻公園	吾妻町 84-1	600													
168	外神公園	牟呂外神町 15-1	600													
169	野中第二公園	多米西町一丁目 16-1	600													
170	大崎町出口ちびっこ広場	大崎町字出口 62-1、62-3	600													
171	山崎公園	佐藤三丁目 13-1	600													
172	元屋敷公園	西浜町 24-1	600													
173	東細谷遊園	東細谷町字旭島 30	600													
174	石巻本町（長楽）ちびっこ広場	石巻本町字清水 34-2 他	600													
175	大岩第五公園	大岩町字東郷内 649 他	600													
176	野田公園	野田町字野田 9-1 他	600													
177	堂坂遊園	堂坂町 28	600													
178	瓜郷町ちびっこ広場	瓜郷町八反田 20, 21, 19	500													
179	井原公園	井原町 157	500													
180	レイクタウン第四公園	富士見台二丁目 16-14	500													
181	レイクタウン第六公園	富士見台二丁目 10-1	500													
182	二川公園	大岩町東郷内 63-1	500													
183	西ノ山公園	西岩田四丁目 4-1	500													
184	前芝町ちびっこ広場	前芝町字稲場 68-1 他	500													
185	南栄町ちびっこ広場	南栄町字空池 84	500													
186	入船公園	入船町 4 8, 松村町 40 他	500													
187	松原公園	弥生町字松原 68	500													

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延床面積 (㎡)	使用用途時系列												
				発災 3日	1 週間	2 週間	3 週間	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	1 2 か月	1 年
188	上地遊園	上地町 28 他	500													
189	東郷公園	東郷町 34	500													
190	南脇公園	多米東町三丁目 6-1	500													
191	大口公園	仁連木町	400													
192	野川公園	東小鷹野四丁目 9-1	400													
193	居村公園	北岩田一丁目 4-1	400													
194	向山大池町公園	向山大池町 17-2	400													
195	北島公園	佐藤三丁目 5-1	400													
196	百北公園	北側町	400													
197	羽田上公園	花田二番町 33	400													
198	むつみね台南公園	西七根町字むつみね台 29-1	300													
199	井原第二公園	井原町 201	300													
200	中郷中公園	中岩田四丁目 10	300													
201	レイクタウン第五公園	富士見台三丁目 12-5 他	300													
202	小松公園	小松町 96, 97-1	300													
203	菰口公園	菰口町五丁目 94-1 他	300													
204	賀茂公園	賀茂町字比丘尼谷 31 他	300													
205	細谷八柱遊園	細谷町字上大附 98-1 内	300													
206	南郷公園	牛川通三丁目 10-1	200													
207	上野公園	上野町字上原 52	200													
208	若宮公園	下地町字若宮 68-1	200													
209	御園遊園	牛川薬師町 26 他	200													
210	薬師公園	南牛川一丁目 4-1	100													
211	草間公園	草間町字平南 27 他	100													
(4) 救援物資受入拠点																
212	豊橋市総合体育館（第 1, 2 アリーナ）	神野新田町字メノ割 1-3	1, 178													
213	豊橋総合スポーツ公園（北西駐車場【アクアリーナ隣接地】）	神野新田町字メノ割 1-3	7, 000													
214	豊橋総合スポーツ公園（総合体育館西芝生広場）	神野新田町字メノ割 1-3	21, 000													
215	豊橋総合スポーツ公園（北東駐車場【総合体育館隣接地】）	神野新田町字メノ割 1-3	6, 000													
216	豊橋総合スポーツ公園（総合体育館南駐車場【防災備蓄倉庫前】）	神野新田町字メノ割 1-3	5, 000													
217	ライフポートとよはし（駐車場）	神野ふ頭町 3-22	16, 400													
218	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所（健康保険会館【体育館】）	三弥町字元屋敷 150	1, 280													
219	石巻地区体育館	石巻本町出口 7-1	1, 465													
220	二川地区体育館	二川町西向山 41-10	1, 458													
221	下五井地区体育館	下五井町南田 37	1, 464													
222	草間地区体育館	草間町平東 89	1, 301													
223	新栄地区体育館	新栄町大溝 63	1, 036													
(5) ボランティア活動拠点																
228	桜ヶ丘公園	東田町字北蓮田 41	1, 800													
224	大清水地区体育館	大清水町大清水 539-1	1, 558													
225	大清水地域福祉センター（駐車場）	大清水町字大清水 546	3, 400													
226	牟呂内田公園	牟呂町字内田 99-1 他	1, 200													
(6) 応急仮設住宅建設用地																
227	反茂池（憩の場）	大岩町字反茂	11, 800													
228	多米公園	多米中町一丁目 6-1	8, 300	防												
229	竜ヶ池公園	山田三番町 42-1	6, 500	防												
230	幸公園	佐藤町字池下 49	5, 100													
231	中山田池公園	北山町 95-1	5, 100													
232	三本松公園	東森岡二丁目 2-1	4, 800	防												
233	高師本郷公園	高師本郷町字東上 27-2	4, 600	防												
234	小鷹野公園	西小鷹野二丁目 7-1	4, 500	防												

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延 床面積 (㎡)	使用用途時系列												
				発災 ～3日	～1 週間	～2 週間	～3 週間	～1 か月	～2 か月	～3 か月	～4 か月	～5 か月	～6 か月	～7 か月	～12 か月	1年 ～
235	行合公園	東脇四丁目 14-1	4,200													
236	伊古部遊園	伊古部町字多岸田 298	4,200													
237	岩田運動公園（北駐車場）	岩田町 1-2	4,200													
238	半ノ木公園	忠興三丁目 9-1	4,100													
239	岩田運動公園（テニスコート）	岩田町 1-2	4,000													
240	精進池（憩の場）	植田町字蛤沢 1-1	4,000													
241	蛤沢公園	植田町字蛤沢 1-2	2,400													
242	牟呂大海津公園	牟呂大西町 2-11	3,700													
243	萬口公園	東岩田三丁目 4	3,700													
244	高山緑地	飯村南三丁目 25-1 他	3,700													
245	飯村公園	飯村南四丁目 5-1	3,600	防												
246	レイクタウン第一公園	老津町字嵩山 1-1	3,300													
247	トレーニングセンター（グラウンド）	豊栄町西 531	3,100													
248	トレーニングセンター（テニスコート）	豊栄町西 531	1,300													
249	トレーニングセンター（駐車場）	豊栄町西 531	1,000													
250	青少年センター第1運動場	牟呂町字東里 26	3,100													
251	青少年センター駐車場（東側）	牟呂町字東里 26	1,100													
252	青少年センター駐車場（西側）	牟呂町字東里 26	700													
253	坪ノ谷公園	富士見台四丁目 16-1	3,000													
254	牛川東郷公園	牛川通五丁目 9-5	2,800													
255	岩屋下第三公園	岩屋町字岩屋下 66-3	2,800													
256	高山緑地（白ヶ池）	飯村町字北池上 51-1	2,800													
257	東脇公園	東脇二丁目 4-1	2,700	防												
258	野依台中央公園	野依台一丁目 31-2	2,600													
259	豊橋市民俗資料収蔵室（グラウンド）	多米町字滝ノ谷 34-1-1	2,600													
260	宮前池（憩の場）	岩崎町字宮前 39 他	2,600													
261	杉山多目的広場（弁天池公園）	杉山町字いづみが丘 59 他	2,600													
262	長瀬遊園	長瀬町字上ノ畑 15-1 他	2,200													
263	宮本公園	瓦町 67	2,300													
264	佐藤公園	佐藤五丁目 21-1	2,300													
265	小堰公園（ジャンボ公園）	小堰町 565	2,200													
266	宮下公園	宮下町 147	2,100													
267	牟呂大塚公園	牟呂町字大塚	2,100													
268	平子公園	佐藤一丁目 18-1	1,900													
269	松葉公園	萱町 61	1,900													
270	新子公園	つつじが丘二丁目 20-1	1,900													
271	天伯ちびっこ広場	天伯町字高田山	1,900													
272	立合公園	つつじが丘一丁目 2-1	1,800													
273	岩屋緑地	大岩町字火打坂 19 他	1,800													
274	山神池（憩の場）	飯村町字寺前 100	1,800													
275	柱大池（憩の場）	柱七番町 263-1	1,800													
276	中沢公園	東小鷹野三丁目 8-1	1,800													
277	広畑公園	多米東町三丁目 35-1	1,800													
278	弥六公園	飯村北一丁目 4-1	1,700													
279	西山第一公園	飯村北二丁目 21-1	1,700													
280	柱第一公園	柱三番町 91-2	1,700	防												
281	吉田方公園	小向町字北小向	1,700													
282	羽根井公園	羽根井本町 132	1,600	防												
283	北春日公園	春日町二丁目 42	1,600													
284	植田西ノ谷遊園	植田町字西ノ谷 64 他	1,600													
285	石巻中野公園	森岡町 4-1	1,500													

番号	候補地の名称 (施設名)	所在地	有効面積 (㎡) ※建築物は延床面積 (㎡)	使用用途時系列												
				発災 3日	1 週間	2 週間	3 週間	1 か月	2 か月	3 か月	4 か月	5 か月	6 か月	7 か月	1 2 か月	1 年
286	真裏口公園	牟呂水神町 12-1	1,500													
287	大塚公園	花田二番町 121	1,500													
288	上ノ山遊園	雲谷町字上ノ山 93-1	1,500													
289	東幸公園	東幸町字長山 16-1	1,400													
290	土亀公園	つつじが丘三丁目 19-1	1,400													
291	岩鼻公園	中岩田三丁目 18	1,400													
292	守下公園	大橋通三丁目 108	1,400	防												
293	野依台第五公園	野依台二丁目 16-1	1,300													
294	九ツ橋公園	東岩田二丁目 15	1,300													
295	桶口下公園	牟呂市場町 4-1	1,300													
296	伊古部中遊園	伊古部町字長佐ヶ谷 246-1 他	1,300													
297	緑ヶ丘公園	緑ヶ丘二丁目 11-1	1,200													
298	三ツ相公園	三ツ相町 38	1,200													
299	吉田公園	前田中町 4-1	1,200													
300	前田南公園	前田南町二丁目 4-1	1,200													
301	レクリエーションスポーツ広場（グラウンド）	佐藤五丁目 16-2	1,200													
302	レクリエーションスポーツ広場（駐車場）	佐藤五丁目 16-2	400													
303	若松中央公園	曙町字若松 81	1,100													
304	古伝公園	佐藤二丁目 5-1	1,100													
305	宮前公園	飯村北三丁目 5-1	1,100													
306	馬見塚遊園	馬見塚町 126-1 他	1,100													
307	二軒茶屋公園	飯村南二丁目 7-1	1,100													
308	富士見台第一公園	富士見台六丁目 4-1	1,100													
309	西山第二公園	飯村北二丁目 3-1	1,100													
310	石巻遊園	石巻町字金割 3-6 他	1,100													
311	弥生第二遊園	弥生町字東豊和 53-2 他	1,000													
312	新植田住宅児童遊園	植田町字一本木 116-153	1,000													
313	空池住宅第3児童遊園	南栄町字空池 100	1,000													
(7) その他未利用地																
314	宅地	磯辺下地町字下地 57	500													
315	農業関連公共用地（更地）①	神野新田町字クノ割 43	2,000													
316	農業関連公共用地（更地）③	神野新田町字キノ割 17-1	1,900													
317	農業関連公共用地（更地）②	神野新田町字クノ割 9-2, 10	1,400													
318	豊橋市視聴覚教育センター（駐車場）	大岩町字火打坂 19-16	1,700													
319	江川排水機場（資材置場）	下五井町字白川 14-1 外	1,000													
320	林公園	東脇一丁目 9-3	700													
321	石巻西川緑地	石巻西川町字吉祥 1-387 他	600													
322	神吉下公園	杉山町字いづみが丘 42-3	500													
323	中橋良公園	中橋良町 26	300													
324	豊橋競輪場競走路内	東田町 87-1	14,000													
325	賀茂緑地	賀茂町字神山 1-2 他	3,200													
326	曙松並第一公園	曙町字松並 101-18 他	3,862													
327	曙松並第二公園	曙町字松並 101-14 他	320													
328	南松原公園	曙町字南松原 174-1	390													
329	産業人材育成センター	神野新田町字シノ割 1 番地 3	6,119													

※庁内型 GIS 内「0710 防災危機管理課」→「災害復旧用オープンスペース_有効面積」のレイヤーにて、有効面積の詳細位置の確認可能

11. 救援物資の受入基地

(文化課、商工業振興課、スポーツ課)

区分	救援物資の一次集積場所				集積場所至近ヘリポート			
	施設名	所在地	使用可能面積	MCA無線	場所	所在地	使用可能面積	電話番号
東	シンフォニアテクノロジー株式会社 健康保険組合体育館	三弥町	約 1,280 m ²	603	シンフォニアテクノロジー株式会社 豊橋製作所運動場	三弥町	約 10,600 m ²	41-2121
西	豊橋市総合体育館	神野新田町	約 1,180 m ²	601	豊橋市総合体育館 (多目的広場)	神野新田町	約 28,000 m ²	32-9611
	とよはし産業人材 育成センター	神野新田町	約 1,170 m ²	-				
海上	ライフポート とよはし(駐車場)	神野ふ頭町	約 16,400 m ²	602	神野西緑地内野球場	神野ふ頭町	約 17,000 m ²	31-4158 (三河港務所)
中央	豊橋公園 陸上競技場 (本部スタンド)	今橋町 3-1	約 400 m ²	-	豊橋公園 陸上競技場	今橋町 3-1	約 17,000 m ²	56-6051 (管理事務所)

VI 必要物資の備蓄・調達

1. 備蓄場所（防災備蓄倉庫）

（防災危機管理課）

番号	名称	所在地	番号	名称	所在地
1	吉田方防災備蓄倉庫	高洲町字高洲 122	8	豊橋公園防災備蓄倉庫	今橋町 4
2	北山防災備蓄倉庫	北山町 95-15	9	野依防災備蓄倉庫	野依町字諏訪 149-1
3	岩田防災備蓄倉庫	岩田町 1-2	10	向山防災備蓄倉庫	向山町字池下 37-1
4	高師防災備蓄倉庫	高師町字北原 1-1	11	防災ひろば防災備蓄倉庫	西小田原町 138
5	幸防災備蓄倉庫	佐藤町字池下 49	12	大村防災備蓄倉庫	大村町字地之神 3
6	牛川防災備蓄倉庫	西小鷹野四丁目 1-1	13	道の駅とよはし防災備蓄倉庫	東七根町字稲場 41-4
7	総合スポーツ公園防災備蓄倉庫	神野新田町字メノ割 1-3			

[対照図面：図 3, 4]

2. 備蓄品

(1) 食料備蓄品

（防災危機管理課）

区分 施設	乾パン (食)	乾燥かゆ (食)	アルファ化米 (食)	缶入りパン (食)	ビスコ (食)	飲料水 (500ml相当) (本)
吉田方防災備蓄倉庫	○	○		○	○	○
北山防災備蓄倉庫						○
岩田防災備蓄倉庫	○			○	○	○
高師防災備蓄倉庫	○			○	○	○
幸防災備蓄倉庫	○		○		○	○
牛川防災備蓄倉庫	○		○		○	○
総合スポーツ公園防災備蓄倉庫						
豊橋公園防災備蓄倉庫	○	○	○		○	○
野依防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○	○
向山防災備蓄倉庫	○	○	○	○		○
防災ひろば防災備蓄倉庫	○		○		○	○
大村防災備蓄倉庫	○	○	○	○		○
道の駅とよはし防災備蓄倉庫	○	○	○		○	○
第一指定避難所	○	○		○		○
第二指定避難所(注)	○	○		○		○
福祉避難所	○	○		○		○
帰宅困難者等支援施設			○		○	○
その他	○	○	○	○	○	○
計	50,000	10,000	142,000	50,000	56,000	157,300

(注) 第二指定避難所の備蓄数量については、各避難所の実状により異なる。

※指定避難所等の備蓄品―「VI-5」参照 ※北山防災備蓄倉庫に食料備蓄品はなし。

(2) 生活備蓄品

(防災危機管理課)

区分 施設	毛布 (枚)	おむつ 子供用 (枚)	おむつ 大人用 (枚)	生理用品 (枚)	生活用品 (セット)	車椅子対応 トイレ (基)	簡易トイレ (基)	はそり (基)
吉田方防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
北山防災備蓄倉庫	○	○	○		○	○	○	○
岩田防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○			○
高師防災備蓄倉庫	○	○	○		○		○	○
幸防災備蓄倉庫	○	○	○		○		○	
牛川防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	
総合スポーツ公園防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
豊橋公園防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
野依防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
向山防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	
防災ひろば防災備蓄倉庫	○	○	○		○			
大村防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
道の駅とよはし防災備蓄倉庫	○	○	○	○	○		○	○
第一指定避難所	○						○	
第二指定避難所	○						○	
福祉関係	○					○		
帰宅困難者等支援施設	○	○						○
その他	○	○	○	○	○		○	○
計	50,000	42,000	10,800	48,000	50,000	26	800	90

(3) 乳児用備蓄品

(防災危機管理課、こども保健課)

区分 施設	哺乳瓶 (本)	粉ミルク (g)	アレルギー用 粉ミルク (g)	液体ミルク (本)
豊橋市保健所	200	57,024	10,960	912
こども未来館 防災倉庫	200	57,024	—	528

3. 調達品

(1) 食品調達

(防災危機管理課、農業支援課)

品名	機関名	所在地	電話番号	協定担当課
牛乳	中央製乳株式会社	植田町字八尻 12	25-1157	防災危機管理課
パン	千賀製菓	駅前大通一丁目 28	53-5161	
飲料水・ ラーメン・ 缶詰	福井酒造株式会社	中浜町 214	45-5227	
	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所	三弥町字元屋敷 150	41-2121	
	株式会社アクセス浜松支店	浜松市浜北区新堀 80-1	—	
	サンボッカ株式会社	問屋町 21-1	34-3711	
	株式会社サン・カンパニー	上野町字新上野 79-1	45-9105	
	イオンリテール株式会社中部カンパニー	野依町字落合 1-12	29-3111	
	生活協同組合コープあいち	—	—	
	株式会社エンチャー	—	—	
	マックスバリュ東海株式会社	—	—	
	株式会社カーマ	—	—	
	NPO 法人コメリ災害対策センター	—	—	
食肉加工品	伊藤ハム株式会社豊橋工場	藤並町字藤並 73	45-1180	農業支援課
米穀	東三河食糧株式会社	小畷町 450	52-8168	
青果物	NPO 法人若手農業者育成チーム CRJ	豊清町字茶屋の下 92-37	090-5853-3553	
	大一青果株式会社	南島町二丁目 9-1	53-1169	—
漬物	東海漬物株式会社	駅前大通二丁目 28	51-6101	—
鮮魚	豊橋魚市場株式会社	下五井町青木 110	54-5511	—
つくだ煮	株式会社濱金商店	下五井町捨田 8	52-1465	—
冷蔵食品	株式会社ニチレイ・ロジスティクス東海豊橋物流センター	豊川市小坂井町道地 8	0533-78-2191	—
みそ・醤油	イチビキ株式会社第 3 工場	花田町字斉藤 1	31-1341	—
塩	豊橋塩業株式会社	瓜郷町前川 20	54-1331	—

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定「IX」参照

(2) 日用品調達

(防災危機管理課)

品名	調達先	所在地	電話番号	協定担当課
衣料生活 必需品全般	イオンリテール株式会社 中部カンパニー	野依町字落合 1-12	29-3111	防災危機管理課
日用品	生活協同組合コープあいち	—	—	
	株式会社エンチャー	—	—	
	マックスバリュ東海株式会社	—	—	
	株式会社カーマ	—	—	
	NPO 法人コメリ災害対策センター	—	—	
外衣	原田株式会社	駅前大通二丁目 2	53-5853	—

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定「IX」参照

4. 薬品衛生材料備蓄

備蓄に関し、物品が入手不可の場合、同等の効果、効能、機能が期待できる購入可能な物品、規格のもので対応する。

(1) 備蓄医薬品等（応急救護所備付、保健医療企画課備付）

（防災危機管理課、保健医療企画課）

ア. 医薬品

品名	規格	定数	品名	規格	定数
ロキソプロフェン ナトリウム 60mg	100錠/箱	3箱	生理食塩液	500ml	20本
レボフロキサシン 水和物 250mg	50錠/箱	1箱	5%ブドウ糖注射液 20ml	50本/箱	1箱
ゲンタマイシン硫酸 塩 0.1%（軟膏剤）	10g×10本/箱	2箱	リドカイン注射液 1%	10ml×10A/箱	2箱
ポビドンヨード液 10%	250ml	1本	デキサメタゾンリン 酸エステルナトリウ ム注射液 1.9mg	0.5ml×10A/箱	1箱
消毒用エタノール	500ml	2本	クロルヘキシジング ルコン酸塩液剤 5%	500ml	2本
アドレナリン注射液 1mg	1ml×20A/箱	1箱	フランシオマイシン 硫酸塩貼付剤	10cm×10cm 10枚/袋	1袋
乳酸リンゲル液	500ml	20本	オキシブプロカイン 塩酸塩点眼液 0.4%	5ml×10本/箱	2箱
電解質輸液	500ml	10本	塩化ベンザルコニウ ム手指消毒液 0.2%	100ml	2本
10%ポビドンヨー ド消毒用綿棒	50袋/箱	1箱	アトロピン硫酸塩注 射液 0.5mg	1ml×10A/箱	1箱

イ. 医療器材

品名	規格	定数	品名	規格	定数
聴診器	ステンレス製リットマン型	1台	デスポ注射針	26G 100本/箱	1箱
血圧計	アナロイド型	1台		23G 100本/箱	1箱
自動血圧計（上腕用）		1台		18G 100本/箱	1箱
傷口洗浄用ブラシ		10本	舌鉗子	ホッチ 17.5cm	1本
電子体温計		3本	バーマン氏エアウ エイ	大	1個
駆血帯	アメゴム管 または マジックタイプ	2本		中	1個
デスポピンセット（無鉤）	18cm	10本		小	1個
止血鉗子	（有鉤）	5本	ソフトシーネ	（LL）	10本
	（無鉤）	5本		（L）	10本
外科剪刀	直型両鈍	1本		（S）	10本
デスポスカルペル	円刃	10本		（SS）	10本
	尖刃	10本	打鍵器	勝沼式	1個
持針器	マッチェ氏型	2本	デスポ輸液セット	50セット/箱	1箱

品名	規格	定数	品名	規格	定数
針付き縫合糸	2-0 外科強弯弾 10 本/箱	2 箱	翼状針セット	21G	10 本
	3-0 外科強弯弾 10 本/箱	2 箱	サーフロー静脈留 置針	22G 50 本/箱	1 箱
ディスポシリンジ	5ml 100 本/箱	1 箱		18G	10 本
	20ml 50 本/箱	1 箱	コッヘル氏二爪鈍鉤		1 対
	1ml 100 本/箱	1 箱	ディスポ舌圧子	木製 大人用	8 枚
鉗子立	ステンレス製 径 9cm、高 8cm	1 個	ディスポ舌圧子	木製 子ども用	8 枚
バット	蓋付ステンレス 24×18cm	2 個	シャーレ	ステンレス製 径 9cm、深 2cm	2 個
ディスポ膿盆	大	8 枚	綿花容器	ステンレス製 径 9cm、深 5.5cm	2 個
	小	8 枚	パルスオキシメーター		3 台
ハザード BOX	プラスチック製	2 個			
	段ボール製	1 個			

ウ. 衛生材料

品名	規格	定数	品名	規格	定数
包帯 2 裂	耳付	10 本	メディカルグローブ	M サイズ 100 枚/箱	1 箱
〃 3 〃		10 本	ディスポガウン		10 枚
〃 4 〃		10 本	脱脂綿	500g	2 袋
〃 5 〃		10 本	処置用ブルーシート	20 枚/袋	1 袋
〃 6 〃		10 本	手術用ゴム手袋	ディスポ(滅菌) サイズ 7	5 双
伸縮包帯	5cm×9m 10 巻/箱	2 箱	絆創膏	M サイズ 100 枚/箱	2 箱
三角巾		40 枚		フリーサイズ	2 箱
滅菌折り畳みガーゼ	7.5cm×10cm 100 枚/箱	2 箱	小折ガーゼ		2 袋
サージカルテープ	12mm×9m 24 巻/箱	2 箱	ハイゼガーゼ	25cm×25cm 200 枚/箱	2 箱
	25mm×9m 12 巻/箱	2 箱	サージカルマスク	50 枚/箱	1 箱
滅菌済綿球	5 球/カップ×20 カッ プ/箱	1 箱	ディスポ酒精綿	60 包/箱	2 箱
ビニールエプロン	50 枚入り	1 箱			

エ. その他

品名	規格	定数	品名	規格	定数
差し替え式ベスト ※応急救護所指定施設のみ		5 枚	垂れ幕 ※応急救護所指定施設のみ	1800mm×450mm	1 枚
LED 懐中電灯		2 本	担架 ※応急救護所指定施設のみ	折りたたみ式	1 台
乾電池	単 3	20 個	記録用紙		1 式
メディカルマルチ雑剪		1 丁	記録板	A4 判	1 枚
カッター		1 丁	トリアージタグ		100 枚
洗面器	ステンレス製 32cm	2 個	クリップボード	A6 判	2 枚
S 字フック	点滴用	3 個	チャッカマン		1 個
ペンチ ※応急救護所指定施設のみ		1 丁	液体石けん	500 mℓ	2 個
ペーパータオル		4 袋	ビニール袋	45L	2 枚
ブルーシート ※応急救護所指定施設のみ	約 12 畳用	1 枚	トランシーバー ※応急救護所指定施設のみ	付属イヤホン (2 つ) 付き	2 台
発電機 (ガソリン)		1 台	エアテント W4m×L4m×H2.5m	発電機 (ガソリン) 送風機等含む	一式
洋式便器用汚物処理袋 ※応急救護所指定施設のみ	20 枚入	2 箱	三脚付き作業灯 ※応急救護所指定施設のみ	300W	2 台
LED ライト ※応急救護所指定施設のみ	パイプ型 20W	8 台	延長コード ※応急救護所指定施設のみ	10m	9 本
	角型 20W	2 台	避難用マット	20m	1 本
バルーン投光機 ※一部応急救護所指定施設のみ	発電機含む	一式	ガムテープ		1 個
災害用簡易トイレ		一式	ビニールひも		1 個
応急救護所ファイル		一式	雑剪 (はさみ)		1 丁
案内貼紙		一式	コードリール		2 台
筆記用具		一式	どこでもシート		1 本
ホワイトボードマーカー	黒 2、赤 2、青 2	6 本			

(2) 包帯材料備蓄

(防災危機管理課)

品名	数量	保管場所	
		名称	所在地
包帯 (1 反巻 6 裂)	200 個 (包帯 100 ガーゼ 100)	消防署所 — 中署、東分署、 前芝出張所、石巻出張所、 南署、西分署、二川出張所、大 清水出張所	
ガーゼ (1m×30cm)			

(3) 医薬品等調達

(防災危機管理課、保健医療企画課)

調達先	所在地	電話番号	供給協定
社団法人豊橋市薬剤師会	中野町字中原 100-6	47-0830	締結
株式会社スズケン豊橋支店	問屋町 15-5	32-5211	
東邦薬品株式会社豊橋営業所	下地町字宮腰 82-1	54-2395	
中北薬品株式会社豊橋支店	下地町字操穴 24	54-9151	
アルフレッサ株式会社豊橋支店	大村町字橋元 81	54-3721	
株式会社メディセオ豊橋支店	小松町 156-1	38-8011	

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定ー「IX」参照

5. 避難所等備蓄品等 (1 避難所あたり)

(防災危機管理課)

(1) 第一指定避難所 (71 箇所)

	品名	数量		品名	数量
食糧・飲料水	乾パン	128 食 (256 食)	救出器具	担架	2 (5) 基
	飲料水 (貯槽等)	5 トン		簡易ジャッキ	3 個
	飲料水 (500ml 相当)	240 本		のこぎり	2 本
	乾燥かゆ	100 食		なた	2 本
	缶入りパン	96 食		バール	2 本
生活用品	毛布	150 枚		スコップ	2 本
	飲料水袋 (10ℓ)	100 袋		つるはし	2 本
	なべ	2 (0) 個		クリッパー	2 本
	やかん	2 (0) 個		金てこ棒	2 本
	懐中電灯	2 本		大ハンマー	2 本
	ローソク	42 本		片手ハンマー	2 本
	安全キャンドル	2 本		掛矢	2 本
	固形燃料	20 個		万能ハサミ	2 本
	災害用簡易トイレ	2 箱		ロープ (12 mm×30m)	2 本
	生活用品セット (歯ブラシ・タオル・石鹸)	100 セット	その他	回転警示灯	1 個
	指定ごみ袋 (もやす)	10 枚		発電機 (ガソリン)	1 基
	指定ごみ袋 (こわす)	10 枚		発電機 (カセットガス)	2 基
				投光器 (白熱電球)	1 式
				投光器 (LED)	2 基
				携帯マイク	3 個
				FM ラジオ	3 台
				防災無線機	1 式
				シート (5.4m×3.6m)	60 枚
				土のう袋	400 枚
				プライベートテント	2 張
				簡易ベッド	2 台

※数量 () 内は生涯学習センター

(2) 第二指定避難所 (94 箇所)

品名	基本数量
乾パン	128 食
乾燥かゆ	100 食
飲料水(500ml相当)	120 本
毛布	100 枚
救助工具セット	1 式
災害用簡易トイレ	4 基
発電機(カセットガス)	2 基
投光器(LED)	3 基
プライベートテント	4 張
簡易ベッド	2 台
指定ごみ袋(もやす)	10 枚
指定ごみ袋(こわす)	10 枚

※備蓄食料の数量については各施設の実情により異なる

(3) 福祉避難所 (10 箇所)

品名	数量
乾燥かゆ	100 食
乾パン	※
缶入りパン	※
飲料水(500ml相当)	※
車椅子対応トイレ	※
毛布	※
生活用品セット (歯ブラシ・タオル・石鹸)	100 セット
発電機(カセットガス)	2 基
投光器(LED)	2 基

(4) 津波防災センター (三郷)

品名	基本数量
アルファ化米	300 食
缶入りパン	240 食
飲料水(500ml相当)	720 食
毛布	170 枚
子供用おむつ	560 枚
大人用おむつ	304 枚
生理用品	576 枚
発電機(カセットガス)	2 台

津波防災センター (天津)

品名	基本数量
アルファ化米	200 食
缶入りパン	192 食
飲料水(500ml相当)	552 本
毛布	100 枚
子供用おむつ	584 枚
大人用おむつ	304 枚
生理用品	576 枚
発電機(カセットガス)	2 台

※梅敷地区津波防災センターは第二指定避難所 (94 箇所) に含まれている

(5) 津波の浸水区域避難所

品名	数量	配備場所
ゴムボート 救命胴衣 一式	16 組	三郷地区津波防災センター 天津地区津波防災センター 梅敷地区津波防災センター 総合スポーツ公園防災備蓄倉庫 津田小学校 杉山生涯学習センター 吉田方校区市民館 吉田方中学校 牟呂中学校 牟呂校区市民館 前芝校区市民館 南陽中学校 汐田校区市民館

※1 組当り、ゴムボート一艇、
救命胴衣(大人用) 6 着救命胴衣(子供用) 3 着

(6) 避難支援場所防災倉庫 (10 箇所)

品名	基本数量
乾パン	128 食
乾燥かゆ	100 食
缶入りパン	96 食
ボトル飲料水(500ml)	240 本
毛布	100 枚
生活用品セット (歯ブラシ・タオル・石鹸)	100 セット
災害用簡易トイレ	2 台
発電機(カセットガス)	2 台
投光器(LED)	2 基
救急箱	1 個

(7) 帰宅困難者等支援施設 (こども未来館)

品名	数量
テント	2 張
毛布	400 枚
おむつ L	216 枚
おむつ M	240 枚
ブルーシート	30 枚
ビスコ	1,400 食
乾燥かゆ	500 食
ボトル飲料水(500ml)	1,440 本

(8) 帰宅困難者等一時支援施設

品名	基本数量
乾パン	4,860 食
ビスコ	3,150 食
ボトル飲料水(500ml)	3,840 本
マンホールトイレ用テント	5 張
マンホールトイレ用仮設便器	5 基

※備蓄品については防災ひろば防災倉庫に保管

Ⅶ 建設機械（道路復旧、障害物除去）の保有・調達 （火災等に使用するもの）

1. 建設機械の保有数

（環境政策課、道路維持課）

保有部署	ダンプトラック	トラック (ユニック含む)	ショベルローダー	バックホー
環境部	12		11	7
道路維持課	13	3	2	1
合計	24	4	13	8

2. 建設機械等の調達

(1) 掘削機械等

（土木管理課）

調達先	掘削機械	運搬機械			所在地	電話番号	協力協定
	バックホー	ブルドーザー	トラクターショベル	ダンプトラック			
東三建設業協会	90 台	12 台	19 台	83 台	新栄町字東小向 57	31-7238	締結

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「Ⅸ」参照

(2) クレーン車

（防災危機管理課、消防救急課）

名称	所在地	電話番号	保有台数等	応援協定
中部電力パワーグリッド株式会社 豊橋支社	神明町 89	54-9753	仮復旧クレーン車 2.9t 1 台 ハシゴ車 13.0m 6 台	
東三クレーン協会	明海町 2-1	25-5291	10t 未満 6 台 10t 以上 20t 未満 47 台 20t 以上 50t 未満 45 台 50t 以上 100t 未満 27 台 100t 以上 6 台	締結

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「Ⅸ」参照

VIII 輸送用車両等の状況

1. 車両稼働予定数

(1) 市有車両 (資産経営課) 令和6年4月1日時点

乗用自動車 計 32 台	乗合 3 台	普通 22 台	小型 7 台	
貨物自動車 計 82 台	普通 32 台	小型 50 台		
軽自動車 計 187 台	乗用 80 台	貨物 107 台		
特種自動車 計 182 台	軽特種 15 台	小型特種 3 台	普通特種 143 台	大型特種 24 台
重機及び特殊 22 台				
合計 508 台				

(2) 営業用車両 (豊橋陸運協会)
貨物車両

車両	台数	所属	連絡責任者	電話番号
トラック	1,992	豊橋陸運協会所属会社	花田町字石塚 42-1 豊橋陸運協会事務局 大野仁靖	53-7211

※災害時相互応援及び物資供給協力等協定—「IX」参照

2. 災害時におけるバス利用に関する協定締結先

(防災危機管理課)

事業所名	所在地	電話番号
豊鉄バス株式会社	植田町字新津田 38 番地	44-8414
東神観光バス株式会社	大脇町字大脇ノ谷 74 番地 88	65-5228

3. ヘリコプター発着可能場所

(1) 愛知県防災ヘリコプター及び名古屋市消防ヘリコプターの飛行場外離着陸場
(航空法による指定を受けたもの)

(消防救急課)

名称	所在地	管理者	電話番号
豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	豊橋市長	33-6111
豊橋陸上競技場	今橋町 4		51-2865
豊橋総合スポーツ公園	神野新田町字メノ割 1-3 他 (神野新田町字ユノ割 10)		51-2650

※豊橋総合スポーツ公園は平成 20 年 8 月より運用。

※豊橋市民病院及び豊橋総合スポーツ公園は愛知県による夜間離着陸可能場外離着陸場

(2) 緊急時ヘリコプター離発着可能場所

(防災危機管理課)

	名称	所在地	管理者	電話番号	面積(㎡)	至近水利 までの距離 (m)	種別
1	豊橋市民球技場	岩田町 1-2	豊橋市長	63-3031	15,311	20	小型
2	豊橋南高等学校	南大清水町 字元町 450	学校長	25-1476	18,525	230	中型
3	時習館高等学校	富本町官有地		45-3171	40,867	50	
4	愛知大学	町畑町字町畑 1-1	理事長	47-4111	26,400	210	
5	豊橋球場	今橋町 4	豊橋市長	51-2865	12,952	53	
6	豊橋市陸上競技場				27,438	150	
7	明海公園	明海町 3-42			96,677	10	
8	神野野球場	神野ふ頭町 10	愛知県知事	31-4155	17,023	30	
9	豊川浄化センター	新西浜町 1-3		32-4181	80,500	10	
10	消防総合訓練広場	岩田町字上庄 23-2	豊橋市長	51-3109	6,491	10	
11	豊川河川敷	大村町字高山地内	国土交通省	52-8098	15,000	10	
12	豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	豊橋市長	33-6111	576	30	
13	豊橋総合スポーツ公園	神野新田町 字メノ割 1-3 他	豊橋市長	51-2650	246,565	30	大型
14	豊橋技術科学大学	天伯町字雲雀ヶ丘 1-1	学長	47-0111	21,450	20	

IX 災害時相互応援及び物資供給協力等協定

1. 消防相互応援協定 (協定 7 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	東三河地区消防相互応援協定	東三河 5 市	S44. 4. 30 (H26. 3. 31)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
2	東名高速道路における消防相互応援協定	豊川市、新城市、浜松市	S59. 4. 1 (H24. 4. 13)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
3	浜松市、豊橋市消防相互応援協定	浜松市	S59. 6. 1 (H17. 7. 1)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
4	愛知県内広域消防相互応援協定	県内 34 消防本部	H2. 4. 1 (H15. 4. 1)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
5	愛知県下高速道路における消防相互応援協定	県内 23 消防本部	H14. 8. 2 (H30. 7. 31)	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
6	浜松市、豊橋市航空消防応援協定	浜松市	H22. 3. 30	消防業務または救急業務における協力	消防救急課
7	豊橋市、湖西市消防相互応援協定	湖西市	H23. 12. 1	消防業務または救急業務における協力	消防救急課

2. 災害時相互応援協定 (協定 5 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	三遠南信災害時相互応援協定	三遠南信 39 市町村	H8. 7. 8 (R2. 3. 31)	職員の派遣、救出、医療、防疫、施設等必要な資機材及び物資の提供又は貸与、食料、飲料水、生活必需品等の救援物資の提供、被災児童生徒等被災者の一時受入れ等	防災危機管理課
2	尼崎市と豊橋市との間の災害時相互応援に関する協定	尼崎市	H9. 12. 24	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課
3	豊橋市と横須賀市との間の災害時相互応援に関する協定	横須賀市	H10. 2. 18	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課
4	中核市災害相互応援協定	中核市 62 市	H11. 5. 19 (R3. 4. 1)	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課
5	豊橋市と菊川市との間の災害時相互応援に関する協定	菊川市	R1. 12. 6	食糧、飲料水及び生活必需物資、救出、医療、防疫、施設の応急復旧等必要な資機材及び物資の提供、救援及び救助活動車両等の提供、職員の派遣	防災危機管理課

3. 水道応援協定等 (協定 18 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	水道災害相互応援に関する覚書	県下 72 市町村等	S53. 3. 29 (H16. 7. 30)	応急給水作業、応急復旧作業(原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業)、応急復旧資材の供出、工事業者の斡旋	(上下水) 経営課
2	水道災害相互応援に関する覚書	浜松市 湖西市	S55. 9. 9	応急給水作業、応急復旧作業(原則として仮復旧、第 1 次応急復旧作業)、応急復旧資材の供出、工事業者の斡旋	(上下水) 経営課
3	災害時等水道緊急連絡管の取扱いに関する協定	湖西市 豊川市(旧小坂井町) 豊川市(旧御津町) 田原市	S60. 11. 20 S54. 1. 11 (H22. 2. 1) H9. 4. 3 (H20. 1. 15) H24. 8. 23	隣接する水道事業者間を事前に配管連絡し、緊急時の水道水の相互援助体制の確立を図る	(上下水) 経営課
4	災害時における水道資材の供給協力に関する協定	株式会社丸金商会 山信株式会社 渡辺パイプ株式会社 豊橋サービスセンター 大成機工株式会社名古屋支店	H16. 12. 24	水道資材の供給	(上下水) 水道管路課
5	災害時における応急対策の協力に関する協定	民間協力会社 16 社	H17. 4. 1	応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供	(上下水) 浄水課
6	支援連絡管の管理及び使用に関する協定	愛知県企業庁	H19. 3. 30	緊急時の水道用水の援助	(上下水) 水道管路課
7	公益社団法人日本水道協会中部地方支部災害時相互応援に関する協定	中部 9 県	H20. 2. 7 (H29. 10. 15)	応急給水活動、応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供、工事業者の斡旋	(上下水) 経営課
8	災害時における水道施設等の応急復旧に関する協定	日本水道協会愛知県支部 愛知県管工事業協同組合連合会	H20. 5. 27	被災した水道施設等の応急復旧	(上下水) 経営課
9	災害時における上下水道施設の被災に伴う応援に関する協定	第一環境株式会社中部支店	H25. 12. 1 (R7. 3. 13)	災害時における上下水道施設の被災に伴うライフライン回復のための応援要請	(上下水) 営業課
10	渇水時の節水対策に伴う応援に関する協定	第一環境株式会社中部支店	H25. 12. 1 (R7. 3. 13)	渇水時における市民生活確保のための応援要請	(上下水) 営業課
11	災害時における豊橋市上下水道施設の応急復旧に関する協定	東三河電気工事協同組合 民間協力会社 16 社	H27. 1. 28	災害時の上下水道施設(電気・機械設備)の応急復旧活動、応急復旧用資機材の提供	(上下水) 浄水課、下水道施設課
12	災害時における豊橋市上下水道施設の薬品供給に関する協定	民間協力会社 10 社	H28. 2. 18	災害時の上下水道施設の薬品供給	(上下水) 浄水課、下水道施設課
13	災害時における豊橋市下水道施設の応急復旧に関する協定	市外プラントメーカー等 29 社	H29. 2. 13	災害時の下水道施設の緊急的な施設の復旧工事、応急復旧用資機材の提供	(上下水) 下水道施設課
14	災害時の上下水道に係る応急活動に関する協定	豊橋上下水道工事業協同組合	H30. 4. 13	被災した上下水道施設の応急活動	(上下水) 経営課
15	緊急連絡管の使用に関する協定	愛知県企業庁	R2. 3. 31	緊急時の水道用水の援助	(上下水) 浄水課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
16	災害時における下水道管路施設の復旧支援に関する協定	公益社団法人 日本下水道管路管理業協会 中部支部 愛知県部会	R3. 3. 31	現地調査、災害報告に必要な資料作成、復旧工事が完了するまで暫定的な機能を保持するための維持または修繕に関する工事	(上下水) 下水道整備課
17	災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定	公益社団法人 全国上下水道コンサルタント協会中部支部	R5. 11. 1	下水道施設が自然災害等により被災した場合における技術支援協力	(上下水) 経営課
18	災害その他非常の場合における水道水質検査業務に係る協定	豊川市水道事業	R6. 3. 15	災害等により一時的に水道水質検査業務の継続が困難な状況に陥った場合、協定者が相互協力し、検査業務を継続させることを目的とした協定	(上下水) 浄水課

4. 廃棄物災害時相互応援協定 (協定 8 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における廃棄物の処理等に関する協定	東三河廃棄物処理事業協同組合 社団法人 愛知県産業資源循環協会	H23. 1. 13	災害廃棄物の処理に必要な要員、車両及び資機材を調達及び処理	廃棄物対策課
2	災害時におけるし尿等の処理に関する協定	豊橋市清掃事業協同組合	H23. 1. 13	災害時のし尿等の処理に必要な要員、車両及び資機材を調達及び処理	廃棄物対策課
3	災害時における応急対策の協力に関する協定	JFE 環境テクノロジー株式会社 三菱重工環境・化学エンジニアリング株式会社 株式会社イー・メンテ豊橋	H23. 8. 4	災害時の焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及び共通施設の応急復旧・応急措置 災害時の焼却処理施設、粗大ごみ処理施設及びし尿処理施設の応急復旧・応急措置 災害時のリサイクルセンター及びプラスチックリサイクルセンターの応急復旧・応急措置	資源化センター
4	災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定	ごみ・し尿及び下水を処理する県内全自治体	H26. 1. 1	し尿又はごみ及び下水が発生したとき等の処理及び必要とする人員、車両、資機材等	環境政策課
5	災害時における災害廃棄物の仮置場用地の確保等に関する協定	株式会社ミダック	R1. 12. 20	災害廃棄物の仮置場用地の確保及び災害廃棄物の処理	環境政策課 廃棄物対策課
6	一般廃棄物処理に関する災害時等の相互応援に関する協定	湖西市	R6. 2. 21	一般廃棄物の処理に必要な施設、機材、物資等の提供及びあわせん一般廃棄物の処理に必要な職員の派遣及び処理業者のあわせん等	環境政策課
7	災害時における廃棄物の処理に関する協定	豊橋市一般廃棄物処理事業協同組合	R6. 3. 8	災害廃棄物の処理に必要な要員、車両及び資機材を調達及び処理	廃棄物対策課
8	災害時における災害廃棄物の仮置場の用地の確保等に関する協定	成和環境株式会社	R6. 3. 8	災害廃棄物の仮置場用地の確保及び災害廃棄物の処理	廃棄物対策課

5. 輸送協定 (協定 3 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における救援物資輸送に関する協定	愛知県トラック協会 東三支部	H8. 8. 30	物資の輸送	商工業振興課
2	災害時における物資等の船舶又は車両による輸送及び保管場所の確保に関する協定	日本通運株式会社豊橋支店	H10. 2. 20	応急生活物資、資機材等の船舶又は車両による輸送及び保管場所の確保	防災危機管理課
3	災害時における緊急物資輸送等に関する協定	佐川急便株式会社東海支店 株式会社マイシン	H30. 2. 16 R6. 7. 3	支援物資の受入、仕分け及び避難所等への配送等	防災危機管理課

6. 災害復旧協定等 (協定 9 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	豊橋市と東三建設業協会との間の災害時における応急対策業務に関する協定	東三建設業協会	H11. 3. 30 (H17. 12. 8)	災害応急対策業務、建設資機材等の提供	土木管理課
2	消防協力隊の災害応急活動に関する協定	事業所に設置された自衛消防組織 21 団体	H11. 8. 2	事業所から半径 2 キロメートルの範囲内における消火、救急及び救助の活動	防災危機管理課
3	豊橋市と愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会との間の災害時の応急対策の協力に関する基本協定	愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会	H22. 2. 5	管理公共施設等の被害状況の調査、登記・境界関係相談所の開設等	土木管理課
4	災害時における砕石類等の供給協力に関する協定	三河砕石業組合	H22. 2. 5	災害復旧に伴う砕石類等の供給の協力	土木管理課
5	災害時における公園樹木等の応急対策業務に関する協定	豊橋造園工事業協同組合	H22. 8. 19	災害時の公園や街路樹の緊急応急対策業務	公園緑地課
6	災害時における市有建築物の電気設備の応急処置に関する協定	東三河電気工事協同組合	H22. 11. 22	災害時における市有建築物の電気設備の応急処置に関する協定	建築課
7	ガス災害対策に関する業務協定	サーラエナジー株式会社東三河支社	R3. 4. 1	ガスの漏えい起因する災害の防止、鎮圧、被害の軽減	消防救急課
8	豊橋市と東三クレーン協会との消防活動の協力に関する協定	東三クレーン協会	R3. 4. 27	クレーン車による応援	消防救急課
9	豊橋市と東三建設業協会との消防活動の協力に関する協定	東三建設業協会	R3. 4. 27	土砂崩れや大型重量物の下敷きなどの災害時に大型重機等を活用した消防業務協定	消防救急課

7. 医療応援協定等 (協定 7 件)

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	災害時における医薬品及び医療用品の供給協力に関する協定	民間協力会社 5 社	H8. 4. 1	医薬品、医療用品の供給	防災危機管理課
2	地震等広域災害発生時における相互医療協力に関する協定	飯田市立病院 横須賀市立市民病院	H17. 3. 29 H18. 2. 3	患者搬送に伴う病床の確保、薬剤・診療材料の提供、医師その他の人材の提供、その他医療サービスの提供等	(市民病院) 管理課
3	災害時の歯科医療救護に関する協定	社団法人豊橋市歯科医師会	H18. 9. 27	診察、傷病者に対する処置、傷病者の医療機関への搬送要否の判断、死体の身元確認等	保健医療企画課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
4	災害時の医療救護に関する協定	社団法人 豊橋市薬剤師会	H20. 8. 18	医薬品の供給、服薬指導、保管・ 管理等の医療救護	保健医療企画課
5	災害時の医療救護に関する協定	社団法人 豊橋市医師会	H26. 11. 4	診察、傷病者に対する処置、傷 病者の医療機関への搬送要否の 判断及び搬送順位の決定、死亡 の確認及び検死等医療救護	保健医療企画課
6	災害時における食品の衛生 確保等の協力に関する協定	愛知県食品衛生協会 豊橋支部	H27. 7. 3	災害時における食品の衛生確保 等の協力	生活衛生課
7	災害・事故などの緊急時に おける情報システムの業務継 続に関する協定	民間協力会社 12 社	R2. 10. 1	市民病院において使用する情報 システム及び情報通信ネットワ ークが被災した場合の応急復旧 その他の応急処置への協力	(市民病院) 医療情報課
		キヤノン ITS メディ カル株式会社	R5. 1. 4		
		株式会社 USEN-ALMEX マー ケティングセールス 本部中部支社	R7. 2. 1		

8. 物資協定等 (協定 17 件)

		応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1	食 料 品 ・ 日 用 品	災害時における牛乳類の供給協力に関する協定	中央製乳株式会社	S57. 3. 30	牛乳類の供給	防災危機管理課
2		災害時におけるパン類の供給協力に関する協定	千賀製菓	S57. 3. 30	パン類の供給	防災危機管理課
3		災害時における飲料水の供給に関する協定	福井酒造株式会社 シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所	S61. 3. 5	飲料水用井戸による飲料水の供給に関する協力	防災危機管理課
4		災害時におけるラーメン及び飲料水等の供給協力に関する協定	株式会社アクセス浜松支店	H8. 4. 1	ラーメン・飲料水等の供給に関する協力	防災危機管理課
5		災害時における飲料水の供給協力に関する協定	サンポッカ株式会社 株式会社サン・カンパニー	H18. 10. 6	飲料水の供給に関する協力	防災危機管理課
6		災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	イオンリテール株式会社中部カンパニー	H18. 10. 17	応急生活物資供給等の協力	防災危機管理課
7		災害等の支援協力に関する協定	生活協同組合コープあいち	H24. 12. 13	食料及び飲料水その他応急生活物資の供給	防災危機管理課
			株式会社エンチャー	H24. 12. 15		
			マックスバリュ東海株式会社	H25. 4. 1		
			株式会社カーマ			
8	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	H27. 7. 13	飲料水その他応急生活物資の供給	防災危機管理課	
9	災害時における物資の供給に関する協定	伊藤ハム株式会社	H29. 6. 1	食料品等の供給に関する協定	防災危機管理課	
10	災害時における米穀の売却に関する協定	東三河食糧株式会社	R2. 7. 1	精米の供給に関する協力	防災危機管理課	

		応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
11	その他	災害時における建設資機材等の供給協力に関する協定	民間協力会社 7 社	H9. 11. 27	仮設トイレ、建設資機材（高所作業車、掘削機、照明機、道路・土木機械、揚重・フォークリフト・運搬機、電動・エンジン工具等）等の供給	防災危機管理課
			株式会社アクティオ	H29. 10. 12	建設資機材等の供給に関する協力	
			日立建機日本株式会社	R3. 3. 1		
12		災害時における量の提供に関する協定	5 日で 5,000 枚の約束。プロジェクト実行委員会	H28. 2. 29	避難所への量無償提供	防災危機管理課
13		災害時における物資の供給に関する協定	レンゴー株式会社	H28. 4. 1	段ボール製品の供給、輸送に関する協力	防災危機管理課
14		災害等の支援協力に関する協定	協同組合豊橋総合卸センター	R3. 9. 1	応急生活物資の供給、機械器具の貸与、応急生活物資等の運搬、情報提供	防災危機管理課
15		災害時における燃料供給に関する協定	横田瀝青興業株式会社	R5. 3. 9	燃料油類等の供給	防災危機管理課
16		災害時における物資支援に関する協定	スギホールディングス株式会社	R6. 8. 1	避難者の生活支援に必要な物資の調達に関する協定	防災危機管理課
17		災害時における物資の供給協力に関する協定	トーヨー工業株式会社	R6. 10. 18	災害時の避難所等への発砲スチロール製品の供給	防災危機管理課

9. その他の協定等（協定 81 件）

		応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
1		緊急事態に際し消防と警察相互の援助協力に関する協定	愛知県公安委員会	S29. 12. 20	緊急事態（騒ぎよう若しくは暴動又は地震、暴風、大水火災等の天災の起こった場合）における、消防と警察の相互に特別な協力	消防救急課
2		災害時における救援物資受入れ基地使用に関する協定	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所	H8. 8. 30	救援物資受入れ基地として施設を使用する	商工業振興課
3		プール水の使用に関する協定	株式会社パシフィックスポーツクラブ	H8. 10. 1	大規模な災害が発生し、緊急に消火活動等を行うため、プール水を使用する	防災危機管理課
4		災害支援協力に関する覚書	豊橋郵便局	H10. 2. 23	災害特別事務取扱い及び援護対策、救援物資集積場所等の提供、収集した被災住民の避難先及び被災状況等の情報の提供、避難所への臨時郵便差出箱の設置等	防災危機管理課
5		災害時の情報提供に関する協定	豊橋タクシー協会（東海交通株式会社内）	H11. 4. 1	営業車の運行中における災害情報の提供	防災危機管理課
6		災害時における情報及び救助作業等応急措置用資機材の提供並びに燃料油類の供給に関する協定	豊橋石油業協同組合 愛知県石油商業組合東三河第 1 地区	H14. 11. 28	災害時に知り得た災害情報、応急措置用資機材の提供及び自動車用燃料油類の優先供給並びに被災者、帰宅困難者への支援活動	防災危機管理課
7		災害時における情報提供に関する協定	豊橋鉄道株式会社	H15. 10. 24	鉄道軌道線車両を運転する者における災害情報の提供	防災危機管理課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
8	大規模地震災害時における 急仮設住宅用地の提供に 関する協定	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所	H16. 12. 1	急仮設住宅建設用地の提供	住宅課
		日東電工株式会社豊橋事業所	H16. 12. 24		
		三菱ケミカル株式会社東海事業所愛知地区	H17. 2. 14		
9	災害時対応型情報伝達機能付 自動販売機の設置及び災害時 における救援物資提供に 関する協定	コカ・コーラセントラル ジャパン株式会社	H17. 9. 21 (H24. 3. 1)	自動販売機による災害情報伝達、 自動販売機内の飲料水提供	防災危機管理課
10	災害発生時における火葬場の 相互応援協力に関する協定	県内 22 市町村、8 組合	H18. 3. 30 (R4. 3. 31)	遺体の火葬、火葬場の業務に必要 な物資等の提供及び斡旋、火葬場 の業務に係る人員の派遣等	福祉政策課
11	豊橋市災害ボランティアセン ター本(支)部の開設及び運 営に関する協定	社会福祉法人 豊橋市社会福祉協議会	H20. 3. 31	災害時のボランティア活動支援 について、災害ボランティアセン ター本(支)部の共同開設及び運 営協力	市民協働推進課
12	災害時通訳ボランティアの活 動に関する協定	財団法人豊橋市国際交 流協会	H22. 6. 25	災害時の通訳ボランティアの派 遣	多文化共生・国際課
13	大規模災害時における情報提 供業務に関する協定	株式会社エフエム豊橋	H23. 3. 29	災害時における非常災害情報の 放送	広報広聴課
		豊橋ケーブルネットワーク株式会社			
14	災害時における要配慮者の受 入れに関する協定	社会福祉法人 さわらび会 他 8 団体	H23. 6. 24	災害時に指定避難所での避難生 活が困難な障害者等の人々を民 間施設で受入れる	福祉政策課
		社会福祉法人 さわらび会 他 13 団体	H25. 12. 1		
		社会福祉法人 さわらび会 他 5 団体	H27. 12. 2		
		社会福祉法人 王寿會	R3. 1. 4		
		社会福祉法人 王寿會	R5. 2. 1		
		社会福祉法人 王寿會 他 1 団体	R6. 7. 1		
15	三河海上保安署と豊橋市との 消防業務協定	三河海上保安署	H23. 7. 1	豊橋港及び豊橋市海岸線付近に おける消防業務の協力	消防救急課
16	災害時の情報交換に関する協 定	国土交通省中部地方整 備局	H23. 7. 13	現地調査情報連絡員を派遣し情 報交換を行う	防災危機管理課
17	災害時における棺等葬祭用品 の供給に関する協定	愛知県葬祭業協同組合 社団法人 全日本冠婚 葬祭互助協会	H23. 12. 7	棺、骨壺、ドライアイス、防腐剤 等の葬祭用品の供給	市民課
18	災害時における遺体搬送の支 援協力に関する協定	社団法人 全国霊柩自動車協会	H23. 12. 7	霊柩自動車等による遺体搬送、必 要機材や作業等役務の提供	市民課
19	津波発生時における一時避難 施設としての使用に関する協 定	株式会 社 シーパレス 他 17 施設	H24. 2. 27	津波の被害が発生するおそれが ある場合における一時避難施設 としての利用	防災危機管理課
		アーバンヒル馬見塚 他 3 施設	H25. 2. 1		
		株式会社睦運送 他 1 施設	H25. 7. 5		
		株式会社おかだ家	H29. 6. 9		
		ビレッジハウス津田 1～4 号棟	R6. 2. 1		

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
20	災害・事故などの緊急時における情報システムの業務継続に関する協定	民間協力会社 10 社	H24. 4. 2	自然災害又は事故等により、豊橋市の使用する情報システム、情報通信ネットワークが被災した場合における応急復旧その他の応急処置の協力	情報企画課
21	一般国道 23 号の一部を緊急避難場所として使用することに関する覚書	国土交通省中部地方整備局名古屋国道事務所	H24. 8. 20 (H29. 9. 12)	一般国道 23 号の緊急避難場所としての利用	防災危機管理課
22	災害時における避難者の受け入れに関する協定	学校法人愛知大学	H24. 12. 19	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
23	災害時における隊友会の協力に関する協定	愛知県隊友会豊川支部	H25. 2. 6	被災状況の情報収集・提供、応急対策業務の援助	防災危機管理課
24	災害時における豊橋市指定金融機関との公金取扱事務に関する協定	株式会社三菱 UFJ 銀行	H25. 3. 25	災害発生時の公金の円滑な取扱い	会計課
25	豊橋市が愛知県立豊丘高等学校に開設する避難所に関する覚書	愛知県立豊丘高等学校	H25. 3. 27	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
26	豊橋市が愛知県立豊橋商業高等学校に開設する避難所に関する覚書	愛知県立豊橋商業高等学校	H25. 3. 27	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
27	災害時における被災者支援システムの相互支援に関する協定	東三河 6 市町	H25. 3. 29	地震等の災害時により被災者支援システムの運用が困難になった場合の被災者支援システムの稼働に必要な機器の貸与及び職員の派遣	情報企画課
28	ため池管理に関する協定	豊橋北部土地改良区 二川土地改良区 豊橋北西部土地改良区 豊橋南部土地改良区	H25. 7. 1 (R3. 7. 1)	ため池の適正管理	河川課
29	災害時における環境安全の調査等に関する協定	一般社団法人愛知県環境測定分析協会	H26. 2. 12	災害時の環境安全調査	環境保全課
30	災害時における避難者の受け入れに関する協定	株式会社サイエンス・クリエイト	H26. 3. 5	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
31	災害時における避難者の受け入れに関する協定	愛知県立豊橋工科高等学校	H26. 3. 5	避難施設としての施設利用 (第二指定避難所)	防災危機管理課
32	災害時安否確認情報の提供に関する協定	豊橋市介護保険関係事業者等連絡会	H26. 5. 1	災害時における、居宅介護サービス利用者の安否確認情報提供	長寿介護課
33	災害時における燃料油類の供給に関する協定	マルシメ株式会社	H26. 10. 16	災害時における燃料油類の供給	防災危機管理課
34	災害時における要支援者等の輸送協力に関する協定	愛知県タクシー協会 東海交通株式会社 株式会社かけはし 株式会社まんとか 光栄運輸株式会社	H26. 11. 21 R6. 2. 13	災害時において、高齢者、障害者及び傷病者等の要支援者等に対する福祉避難所又は医療機関への輸送協力	防災危機管理課 福祉政策課 保健医療企画課
35	津波発生時における一時避難場所としての使用に関する協定	株式会社大木家 株式会社伸喜	H27. 3. 20	オーギヤ WO 立体駐車場を津波発生時の一時避難場所として利用するもの タイキ藤沢店立体駐車場を津波発生時の一時避難場所として利用するもの	防災危機管理課
36	災害時における地図製品等の供給等に関する協定	株式会社ゼンリン	H27. 4. 20	災害時等における地図製品の供給	防災危機管理課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
37	災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定	豊北学校給食株式会社	H27. 8. 26	北部学校給食センターにおける炊き出しと避難所への配送に関する協定	保健給食課
38	災害時等における給食配送業務等の協力に関する協定	愛知県東部貨物運送事業協同組合	H27. 8. 26	学校給食センターにおける炊き出しの配送に関する協定	保健給食課
		岡崎通運株式会社	R5. 7. 31		
39	災害時における防災活動拠点の提供に関する協定	シンフォニアテクノロジー株式会社豊橋製作所	H28. 2. 25	防災活動拠点として技術開発センター（コミュニケーションエリア、202 会議室）と運動場を使用する	防災危機管理課
40	災害時におけるバス利用に関する協定	豊鉄バス株式会社	H28. 8. 18	大規模災害時に被災者（帰宅困難者及び要搬送患者を含む）のバスによる輸送、支援業務に関する協力	防災危機管理課
		東神観光バス株式会社			
41	災害時における要支援者等の輸送に伴うタクシーへの優先的な燃料供給に関する協定	愛知県タクシー協会	H28. 9. 1	災害時において、タクシーによる要支援者等の輸送を行う	防災危機管理課
		中部プロパンスタンド有限公司		災害時において、要支援者等の輸送に協力するタクシーへ優先的に燃料供給を行う	
42	災害時における液化石油ガス等の優先供給に関する協定	愛知県 LP ガス協会東三河支部	H28. 9. 26	災害時に液化石油ガス及び燃焼器具の優先供給	防災危機管理課
43	豊橋市と中部電力株式会社電力ネットワークカンパニー豊橋営業所の災害時における相互協力に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社	H28. 10. 12 (R2. 2. 26)	非常時の停電情報の提供、優先的な電力復旧、道路の啓開、敷地および施設の提供並びに定期的な情報交換の実施	防災危機管理課
44	特設公衆電話の設置・利用に関する覚書	西日本電信電話株式会社名古屋支店	H29. 1. 27	非常時の特設公衆電話の設置及び利用・管理等について定め、被災者の通信手段を確保する	防災危機管理課
45	災害時の支援協力に関する協定	豊橋開拓土地改良区	H29. 2. 1	大規模災害時に浄水装置を利用した生活用水や蓄電池等を利用した電力の無償提供	農業支援課
46	大規模災害時における情報提供に関する協定	豊橋ステーションビル株式会社	H29. 3. 10	豊橋駅東西自由連絡通路内カルミア壁面のデジタルサイネージを利用し滞留者への情報提供を行う	土木管理課
47	災害時等における小型無人機による情報収集等に関する協定	株式会社サイエンス・クリエイト	H29. 3. 27	災害時に被災状況の確認のため小型無人機の出動を要請し、情報収集活動を行う	防災危機管理課
		三信建材工業株式会社	H29. 5. 11		
		株式会社あづま	H29. 8. 24		防災危機管理課
48	災害時等における情報提供に関する協定	独立行政法人水資源機構豊川用水総合事業部	H29. 3. 31	災害時に河川等に関する情報提供が受けられるもの	農業支援課
49	豊橋市と三河湾明海地区産業基地運営自治会及び株式会社デンソー豊橋製作所との応急救護所包括連携に関する協定	三河湾明海地区産業基地運営自治会	H30. 9. 3	防災倉庫、防災備蓄品等の維持管理、応急救護所の運営、連絡通路の運用及び維持管理	産業政策課
		株式会社デンソー豊橋製作所			
50	災害時における生活用水の確保及び消火活動支援に関する協定	東愛知生コンクリート協同組合	H30. 12. 26 (R2. 1. 8)	災害時における生活用水（飲料水を除く）の確保、消火活動支援の協力	防災危機管理課
51	豊橋市が愛知県立時習館高等学校に開設する避難所に関する協定	愛知県立時習館高等学校	H31. 1. 10	避難施設としての施設利用（第二指定避難所）	防災危機管理課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
52	豊橋市が愛知県立豊橋東高等学校に開設する避難所に関する協定	愛知県立豊橋東高等学校	H31. 1. 10	避難施設としての施設利用(第二指定避難所)	防災危機管理課
53	道の駅「とよはし」の防災活動拠点としての活用に関する協定	国土交通省中部地方整備局 愛知県	H31. 4. 17	防災活動拠点としての道の駅「とよはし」を使用	防災危機管理課
54	道の駅「とよはし」の防災活動拠点としての活用に関する協定	株式会社 JA あぐりパーク食彩村	H31. 4. 17	防災活動拠点としての道の駅「とよはし」を使用	防災危機管理課
55	災害時における豊橋市河川施設(排水機場等)の応急対策業務に関する協定	民間協力会社 5 社	R1. 8. 30	災害時に市が管轄する河川施設の応急対策業務を行うための資材、労力等の提供を受けられるもの	河川課
56	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R1. 10. 1	災害時における市民への情報発信の協力	防災危機管理課
57	災害時における家屋被害認定業務に関する協定	公益社団法人愛知県建築士事務所協会 公益社団法人愛知建築士会 愛知県土地家屋調査士会 公益社団法人愛知県不動産鑑定士協会	R2. 5. 29	大規模災害時における家屋の被害状況調査の際の会員の派遣	市民税課
58	災害時等における電気自動車からの電力供給に関する協定	東愛知日産自動車株式会社 日産自動車株式会社 HyundaiMobility Japan 株式会社 メルセデス・ベンツ日本合同会社	R2. 7. 28 R6. 1. 29 R6. 8. 2	電気自動車による避難所及び関連施設への電力の供給をするもの	防災危機管理課
59	災害発生時における防疫活動の協力に関する協定	公益社団法人愛知県ペストコントロール協会	R2. 8. 24	地震及び風水害その他の災害又は感染症の発生があった場合において、感染症の拡大を防止し、市民生活の安定を図るもの	保健医療企画課
60	災害時における相談業務等に関する協定	愛知県弁護士会 他 6 団体	R2. 8. 19	被災者等の生活再建を目的とした、専門家による相談会を実施	安全生活課
61	豊橋市とサーラエナジー株式会社との災害時における相互協力に関する協定	サーラエナジー株式会社 社東三河支社	R2. 11. 27	円滑な相互連携・協力を図ることを目的とするもの	防災危機管理課
62	豊橋市と豊橋市内郵便局等との包括連携協定	豊橋市内で業務を行う郵便局 48 局	R3. 3. 2	郵便局所有車両の提供や避難者の避難先リストの相互提供等	政策企画課
63	災害時における避難者の受け入れに関する協定	学校法人高倉学園 豊橋中央高等学校	R3. 3. 2	避難施設としての施設利用(第二指定避難所)	防災危機管理課
64	災害時におけるトレーラーハウス提供に関する協定	一般社団法人日本 RV・トレーラーハウス協会	R3. 3. 11	トレーラーハウスを避難所、福祉避難所、応急仮設住宅、ボランティアセンター等として提供	防災危機管理課
65	災害時における避難者の受け入れに関する協定	学校法人藤ノ花学園	R3. 3. 15	避難施設としての施設利用(第二指定避難所)	防災危機管理課
66	災害時における協力業務等に関する協定	株式会社天國典礼 他 15 団体	R3. 4. 1	遺体の収容、安置及び搬送並びに当該収容等に必要な棺、ドライアイス、消耗品等の物品	市民課

	応援協定等の名称	協定先(機関)	締結年月日	協定内容	担当課
67	災害時における相互連携に関する協定	西日本電信電話株式会社名古屋支店	R3. 6. 28	災害による大規模通信障害の情報共有、道路啓開、迅速な災害復旧の連携	防災危機管理課
68	災害時庁内託児所の運営に関する協定	特定非営利活動法人 Kids&MamaNPO ねこのて	R4. 1. 21	災害時の庁内託児所の運営を迅速かつ円滑に行うための協定	防災危機管理課
69	災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定	株式会社豊橋スクールランチ	R4. 3. 3	曙学校給食センターにおける炊き出しと避難所への配送に関する協定	保健給食課
70	災害等における捜索救助犬の出動に関する協定	災害救助犬 HDS K9	R4. 3. 30	大規模災害等の発生時、人命救助のため、災害救助犬による迅速な捜索活動を可能にするもの	防災危機管理課
71	愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定	愛知県	R4. 4. 1	愛知県による航空機を用いた消防の支援	消防救急課
72	持続可能で暮らしやすいまちの実現に向けた包括連携に関する協定	サーラエナジー株式会社	R4. 8. 22	安心・安全で強靱なまちの実現に関すること ・災害に強いまちづくり ・火災予防・救命救急のための取り組み ・安心な暮らしの実現	政策企画課
73	武蔵精密工業株式会社による豊橋市における太陽光発電設備を活用する地域マイクログリッド構築、運用事業に関するコンソーシアム基本協定	民間協力会社 8 社	R5. 1. 24	地域マイクロリッドによる災害時の電力供給を行うもの	防災危機管理課 生涯学習課
74	ドローン活用促進に関する協定	DJI JAPAN 株式会社 中京テレビ放送株式会社	R5. 2. 28	災害対応時におけるドローンの更なる活用を促進するもの	防災危機管理課
75	災害時等における給食業務等の協力に関する協定	ハーベストネクスト株式会社	R5. 7. 31	南部学校給食センターにおける炊き出しに関する協定	保健給食課
76	災害時における駐車場の利用及び物資の提供に関する協定	株式会社物語コーポレーション	R6. 7. 3	駐車場の利用及び物資の提供に関する協定	防災危機管理課
		夢コーポレーション株式会社	R6. 9. 6		
77	災害時におけるスターリンクの提供に関する協定	中部アイティ協同組合	R6. 7. 3	スターリンクの提供に関する協定	防災危機管理課
78	災害時における非常用電源等の貸与に関する協定	株式会社ナヴィック	R6. 9. 6	非常用電源の貸与に関する協定	防災危機管理課
79	災害時における宿泊施設利用の協力に関する協定	株式会社グリーンズ	R7. 2. 17	大規模災害時に市の指定する避難所での生活が困難な要配慮者へ宿泊施設として提供する	福祉政策課
80	災害時におけるキャンピングカーの提供に関する協定	一般社団法人 RV 協会	R7. 2. 25	災害時におけるキャンピングカーの提供	防災危機管理課
81	災害時における車両の貸与等に関する応援協定	株式会社スズキ自販東海	R7. 3. 27	災害時の応急対策に使用する軽商用車及び電気自動車等の無償貸与	防災危機管理課
		スズキ株式会社			

X 防災関係機関災害対策活動組織

1. 中部地方整備局豊橋河川事務所

○風水害対策支部運営要領

第1条 目的

この要領は「中部地方整備局防災業務計画第5編風水害対策編」に基づき、豊川、矢作川に係る風水害対策支部（以下「支部」という。）の円滑な運営を図るため、支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2条 組織

1. 支部の組織

支部の組織は、別表-1 支部組織表のとおりとし、支部室、総務班、工務班、調査班、管理班（占用調整グループ、事前放流グループ）、占用調整班、豊川対策班、岡崎対策班、安城対策班を置く。

2. 支部室

支部室は、支部長、副支部長、支部室付をもって構成する。

3. 支部長、副支部長、支部室付

- (1) 支部長は事務所長とし支部を統轄、指揮、監督する。
- (2) 副支部長は各副所長、事業対策官（工務）とし、支部長を補佐し支部室及びそれぞれの班を指揮統括する。
- (3) 支部室付は事業対策官（調査）とし、副支部長の指揮を補佐する。
- (4) 事務所長に事故等があったときは、副所長（事務）、副所長（事業）、副所長（調査）、事業対策官（工務）の順をもって、支部長の職務の代行をする。

4. 各班

(1) 総務班

班長は総務課長、副班長は経理課長及び建設専門官（用地）とし、班員は総務課及び経理課職員をもって組織する。

(2) 工務班

班長は工務課長、副班長は専門官（工務）とし、班員は工務課職員をもって組織する。

(3) 調査班

班長は流域治水課長、副班長は流域治水係長とし、班員は、流域治水課職員をもって組織する。

(4) 管理班

班長は管理課長、副班長は建設専門官（占調）、建設専門官（機械）とし、班員は管理課をもって組織する。また、事前放流対応要員として、総務班（経理課）職員3名、調査班職員3名、放水路操作対応要員として総務班職員2名を編入して組織する。

(5) 豊川対策班

班長は豊川流域治水出張所長、副班長は管理第一係長、専門職とし、班員は豊川流域治水出張所職員をもって組織する。

(6) 岡崎対策班

班長は岡崎出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は岡崎出張所職員をもって組織する。

(7) 安城対策班

班長は安城出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は安城出張所職員をもって組織する。

5. 支部室及び各班の所掌事務

支部室及び各班の所掌事務は別表－2のとおりとする。

6. 支部の設置及び廃止の基準

(1) 支部の設置及び体制

ア 流域治水課長は、風水害が発生した場合、又は発生する恐れがある場合は、事務所長に報告するものとする。事務所長は報告を受けた時点で支部設置の指令と体制の発令を行うものとする。

イ 支部長は被害状況等を確認後、風水害の体制（要員、資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。

準備体制	「愛知県に大雨に関する注意報等が発令されるなど、出水が予想される場合」 「寒狭川堰が風水害に係る体制（洪水警戒体制）に入った場合（大雨注意報または流入量が $50\text{m}^3/\text{s}$ 以上）」 「事前放流対象ダムの管理者に事前放流の体制に入るよう伝えた場合」
監視体制	「豊川放水路分派堰のゲートを開いた後、放水路第一水位観測所の水位が降下を始め、降雨状況・予報などを勘案し水防団待機水位を下回ることが見込まれ、監視する場合」
注意 1 体制	「豊川が、豊川水系豊川放水路分流堰操作規則に定める洪水警戒体制をとる必要がある場合（ <u>放水路第一水位観測所の水位が 4.00m に達し、さらに上昇するおそれがあるとき</u> ）で、なおかつ、矢作川において注意体制をとる必要がない場合」
注意 2 体制	「直轄管理区間において、水防警戒対象観測所の水位が水防団待機水位（指定水位）に達する恐れがある場合」 「台風が東海地方に接近する恐れがある場合」 「矢作ダムにおいて放流量が所定の量（ <u>矢作ダム放流量 $400\text{m}^3/\text{s}$</u> ）に達する恐れがある場合」
警戒体制	「直轄河川河口部において、高潮、風浪等により被害が発生する恐れがある場合」 「その他事務所長が必要と認めた場合」 「直轄管理区間において、水防警戒対象観測所の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達する恐れがある場合」 「直轄管理区間の各所で小規模な災害が発生した場合」 「大型台風が東海地方に接近する恐れがある場合」 「矢作ダムにおいて放流量が所定の量（ <u>矢作ダム放流量 $800\text{m}^3/\text{s}$</u> ）に達した場合」 「高潮警戒、暴風波浪警戒等が発表され、直轄河川河口部において高潮、風浪等による被害が発生または発生する恐れがある場合」 「その他事務所長が必要と認めた場合」
非常 1 体制	「豊川水防警戒対象観測所の水位が出動水位に達する恐れがある場合」
非常 2 体制	「矢作川水防警戒対象観測所の水位が出動水位に達し、かつ避難判断水位に達する恐れがある場合」 「直轄管理区間で重大災害が発生、又は発生する恐れがある場合」 「大型台風が東海地方に来襲した場合」 「直轄河川河口部において、高潮による重大な被害が発生又は発生する恐れがある場合」 「その他事務所長が必要と認めた場合」

(2) 支部の廃止

支部長は次に該当する場合、支部を廃止し、体制を解除することができる。

1) 災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなった場合

2) その他、支部設置の必要性がなくなつたと判断された場合

7. 他班への応援

(1) 応援の要請は班長より支部長に要請する。

(2) 支部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

第3条 動員

支部室及び各班の動員体制は、別表－3を原則とするが、班長は気象情報等により班の所掌事務を迅速に実施する上で、要員の強化が必要と判断した場合、班の要員を増員しなければならない。

なお所属する班に他班からの応援が必要となった場合は、支部室の判断を受けるものとする。

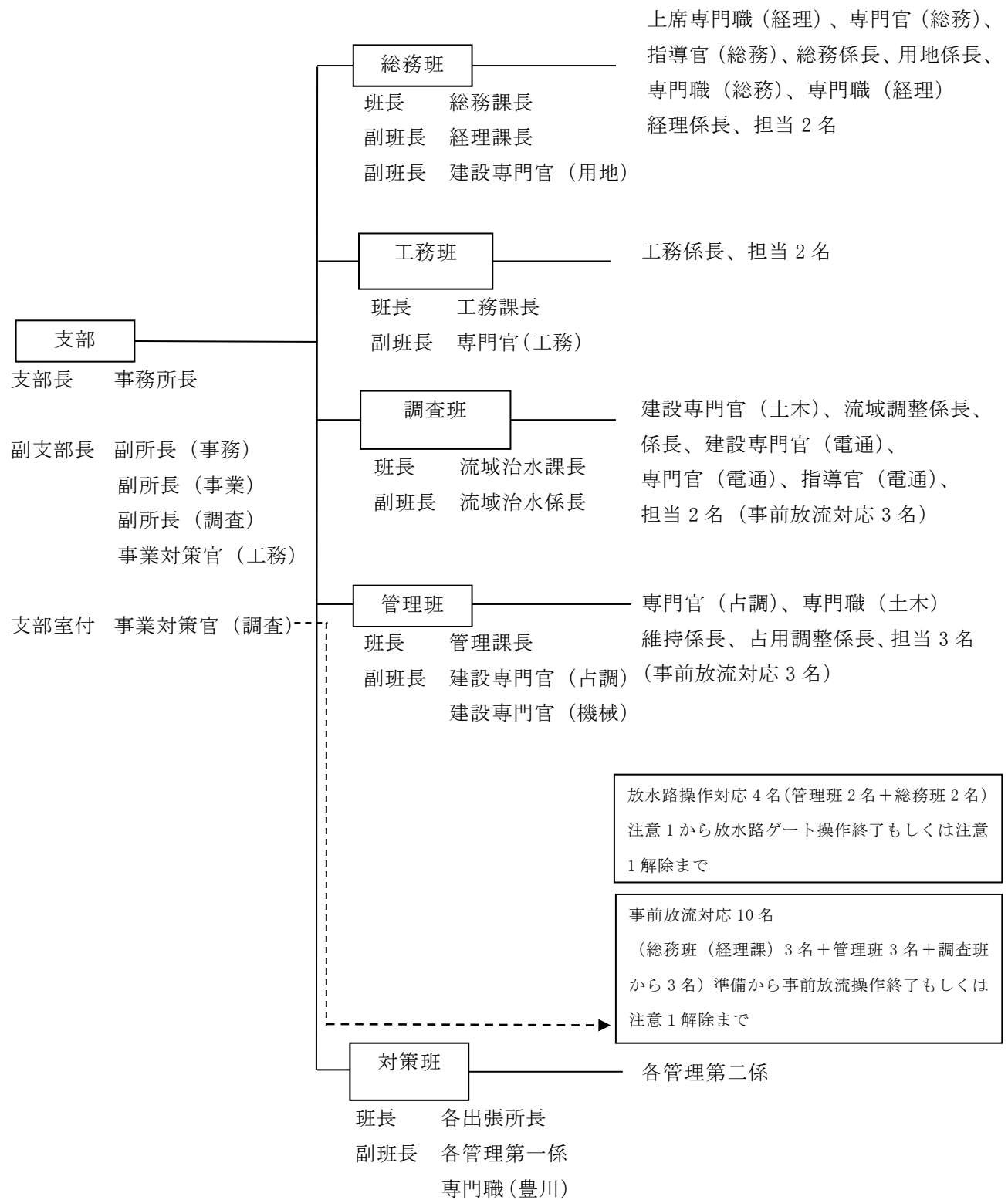
(1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに別表－3に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 夜間・休日等の参集配置

勤務時間外に支部が設置された場合、各班の班長は別表－3に基づき必要人員を参集させるものとする。

別表－1 風水害対策支部組織一覧表



別表 - 2 支部室、班の所掌事務

各班の所掌事務は次のとおりとする。

支部室	1 支部の業務運営を統轄する。 2 支部の設置及び体制の発令、移行、解除に関する判断を行う。 3 気象情報、水防活動、災害時の状況資料の総括的収集を行う。 4 支部および関係諸機関への災害状況の報告並びに連絡を行う。 5 災害対策に関する総合企画および立案を行う。 6 地域支援に関する調整及び立案を行う。 7 他官庁との情報交換を行う。 8 報道機関への情報提供を行う。 9 一般市民への情報提供を行う。
総務班	1 動員配置状況の確認を行う。 2 動員による勤務時間管理に関する事務を行う。 3 支部内、支部外より派遣される職員の移動に関する事務を行う。 4 動員体制による炊き出し、食料等の調達を行う。 5 関係記録および書類の整理収録、並びに保管を行う。 6 X（旧 Twitter）等 SNS や事務所 HP による広報、クロノロの作成を行う。 7 その他、庶務に関する一般事務を行う。 8 部員の負傷、発病に関する措置、手配、入院手続、看護に関する業務を行う。 9 罹災職員家族に関する業務を行う。 10 動員体制下における部員の健康管理に関する事務を行う。 11 物資備品類の購入、請負等一切の契約事務を行う。 12 物資、備品類の管理を行う。 13 国有財産、仮設物備品等の被害状況調査を行う。 14 建設機械および自動車類を管理する。
工務班	1 災害発生状況等の把握を行う。 2 対策班より、危険箇所の発見もしくは、災害発生の報告を受けたときは、ただちに支部長に報告する。 3 危険箇所もしくは、災害が発生し、緊急に措置をする必要がある場合は、支部長の指示を受け、その対策を立案する。 4 前項の場合においては、対策班と連絡を密にし、対策を実施に移すべく諸般の事務を行う。
調査班	1 気象情報を収集し、状況を把握し支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。 2 災害対策本部等からの情報を受けた場合は、支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。 3 降雨状況、出水状況を把握し、記録を整理して、適宜支部長に報告するとともに、必要に応じ各班に通報する。 4 管内の水防警報の発令、解除を関係機関に発表および各班に連絡する。 5 管内の洪水予報の発令、解除を関係機関に発表および各班に連絡する。 6 関係自治体から地域支援に関する情報を収集し、支部長に報告する。 7 河川情報センターへ情報の伝達を行う。

	8 高水流量観測を行う。 9 治水効果の公表に係る資料作成を行う。 10 水防に必要な電気通信施設等の保守を行う。 11 排水機場、水閘門、陸閘等の電気設備の応急処置を行う必要が生じたときは、これにあたる。 12 寒狭川頭首工の操作状況の把握および確認を行う。(事業対策官又は条係長対応)
管理班	1 河川管理施設の状況把握を行う。 2 直轄水防および一般水防の状況の把握及び確認を行う。 3 樋門、樋管の操作状況の把握および確認を行う。 4 水防対策に関する記録を整理し、保管する。 5 豊川放水路分流堰の操作状況の把握および確認を行う。 6 豊川水系豊川放水路分流堰操作規則および同細則に従い業務に従事する。 7 排水機場、水閘門、陸閘等の機械設備の応急処置を行う必要が生じたときは、これにあたる。 8 災害発生に伴う災害対策用車両等の運用に関する業務に従事する。 占用調整グループ 9 利水ダムの操作状況の把握および確認を行う。 10 利水ダム水防対策に関する記録を整理し、保管する。 11 水門、樋門等許可工作物の管理状況調査およびこれに対する必要な指示を行う。 事前放流グループ 12 事前放流実施に向けた予測を行う。 13 事前放流実施に向けた関係機関との連絡及び調整を行う。
対策班 (豊川・岡崎・安城出張所)	1 水防に関する通報連絡を受け、班内に連絡する。 2 動員状況を把握し、総務班に報告する。 3 班内に負傷者、発病者、罹災者の発生した場合救護を行う。 4 物資・資材の調達業務を行う。 5 材料・資材、仮設物・国有財産の管理を行い、災害の発生した場合ただちに調査し、災害報告書を作成し、総務班に報告する。 6 班の資金関係事務を行う。 7 班員の健康を管理する。 8 関係記録を整理保管する。 9 緊急に措置をする必要がある危険箇所もしくは、災害が発生した場合は、工務班と連絡を密にし、対策を実施する。 10 堤防調査を実施し、危険箇所および災害状況の調査を行い、速かに工務班に連絡する。 11 一般水防に協力する。 12 出水による各種調査観測に協力する。 13 関係記録を整備保管する。 14 資材等運搬ルートを確認を行う。

別表－3 人員配置表（風水害）

班名	準備	監視	注意 1	注意 2	警戒	非常	摘要
支部室	（1 名）	－	1 名	1 名	3 名	6 名	
総務	－	－	2 名 〔委託運転手 2 名〕	3 名 〔委託運転手 3 名〕	6 名 〔委託運転手 3 名〕	13 名 〔委託運転手 5 名〕	・注意 1 体制の 2 名＋委託運転手 2 名は、放水路巡視・操作要員とする。監視体制の委託運転手は、現場確認必要時及びゲート全閉操作時に招集する。
工務	－	－	－	1 名	3 名	5 名	・災害発生時対応等
調査	1 名 （1 名）	1 名	2 名 （3 名） ※必要に応じて＋1 名	4 名	6 名	10 名	・注意 1 体制の 3 名中 1 名は、放水路開放時の記者投込み、支部体制に係る所内電光掲示板操作、ゲート全閉時の放水路警報局消灯。 ・（ ）は、事前放流対応要員とし、携帯電話による在宅監視を可能とする。
管理	1 名 （1 名）	1 名	2 名 （2 名）	4 名	6 名	10 名	・注意 1 体制の 2 名は、放水路巡視・操作要員とする。 ・（ ）は、事前放流、利水・補助ダム連絡要員とし、携帯電話による在宅対応を可能とする。
各対策	－	－	豊川のみ 1 名 〔委託運転手 1 名〕	該当河川 各 1 〔委託運転手 各 1 名〕	各 2 名 〔委託運転手 各 1 名〕	各 3 名 〔委託運転手 各 1 名〕	
計	3 名 （2 名）	2 名 〔委託運転手 1 名〕	10 名 （2 名） 〔委託運転手 3 名〕	16 名 〔委託運転手 7 名〕	30 名 〔委託運転手 7 名〕	54 名 〔委託運転手 7 名〕	放水路要員は、下記編成を原則とする。 ・ゲート全開時、巡視及びゲート操作（車 2 台）：総務班 2 名、管理班 2 名、委託運転手 2 名 ・ゲート全閉時、ゲート周辺安全確認及びゲート操作（車 1 台）：管理班 1 名、委託運転手 1 名

※・各班の構成は組織一覧表のとおりとする。

- ・人員は状況に応じて増減することがある。
- ・台風時には 6 時間前を目途に人員を確保する。

- ・放水路要員は、放水路ゲート操作後は各班に帰化するものとする。
- ・監視体制時に現場確認に行く場合は、原則、委託運転手を手配し確認に行くものとする。（災害対策室に1名残る）
- ・監視体制に就いている職員等が緊急を要すると判断した場合は、職員2名で現場確認に行くものとする。（官携帯所）
- ・放水路ゲートを閉める際は、原則、委託運転手を手配し行うものとする。
- ・事務所ホームページへの体制・放水路情報の表示・消去は、原則、総務班で行うものとする。（休日、監視体制を解除する場合、調査班）
- ・リエゾンについては、派遣要請があった場合に、班長と調整し指名するものとする。リエゾンの構成は、建設専門官相当以上1名、係長相当以上1名の計2名（技官1名、事務官1名）を原則とする。
- ・再任用職員の配置は、勤務時間内及び注意体制時とする。

○地震災害対策支部運営要領

第1条 目的

この要領は「中部地方整備局防災業務計画第3編地震災害対策編、第4編津波災害対策編」及び『南海トラフ地震臨時情報』に関する中部地方整備局対応計画（試行）（以下「対応計画（試行）」という）に基づき、地震災害等対策支部（以下「対策支部」という。）の円滑な運営を図るため支部の組織、業務分担及び運営について明確にすることを目的とする。

第2条 組織・運営

1. 支部の組織

支部の組織は、別表－1 支部組織表のとおりとし、支部室、総務班、工務班、調査班、管理班、豊川対策班、岡崎対策班、安城対策班を置く。

2. 支部室

支部室は、支部長、副支部長、支部室付をもって構成する。

3. 支部長、副支部長、支部室付

- (1) 支部長は事務所長とし支部を統轄、指揮、監督する。
- (2) 副支部長は各副所長、事業対策官（工務）とし、支部長を補佐し支部室及びそれぞれの班を指揮統括する。
- (3) 支部室付は事業対策官（調査）とし副支部長の指揮を補佐する。
- (4) 事務所長に事故等があったときは、副所長（事務）、副所長（事業）、副所長（調査）、事業対策官（工務）の順をもって支部長の職務を代行する。

4. 各班

(1) 総務班

班長は総務課長、副班長は経理課長及び建設専門官（用地）とし、班員は総務課及び経理課職員をもって組織する。

(2) 工務班

班長は工務課長、副班長は専門官（工務）とし、班員は工務課職員をもって組織する。

(3) 調査班

班長は流域治水課長、副班長は流域治水係長とし、班員は流域治水課職員をもって組織する。

(4) 管理班

班長は管理課長、副班長は建設専門官（占調）、建設専門官（機械）とし、班員は管理課をもって組織する。また、事前放流対応要員として、総務班（経理課）職員3名、調査班職員3名、放水路操作対応要員として総務班職員2名を編入して組織する。

(5) 豊川対策班

班長は豊川流域治水出張所長、副班長は管理第一係長、専門職とし、班員は豊川流域治水出張所職員をもって組織する。

(6) 岡崎対策班

班長は岡崎出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は岡崎出張所職員をもって組織する。

(7) 安城対策班

班長は安城出張所長、副班長は管理第一係長とし、班員は安城出張所職員をもって組織する。

5. 支部室及び各班の所掌事務

支部室及び各班の所掌事務は別表－2のとおりとする。

6. 支部の設置及び廃止の基準

(1) 支部の設置及び体制

ア 流域治水課長は、震度 4 以上の地震又は津波注意報が発令された場合、速やかに事務所長に第一報を報告するものとする。事務所長は第一報を受けた時点で支部設置の指令と体制の発令を行うものとする。

イ 支部長は被害状況を確認後、防災体制（要員、資機材等）の強化が必要と判断した場合は、状況に応じて体制の移行指令を行わなければならない。

ウ あらかじめ指名されている初動参集者は、支部設置基準に該当する地震等が発生した場合には原則として自動的に勤務地へ参集するものとする。

(2) 支部設置基準

注意 1 体制 I. 「表-1 に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 4 を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域（伊勢・三河湾）で津波注意報を発表した場合」

III. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

注意 2 体制 I. 「表-1 に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 4 を発表した場合」において下記のいずれかの場合

① 水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達するおそれのある場合

② 気象庁が事務所管内の地域（伊勢・三河湾）で津波注意報を発表した場合

II. 「南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合」

III. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

警戒体制 I. 「表-1 に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 5（弱・強）を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域（伊勢・三河湾）で津波警報を発表した場合」

III. 「事務所管内の管理施設に関して地震又は津波による災害が発生した場合」

IV. 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒）が発表された場合」

V. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

非常体制 I. 「表-1 に定める気象庁及び地方公共団体観測所で気象庁が震度 6 弱以上を発表した場合」

II. 「気象庁が事務所管内の地域（伊勢湾・三河湾）で津波警報を発表した場合」

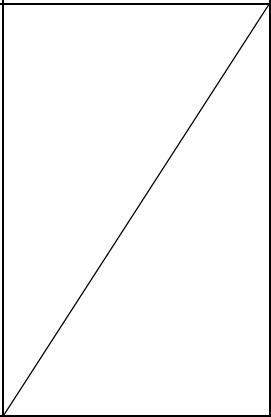
III. 「事務所管内の管理施設に関して地震又は津波による大規模な災害が発生した場合」

IV. 「その他事務所長が必要と認めた場合」

※津波予報区のうち「愛知県外海」については、事務所管内に津波の影響がないため、支部設置基準の対象外とする。

※震度 4 の地震が発生して注意 1 体制を発令したのち、点検が必要と判断された場合には、点検開始時に注意 2 体制に移行するものとする。

表-1 豊橋河川事務所の体制の基準となる地震観測所

事務所	気象庁観測所	地方公共団体観測所	(独)防災科学技術 研究所震度観測点
豊橋	①新城市矢部 (愛知県東部、新城 東高校) ② 豊橋市向山 (愛知県東部、向山 緑地) ③新城市乗本 (愛知県東部、新城 市鳳来総合支所)	④新城市東入船(新城市役所) ⑤豊川市諏訪(豊川市消防署) ⑥豊川市一宮町(一宮総合支所) ⑦豊川市小坂井町(小坂井支所) ⑧豊橋市東松山町(豊橋市消防本部)	
	①豊田市小坂本町 (愛知県西部、豊田 産業文化センター) ②岡崎市若宮町 (愛知県西部、若宮 公園)	③豊田市長興寺(豊田市消防本部) ④豊田市畝部西町(畝部小学校) ⑤安城市横山町(安城消防署) ⑥碧南市松本町(碧南市役所) ⑦西尾市矢曾根町(西尾市消防本部) ※) 恵那市上矢作町	

(参考)

上記震度観測点は、豊川・矢作川直轄管理区間近隣(概ね5km以内)の観測点(沿川市ごとに1箇所以上選定)であり、事務所の体制(施設点検実施)を判断する基準とする。

※印の観測地点については、地元自治体より情報を収集した内容により判断する。

(3) 支部の廃止

支部長は次に該当する場合、支部を廃止し、体制を解除することができる。

「災害応急復旧が概ね完了し、二次災害の恐れがなくなったとき」

「その他、支部設置の必要性がなくなったと判断されたとき」

7. 他班への応援

(1) 応援の要請は班長より支部長に要請する。

(2) 支部長の命を受けた各班は、他班への応援を行う。

8. 地震災害警戒支部

「対応計画(試行)」に基づく地震対策警戒支部については、本支部の組織・運営に組み入れて対応を行う。

第3条 動員

支部室及び各班の動員体制は、別表-3を原則とするが、状況に応じて支部室と協議の上変更することができる。

(1) 勤務時間内の参集配置

勤務時間内に支部が設置された場合、各班の班長は速やかに別表-3に基づき必要人員を確保するものとする。

(2) 夜間・休日等における参集配置

ア 各班の初動参集職員は、各班長があらかじめ別紙-3人員を確保するため指名しておくこと。

イ 初動参集職員は大規模地震等の発生を知り得た場合には、テレビ・ラジオ等で震度等を確認することにより自ら支部設置の体制を判断し、自動的に参集するものとする。

参集にあたっては、公共交通機関等が不通であっても、徒歩、自転車、バイク等の方法で本勤務地に参集することを原則とする。

本勤務地に参集することができないやむを得ない事由がある場合には、速やかに本勤務地に連絡し、確認を受けるよう努めるものとする。なお、やむを得ない事由が解消された場合には、速やかに本勤務地に参集するものとする。

初動参集職員が参集できない場合には、各班の班長は速やかに別表 - 3 の人員を確保するよう努めること。

ウ 該当の職員は、それぞれ個々の状況を自ら判断し行動をとるものとする。なお、やむを得ない事由として例えば次のような場合が考えられる。

◆職員の現住居が滅失または損失した場合で、職員が当該住居の復旧作業等に従事し、または一時的に避難している場合。（単身赴任者が滅失または損失した家族の住居の復旧作業等自ら従事することが必要な場合等も含まれる。）

◆職員及び職員と同居する者の生活に必要な水、食料等が欠乏している場合で、職員以外にはそれらの確保を行うことができない場合。

◆職員が人命救助、消火活動等必要な措置を講ずる必要がある場合。

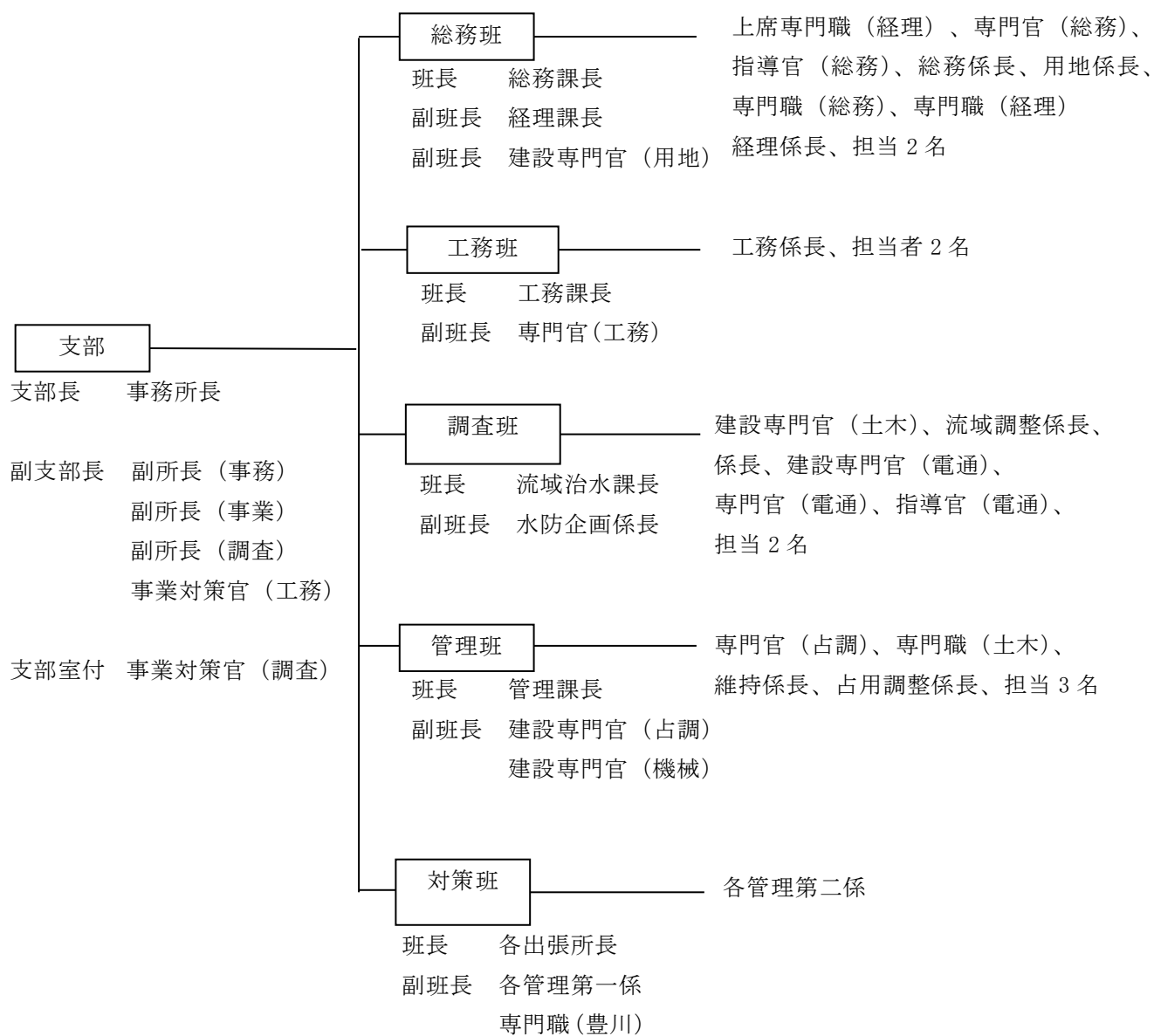
◆職員が出張中または旅行中であって、直ちに参集できない場合。

◆職員が傷病もしくは職員の家族の介護のために参集できない場合。

◆職員の現住居から本勤務地までの交通路が完全に遮断された場合。

(3) (1)、(2) 該当の職員以外の職員にあつては、緊急連絡が入らない限り通常の勤務体制で出勤するものとする。

別表-1 地震災害対策支部組織一覽表



別表－2 支部室、班の所掌事務

各班の所掌事務は次のとおりとする。

支部室	1 支部の運営に関する企画及び指令、立案を行うこと。 2 支部の動員の発令、解除に関すること。 3 地震防災応急対策に係る指示に関すること。 4 地震防災応急対策の実施状況等の資料の総合的収集ならびに発表に関すること。 5 地震災害対策本部（本局、以下「本部」という）および関係諸機関への総括的報告ならびに連絡・調整に関すること。 6 各班の業務の調整に関すること。 7 防災エキスパート等への協力要請に関すること。 8 応援要請に関すること。
総務班	1 動員職員の確認および勤務時間管理、給与等の事務に関すること。 2 職員とその家族の安否に関すること。（職員等の家族安否確認要領による） 3 職員宿舎の被災状況把握に関すること。 4 動員職員および物資の輸送に関すること。 5 動員職員の安全衛生、健康管理および救護に関すること。 6 動員職員の給食、宿泊等に関すること。 7 緊急輸送車輛の手続きに関すること。 8 庁舎施設の被害状況把握及び保全に関すること。 9 庁舎内外の危険物等の除去等に関すること。 10 その他庶務に関すること。 11 非常食、飲料水及び動員職員の活動に必要な物資の確保、調達、補給に関すること。 12 支部の会計に関すること。 13 災害対策活動に必要な器具の整備点検に関すること。 14 燃料等の確保・備蓄に関すること。 15 X（旧 Twitter）等 SNS や事務所 HP による広報、クロノロの作成を行う。
調査班	1 地震動の強さ及び津波に関する情報収集に関すること。 2 河川・道路等のライフラインの被害状況に関する情報収集に関すること。 3 観測監視施設の被害情報収集に関すること。 4 支部室及び各班への情報伝達に関すること。 5 関係機関との情報交換に関すること。 6 電子情報システムに関すること。 7 予備電源装置の確保および点検配備に関すること。 8 通信装置の確保および点検配備に関すること。
工務班	1 工事現場の被災状況を対策班を通じて把握すること。 2 工事中断および再開の措置に関すること。 3 応急復旧工事の必要が生じた場合の態勢および資機材の輸送等に関すること。 4 応急対策用資機材の保有量確認等に関すること。
管理班	1 河川施設（堤防、護岸、堰、床止め、排水機場、水門（樋門、樋管含む）、橋梁等）の被災状況把握に関すること。 2 河川施設に対する必要な措置に関すること。 3 放水路分流堰機械設備等の整備点検に関すること。

	4 災害発生に伴う災害対策用車両等の運用に関する事。 5 利水ダム等の被災状況把握に関する事。 6 占有物件の被災状況把握に関する事。
対策班 (豊川・岡崎・安城・出張所)	1 工事現場の被災状況把握及び工務班への報告に関する事。 2 工事中断および再開の措置の連絡に関する事。 3 河川施設の被災状況把握及び管理班への報告に関する事。 4 緊急復旧に関する現場指揮（協定会社指示含む）に関する事。 5 災害対策活動に必要な器具の整備点検に関する事。 6 食料、飲料水および動員職員の活動に必要な物資の確保等に関する事。 （総務班からの支給が難しい場合に実施する。） 7 班内の召集連絡に関する事。 8 その他庶務に関する事。

別表－3 人員配置表（地震災害）

班	注意 1 体制	注意 2 体制	警戒体制	非常体制
	I.管内震度 4 II.管内津波注意報 III.事務所長が必要と認めた場合	I.管内震度 4 かつ下記の場合 ①水防団待機水位を超えて氾濫注意水位に達するおそれ ②管内津波注意報 II.南トラ地震臨時情報（調査中） III.事務所長が必要と認めた場合	I.管内震度 5 弱・強 II.管内津波警報(高い) III.管理施設に被害発生 IV.南トラ地震臨時情報（巨大地震注意または巨大地震警戒） V.事務所長が必要と認めた場合	I.管内震度 6 弱以上 II.管内大津波警報(巨大) III.管理施設に大規模な被害発生 IV.事務所長が必要と認めた場合
	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後参集	自動又は電話連絡受信後全員参集
支部室	副支部長、支部付から 1 名	副支部長、支部付から 1 名	副支部長、支部付から 3 名	6 名
総務班		4 名 〔 委託運転手 2 名 〕	8 名 〔 委託運転手 3 名 〕	13 名 〔 委託運転手 5 名 〕
工務班		1 名	3 名	5 名
調査班	2 名	4 名	8 名	10 名
管理班		4 名 ※うち 1 名は利水・補助ダムの連絡要員で携帯電話による在宅対応可とする。	8 名	10 名
対策班		※該当河川各 1 名 〔 委託運転手 1 名 〕	1 名 〔 委託運転手 1 名 〕	豊川 4 名 矢作川各 3 名 〔 委託運転手 1 名 〕
計	3 名	15～17 名 〔 委託運転手 3～5 名 〕	33 名 〔 委託運転手 6 名 〕	54 名 〔 委託運転手 8 名 〕

- ※・班長が上記人員を確保するものとする。又班長は、初動参集者（勤務時間外）について、あらかじめ上記人員を確保するため指名しておくこと。
- ・班長は初動参集者が参集できない場合、速やかに代替りの人員を確保するよう努めること。
 - ・寒狭川頭首工からの連絡要員は、事業対策官または糸係長。携帯電話による対応可。
 - ・再任用職員の配置は、勤務時間内及び注意体制以上とする。

2. 愛知県災害対策本部東三河方面本部

○愛知県災害対策本部東三河方面本部実施要領

第1編 総則

(目的)

第1 この要領は、災害対策活動を有効適切に実施し、地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護し、被害を最小限にとどめ、もって社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、愛知県災害対策本部要綱並びに愛知県地震災害警戒本部要綱及び愛知県災害対策実施要綱に基づき、愛知県災害対策本部東三河方面本部（以下「方面本部」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。なお、その他の用語の意義は、第1で規定するもののほか、災害対策基本法の定めるところに準ずるものとする。

(1) 登録要員

愛知県災害対策本部等要員登録要領に規定する要員。

ア 1次登録者 災害対応業務に初動から対応する職員。

イ 2次登録者 1次登録者と交代する職員。ただし、1次登録者が業務に就けない場合や1次登録者のみでは対応しきれない場合は、補完的に業務に当たる。

(2) 一時代行者

愛知県災害対策本部一時代行者指名要領に基づき指定された職員。勤務時間外に第3非常配備が発令された場合に、方面本部要員が参集するまでの間、一時的に方面本部要員の業務を代行する。

【第3非常配備の発令基準】

- ・ 県内に震度5強以上の地震が発生したとき
- ・ 大規模な災害が発生したとき、又は発生する恐れのあるとき
- ・ 東海地震注意情報が発表されたとき、また警戒宣言が発せられたとき

(3) 気象業務法及び気象庁予報警報規程に規定する府県予報区の区域のうち東三河方面本部の設置及び廃止に係る区域。

＜気象予警報の発表区分＞

東三河南部区域	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市

＜地震速報に用いる発表区分＞

県東部	豊橋市、豊川市、蒲郡市、田原市、新城市、設楽町、東栄町、豊根村

第 2 編 方面本部

(方面本部の設置及び廃止)

第 1 方面本部は次に掲げる場合に設置及び廃止するものとする。

(1) 設置

ア 自動的に方面本部を設置する場合

(ア) 東三河南部区域、県東部又は全県を対象に次の気象予警報等のいずれかが発表されたとき。

- ・大雨警報
- ・暴風警報
- ・洪水警報
- ・高潮警報
- ・暴風雪警報
- ・津波警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）
- ・大津波警報（愛知県外海、伊勢・三河湾）
- ・大雨特別警報
- ・暴風特別警報
- ・高潮特別警報
- ・波浪特別警報
- ・大雪特別警報
- ・暴風雪特別警報
- ・豊川及び豊川放水路氾濫警戒情報

(イ) 県東部に震度 5 弱の地震が発生したとき。

(ウ) 県内に震度 5 強以上の地震が発生したとき。

(エ) 次の南海トラフ地震臨時情報のいずれかが発表されたとき。

- ・南海トラフ地震臨時情報（調査中）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）
- ・南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

(オ) 次の東海地震に関連する情報のいずれかが発表されたとき。

- ・東海地震に関連する調査情報（臨時）
- ・東海地震注意情報

イ 発生した災害の位置、状況により判断する場合

(ア) 原子力災害の緊急事態区分における「全面緊急事態」の事象が発生したとき。

(イ) 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第 15 条の事象が発生し、本県に災害が発生するおそれがあるとき、又は災害が発生したとき。

(ウ) 県外の原子力発電所等において、原子力災害対策特別措置法第 15 条の事象が悪化し、大規模の災害が発生し、本県に重大な被害が発生するおそれがあるとき、又は重大な被害が発生したとき。

ウ 知事（災害対策本部長）の命令で方面本部を設置する場合

方面本部の所管する地域に、災害が発生する恐れがあるとき、又は災害が発生したとき。

(2) 廃止

災害発生のおそれが解消し、若しくは災害応急対策が概ね完了したと災害対策本部長が認めたとき。

(方面本部の組織及び所掌事務)

第2 方面本部は、別表第1に掲げる機関により構成する。

2 方面本部は方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員及びその他の職員をもって構成し、別表第2のとおり充てる。

3 方面本部の構成は、別表第3のとおりとする。

4 方面本部は、管内における次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 災害応急対策等に関する連絡調整
- (2) 情報収集・整理
- (3) 管内市の災害対策業務に対する支援
- (4) 方面本部備蓄物資の調整・配分・配送
- (5) 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出
- (6) その他災害応急対策に関する必要な事務

5 方面本部長、方面本部副本部長及び各班長の職務を代理する者の順序は、次のとおりとする。

(1) 方面本部長

- 第一順位 方面本部副本部長 (東三河総局県民環境部長)
- 第二順位 方面本部副本部長 (東三河総局企画調整部長)
- 第三順位 統括部総括班長 (東三河総局防災安全課長)
- 第四順位 統括部情報班長 1次登録者
- 第五順位 統括部総務班長 1次登録者
- 第六順位 支援部支援班長 (東三河総局防災安全課課長補佐(班長))
- 第七順位 支援部緊急物資チーム班長 1次登録者
- 第八順位以降の順序は、上記以外の統括部及び支援部の班長で1次登録者、2次登録者、一時代行者の順とする。

(2) 方面本部副本部長

- 第一順位 統括部総括班長 (東三河総局防災安全課長)
- 第二順位 統括部情報班長 1次登録者
- 第三順位 統括部総務班長 1次登録者
- 第四順位 支援部支援班長 (東三河総局防災安全課課長補佐(班長))
- 第五順位 支援部緊急物資チーム班長 1次登録者
- 第六順位以降は、上記以外の統括部及び支援部の班長とする。

(3) 各班長

各班の役職の順とする。

6 各部の組織・要員及び主な所掌事務は、次のとおりとする。

組織		主な所掌事務
統括部	部長：東三河総局 1 次登録 県民環境部長 2 次登録 企画調整部長	・総括事務、情報事務、総務事務の統括に関すること。
総括班	1 次・2 次登録 ・班長 1 名 （1 次：東三河総局防災安全課長） （2 次：課長職） ・班員 4 名	・愛知県災害対策本部（以下「県本部」という。）からの災害応急対策活動の基本方針を踏まえた管内の災害応急対策の立案及び実施の総括に関すること。 ・管内の災害応急対策に関する連絡調整に関すること。 ・管内の災害応急対策に関する要員運用に関すること。 ・方面本部員会議に関すること。 ・予警報の通知及び伝達に関すること。 ・本庁、関係機関等との連絡調整に関すること。 ・災害救助法適用の準備に関すること。 ・先遣・情報収集チーム、支援チーム又は市町村支援チームの派遣決定に関すること。 ・緊急物資チームの開設決定に関すること。 ・県民相談の対応に関すること。 ・その他の班に属さないこと。
情報班	1 次・2 次登録 ・班長 1 名（課長職） ・班員 4 名	・管内の被害・対策情報の収集及び集約に関すること。 ・主要構成組織等からの被害・対策情報の収集に関すること。
総務班	1 次・2 次登録 ・班長 1 名（課長職） ・班員 3 名	・職員の安全衛生等及び庶務・会計に関すること。 ・資機材の確保に関すること。 ・緊急通行車両に関すること。 ・方面本部員及び非常配備員の参集状況の確認に関すること。 ・先遣・情報収集チーム等携行機器の準備に関すること。 ・庁舎管理者との連絡調整に関するこ

				と。 ・職員用飲食料の配分に関すること。
支援部	部長 1 次登録 県民環境部長 2 次登録 企画調整部長			・支援事務の統括に関すること。
支援班	1 次・2 次登録 ・班長 1 名 (1 次：防災安全課課長補佐（班長）) (2 次：課長職) ・班員 2 名			・先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの運用に関すること。
	先遣・情報収集チーム	1 次・2 次登録 ・班員 16 名	＜拡充期＞ 市町村支援チーム 1 次・2 次登録	
	支援チーム	1 次・2 次登録 ・班員 12 名 ※（その他、東三河総合庁舎に参集した職員）	・班員 33 名 (注)市町村支援チームは、災害対応の拡充期において、市町村のニーズに的確に対応できるよう、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合し本庁と連携して一体的・弾力的に運用する。	
緊急物資チーム	1 次・2 次登録 ・班長 1 名（課長職） ・班員 4 名 ※（その他、東三河総合庁舎に参集した職員）			・方面本部備蓄物資の調整・配分・配送に関すること。 ・本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出に関すること。

※（その他、東三河総合庁舎に参集した職員）とは、愛知県災害対策実施要綱第 2 編第 1 章第 5 節第 1 2(3)に規定する職員で、勤務公署への参集ができず東三河総合庁舎に参集し、所属から東三河方面本部において災害対策業務に従事する指示を受けた者。

（一時代行者）

第 3 一時代行者が業務を代行する方面本部の要員は次のとおりとする。

組織		一時代行者が業務を代行する要員	
部名	班名		
統括部		部長	
	総括班	班長、班員	
	情報班	班長、班員	
	総務班	班長、班員	
支援部		部長	
	支援班	班長、班員	
		班員（先遣・情報収集チーム）	班員（市町村支援チーム）
	緊急物資チーム	班長、班員	

（災害対策センター室）

第 4 方面本部の災害に関する情報の収集・伝達、各機関相互の連絡調整及び災害に対する基本的事項を円滑に行うため、方面本部に災害対策センター室（以下「センター室」という。）を設置する。

2 開設基準

第 2 非常配備（準備強化体制）以上の配備態勢を執ったとき又は方面本部長が必要と認めた時とする。

3 開設場所

（1）第 2 非常配備（準備強化体制）

東三河総合庁舎 2 階 防災安全課事務室又は会議室 202

（2）第 2 非常配備（警戒体制）

東三河総合庁舎 2 階 会議室 202 及び大会議室

（3）第 3 非常配備

東三河総合庁舎 2 階 会議室 202 及び大会議室

なお、会議室 202 及び大会議室にセンター室を開設する場合の配置は、別表第 4 のとおりとする。

また、上記の場所にてセンター室を開設することが困難な場合は、次の場所にて、代替のセンター室を開設できるよう本庁災害情報センターと調整を行う。

順位	施設名	住所	連絡先
1	東三河建設事務所	豊橋市今橋町 6	0532-52-1311
2	東三河耐震通信局	豊橋市八町通 5 丁目 113	052-954-6196
3	豊川保健所	豊川市諏訪 3 丁目 237	0533-86-3188

なお、本順位は、代替の災害対策センター室の開設環境及び高度情報通信ネットワークが使用可能な状況を想定しており、東三河建設事務所において、高度情報通信ネットワークの使用が困難な場合は、東三河耐震通信局を第 1 順位とする。

4 方面本部要員は、センター室が開設されたときは、下表のとおり参集する。

				登録要員				一時代行者
				第2 配備	第2 準備 強化	第2 警戒	第3	第3
								時間外 震度5強以上
方面本部長				×	▲	○	○	—
方面本部副本部長			1次	×	▲	○	○	—
兼統括部長兼支援部長			2次	×	▲	▲	所属	—
統括部	統括部長（一時代行者）			×	×	×	×	○
	総括班長		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	総括班		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	情報班長		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	情報班		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	総務班長		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	総務班		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
支援部	支援部長（一時代行者）			×	×	×	×	○
	支援班長		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	支援班		1次	×	▲	○	○	○
			2次	×	▲	○	所属	—
	先遣・情報収集 チーム		1次	×	▲	▲	○	市町村
			2次	×	▲	▲	所属	—
	支援チーム		1次	×	▲	▲	○	—
			2次	×	▲	▲	所属	—
	緊急物資チーム班長		1次	×	▲	▲	○	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	緊急物資チーム		1次	×	▲	▲	所属	○
			2次	×	▲	▲	所属	—
	予備 要員		1次	×	▲	▲	所属	—
			2次	×	▲	▲	所属	—
連絡員			×	▲	▲	所属	—	

1次	1次登録者：災害対応業務に初動から対応する職員
2次	1次登録者と交代する職員又は1次登録者が教務に就けない場合や1次登録者のみでは、対応しきれない場合の補完要員

凡例	×	配備無し
	○	センター室等において配備に就く。
	▲	直ちに配備に就く必要はないが、呼集があればセンター室等に参集する。 （方面本部長等の判断により、直接市町村に参集する場合を含む。）
	所属	センター室等からの呼集に備え、所属において待機。 （方面本部長等の判断により、直接市町村に参集する場合を含む。）
	市町村	指定された市町村役場に参集する。 （参集後、市町村が非常配備の態勢をとらないため市町村庁舎で活動できない場合は、方面本部へ連絡し指示を受ける。）
	—	一時代行者の配置無し

5 方面本部長等の宿泊待機

次のいずれかの場合には、方面本部長は、公署近傍に宿泊待機する。

なお、方面本部長が待機宿泊できない場合は、方面本部長の命によりその職務を代理する者が待機宿泊する。

- (1) 防災安全局が第2非常配備（準備強化体制）以上の体制を執ることを決定した場合。
- (2) 台風説明会、名古屋地方気象台が発表する防災気象情報により、管内に暴風警報が発表される可能性が示された場合。
- (3) 公共交通機関の計画運休の事前告知等により、登庁が困難となることが予想される場合。
- (4) 規制基準雨量に達する大雨の予報があり、自宅から公署に至る道路で通行規制が行われる可能性がある場合。

(5) その他、防災安全局長から待機宿泊について依頼があった場合。

(方面本部員会議)

第 5 方面本部における災害応急対策の基本的事項を協議し、その実施を推進するため、方面本部員会議を開催する。

(1) 構成

方面本部員会議は、方面本部長、方面本部副本部長、方面本部員で構成する。

(2) 運営

ア 方面本部員会議の開催は、方面本部長が決定する。開催通知は、総括班が関係機関へ通知するものとする。

イ 方面本部員会議は、東三河総合庁舎の会議室又はテレビ会議において開催する。

ウ 資料の作成及び代理出席等

(ア) 方面本部員は、会議の出席にあたり、その所管する事務の対策状況等の資料を作成し、総務班へ提出するものとする。

(イ) 方面本部員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、代理者を出席させるものとする。

エ 方面本部員会議の資料

方面本部員会議の資料は、総務班が用意し、会議の開催時に配布するものとする。

オ その他

(ア) 方面本部長は、必要に応じて他の機関の職員等に出席を求め、必要な意見を聴取することができる。

(イ) 方面本部長は、方面本部員会議の開催のほか、方面本部員会議の構成員が必要と認める他の機関の長を召集し、当該区域の災害応急対策に関する連絡調整を行う会議を必要に応じ開催することができる。

(統括部の運営)

第 6 方面本部統括部の運営については、次のとおりとする。

(1) 総括班の運営

総括班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 県本部からの災害応急対策活動の基本方針を踏まえた管内の災害応急対策の方針決定
- ・ 方面本部の設置・運営及び方面本部員会議の開催
- ・ 気象予警報等の通知及び伝達
- ・ 自衛隊、警察及び消防との調整
- ・ 自衛隊への災害派遣要請の取りまとめ
- ・ 災害救助法の適用の準備
- ・ 方面本部支援チーム要員の派遣依頼等、本庁及び関係機関等との連絡調整
- ・ 先遣・情報収集チーム、支援チーム又は市町村支援チームの派遣決定
- ・ 緊急物資チームの開設決定
- ・ 県民相談の対応に関すること
- ・ その他他の班に属さないこと

(2) 情報班の運営

ア 情報班は、管内の被害情報を防災情報システムにより逐次、収集する。この際、管内各市に対し、被害が発生した場合に逐次報告するよう、あらかじめ通知する。

また、防災情報システムに被害情報の未入力、入力誤りがある場合は、該当市に確認する。

なお、防災情報システムが使用できない場合は、逐次及び毎正時に確認する。

イ 情報班は、管内の通行可能な道路情報を道路情報システム及び道路管理者から収集し、各班へ情報共有する。

ウ 情報班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 管内の被害・対策情報の収集及び集約
- ・ 管内市被害情報の収集
- ・ 主要構成組織等からの被害・対策情報の収集
- ・ 各種情報の集約
- ・ 防災行政無線の確保
- ・ 記録整理
- ・ 県本部災害情報センター情報部との連絡調整

(3) 総務班の運営

総務班は、次に掲げる業務を行う。

- ・ 参集状況の確認（方面本部員、非常配備員）
- ・ 職員の安全衛生等及び庶務・財務会計（職員の食料、飲料水、衛生管理等）
- ・ 車両の調整、確保
- ・ 緊急通行車両等の確認並びに緊急通行車両確認証明書及び標章の交付
- ・ 先遣・情報収集チーム等の携行機器の準備
- ・ 庁舎管理者との連絡調整
- ・ 通信機器（移動型）の確保・管理

（支援部の運営）

第7 方面本部支援部の運営については、次のとおりとする。

(1) 支援班の運営

ア 支援班に先遣・情報収集チーム及び支援チームを設置する。なお、災害対応の拡充期において、市町村支援チームを設置する。

イ 方面本部長が先遣・情報収集チーム、支援チーム及び市町村支援チームの派遣決定をした際には、指定する場所において、次に掲げる業務を行うものとする。

(ア) 先遣・情報収集チーム

- ・ 管内各市災害対策本部の活動状況等の確認
- ・ 管内各市災害対策本部が行う被害状況等の県への伝達業務の補完

(イ) 支援チーム

- ・ 管内各市が実施する災害応急活動の支援業務
（市職員が実施する専門分野以外の業務への支援）

(ウ) 市町村支援チーム

災害対応の拡充期において、市町村の様々な支援ニーズに的確に対応できるよう、先遣・情報収集チーム、支援チーム及び緊急物資チームを統合した市町村支援チームを設置し、本庁と連携して一体的・弾力的に運用する。

(2) 緊急物資チームの運営

ア 緊急物資チームは、第3 非常配備が発令された場合又は方面本部長が開設を決定した際には、指定された場所で業務を行うものとする。

イ 緊急物資チームは、次に掲げる業務を行う。

- ・ 方面本部備蓄物資の調整・配分・配送
- ・ 本庁備蓄物資、調達物資、応援物資の受入・払出

(連絡員)

第 14 方面本部に所属する地方機関の活動状況の報告や他の地方機関との連絡調整を行うため連絡員を置き、次のとおり充てる。

連絡員	組織
	豊川保健所職員 東三河農林水産事務所職員 東三河建設事務所職員 三河港務所職員

- 2 連絡員は、東三河総局の兼務者又は各地方機関の事務に精通した課長補佐級以上の職員とする。
- 3 連絡員は、各地方機関において災害応急活動の情報収集に務めることとし、方面本部長の判断により方面本部に就くこととする。
- 4 連絡員は、災害に関する各地方機関の所掌事務を処理するほか、次の業務に当たるものとする。
 - (1) 方面本部においては、災害応急対策についての協議等を行うこと。
 - (2) 各地方機関の活動状況を把握し、方面本部又は他の地方機関との連絡調整を行うこと。

第 3 編 警戒方面本部

現在、気象庁は東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていないことから、「第 3 編 警戒方面本部」に関する記載は省略する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する

附 則

この要領は、平成 30 年 9 月 26 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 3 月 1 日から適用する。

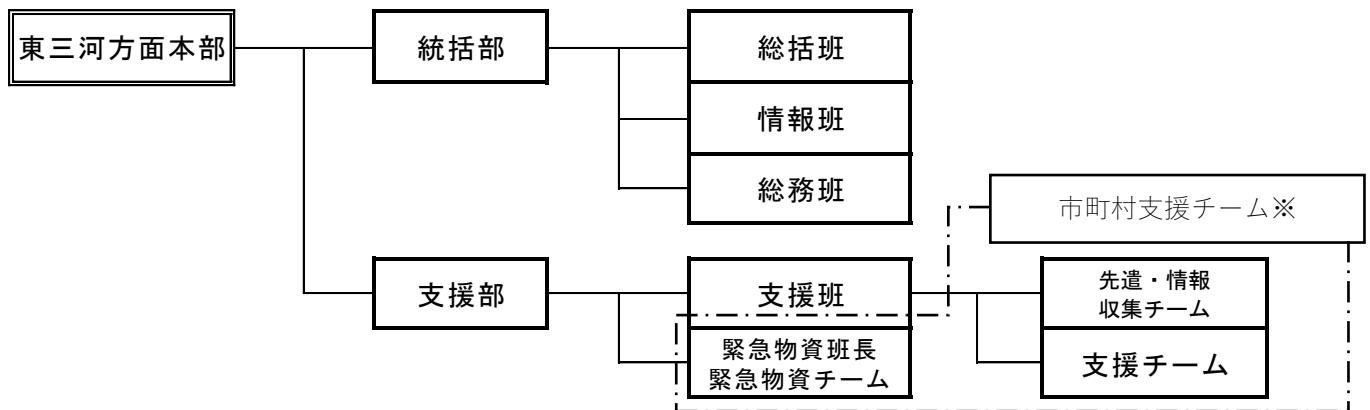
別表第1 方面本部の組織

名称	位置	担当区域	構成組織
東三河方面本部	豊橋市	豊橋市 豊川市 蒲郡市 田原市	東三河総局、東三河総局〔総務県民課旅券グループ〕、名古屋東部県税事務所〔豊橋駐在室〕、東三河県税事務所
			豊川保健所、豊川保健所〔蒲郡保健分室〕、豊川保健所〔田原保健分室〕、東三河福祉相談センター、動物愛護センター〔東三河支所〕
			環境調査センター〔東三河支所〕
			東三河高等技術専門学校、愛知障害者職業能力開発校、あいち産業科学技術総合センター〔三河繊維技術センター〕
			東三河農林水産事務所、東三河農林水産事務所〔農業改良普及課〕、東三河農林水産事務所〔田原農業改良普及課〕、農業総合試験場〔園芸研究部 常緑果樹G〕、農業総合試験場〔東三河農業研究所〕、東部家畜保健衛生所、水産試験場、水産試験場〔内水面漁業研究所一宮指導所駐在〕
			東三河建設事務所、三河港務所、三河港務所〔蒲郡出張所〕
			東三河水道事務所、東三河水道事務所〔豊橋浄水所〕、東三河水道事務所〔豊橋南部浄水場〕、東三河水道事務所〔豊川浄水場〕
			東三河教育事務所
			時習館、豊橋東、豊丘、豊橋南、豊橋西、豊橋工科、豊橋商業、国府、豊川工科、蒲郡、蒲郡東、三谷水産、成章、渥美農業、宝陵、小坂井、御津、福江、豊橋聾、豊橋特別支援、豊川特別支援、豊川特別支援〔本宮校舎〕

別表第2 方面本部長等の構成

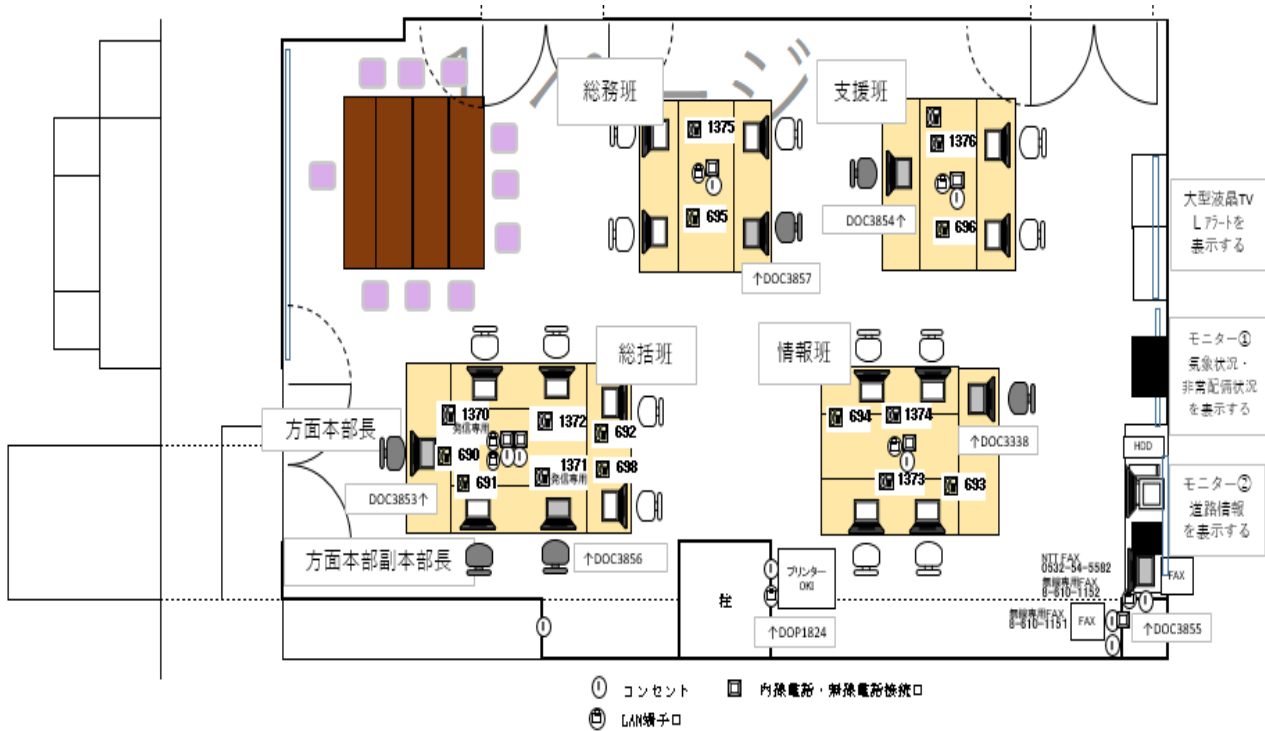
本部長	副本部長	本部員	その他職員
東三河総局長	東三河総局県民環境部長 東三河総局企画調整部長	豊川保健所長 東三河福祉相談センター長 東三河農林水産事務所長 東三河建設事務所長 三河港務所長 東三河教育事務所長 その他方面本部長が指名する者	方面本部長、方面本部副方面部長、方面本部員を除く、別表第1に掲げる構成組織に属する全職員

別表第3 方面本部の構成

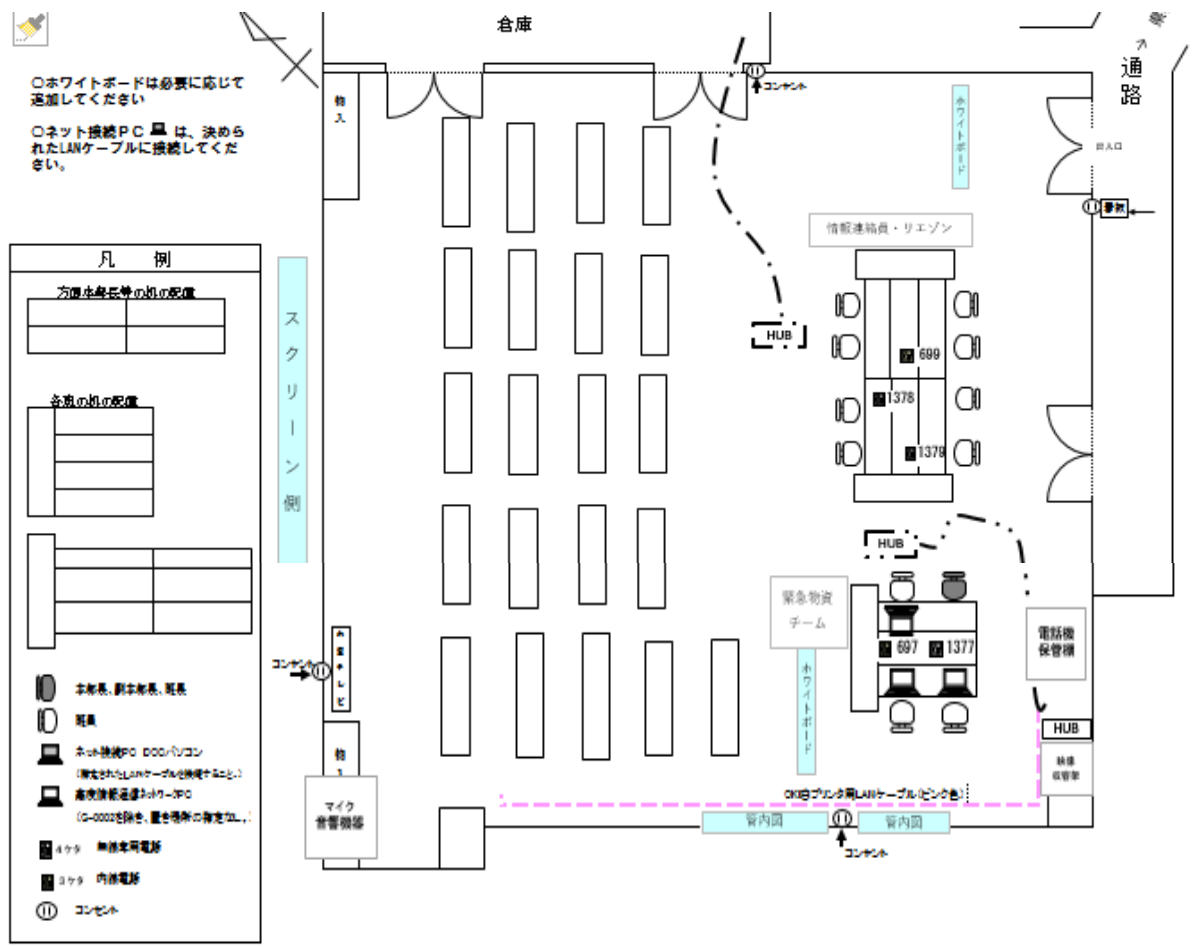


※災害対応の拡充期において、必要に応じて設置

別表第 4 災害対策センター室配置図
【会議室 202】



【大会議室】



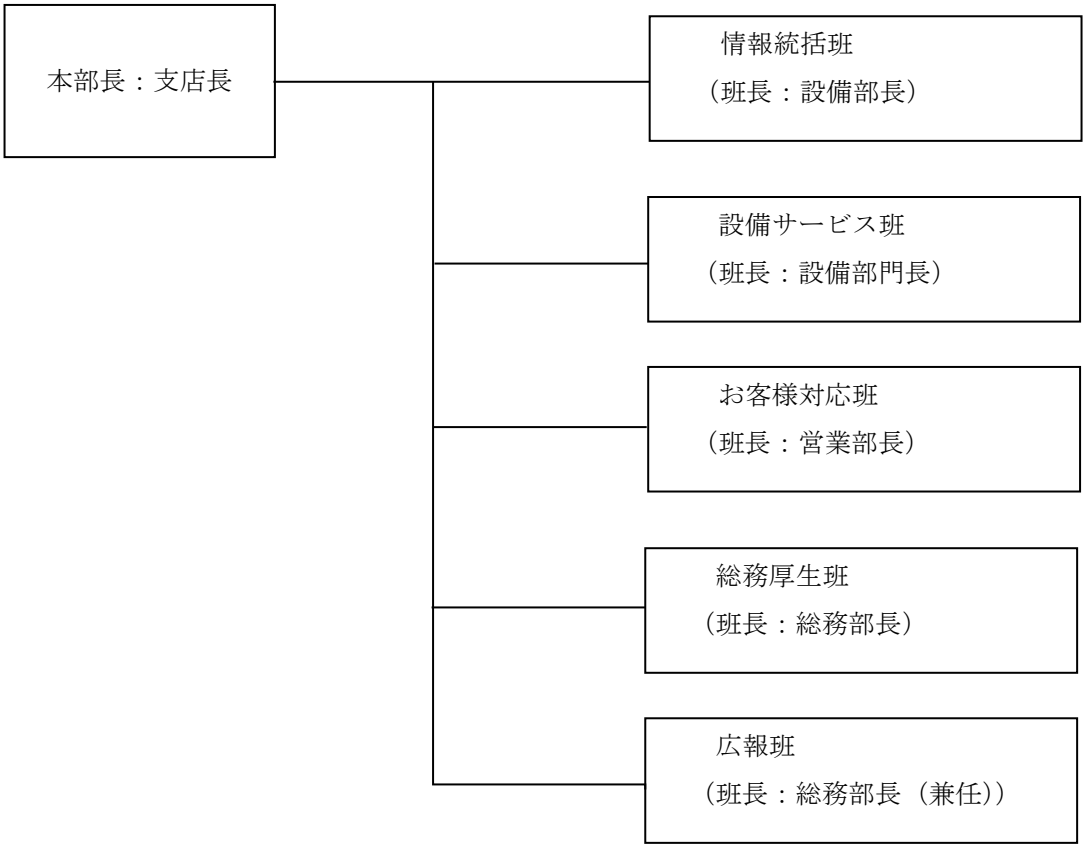
3. 愛知県豊橋警察署

○警備本部の組織及び所掌事務

本部長等	幕僚等	班長	所掌事務
本部長 署長 副本部長 副署長	幕僚長 警備課長	総括実施班 警備係長	・警備本部の運営に関する事 ・災害情報の収集・調査・分析に関する事 ・部隊の編成・指揮・運用に関する事 ・応援部隊の派遣・受援に関する事 ・関係機関等との連絡調整に関する事
		総務・警務班 警務係長	・装備資器材及び車両に関する事 ・災害広報に関する事 ・被疑者の避難等に関する事 ・職員の健康管理及び救護対策に関する事
		補給班 会計係長	・物資の調達・補給に関する事 ・部隊の宿泊・休養施設等に関する事 ・警察施設の被害調査及び復旧に関する事
	幕僚 警務課長 会計課長 地域課長 生活安全課長 交通課長 刑事課長	地域対策班 地域総務係長	・り災者の避難・誘導に関する事 ・通信の確保・運用に関する事 ・被害状況の把握に関する事
		生活安全対策班 生活安全係長	・地域安全活動に関する事 ・地域安全情報の収集及び分析に関する事 ・行方不明者及び保護に関する事 ・危険物・銃砲刀剣類に関する事 ・警備業者との連絡、指導・運用に関する事
		交通対策班 交通係長	・交通情報の収集・分析に関する事 ・緊急輸送路の確保に関する事 ・交通管制及び交通規制の実施に関する事 ・交通情報の提供及び交通広報に関する事
		捜査班 刑事係長	・犯罪の捜査、事件処理に関する事 ・検視に関する事 ・死者の身元確認に関する事 ・その他犯罪捜査に関する事

4. 西日本電信電話株式会社東海支店

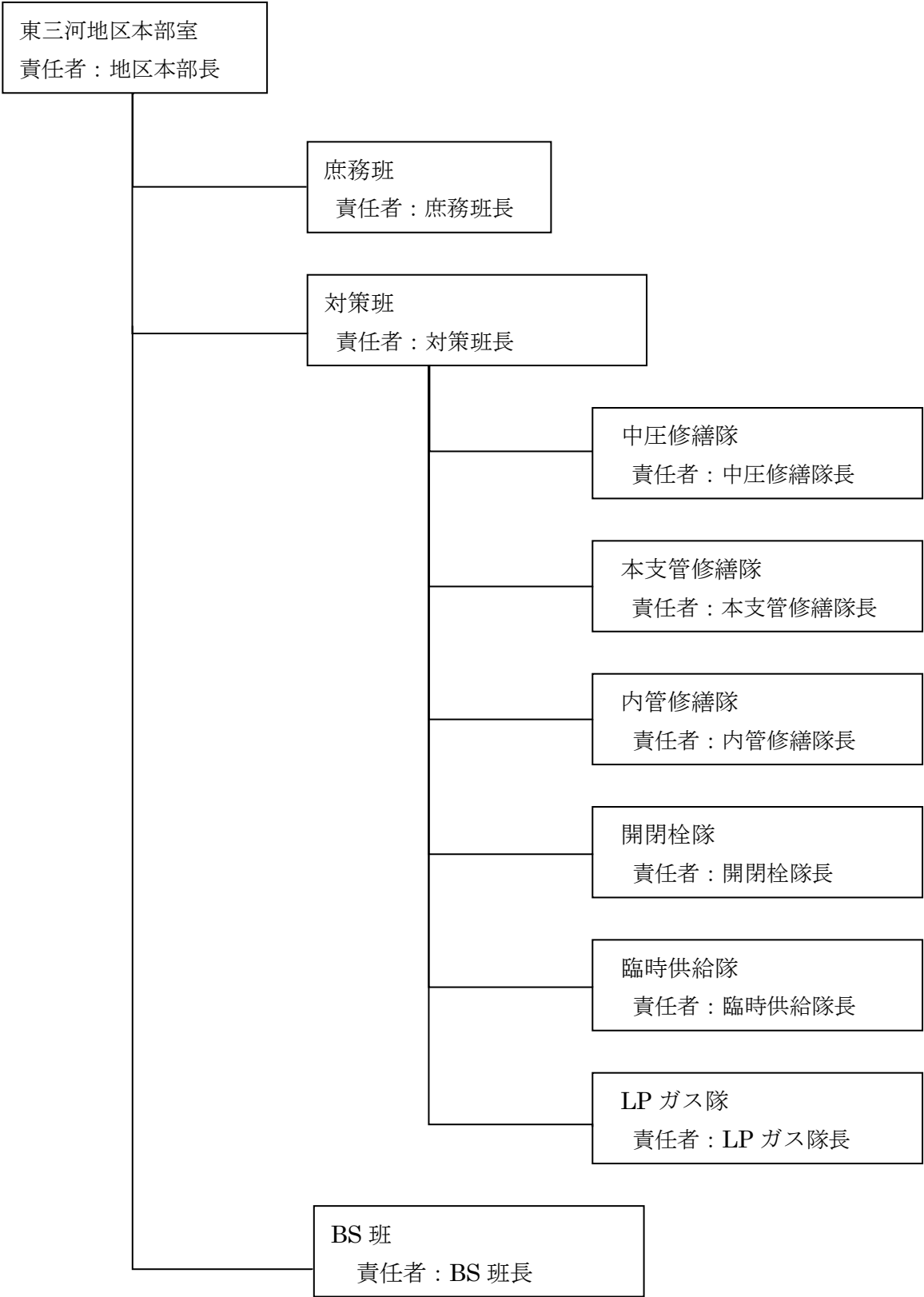
○災害対策本部体制



5. サーラエナジー株式会社（東三河支社、豊橋供給センター、BS 豊橋事業所）、サーラ E&L 東三河株式会社

○緊急出動体制表

東三河地区本部体制



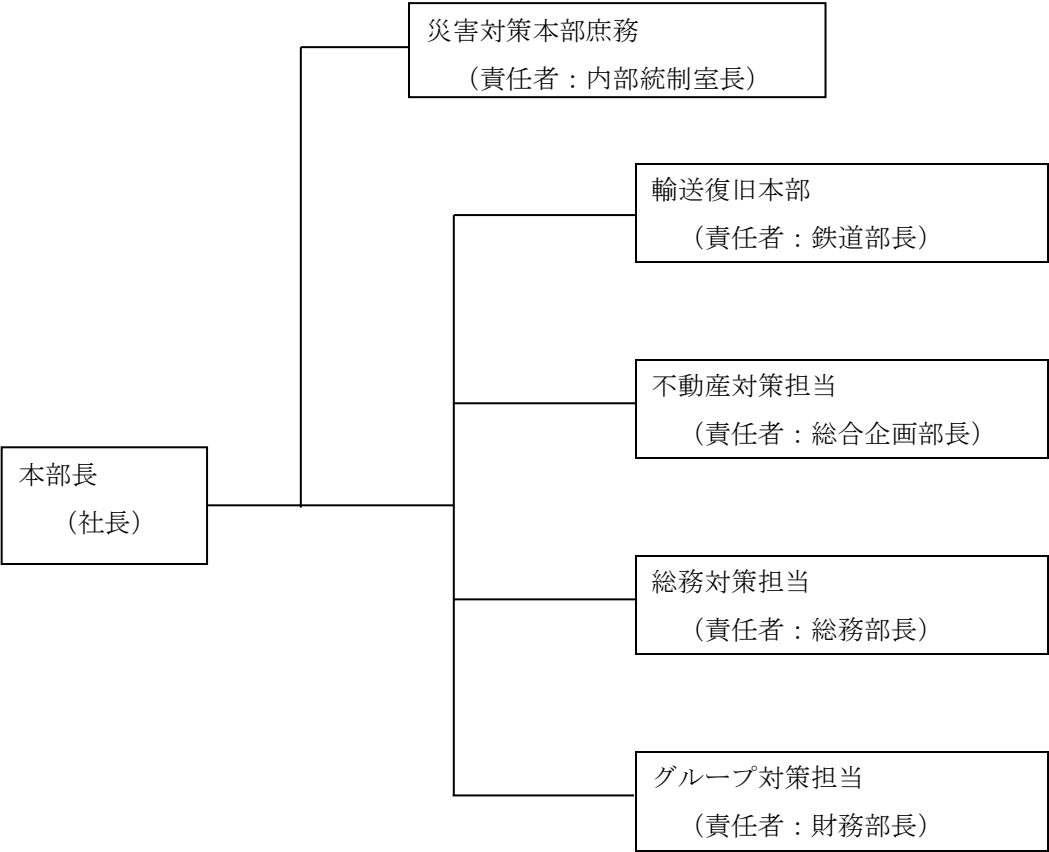
6. 中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社

○ 防災本部の構成

本部長：支社長 副本部長：副支社長 地域統括室長		班名	班長
		本部統括班 (総括・支援・安否確認)	総務担当部署の長
		設備復旧班 (配電・変電・送電)	配電・変電・送電担当部署の長
		お客さま対応班	営業担当部署の長

7. 豊橋鉄道株式会社

○災害対策本部組織図



XI 関係法・条例等

1. 豊橋市防災会議

(1) 豊橋市防災会議条例

(昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 13 号)

最終改正 平成 24 年 9 月 24 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、豊橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務、組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正（平成 11 年条例 72 号）

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 豊橋市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

一部改正（平成 24 年条例 37 号）

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員 35 人以内をもって組織する。

- 2 会長は、市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 市の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (2) 愛知県の知事の部内の職員のうちから市長が任命する者
 - (3) 愛知県警察の警察官のうちから市長が任命する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 市の水道事業及び下水道事業管理者
 - (6) 市の教育委員会の教育長
 - (7) 市の消防機関の長のうちから市長が任命する者
 - (8) 市の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
 - (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
 - (10) 市長が特に必要と認めて任命する者
- 6 前項第 10 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とし、委員は、再任されることができる。

一部改正（昭和 38 年条例第 35 号・41 年 43 号・平成 7 年 36 号・13 年 23 号・24 年 37 号）

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、必要に応じて専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、愛知県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会議)

第5条 防災会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 防災会議は、委員の総数の2分の1以上の出席がなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(雑則)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和38年10月1日条例第35号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和41年12月26日条例第43号抄）

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附則（平成7年9月19日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成11年12月22日条例第72号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成13年3月30日条例第23号抄）

(施行期日)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附則（平成24年9月24日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 豊橋市防災会議委員名簿

(令和7年4月1日現在)

会 長	豊 橋 市 長	長坂 尚登
委 員	豊 橋 市 議 会 議 長	伊藤 篤哉
	豊橋市議会総務委員会委員長	本多 洋之
	愛 知 県 東 三 河 総 局 長	松崎 健吾
	愛 知 県 豊 橋 警 察 署 長	清永 芳弘
	愛 知 県 東 三 河 建 設 事 務 所 長	林 克行
	愛 知 県 東 三 河 農 林 水 産 事 務 所 長	柴田 尚
	愛 知 県 三 河 港 務 所 長	堀尾 朋宏
	陸上自衛隊第10師団第10高射特科大隊長	富田 典幸
	第四管区海上保安本部三河海上保安署長	大村 将稔
	国土交通省中部地方整備局豊橋河川事務所長	稲垣 良和
	日 本 郵 便 株 式 会 社 豊 橋 南 郵 便 局 長	伊藤 文人
	西日本電信電話株式会社東海支店設備部長	本多 裕治
	東海旅客鉄道株式会社豊橋駅長	神山 隆
	中部電力パワーグリッド株式会社豊橋支社副支社長	西田 仁彦
	ソーラエナジー株式会社豊橋供給センター所長	鈴木 恒吉
	豊橋鉄道株式会社代表取締役社長	岩ヶ谷 光晴
	豊 橋 陸 運 協 会 長	辻 直樹
	株式会社東海日日新聞社代表取締役社長	白井 収
	株式会社東愛知新聞社代表取締役	芦沢 典幸
	豊 橋 市 医 師 会 長	福井 一裕
	豊 橋 市 自 治 連 合 会 長	川本 恭久
	豊 橋 市 消 防 団 長	松本 敬一
	豊橋市女性防火クラブ連絡協議会長	浅井 真紀
	豊 橋 女 性 団 体 連 絡 会 会 長	夏目 美鈴
	明海地区産業基地防災連絡協議会長	阿部 守一
	豊橋市民生委員児童委員協議会長	近藤 広一
	豊 橋 市 副 市 長	島村 喜一
	豊橋市危機管理統括部長	中野 浩二
	豊 橋 市 総 務 部 長	広地 学
	豊 橋 市 教 育 長	原田 憲一
	豊 橋 市 福 祉 部 長	本田 佳之
	豊 橋 市 上 下 水 道 局 長	朽名 栄治
	豊 橋 市 消 防 長	本橋 由行

(会長1名 委員33名)

(3) 豊橋市防災会議運営要綱

(昭和38年6月20日 決裁)
最終改正 令和5年2月27日 決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市防災会議条例（昭和38年豊橋市条例第13号）第6条の規定に基づき、豊橋市防災会議（以下「防災会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(部会)

第2条 防災会議に災害部会及び救助部会を設ける。

- 2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 部会長は、部会において調査審議した結果を会長に報告しなければならない。
- 7 部会の運営その他に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

(委員の代理者)

第3条 委員は、やむをえない事情により防災会議に出席できないときはその代理者を出席させることができる。

- 2 委員は、あらかじめ前項の代理者を指名し会長に届け出ておかなければならない。

(幹事会)

第4条 防災会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、幹事若干名で構成し、幹事は委員の属する機関の職員のうちから市長が任命する。
- 3 幹事会は、あらかじめ会長が指名するものが幹事長となり、会務を総理する。
- 4 幹事会は、次の事項を処理する。

- (1) 防災会議に提出する議案の検討、立案
- (2) その他会長から命ぜられた事項

(異動等の報告)

第5条 防災会議の委員並びに幹事に異動等があった場合は、後任者はその役職名、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会議の公開)

第6条 会議は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合であって、会議の議決により会議の一部又は全部を公開しない旨を決定した場合は、この限りではない。

- (1) 豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）第6条に規定する非公開情報が含まれる事項に関して調査審議を行う場合
- (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場

合

(会議の招集)

第7条 防災会議の招集の通知には、会議の日時、場所及び議題を記載しなければならない。

(会議の書面開催)

第8条 条例第5条第2項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合、会長が、必要と認めるときは、会長は委員の招集を行わず、書面により会議を開催し議決することができる。

- (1) 緊急を要する事態が発生し、防災会議を招集する時間的猶予がないとき
- (2) その他防災会議を招集することが適当でないとき

(会議録)

第9条 会長は、必要に応じて会議録を作成し、次の各号に掲げる事項を記録するものとする。

- (1) 防災会議の日時及び場所
- (2) 出席者の職名及び氏名
- (3) 防災会議に付した案件及び議事の経過
- (4) 議決した事項
- (5) その他参考事項

(専決処分)

第10条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号に掲げるものについて専決処分することができる。

- (1) 災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (2) 災害が発生した場合において、当該災害に係る災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互間の連絡調整を図ること。
- (3) 関係行政機関等の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。

2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(庶務)

第11条 防災会議の庶務は、防災危機管理課において処理する。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、その都度会長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和38年6月24日から実施する。

附 則(昭和55年3月31日)

この要綱は、昭和55年4月1日から実施する。

附 則(平成8年8月8日)

この要綱は、平成8年8月8日から実施する。

附 則(平成11年3月31日)

この要綱は、平成11年4月1日から実施する。

附 則(平成23年3月31日決裁)

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 23 日決裁）

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 4 月 1 日決裁）

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日決裁）

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年 2 月 27 日決裁）

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(4) 豊橋市災害対策本部条例

(昭和 38 年 4 月 1 日 条例第 14 号)

改正 平成 24 年 9 月 24 日 条例第 37 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、豊橋市災害対策本部（以下「本部」という。）の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

一部改正（平成 8 年条例 24 号・24 年 37 号）

(災害対策本部長及び災害対策副本部長)

第 2 条 災害対策本部長（以下「本部長」という。）は、本部の事務を総括し、本部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(部)

第 3 条 本部の事務を分掌させるため、本部長が必要と認める数の部を置く。

2 部に部長及び部員を置く。

3 部長は、災害対策本部員のうちから、部員はその他の職員のうちから本部長が指名する。

4 部長は、本部長の命を受けて部の事務を掌理する。

5 部員は、部長の命を受けて部の事務を処理する。

(雑則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、本部の組織及び運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 8 年 3 月 29 日条例第 24 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（平成 24 年 9 月 24 日条例第 37 号）

この条例は、公布の日から施行する。

(5) 豊橋市地震災害警戒本部条例

(平成 14 年 6 月 13 日 条例第 33 号)

(目的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、豊橋市地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に、地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから市長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 愛知県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

(2) 市長が市の職員のうちから任命する者

(3) 市の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから市長が委嘱する者

(4) 市長が特に必要と認め、委嘱する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、市の職員のうちから、市長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について、本部員を補佐する。

(部)

第 3 条 本部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる。

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 前項の部長に事故があるときは、第 1 項の部に属する本部員のうちから同部長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は、本部長が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

2. 災害対策基本法（抄）

（昭和 36 年 11 月 15 日法律第 223 号）

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 58 号

（目的）

第 1 条 この法律は、国土並びに国民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体及びその他の公共機関を通じて必要な体制を確立し、責任の所在を明確にするとともに、防災計画の作成、災害予防、災害応急対策、災害復旧及び防災に関する財政金融措置その他必要な災害対策の基本を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害 暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害をいう。
- (2) 防災 災害を未然に防止し、災害が発生した場合における被害の拡大を防ぎ、及び災害の復旧を図ることをいう。
- (3) 指定行政機関 次に掲げる機関で内閣総理大臣が指定するものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法（平成 11 年法律第 89 号）第 49 条第 1 項及び第 2 項に規定する機関並びに国家行政組織法（昭和 23 年法律第 120 号）第 3 条第 2 項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第 37 条及び第 54 条並びに宮内庁法（昭和 22 年法律第 70 号）第 16 条第 1 項並びに国家行政組織法第 8 条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法第 16 条第 2 項並びに国家行政組織法第 8 条の 2 に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第 40 条及び第 56 条並びに国家行政組織法第 8 条の 3 に規定する機関
- (4) 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局（内閣府設置法第 43 条及び第 57 条（宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。）並びに宮内庁法第 17 条第 1 項並びに国家行政組織法第 9 条の地方支分部局をいう。）その他の国の地方行政機関で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (5) 指定公共機関 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。）、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するものをいう。
- (6) 指定地方公共機関 地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。）及び港湾法（昭和 25 年法律第 218 号）第 4 条第 1 項の港湾局（第 82 条第 1 項において「港湾局」という。）、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 5 条第 1 項の土地改良区その他の公共的施設の管理者並びに都道府県の地域において電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、当該都道府県の知事が指定するものをいう。
- (7) 防災計画 防災基本計画及び防災業務計画並びに地域防災計画をいう。

(8)防災基本計画 中央防災会議が作成する防災に関する基本的な計画をいう。

(9)防災業務計画 指定行政機関の長（当該指定行政機関が内閣府設置法第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法第3条第2項の委員会若しくは第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあっては、当該指定行政機関。第12条第8項、第28条の3第6項第3号及び第28条の6第2項を除き、以下同じ。）又は指定公共機関（指定行政機関の長又は指定公共機関から委任された事務又は業務については、当該委任を受けた指定地方行政機関の長又は指定地方公共機関）が防災基本計画に基づきその所掌事務又は業務について作成する防災に関する計画をいう。

(10)地域防災計画 一定地域に係る防災に関する計画で、次に掲げるものをいう。

イ 都道府県地域防災計画 都道府県の地域につき、当該都道府県の都道府県防災会議が作成するもの

ロ 市町村地域防災計画 市町村の地域につき、当該市町村の市町村防災会議又は市町村長が作成するもの

ハ 都道府県相互間地域防災計画 2以上の都道府県の区域の全部又は一部にわたる地域につき、都道府県防災会議の協議会が作成するもの

ニ 市町村相互間地域防災計画 2以上の市町村の区域の全部又は一部にわたる地域につき、市町村防災会議の協議会が作成するもの

（市町村の責務）

第5条 市町村は、基本理念にのっとり、基礎的な地方公共団体として、当該市町村の地域並びに当該市町村の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該市町村の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施する責務を有する。

2 市町村長は、前項の責務を遂行するため、消防機関、水防団その他の組織の整備並びに当該市町村の区域内の公共的団体その他の防災に関する組織及び自主防災組織の充実を図るほか、住民の自発的な防災活動の促進を図り、市町村の有する全ての機能を十分に発揮するように努めなければならない。

3 消防機関、水防団その他市町村の機関は、その所掌事務を遂行するにあつては、第1項に規定する市町村の責務が十分に果たされることとなるように、相互に協力しなければならない。

（地方公共団体相互の協力）

第5条の2 地方公共団体は、第4条第1項及び前条第1項に規定する責務を十分に果たすため必要があるときは、相互に協力するように努めなければならない。

（住民等の責務）

第7条 地方公共団体の区域内の公共的団体、防災上重要な施設の管理者その他法令の規定による防災に関する責務を有する者は、基本理念にのっとり、法令又は地域防災計画の定めるところにより、誠実にその責務を果たさなければならない。

2 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、基本理念にのっとり、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

3 前2項に規定するもののほか、地方公共団体の住民は、基本理念にのっとり、食品、飲料水その他の生活必需物資の備蓄その他の自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、防災訓練その他の自発的な防災活動への参加、過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により防災に寄与するように努めなければならない。

（施策における防災上の配慮等）

第8条 国及び地方公共団体は、その施策が、直接的なものであると間接的なものであることを問わず、一体として

国土並びに国民の生命、身体及び財産の災害をなくすることに寄与することとなるように意を用いなければならない。

2 国及び地方公共団体は、災害の発生を予防し、又は災害の拡大を防止するため、特に次に掲げる事項の実施に努めなければならない。

- (1) 災害及び災害の防止に関する科学研究とその成果の実現に関する事項
 - (2) 治山、治水その他の国土の保全に関する事項
 - (3) 建物の不燃堅牢化その他都市の防災構造の改善に関する事項
 - (4) 交通、情報通信等の都市機能の集積に対応する防災対策に関する事項
 - (5) 防災上必要な気象、地象及び水象の観測、予報、情報その他の業務に関する施設及び組織並びに防災上必要な通信に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - (6) 災害の予報及び警報の改善に関する事項
 - (7) 地震予知情報（大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第2条第3号の地震予知情報をいう。）を周知させるための方法の改善に関する事項
 - (8) 気象観測網の充実についての国際的協力に関する事項
 - (9) 台風に対する人為的調節その他防災上必要な研究、観測及び情報交換についての国際的協力に関する事項
 - (10) 火山現象等による長期的災害に対する対策に関する事項
 - (11) 水防、消防、救助その他災害応急措置に関する施設及び組織の整備に関する事項
 - (12) 地方公共団体の相互応援及び第86条の8第1項に規定する広域一時滞在に関する協定並びに民間の団体の協力の確保に関する協定の締結に関する事項
 - (13) 自主防災組織の育成、ボランティアによる防災活動の環境の整備、過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援その他国民の自発的な防災活動の促進に関する事項
 - (14) 被災者の心身の健康の確保、居住の場所の確保その他被災者の保護に関する事項
 - (15) 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対する防災上必要な措置に関する事項
 - (16) 海外からの防災に関する支援の受入れに関する事項
 - (17) 被災者に対する的確な情報提供及び被災者からの相談に関する事項
 - (18) 防災上必要な教育及び訓練に関する事項
 - (19) 防災思想の普及に関する事項
- （市町村防災会議）

第16条 市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画を作成し、及びその実施を推進するほか、市町村長の諮問に応じて当該市町村の地域に関する重要事項を審議するため、市町村防災会議を置く。

2 前項に規定するもののほか、市町村は、協議により規約を定め、共同して市町村防災会議を設置することができる。

3 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときその他市町村防災会議を設置することが不適当又は困難であるときは、第1項の規定にかかわらず、市町村防災会議を設置しないことができる。

4 市町村は、前項の規定により市町村防災会議を設置しないこととしたとき（第2項の規定により市町村防災会議を共同して設置したときを除く。）は、速やかにその旨を都道府県知事に報告しなければならない。

- 5 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。
- 6 市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例（第2項の規定により設置された市町村防災会議にあつては、規約）で定める。

（都道府県災害対策本部）

第23条 都道府県の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部を設置することができる。

- 2 都道府県災害対策本部の長は、都道府県災害対策本部長とし、都道府県知事をもつて充てる。
- 3 都道府県災害対策本部に、都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員を置き、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県災害対策本部は、当該都道府県地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。
 - (1) 当該都道府県の地域に係る災害に関する情報を収集すること。
 - (2) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。
 - (3) 当該都道府県の地域に係る災害予防及び災害応急対策に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- 5 都道府県知事は、都道府県地域防災計画の定めるところにより、都道府県災害対策本部に、災害地にあつて当該都道府県災害対策本部の事務の一部を行う組織として、都道府県現地災害対策本部を置くことができる。
- 6 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するための必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 7 都道府県災害対策本部長は、当該都道府県の地域に係る災害予防又は災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の表明その他必要な協力を求めることができる。
- 8 前各項に規定するもののほか、都道府県災害対策本部に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

（市町村災害対策本部）

第23条の2 市町村の地域について災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、防災の推進を図るため必要があると認めるときは、市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部を設置することができる。

- 2 市町村災害対策本部の長は、市町村災害対策本部長とし、市町村長をもつて充てる。
- 3 市町村災害対策本部に、市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員を置き、当該市町村の職員又は当該市町村の区域を管轄する消防長若しくはその指名する消防吏員のうちから、当該市町村の市町村長が任命する。
- 4 市町村災害対策本部は、市町村地域防災計画の定めるところにより、次に掲げる事務を行う。この場合において、市町村災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めなければならない。
 - (1) 当該市町村の地域に係る災害に関する情報を収集すること。

(2) 当該市町村の地域に係る災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害予防及び災害応急対策を実施すること。

5 市町村長は、市町村地域防災計画の定めるところにより、市町村災害対策本部に、災害地にあつて当該市町村災害対策本部の事務の一部を行う組織として、市町村現地災害対策本部を置くことができる。

6 市町村災害対策本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る災害予防又は災害応急対策を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。

7 前条第7項の規定は、市町村災害対策本部長について準用する。この場合において、同項中「当該都道府県の」とあるのは、「当該市町村の」と読み替えるものとする。

8 前各項に規定するもののほか、市町村災害対策本部に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(職員の派遣の要請)

第29条 都道府県知事又は都道府県の委員会若しくは委員（以下「都道府県知事等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（独立行政法人通則法第2条第4項に規定する行政執行法人に限る。以下この節において同じ。）に対し、当該指定行政機関、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 市町村長又は市町村の委員会若しくは委員（以下「市町村長等」という。）は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定地方行政機関の長又は指定公共機関（その業務の内容その他の事情を勘案して市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとしてそれぞれ地域を限つて内閣総理大臣が指定するものに限る。次条において「特定公共機関」という。）に対し、当該指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

3 都道府県又は市町村の委員会又は委員は、前2項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長に協議しなければならない。

(職員の派遣のあつせん)

第30条 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、それぞれ、指定行政機関、指定地方行政機関若しくは指定公共機関又は指定地方行政機関若しくは特定公共機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

2 都道府県知事等又は市町村長等は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、政令で定めるところにより、内閣総理大臣又は都道府県知事に対し、地方自治法第252条の17の規定による職員の派遣について、又は同条の規定による職員の派遣若しくは地方独立行政法人法第124条第1項の規定による職員（指定地方公共機関である同法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人（次条において「特定地方公共機関」という。）の職員に限る。）の派遣についてあつせんを求めることができる。

3 前条第3項の規定は、前2項の規定によりあつせんを求めようとする場合について準用する。

第41条 都道府県が他の法令の規定に基づいて作成し、又は協議する次に掲げる防災に関する計画又は防災に関連する計画の防災に関する部分は、防災基本計画、防災業務計画又は都道府県地域防災計画と矛盾し、又は抵触するものであつてはならない。

(1) 水防法（昭和24年法律第193号）第7条第1項及び第6項に規定する都道府県の水防計画並びに同法第33条第1項に規定する指定管理団体の水防計画

(2) 離島振興法（昭和28年法律第72号）第4条第1項に規定する離島振興計画

(3) 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条の3第1項の海岸保全基本計画

- (4)地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第9条に規定する地すべり防止工事に関する基本計画
- (5)活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）第3条第1項に規定する避難施設緊急整備計画並びに同法第8条第1項に規定する防災営農施設整備計画、同条第2項に規定する防災林業経営施設整備計画及び同条第3項に規定する防災漁業経営施設整備計画
- (6)地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律（昭和55年法律第63号）第2条第1項に規定する地震対策緊急整備事業計画
- (7)半島振興法（昭和60年法律第63号）第3条第1項に規定する半島振興計画
- (8)前各号に掲げるもののほか、政令で定める計画
（市町村地域防災計画）

第42条 市町村防災会議（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長。以下この条において同じ。）は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

2 市町村地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1)当該市町村の地域に係る防災に関し、当該市町村及び当該市町村の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（第4項において「当該市町村等」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱
- (2)当該市町村の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究、教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
- (3)当該市町村の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

3 市町村地域防災計画は、前項各号に掲げるもののほか、市町村内の一定の地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下この項及び次条において「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（同条において「地区防災計画」という。）について定めることができる。

4 市町村防災会議は、市町村地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において当該市町村等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

5 市町村防災会議は、第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。

6 都道府県知事は、前項の規定により市町村地域防災計画について報告を受けたときは、都道府県防災会議の意見を聴くものとし、必要があると認めるときは、当該市町村防災会議に対し、必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第21条の規定は、市町村長が第1項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正する場合について準用する。

第42条の2 地区居住者等は、共同して、市町村防災会議に対し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めることを提案することができる。この場合においては、当該提案に係る地区防災計画の素案を添えなければならない。

- 2 前項の規定による提案（以下この条において「計画提案」という。）は、当該計画提案に係る地区防災計画の素案の内容が、市町村地域防災計画に抵触するものでない場合に、内閣府令で定めるところにより行うものとする。
- 3 市町村防災会議は、計画提案が行われたときは、遅滞なく、当該計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要があるかどうかを判断し、その必要があると認めるときは、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めなければならない。
- 4 市町村防災会議は、前項の規定により同項の判断をした結果、計画提案を踏まえて市町村地域防災計画に地区防災計画を定める必要がないと決定したときは、遅滞なく、その旨及びその理由を、当該計画提案をした地区居住者等に通知しなければならない。
- 5 市町村地域防災計画に地区防災計画が定められた場合においては、当該地区防災計画に係る地区居住者等は、当該地区防災計画に従い、防災活動を実施するように努めなければならない。

（指定緊急避難場所の指定）

第49条の4 市町村長は、防災施設の整備の状況、地形、地質その他の状況を総合的に勘案し、必要があると認めるときは、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るため、政令で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、津波その他の政令で定める異常な現象の種類ごとに、指定緊急避難場所として指定しなければならない。

- 2 市町村長は、前項の規定により指定緊急避難場所を指定しようとするときは、当該指定緊急避難場所の管理者（当該市町村を除く。次条において同じ。）の同意を得なければならない。
- 3 市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定緊急避難場所に関する届出）

第49条の5 指定緊急避難場所の管理者は、当該指定緊急避難場所を廃止し、又は改築その他の事由により当該指定緊急避難場所の現状に政令で定める重要な変更を加えようとするときは、内閣府令で定めるところにより市町村長に届け出なければならない。

（指定の取消し）

第49条の6 市町村長は、当該指定緊急避難場所が廃止され、又は第49条の4第1項の政令で定める基準に適合しなくなつたと認めるときは、同項の規定による指定を取り消すものとする。

- 2 市町村長は、前項の規定により第49条の4第1項の規定による指定を取り消したときは、その旨を、都道府県知事に通知するとともに、公示しなければならない。

（指定避難所の指定）

第49条の7 市町村長は、想定される災害の状況、人口の状況その他の状況を勘案し、災害が発生した場合における適切な避難所（避難のための立退きを行つた居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という。）を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民（以下「被災住民」という。）その他の被災者を一時的に滞在させるための施設をいう。以下同じ。）の確保を図るため、政令で定める基準に適合する公共施設その他の施設を指定避難所として指定しなければならない。

- 2 第49条の4第2項及び第3項並びに前2条の規定は、指定避難所について準用する。この場合において、第49条の4第2項中「前項」とあり、及び同条第3項中「第1項」とあるのは「第49条の7第1項」と、前条中「第49条の4第1項」とあるのは「次条第1項」と読み替えるものとする。
- 3 都道府県知事は、前項において準用する第49条の4第3項又は前条第2項の規定による通知を受けたときは、そ

の旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(指定緊急避難場所と指定避難所との関係)

第 49 条の 8 指定緊急避難場所と指定避難所とは、相互に兼ねることができる。

(居住者等に対する周知のための措置)

第 49 条の 9 市町村長は、居住者等の円滑な避難のための立退きに資するよう、内閣府令で定めるところにより、災害に関する情報の伝達方法、指定緊急避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項その他円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を居住者等に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第 49 条の 10 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第 1 項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第 1 項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

(名簿情報の利用及び提供)

第 49 条の 11 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和 23 年法律第 198 号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 109 条第 1 項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第 49 条の 12 市町村長は、前条第 2 項又は第 3 項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第 49 条の 13 第 49 条の 11 第 2 項若しくは第 3 項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(個別避難計画の作成)

第 49 条の 14 市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について避難支援等を実施するための計画（以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めなければならない。ただし、個別避難計画を作成することについて当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 2 市町村長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し次条第 2 項又は第 3 項の規定による同条第 1 項に規定する個別避難計画情報の提供に係る事項について説明しなければならない。
- 3 個別避難計画には、第 49 条の 10 第 2 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 避難支援等実施者（避難支援等関係者のうち当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について避難支援等を実施する者をいう。次条第 2 項において同じ。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
- (2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項
- (4) 市町村長は、第 1 項の規定による個別避難計画の作成に必要な限度で、その保有する避難行動要支援者の氏名その他の避難行動要支援者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- (5) 市町村長は、第 1 項の規定による個別避難計画の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、避難行動要支援者に関する情報の提供を求めることができる。

(個別避難計画情報の利用及び提供)

第 49 条の 15 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第 1 項の規定により作成した個別避難計画に記載し、又は記録された情報（以下「個別避難計画情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、避難

支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者（次項、次条及び第49条の17において「避難行動要支援者等」という。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

- 3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、個別避難計画情報を提供することができる。この場合においては、個別避難計画情報を提供することについて当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等の同意を得ることを要しない。
- 4 前2項に定めるもののほか、市町村長は、個別避難計画情報に係る避難行動要支援者以外の避難行動要支援者について避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、避難支援等関係者に対する必要な情報の提供その他の必要な配慮をするものとする。

第49条の16 市町村長は、前条第2項又は第3項の規定により個別避難計画情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、個別避難計画情報の提供を受ける者に対して個別避難計画情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（秘密保持義務）

第49条の17 第49条の15第2項若しくは第3項の規定により個別避難計画情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該個別避難計画情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者等に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（災害応急対策及びその実施責任）

第50条 災害応急対策は、次に掲げる事項について、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は応急的救助を行う等災害の拡大を防止するために行うものとする。

- (1) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項
 - (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項
 - (3) 被災者の救難、救助その他保護に関する事項
 - (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項
 - (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項
 - (6) 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関する事項
 - (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
 - (8) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮して、災害応急対策を実施しなければならない。

（発見者の通報義務等）

第54条 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なく、その旨を市町村長又は警察官若しくは

海上保安官に通報しなければならない。

- 2 何人も、前項の通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない。
- 3 第1項の通報を受けた警察官又は海上保安官は、その旨をすみやかに市町村長に通報しなければならない。
- 4 第1項又は前項の通報を受けた市町村長は、地域防災計画の定めるところにより、その旨を気象庁その他の関係機関に通報しなければならない。

(市長村長の避難の指示等)

第60条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先として指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立退きを行うことによりかえつて人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあるとき、市町村長は、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなつたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたときは、当該市町村の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一部を当該市町村長に代わつて実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。
- 8 第6項の規定による都道府県知事の代行に関し必要な事項は、政令で定める。

(広域避難の協議等)

第61条の4 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生するおそれがある場合において、予想される災害の事態に照らし、第60条第1項に規定する避難のための立退きを指示した場合におけるその立退き先を当該市町村内の指定緊急避難場所その他の避難場所とすることが困難であり、かつ、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため当該居住者等を一定期間他の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、当該居住者等の受入れについて、同一都道府県内の他の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「協議先市町村長」という。）は、同項の居住者等（以下「要避難者」という。）を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、協議先市町村長は、同項の規定による滞在（以下「広域避難」という。）の用

に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。

- 4 前項の場合において、協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 5 協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知しなければならない。
- 6 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議先市町村長及び前項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第4項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

（都道府県外広域避難の協議等）

第61条の5 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、要避難者を一定期間他の都道府県内の市町村の区域に滞在させる必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、当該他の都道府県の知事と当該要避難者の受入れについて協議することを求めることができる。

- 2 前項の規定による要求があつたときは、都道府県知事は、要避難者の受入れについて、当該他の都道府県の知事に協議しなければならない。
- 3 都道府県知事は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を内閣総理大臣に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもって足りる。
- 4 第2項の場合において、協議を受けた都道府県知事（以下この条において「協議先都道府県知事」という。）は、要避難者の受入れについて、関係市町村長と協議しなければならない。
- 5 前項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、第1項の規定による滞在（以下「都道府県外広域避難」という。）の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 6 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 7 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を協議先都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 協議先都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その内容を第2項の規定により協議した都道府県知事（以下この条において「協議元都道府県知事」という。）に通知しなければならない。
- 9 協議元都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議することを求めた市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 10 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示するとともに、内閣府令で定める者に通知しなければならない。

- 1 1 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を協議元都道府県知事に報告し、及び公示するとともに、前項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 1 2 協議元都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、速やかに、その旨を協議先都道府県知事に通知するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 1 3 協議先都道府県知事は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長に通知しなければならない。
- 1 4 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第6項の内閣府令で定める者に通知しなければならない。

(市町村長による都道府県外広域避難の協議等)

第61条の6 前条第1項に規定する場合において、市町村長は、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、要避難者の受入れについて、他の都道府県内の市町村の市町村長に協議することができる。

- 2 市町村長は、前項の規定による協議をするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。ただし、あらかじめ報告することが困難なときは、協議の開始の後、遅滞なく、報告することをもつて足りる。
- 3 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 4 第1項の場合において、協議を受けた市町村長（以下この条において「都道府県外協議先市町村長」という。）は、同項の要避難者を受け入れないことについて正当な理由がある場合を除き、要避難者を受け入れるものとする。この場合において、都道府県外協議先市町村長は、都道府県外広域避難の用に供するため、受け入れた要避難者に対し指定緊急避難場所その他の避難場所を提供しなければならない。
- 5 前項の場合において、都道府県外協議先市町村長は、当該市町村の区域において要避難者を受け入れるべき避難場所を決定し、直ちに、その内容を当該避難場所を管理する者その他の内閣府令で定める者に通知しなければならない。
- 6 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による決定をしたときは、速やかに、その内容を第1項の規定により協議した市町村長（以下この条において「協議元市町村長」という。）に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 7 協議元市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その内容を公示し、及び内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 8 前項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。
- 9 協議元市町村長は、都道府県外広域避難の必要がなくなつたと認めるときは、速やかに、その旨を都道府県外協議先市町村長及び第7項の内閣府令で定める者に通知し、並びに公示するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 10 都道府県外協議先市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、速やかに、その旨を第5項の内閣府令で定める者に通知するとともに、都道府県知事に報告しなければならない。
- 11 第9項の規定による報告を受けた都道府県知事は、速やかに、その内容を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(都道府県知事及び内閣総理大臣による助言)

第61条の7 都道府県知事は、市町村長から求められたときは、第61条の4第1項の規定による協議の相手方その他広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

- 2 内閣総理大臣は、都道府県知事から求められたときは、第61条の5第2項の規定による協議の相手方その他都道

府県外広域避難に関する事項又は広域避難に関する事項について助言をしなければならない。

(居住者等の運送)

第 61 条の 8 都道府県知事は、都道府県の地域に係る災害が発生するおそれがある場合であつて、居住者等の生命又は身体を当該災害から保護するため緊急の必要があると認めるときは、運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を示して、居住者等の運送を要請することができる。

2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、都道府県知事は、居住者等の生命又は身体を災害から保護するため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、居住者等の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、運送すべき人並びに運送すべき場所及び期日を書面で示さなければならない

(市町村長の警戒区域設定権等)

第 63 条 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場合において、市町村長若しくはその委任を受けて同項に規定する市町村長の職権を行なう市町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があつたときは、警察官又は海上保安官は、同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる。この場合において、同項に規定する市町村長の職権を行なつたときは、警察官又は海上保安官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行なうことができる者がその場にいる場合に限りに限り、自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 83 条第 2 項の規定により派遣を命ぜられた同法第 8 条に規定する部隊等の自衛官（以下「災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官」という。）の職務の執行について準用する。この場合において、第 1 項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

4 第 61 条の 2 の規定は、第 1 項の規定により警戒区域を設定しようとする場合について準用する。

第 65 条 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、当該市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させることができる。

2 第 63 条第 2 項の規定は、前項の場合について準用する。

3 第 1 項の規定は、市町村長その他同項に規定する市町村長の職権を行うことができる者がその場にいる場合に限りに限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同項に規定する措置をとつたときは、当該災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、直ちに、その旨を市町村長に通知しなければならない。

(他の市町村長等に対する応援の要求)

第 67 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、他の市町村の市町村長等に対し、応援を求めることができる。この場合において、応急措置を実施するための応援を求められた市町村長等は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。

2 前項の応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、当該応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動するものとする。

(都道府県知事等に対する応援の要求等)

第 68 条 市町村長等は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事等に対し、応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請することができる。この場合において、応援を求められ、又は災害応急対策の実施を要請された都道府県知事等は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒んではならない。

(災害派遣の要請の要求等)

第 68 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、自衛隊法第 83 条第 1 項の規定による要請（次項において「要請」という。）をするよう求めることができる。この場合において、市町村長は、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。

2 市町村長は、前項の要求ができない場合には、その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を防衛大臣又はその指定する者に通知することができる。この場合において、当該通知を受けた防衛大臣又はその指定する者は、その事態に照らし特に緊急を要し、要請を待ついとまがないと認められるときは、人命又は財産の保護のため、要請を待たないで、自衛隊法第 8 条に規定する部隊等を派遣することができる。

3 市町村長は、前 2 項の通知をしたときは、速やかに、その旨を都道府県知事に通知しなければならない。

(災害時における交通の規制等)

第 76 条 都道府県公安委員会は、当該都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、道路の区間（災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場所及びこれらの周辺の地域にあつては、区域又は道路の区間）を指定して、緊急通行車両（道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 39 条第 1 項の緊急自動車その他の車両で災害応急対策の的確かつ円滑な実施のためその通行を確保することが特に必要なものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。

2 前項の規定による通行の禁止又は制限（以下「通行禁止等」という。）が行われたときは、当該通行禁止等を行つた都道府県公安委員会及び当該都道府県公安委員会と管轄区域が隣接し又は近接する都道府県公安委員会は、直ちに、それぞれの都道府県の区域内に在る者に対し、通行禁止等に係る区域又は道路の区間（次条第 4 項及び第 76 条の 3 第 1 項において「通行禁止区域等」という。）その他必要な事項を周知させる措置をとらなければならない。

第 76 条の 2 道路の区間に係る通行禁止等が行われたときは、当該道路の区間に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を当該道路の区間以外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

2 区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該区域に在る通行禁止等の対象とされる車両の運転者は、速やかに、当該車両を道路外の場所へ移動しなければならない。この場合において、当該車両を速やかに道路外の場所へ移動することが困難なときは、当該車両をできる限り道路の左側端に沿つて駐車する等緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

3 前 2 項の規定による駐車については、道路交通法第 3 章第 9 節及び第 75 条の 8 の規定は、適用しない。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、通行禁止区域等に在る車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従つて車両を移動し、又は駐車しなければならない。

5 第1項、第2項又は前項の規定による車両の移動又は駐車については、前条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限は、適用しない。

第76条の3 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

2 前項の場合において、同項の規定による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

3 前2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両（自衛隊の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

4 第1項及び第2項の規定は、警察官がその場にはいない場合に限り、消防吏員の職務の執行について準用する。この場合において、第1項中「緊急通行車両の通行」とあるのは「消防用緊急通行車両（消防機関の使用する緊急通行車両で災害応急対策の実施のため運転中のものをいう。以下この項において同じ。）の通行」と、「緊急通行車両の円滑な通行」とあるのは「消防用緊急通行車両の円滑な通行」と読み替えるものとする。

5 第1項（前2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従って行う措置及び第2項（前2項において準用する場合を含む。）の規定により行う措置については、第76条第1項の規定による車両の通行の禁止及び制限並びに前条第1項、第2項及び第4項の規定は、適用しない。

6 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官又は消防吏員は、第3項若しくは第4項において準用する第1項の規定による命令をし、又は第3項若しくは第4項において準用する第2項の規定による措置をとるときは、直ちに、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

第76条の4 都道府県公安委員会は、通行禁止等を行うため必要があると認めるときは、道路管理者等に対し、当該通行禁止等を行おうとする道路の区間において、第76条の6第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを要請することができる。

2 前項の「道路管理者等」とは、道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあっては国土交通大臣、その他の道路にあっては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）、港湾管理者（港湾法第2条第1項に規定する港湾管理者をいい、同条第5項第4号の道路（同条第6項の規定により同号の道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第2項において同じ。）又は漁港管理者（漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第25条の規定により決定された地方公共団体をいい、同法第3条第2号イの道路（同法第40条第1項又は第2項の規定により同号イの道路とみなされたものを含む。）を管理している者に限る。第76条の7第3項においても同じ。）をいう。

3 会社管理高速道路（道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）第2条第4項に規定する会社（第76条の6第6項及び第7項において「会社」という。）が同法第4条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路（高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路をいう。）をいう。第76条の6において同じ。）の区間について前項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中

「道路管理者（高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第4条第1項に規定する高速自動車国道にあつては国土交通大臣、その他の道路にあつては道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）」とあるのは「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下この項において「機構」という。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて機構が行う同条第1項」とする。

- 4 公社管理道路（地方道路公社（地方道路公社法（昭和45年法律第82号）第1条の地方道路公社をいう。以下同じ。）が道路整備特別措置法第14条の規定により維持、修繕及び災害復旧を行い、又は同法第15条第1項の許可を受けて維持、修繕及び災害復旧を行う道路をいう。第76条の6第8項及び第9項において同じ。）の区間について第1項の規定による要請をする場合における同項の規定の適用については、同項中「道路管理者等」とあるのは「地方道路公社（第4項に規定する地方道路公社をいう。以下この項において同じ。）」と、「第76条の6第1項」とあるのは「第76条の6第8項の規定により公社管理道路の道路管理者に代わつて地方道路公社が行う同条第1項」とする。

第76条の5 国家公安委員会は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、関係都道府県公安委員会に対し、通行禁止等に関する事項について指示することができる。

（災害時における車両の移動等）

第76条の6 第76条の4第2項に規定する道路管理者等（以下この条において「道路管理者等」という。）は、その管理する道路の存する都道府県又はこれに隣接し若しくは近接する都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、道路における車両の通行が停止し、又は著しく停滞し、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者（第3項第3号において「車両等の占有者等」という。）に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動することその他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- 2 道路管理者等は、前項の規定による指定をしたときは、直ちに、当該指定をした道路の区間（以下この項において「指定道路区間」という。）内に在る者に対し、当該指定道路区間を周知させる措置をとらなければならない。

- 3 次に掲げる場合においては、道路管理者等は、自ら第1項の規定による措置をとることができる。この場合において、道路管理者等は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、当該措置に係る車両その他の物件を破損することができる。

（1）第1項の規定による措置をとることを命ぜられた者が、当該措置をとらない場合

（2）道路管理者等が、第1項の規定による命令の相手方が現場にいないために同項の規定による措置をとることを命ずることができない場合

（3）道路管理者等が、道路の状況その他の事情により車両等の占有者等に第1項の規定による措置をとらせることができないと認めて同項の規定による命令をしないこととした場合

- 4 道路管理者等は、第1項又は前項の規定による措置をとるためやむを得ない必要があるときは、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

- 5 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、会社管理高速道路の道路管理者に代わつて、第1項から前項までの規定による権限を行うものとする。

- 6 機構は、前項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつてその権限を行つた場合においては、遅滞なく、その旨を会社に通知しなければならない。
- 7 機構は、第5項の規定により会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限に係る事務の一部を会社に委託しようとするときは、その委託する事務の円滑かつ効率的な実施を確保するため、あらかじめ、会社と協議し、当該委託する事務の内容及びこれに要する費用の負担の方法を定めておかなければならない。
- 8 地方道路公社は、公社管理道路の道路管理者に代わつて、第1項から第4項までの規定による権限を行うものとする。
- 9 第5項の規定により機構が会社管理高速道路の道路管理者に代わつて行う権限は、道路整備特別措置法第25条第1項の規定により公告する料金の徴収期間の満了の日までに限り行うことができるものとする。前項の規定により地方道路公社が公社管理道路の道路管理者に代わつて行う権限についても、同様とする。

第76条の7 国土交通大臣は道路法第13条第1項に規定する指定区間外の国道（同法第3条第2号に掲げる一般国道をいう。）、都道府県道（同法第3条第3号に掲げる都道府県道をいう。）及び市町村道（同法第3条第4号に掲げる市町村道をいう。以下この項において同じ。）に関し、都道府県知事は地方自治法第252条の19第1項に規定する指定都市の市道以外の市町村道に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、それぞれ当該道路の道路管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

- 2 国土交通大臣は、港湾管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該港湾管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。
- 3 農林水産大臣は、漁港管理者が管理する道路に関し、緊急通行車両の通行を確保し、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該漁港管理者に対し、前条第1項の規定による指定若しくは命令をし、又は同条第3項若しくは第4項の規定による措置をとるべきことを指示することができる。

第76条の8 第76条の6に規定する道路管理者である国土交通大臣の権限並びに前条第1項及び第2項に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その全部又は一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

（指定公共機関等の応急措置）

第80条 指定公共機関及び指定地方公共機関は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は防災計画の定めるところにより、その所掌業務に係る応急措置をすみやかに実施するとともに、指定地方行政機関の長、都道府県知事等及び市町村長等の実施する応急措置が的確かつ円滑に行なわれるようにするため、必要な措置を講じなければならない。

- 2 指定公共機関及び指定地方公共機関は、その所掌業務に係る応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、法令又は防災計画の定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長に対し、労務、施設、設備又は物資の確保について応援を求めることができる。この場合において、応援を求められた指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事若しくは市町村長は、正当な理由がない限り応援を拒んではならない。

(安否情報の提供等)

第 86 条の 15 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生した場合において、内閣府令で定めるところにより、当該災害の被災者の安否に関する情報（次項において「安否情報」という。）について照会があつたときは、回答することができる。

- 2 都道府県知事又は市町村長は、前項の規定により安否情報を回答するときは、当該安否情報に係る被災者又は第三者の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮するものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。
- 4 都道府県知事又は市町村長は、第 1 項の規定による回答を適切に行い、又は当該回答の適切な実施に備えるために必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長、消防機関、都道府県警察その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(物資又は資材の供給の要請等)

第 86 条の 16 都道府県知事又は市町村長は、当該都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、災害応急対策の実施に当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認めるときは、都道府県知事にあつては指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長に対し、市町村長にあつては都道府県知事に対し、それぞれ必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずるよう要請し、又は求めることができる。

- 2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たつて、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

(備蓄物資等の供給に関する相互協力)

第 86 条の 17 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者は、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合において、その備蓄する物資又は資材の供給に関し、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害応急対策必要物資の運送)

第 86 条の 18 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため緊急の必要があると認めるときは、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長にあつては運送事業者である指定公共機関に対し、都道府県知事にあつては運送事業者である指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、運送すべき物資又は資材並びに運送すべき場所及び期日を示して、当該災害応急対策の実施に必要な物資又は資材（次項において「災害応急対策必要物資」という。）の運送を要請することができる。

- 2 指定公共機関又は指定地方公共機関が正当な理由がないのに前項の規定による要請に応じないときは、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、災害応急対策の実施のため特に必要があると認めるときに限り、当該指定公共機関又は指定地方公共機関に対し、災害応急対策必要物資の運送を行うべきことを指示することができる。この場合においては、同項の事項を書面で示さなければならない。

(災害復旧の実施責任)

第 87 条 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関その他法令の規定により災害復旧の実施について責任を有する者は、法令又は防災計画の定めるところにより、災害復旧を実施しなければならない。

(罹災証明書の交付)

第 90 条の 2 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者から申請があつたときは、遅滞なく、住家の被害その他当該市町村長が定める種類の被害の状況を調査し、当該災害による被害の程度を証明する書面（次項において「罹災証明書」という。）を交付しなければならない。

- 2 市町村長は、災害の発生に備え、罹災証明書の交付に必要な業務の実施体制の確保を図るため、前項の規定による調査について専門的な知識及び経験を有する職員の育成、当該市町村と他の地方公共団体又は民間の団体との連携の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被災者台帳の作成)

第 90 条の 3 市町村長は、当該市町村の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があると認めるときは、被災者の援護を実施するための基礎とする台帳（以下この条及び次条第 1 項において「被災者台帳」という。）を作成することができる。

- 2 被災者台帳には、被災者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
- (6) 援護の実施の状況
- (7) 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
- (8) 前各号に掲げるもののほか、内閣府令で定める事項

- 3 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成に必要な限度で、その保有する被災者の氏名その他の被災者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

- 4 市町村長は、第 1 項の規定による被災者台帳の作成のため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長その他の者に対して、被災者に関する情報の提供を求めることができる。

(台帳情報の利用及び提供)

第 90 条の 4 市町村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第 1 項の規定により作成した被災者台帳に記載し、又は記録された情報（以下この条において「台帳情報」という。）を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することができる。

- (1) 本人（台帳情報によつて識別される特定の個人をいう。以下この号において同じ。）の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
- (2) 市町村が被災者に対する援護の実施に必要な限度で台帳情報を内部で利用するとき。
- (3) 他の地方公共団体に台帳情報を提供する場合において、台帳情報の提供を受ける者が、被災者に対する援護の実施に必要な限度で提供に係る台帳情報を利用するとき。

- 2 前項（第 1 号又は第 3 号に係る部分に限る。）の規定による台帳情報の提供に関し必要な事項は、内閣府令で定める。

附則

この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和37年政令第287号で昭和37年7月10日から施行)

(附則以下省略)

3. 気象業務法（抄）

（昭和27年6月2日法律第165号）

最終改正 令和6年4月24日号外法第20号

（定義）

第2条 この法律において「気象」とは、大気（電離層を除く。）の諸現象をいう。

2 この法律において「地象」とは、地震及び火山現象並びに気象に密接に関連する地面及び地中の諸現象をいう。

3 この法律において「水象」とは、気象、地震又は火山現象に密接に関連する陸水及び海洋の諸現象をいう。

4 この法律において「気象業務」とは、次に掲げる業務をいう。

（1）気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表

（2）気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動（以下単に「地震動」という。）に限る。）及び水象の予報及び警報

（3）気象、地象及び水象に関する情報の収集及び発表

（4）地球磁気及び地球電気の常時観測並びにその成果の収集及び発表

（5）前各号の事項に関する統計の作成及び調査並びに統計及び調査の成果の発表

（6）前各号の業務を行うに必要な研究

（7）前各号の業務を行うに必要な附帯業務

5 この法律において「観測」とは、自然科学的方法による現象の観察及び測定をいう。

6 この法律において「予報」とは、観測の成果に基づく現象の予想の発表をいう。

7 この法律において「警報」とは、重大な災害の起こるおそれのある旨を警告して行う予報をいう。

8 この法律において「気象測器」とは、気象、地象及び水象の観測に用いる器具、器械及び装置をいう。

（気象庁以外の者の行う気象観測）

第6条 気象庁以外の政府機関又は地方公共団体が気象の観測を行う場合には、国土交通省令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。但し、左に掲げる気象の観測を行う場合は、この限りでない。

（1）研究のために行う気象の観測

（2）教育のために行う気象の観測

（3）国土交通省令で定める気象の観測

2 政府機関及び地方公共団体以外の者が次に掲げる気象の観測を行う場合には、前項の技術上の基準に従ってこれをしなければならない。ただし、国土交通省令で定める気象の観測を行う場合は、この限りでない。

（1）その成果を発表するための気象の観測

（2）その成果を災害の防止に利用するための気象の観測

3 前2項の規定により気象の観測を技術上の基準に従ってしなければならない者がその施設を設置したときは、国土交通省令の定めるところにより、その旨を気象庁長官に届け出なければならない。これを廃止したときも同様とする。

4 気象庁長官は、気象に関する観測網を確立するため必要があると認めるときは、前項前段の規定により届出をした者に対し、気象の観測の成果を報告することを求めることができる。

（観測成果等の発表）

第11条 気象庁は、気象、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測の成果並びに気象、地象及び水象に

関する情報を直ちに発表することが公衆の利便を増進すると認めるときは、放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下単に「報道機関」という。）の協力を求めて、直ちにこれを発表し、公衆に周知させるように努めなければならない。

（地震防災対策強化地域に係る地震に関する情報等の報告）

第11条の2 気象庁長官は、地象、地動、地球磁気、地球電気及び水象の観測及び研究並びに地震に関する土地及び水域の測量の成果に基づき、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第3条第1項に規定する地震防災対策強化地域に係る大規模な地震が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに、政令で定めるところにより、発生のおそれがあると認める地震に関する情報（当該地震の発生により生ずるおそれのある津波の予想に関する情報を含む。）を内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 気象庁長官は、前項の規定により報告をした後において、当該地震に関し新たな事情が生じたと認めるときは、その都度、当該新たな事情に関する情報を同項の規定に準じて報告しなければならない。この場合において、同項中「内閣総理大臣」とあるのは、「内閣総理大臣（大規模地震対策特別措置法第10条第1項の規定により地震災害警戒本部が設置されたときは、内閣総理大臣及び地震災害警戒本部長）」と読み替えるものとする。

（予報及び警報）

第13条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象（地震にあつては、地震動に限る。第16条を除き、以下この章において同じ。）、津波、高潮、波浪及び洪水についての一般の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。ただし、次条第1項の規定により警報をする場合は、この限りでない。

2 気象庁は、前項の予報及び警報の外、政令の定めるところにより、津波、高潮、波浪及び洪水以外の水象についての一般の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 気象庁は、前2項の予報及び警報をする場合は、自ら予報事項及び警報事項の周知の措置を執る外、報道機関の協力を求めて、これを公衆に周知させるように努めなければならない。

第13条の2 気象庁は、予想される現象が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合として降雨量その他に関し気象庁が定める基準に該当する場合には、政令の定めるところにより、その旨を示して、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての一般の利用に適合する警報をしなければならない。

2 気象庁は、前項の基準を定めようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かななければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かななければならない。

3 気象庁は、第1項の基準を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の基準の変更について準用する。

5 前条第3項の規定は、第1項の警報（第15条の2第1項において「特別警報」という。）をする場合に準用する。

第14条 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、地象、津波、高潮及び波浪についての航空機及び船舶の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、気象、地象及び水象についての鉄道事業、電気事業その他特殊な事業の利用に適合する予報及び警報をすることができる。

3 第13条第3項の規定は、第1項の予報及び警報をする場合に準用する。

第14条の2 気象庁は、政令の定めるところにより、気象、津波、高潮及び洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

2 気象庁は、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項の規定により指定された河川について、水防に関す

る事務を行う国土交通大臣と共同して、当該河川の水位又は流量（氾濫した後においては、水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深）を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。

- 3 気象庁は、水防法第 11 条第 1 項の規定により指定された河川について、都道府県知事と共同して、水位又は流量を示して洪水についての水防活動の利用に適合する予報及び警報をしなければならない。この場合において、同法第 11 条の 2 第 2 項の規定による情報の提供を受けたときは、これを踏まえるものとする。
- 4 気象庁は、水防法第 11 条の 2 第 2 項の規定により提供を受けた情報を活用するに当たって、特に専門的な知識を必要とする場合には、水防に関する事務を行う国土交通大臣の技術的助言を求めなければならない。
- 5 第 13 条第 3 項の規定は、第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合に準用する。この場合において、同条第 3 項中「前 2 項の予報及び警報をする場合は、」とあるのは、「第 14 条の 2 第 1 項から第 3 項までの予報及び警報をする場合は、それぞれ、単独で、水防に関する事務を行う国土交通大臣と共同して又は都道府県知事と共同して、」と読み替えるものとする。
- 6 第 2 項又は第 3 項の規定により予報及び警報をする国土交通大臣又は都道府県知事については、第 17 条及び第 23 条の規定は、適用しない。

第 15 条 気象庁は、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項又は前条第 1 項から第 3 項までの規定により、気象、地象、津波、高潮、波浪及び洪水の警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその警報事項を警察庁、消防庁、国土交通省、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和 59 年法律第 85 号）第 1 条の 2 第 2 項に規定する東日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）、西日本電信電話株式会社（同法第 1 条の 2 第 3 項に規定する西日本電信電話株式会社をいう。以下同じ。）又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の警報以外の警報をした場合において、警戒の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた警察庁、消防庁、都道府県、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知するように努めなければならない。
- 3 前項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させるように努めなければならない。
- 4 第 1 項の通知を受けた国土交通省の機関は、直ちにその通知された事項を航行中の航空機に周知させるように努めなければならない。
- 5 第 1 項の通知を受けた海上保安庁の機関は、直ちにその通知された事項を航海中及び入港中の船舶に周知させるように努めなければならない。
- 6 第 1 項の通知を受けた日本放送協会の機関は、直ちにその通知された事項の放送をしなければならない。

第 15 条の 2 気象庁は、第 13 条の 2 第 1 項の規定により、気象、地象、津波、高潮及び波浪の特別警報をしたときは、政令の定めるところにより、直ちにその特別警報に係る警報事項を警察庁、消防庁、海上保安庁、都道府県、東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社又は日本放送協会の機関に通知しなければならない。地震動の特別警報以外の特別警報をした場合において、当該特別警報の必要がなくなつたときも同様とする。

- 2 前項の通知を受けた都道府県の機関は、直ちにその通知された事項を関係市町村長に通知しなければならない。
- 3 前条第 2 項の規定は、警察庁、消防庁、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の機関が第 1 項の通知を受けた場合に準用する。
- 4 第 2 項又は前項において準用する前条第 2 項の通知を受けた市町村長は、直ちにその通知された事項を公衆及び所在の官公署に周知させる措置をとらなければならない。

- 5 前条第5項の規定は海上保安庁の機関が第1項の通知を受けた場合に、同条第6項の規定は日本放送協会の機関が第1項の通知を受けた場合に、それぞれ準用する。

4. 大規模地震対策特別措置法

(昭和 53 年 6 月 15 日法律第 73 号)

最終改正 令和 6 年 5 月 24 日号外法律第 37 号

(目的)

第 1 条 この法律は、大規模な地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、地震防災対策強化地域の指定、地震観測体制の整備その他地震防災体制の整備に関する事項及び地震防災応急対策その他地震防災に関する事項について特別の措置を定めることにより、地震防災対策の強化を図り、もつて社会の秩序の維持と公共の福祉の確保に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 地震災害

地震動により直接に生ずる被害及びこれに伴い発生する津波、火事、爆発その他の異常な現象により生ずる被害をいう。

(2) 地震防災

地震災害の発生の防止又は地震災害が発生した場合における被害の軽減をあらかじめ図ることをいう。

(3) 地震予知情報

気象業務法（昭和 27 年法律第 165 号）第 11 条の 2 第 1 項に規定する地震に関する情報及び同条第 2 項に規定する新たな事情に関する情報をいう。

(4) 地震防災対策強化地域

次条第 1 項の規定により指定された地域をいう。

(5) 指定行政機関

災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 3 号に規定する指定行政機関をいう。

(6) 指定地方行政機関

災害対策基本法第 2 条第 4 号に規定する指定地方行政機関をいう。

(7) 指定公共機関

災害対策基本法第 2 条第 5 号に規定する指定公共機関をいう。

(8) 指定地方公共機関

災害対策基本法第 2 条第 6 号に規定する指定地方公共機関をいう。

(9) 地震防災計画

地震防災基本計画、地震防災強化計画及び地震防災応急計画をいう。

(10) 地震防災基本計画

中央防災会議が地震防災対策強化地域について地震防災に関し作成する基本的な計画をいう。

(11) 地震防災強化計画

災害対策基本法第 2 条第 9 号に規定する防災業務計画、同条第 10 号に規定する地域防災計画又は石油コンビナート等災害防止法（昭和 50 年法律第 84 号）第 31 条第 1 項に規定する石油コンビナート等防災計画のうち、第 6 条第 1 項各号に掲げる事項について定めた部分をいう。

(12) 地震防災応急計画

第7条第1項又は第2項に規定する者が地震防災応急対策に関し作成する計画をいう。

(13) 警戒宣言

第9条第1項の規定により内閣総理大臣が発する地震災害に関する警戒宣言をいう。

(14) 地震防災応急対策

警戒宣言が発せられた時から当該警戒宣言に係る大規模な地震が発生するまで又は発生するおそれがあるまでの間において当該大規模な地震に関し地震防災上実施すべき応急の対策をいう。

(地震防災対策強化地域の指定等)

第3条 内閣総理大臣は、大規模な地震が発生するおそれが特に大きいと認められる地殻内において大規模な地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災に関する対策を強化する必要がある地域を地震防災対策強化地域（以下「強化地域」という。）として指定するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ中央防災会議に諮問しなければならない。

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による強化地域の指定をしようとするときは、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。この場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見を聴かなければならない。

4 内閣総理大臣は、第1項の規定による強化地域の指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。

5 前3項の規定は、内閣総理大臣が第1項の規程による強化地域の指定の解除をする場合に準用する。

(強化地域に係る地震に関する観測及び測量に実施の強化)

第4条 国は、強化地域に係る大規模な地震の発生を予知し、もって地震災害の発生を防止し、又は軽減するため、計画的に、地象、水象等の常時観測を実施し、地震に関する土地及び水域の測量（以下この条及び第33条において「測量」という。）の密度を高める等観測及び測量の実施の強化を図らなければならない。

(地震防災基本計画)

第5条 中央防災会議は、第3条第1項の規定による強化地域の指定があつたときは、当該強化地域に係る地震防災基本計画を作成し、及びその実施を推進しなければならない。

2 地震防災基本計画は、警戒宣言が発せられた場合における国の地震防災に関する基本的方針、地震防災強化計画及び地震防災応急計画の基本となるべき事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

3 災害対策基本法第34条第2項の規定は、第1項の地震防災基本計画を作成し、又は修正した場合に準用する。

(地震防災強化計画)

第6条 第3条第1項の規定による強化地域の指定があつたときは、指定行政機関の長（指定行政機関が内閣府設置法（平成11年法律第89号）第49条第1項若しくは第2項若しくは国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第3条第2項の委員会若しくは災害対策基本法第2条第3号ロに掲げる機関又は同号ニに掲げる機関のうち合議制のものである場合にあつては第11条第6項第3号及び第13条第1項を除き当該指定行政機関をいい、指定行政機関の長から事務の委任があつた場合にあつては当該事務については当該委任を受けた指定地方行政機関の長をいう。以下同じ。）及び指定公共機関（指定公共機関から委任された業務については、当該委任を受けた指定地方公共機関。以下同じ。）は災害対策基本法第2条第9号に規定する防災業務計画において、次に掲げる事項を定めなければならない。

(1) 地震防災応急対策に係る措置に関する事項

(2)避難地、避難路、消防用施設その他当該大規模な地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等で政令で定めるものの整備に関する事項

(3)当該大規模な地震に係る防災訓練に関する事項その他当該大規模な地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項で政令で定めるもの

2 前項に規定する指定があつたときは、災害対策基本法第21条に規定する地方防災会議等（市町村防災会議を設置しない市町村にあつては、当該市町村の市町村長）は同法第2条第10号に規定する地域防災計画において、石油コンビナート等災害防止法第27条第1項に規定する石油コンビナート等防災本部（第28条第2項において「石油コンビナート等防災本部」という。）及び同法第30条第1項に規定する防災本部の協議会は同法第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画において、前項第1号に掲げる事項を定めるものとするほか、同項第2号及び第3号に掲げる事項を定めるよう努めなければならない。

3 地震防災強化計画は、地震防災基本計画を基本とするものとする。

（地震防災応急計画）

第7条 強化地域内において次に掲げる施設又は事業で政令で定めるものを管理し、又は運営することとなる者（前条第1項に規定する者を除く。）は、あらかじめ、当該施設又は事業ごとに、地震防災応急計画を作成しなければならない。

(1)病院、劇場、百貨店、旅館その他不特定かつ多数の者が出入する施設

(2)石油類、火薬類、高圧ガスその他政令で定めるものの製造、貯蔵、処理又は取扱いを行う施設

(3)鉄道事業その他一般旅客運送に関する事業

(4)前3号に掲げるもののほか、地震防災上の措置を講ずる必要があると認められる重要な施設又は事業

2 第3条第1項の規定による強化地域の指定の際、当該強化地域内において前項の政令で定める施設又は事業を現に管理し、又は運営している者（前条第1項に規定する者を除く。）は、当該指定があつた日から6月以内に、地震防災応急計画を作成しなければならない。

3 地震防災応急計画を作成した者は、当該施設の拡大、当該事業の内容の変更等により、地震防災応急計画を変更する必要があるときは、遅滞なく当該計画を変更しなければならない。

4 地震防災応急計画は、当該施設又は事業についての地震防災応急対策に係る措置に関する事項その他政令で定める事項について定めるものとする。

5 地震防災応急計画は、地震防災強化計画と矛盾し、又は抵触するものであってはならない。

6 第1項又は第2項に規定する者は、地震防災応急計画を作成したときは、政令で定めるところにより、遅滞なく当該地震防災応急計画を都道府県知事に届け出るとともに、その写しを市町村長に送付しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

7 第1項又は第2項に規定する者が前項の届出をしない場合には、都道府県知事は、その者に対し、相当の期間を定めて届出をすべきことを勧告することができる。

8 都道府県知事は、前項の勧告を受けた者が同項の期間内に届出をしないときは、その旨を公表することができる。

（地震防災応急計画の特例）

第8条 前条第1項又は第2項に規定する者が、次に掲げる計画又は規程において、法令の規定に基づき、同条第1項の政令で定める施設又は事業に関し同条第4項に規定する事項について定めたときは、当該事項について定めた部分（次項において「地震防災規程」という。）は、当該施設又は事業に係る地震防災応急計画とみなしてこの法律を適用する。

- (1) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 8 条第 1 項若しくは第 8 条の 2 第 1 項に規定する消防計画又は同法第 14 条の 2 第 1 項に規定する予防規程
- (2) 火薬類取締法（昭和 25 年法律第 149 号）第 28 条第 1 項に規定する危害予防規程
- (3) 高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 26 条第 1 項（脱炭素成長型経済構造への円滑な移行のための低炭素水素等の供給及び利用の促進に関する法律（令和六年法律第三十七号）第十六条第一項において準用する場合を含む。）に規定する危害予防規程
- (4) ガス事業法（昭和 29 年法律第 51 号）第 30 条第 1 項（同法第 37 条の 7 第 3 項又は第 37 条の 10 で準用する場合を含む。）に規定する保安規程
- (5) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 42 条第 1 項に規定する保安規程
- (6) 石油パイプライン事業法（昭和 47 年法律第 105 号）第 27 条第 1 項に規定する保安規程
- (7) 石油コンビナート等災害防止法第 18 条第 1 項に規定する防災規程
- (8) 前各号に掲げる計画又は規程に準ずるものとして内閣府令で定めるもの

2 地震防災規程を作成した者は、前条第 6 項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その地震防災規程の写しを市町村長に送付しなければならない。地震防災規程を変更したときも、同様とする。

（警戒宣言等）

第 9 条 内閣総理大臣は、気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、次に掲げる措置を執らなければならない。

- (1) 強化地域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対して、警戒態勢を執るべき旨を公示すること。
- (2) 強化地域に係る指定公共機関及び都道府県知事に対して、法令又は地震防災強化計画の定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置を執るべき旨を通知すること。

2 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、直ちに、当該地震予知情報の内容について国民に対し周知させる措置を執らなければならない。この場合において、内閣総理大臣は、気象庁長官をして当該地震予知情報に係る技術的事項について説明を行わせるものとする。

3 内閣総理大臣は、警戒宣言を発した後気象庁長官から地震予知情報の報告を受けた場合において、当該地震の発生のおそれなくなつたと認めるときは、閣議にかけて、地震災害に関する警戒解除宣言を発するとともに、第 1 項第 1 号に規定する者に対し警戒態勢を解くべき旨を公示し、及び同項第 2 号に規定する者に対し同号に掲げる措置を中止すべき旨を通知するものとする。

（地震災害警戒本部の設置）

第 10 条 内閣総理大臣は、警戒宣言を発したときは、内閣府設置法第 40 条第 2 項の規定にかかわらず、臨時に内閣府に地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）を設置するものとする。

2 警戒本部の名称、所管区域並びに設置の場所及び期間は、内閣総理大臣が閣議にかけて決定する。

（警戒本部の組織）

第 11 条 警戒本部の長は、地震災害警戒本部長（以下第 13 条までにおいて「本部長」という。）とし、内閣総理大臣（内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国务大臣）をもって充てる。

2 本部長は、警戒本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

3 警戒本部に、地震災害警戒副本部長、地震災害警戒本部員その他の職員を置く。

- 4 地震災害警戒副本部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 地震災害警戒副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。地震災害警戒副本部長が2人以上置かれている場合にあっては、あらかじめ本部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 本部長及び地震災害警戒副本部長以外のすべての国務大臣
 - (2) 内閣危機管理監
 - (3) 内閣府副大臣又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 7 地震災害警戒副本部長及び地震災害警戒本部員以外の地震災害警戒本部の職員は、内閣官房若しくは指定行政機関の職員又は指定地方行政機関の長若しくはその職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
(警戒本部の所掌事務)

第12条 警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 所管区域において指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策又は災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策（以下「地震防災応急対策等」という。）の総合調整に関すること。
- (2) 次条の規定及び第15条において準用する災害対策基本法第28条の6第1項の規定により本部長の権限に属する事務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
(本部長の権限)

第13条 本部長は、地震防災応急対策等を的確かつ迅速に実施するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、関係指定行政機関の長及び関係指定地方行政機関の長（第15条において準用する災害対策基本法第28条の5の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員を含む。）、関係地方公共団体の長その他の執行機関、関係指定公共機関並びに関係指定地方公共機関に対し、必要な指示を行うことができる。

- 2 本部長は、地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは、防衛大臣に対し、自衛隊法（昭和29年法律第165号）第8条に規定する部隊等の派遣を要請することができる。
(警戒本部の廃止)

第14条 警戒本部は、当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第24条第1項に規定する非常災害対策本部若しくは同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された時又は警戒本部の設置期間が満了した時に、廃止されるものとする。
(警戒本部に関する災害対策基本法の準用)

第15条 災害対策基本法第24条第2項、第28条の5及び第28条の6第1項の規定は、警戒本部が設置された場合に準用する。この場合において、同法第28条の5第1項中「災害応急対策」とあるのは、「災害応急対策又は大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策」と読み替えるものとする。
(都道府県地震災害警戒本部及び市町村地震災害警戒本部の設置)

第16条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域に係る都道府県知事又は市町村長は、都道府県地震災害警戒本部（以下「都道府県警戒本部」という。）又は市町村地震災害警戒本部（以下「市町村警戒本部」という。）を設置するものとする。

(都道府県警戒本部の組織及び所掌事務等)

第 17 条 都道府県警戒本部の長は、都道府県地震災害警戒本部長とし、都道府県知事をもって充てる。

- 2 都道府県警戒本部に、都道府県地震災害警戒副本部長、都道府県地震災害警戒本部員その他の職員を置く。
- 3 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部員のうちから当該都道府県の知事が任命する。
- 4 都道府県地震災害警戒副本部長は、都道府県地震災害警戒本部長を助け、都道府県地震災害警戒本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 5 都道府県地震災害警戒本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
 - (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
 - (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
 - (4) 警視総監又は当該都道府県の道府県警察本部長（第 23 条第 5 項において「警察本部長」という。）
 - (5) 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者
 - (6) 当該都道府県の区域内の市町村及び消防機関の職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
 - (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- 6 都道府県地震災害警戒副本部長及び都道府県地震災害警戒本部員以外の都道府県警戒本部の職員は、当該都道府県の職員のうちから、当該都道府県の知事が任命する。
- 7 都道府県警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 当該都道府県の地域において指定地方行政機関の長、市町村の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する地震防災応急対策等の連絡調整に関すること。
 - (2) 当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。
 - (3) 次項の規定により都道府県地震災害警戒本部長の権限に属する事務
 - (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 8 都道府県地震災害警戒本部長は、当該都道府県警察又は当該都道府県の教育委員会に対し、当該都道府県の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 9 前各号に規定するもののほか、都道府県警戒本部に関し必要な事項は、当該都道府県の条例で定める。
- 10 都道府県警戒本部が設置されている場合においては、災害対策基本法第 14 条第 1 項に規定する都道府県防災会議は、同条第 2 項の規定にかかわらず、同項第 1 号に掲げる事務で当該地震予知情報に係る地震災害に関するものを行わないものとする。

(市町村警戒本部の組織及び所掌事務等)

第 18 条 市町村警戒本部の長は、市町村地震災害警戒本部長とし、市町村長をもって充てる。

- 2 市町村警戒本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等の実施及び実施の推進に関すること。
 - (2) 次項の規定により市町村地震災害警戒本部長の権限に属する事務
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
- 3 市町村地震災害警戒本部長は、当該市町村の教育委員会に対し、当該市町村の地域に係る地震防災応急対策等を実施するため必要な限度において、必要な指示をすることができる。
- 4 前 3 項に規定するもののほか、市町村警戒本部の組織その他必要な事項は、当該市町村の条例で定める。

(都道府県警戒本部又は市町村警戒本部の廃止)

第19条 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、当該都道府県又は市町村に当該地震予知情報に係る地震災害に関し災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された時に、廃止されるものとする。

2 都道府県警戒本部又は市町村警戒本部は、第9条第3項の警戒解除宣言があったときは、速やかに廃止するものとする。

(地震予知情報の伝達等に関する災害対策基本法の準用)

第20条 災害対策基本法第51条第1項の規定は地震予知情報の伝達について、同法第52条の規定は警戒宣言が発せられた場合における防災に関する信号について、同法第55条から第57条までの規定は都道府県知事又は市町村長が警戒宣言が発せられたことを知った場合について準用する。この場合において、同法第51条第1項中「公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者（以下「災害応急対策責任者」という。）」とあるのは、「その他大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と読み替えるものとする。

(地震防災応急対策及びその実施責任)

第21条 地震防災応急対策は、次の事項について行うものとする。

(1) 地震予知情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

(2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項

(3) 応急の救護を要すると認められる者の救護その他保護に関する事項

(4) 施設及び設備の整備及び点検に関する事項

(5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該大規模な地震により地震災害を受けるおそれのある地域における社会秩序の維持に関する事項

(6) 緊急輸送の確保に関する事項

(7) 地震災害が発生した場合における食糧、医薬品その他の物資の確保、清掃、防疫その他の保健衛生に関する措置その他応急措置を実施するため必要な体制の整備に関する事項

(8) 前各号に掲げるもののほか、地震災害の発生の防止又は軽減を図るための措置に関する事項

2 警戒宣言が発せられたときは、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策の実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、地震防災応急対策を実施しなければならない。

3 前項に規定する者は、地震防災応急対策を的確かつ円滑に実施するため相互に協力しなければならない。

(住民等の責任)

第22条 警戒宣言が発せられたときは、強化地域内の居住者等は、火気の使用、自動車の運行、危険な作業等の自主的制限、消火の準備その他当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な措置を執るとともに、市町村長、警察官、海上保安官その他の者が実施する地震防災応急対策に係る措置に協力しなければならない。

(市町村長の指示等)

第23条 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第7条第6項又は第8条第2項の規定による送付した者（政令で定めた者を除く。）が第21条第2項の規定による地震防災応急対策の実施をしていないことが明らかであると認めるときは、その者に対し、直ちにその実施をすべきことを指示することができる。

2 市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、第7条第1項又は第2項に規定する者で同条6項又は第8条第2項の規定による送付をしていないもの（政令で定める者を除く。）が管理し、又は運営する施設又は事業に関し、

当該地震の発生により危険な事態が生ずるおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、その者に対し、執るべき措置を明示してこれを直ちに実施すべきことを指示することができる。

- 3 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、当該地震の発生により危険な事態を生ずるおそれがあると認められる物件の占有者、所有者又は管理者(第6条第1項又は第7条第1項若しくは第2項に規定する者を除く。)に対し、地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要な限度において、直ちに当該物件の除去、保安その他必要な措置を執るべきことを指示することができる。
- 4 前3項に規定するもののほか、市町村長は、警戒宣言が発せられた場合において、当該地震に係る地震災害の発生の防止又は軽減を図るため必要があると認めるときは、前3項に規定する者に対し、必要な措置を執るべきことを要請し、又は勧告することができる。
- 5 都道府県知事、警察本部長又は政令で定める管区海上保安本部の事務所の長は、市町村長から要求があったときは、前各項に規定する指示、要請又は勧告をすることができる。

(交通の禁止又は制限)

第24条 強化地域に係る都道府県又はこれに隣接する都道府県の都道府県公安委員会は、警戒宣言が発せられた場合において、当該強化地域内の居住者、滞在者その他の者の避難の円滑な実施を図るため必要があると認めるとき、又は地震防災応急対策に従事する者若しくは地震防災応急対策に必要な物資の緊急輸送その他地震防災応急対策に係る措置を実施するための緊急輸送を確保するため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、必要な限度において、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

(避難の際における警察官の警告、指示等)

第25条 警察官は、警戒宣言が発せられた場合において、避難に伴う混雑等において危険な事態が発生するおそれがあると認めるときは、当該危険な事態の発生を防止するため、危険を生じさせ、又は危害を受けるおそれのある者その他関係者に対し、必要な警告又は指示をすることができる。この場合において、警察官は、特に必要があると認めるときは、危険な場所への立入りを禁止し、若しくはその場所から退去させ、又は当該危険を生ずるおそれのある道路上の車両その他の物件の除去その他必要な措置を執ることができる。

(地震防災応急対策に係る措置に関する災害対策基本法の準用)

第26条 災害対策基本法第58条、第60条、第61条、第61条の2(同法第63条第4項において準用する場合を含む。)、第63条第1項及び第2項、第67条、第68条、第74条、第74条の4並びに第79条に規定は、警戒宣言が発せられた場合について準用する。この場合において、同法第58条中「災害応急対策責任者」とあるのは「大規模地震対策特別措置法第2条第14号の地震防災応急対策の実施の責任を有する者」と、同法第60条第4項中「報告しなければ」とあるのは「報告し、及び管轄警察署長に通知しなければ」と読み替えるものとする。

- 2 災害対策基本法第72条第1項及び第3項の規定は、警戒宣言が発せられた場合に都道府県知事が市町村長に対して行う指示について準用する。
- 3 災害対策基本法第86条の規定は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため必要な国有財産等の貸付け又は使用について準用する。

(応急公用負担の特例)

第27条 市町村長は、地震防災応急対策に係る措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該市町村の区域内の他人の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用することができる。

- 2 災害対策基本法第63条第2項の規定は、前項の場合に準用する。

- 3 都道府県知事は、第21条第1項第4号から第8号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第8条から第10条までの規定の例により、協力命令若しくは保管命令を発し、土地、家屋若しくは物資を使用し、若しくは物資を収用し、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 4 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。
- 5 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、第21条第1項第4号から第8号までに掲げる事項について地震防災応急対策に係る措置を実施するため特に必要があると認めるときは、地震防災強化計画の定めるところにより、当該措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送を業とする者に対し、その取り扱う物資の保管を命じ、又はその職員に物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立入検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を徴することができる。
- 6 国又は地方公共団体は、第1項、第3項又は前項の規定による処分が行われたときは、それぞれ、当該処分により通常生ずべき損失を補償しなければならない。
- 7 第3項又は第5項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、政令で定めるところにより、それぞれ公用令書を交付して行わなければならない。
- 8 前項の公用令書には、政令で定めるところにより、次の事項を記載しなければならない。
- (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地）
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - (3) 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、土地又は家屋の使用にあっては使用する土地又は家屋の所在する場所及び当該使用に係る期間、物資の使用又は収用にあっては使用又は収用する物資の種類及び数量、物資の所在する場所並びに当該使用又は収用に係る期間又は期日
- 9 災害対策基本法第83条の規定は、第3項の規定により都道府県の職員が立ち入る場合及び第5項の規定により指定行政機関又は指定地方行政機関の職員が立ち入る場合に準用する。
- （避難状況等の報告）
- 第28条 市町村長は、警戒宣言が発せられたときは、政令で定めるところにより、当該市町村の居住者等の避難の状況等を都道府県警戒本部に報告しなければならない。この場合において、都道府県地震災害警戒本部長は、当該報告の概要を警戒本部に通知しなければならない。
- 2 市町村長は都道府県警戒本部に対し、指定行政機関の長、指定公共機関の代表者、都道府県地震災害警戒本部長又は石油コンビナート等防災本部の本部長は警戒本部に対し、それぞれ、政令で定めるところにより、地震防災応急対策に係る措置の実施状況を報告しなければならない。
- （補助等）
- 第29条 国は、地震防災強化計画に基づき緊急に整備すべき施設等の整備に関する事業が円滑に実施されるようにするため、予算の範囲内において、当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。
- （地震防災応急対策に要する費用の負担）
- 第30条 法令に特別の定めがある場合又は予算の範囲内において特別の措置を講じている場合を除くほか、地震防災応急対策に要する費用その他この法律の施行に要する費用は、その実施の責めに任ずる者が負担するものとする。

(財政措置に関する災害対策基本法の準用)

第31条 災害対策基本法第92条の規定は第26条第1項において準用する同法第67条第1項、第68条、第74条第1項又は第74条の4の規定による応援に要した費用について、同法第93条の規定は第26条第2項において準用する同法第72条第1項の規定による都道府県知事の指示に基づいて市町村長が実施した地震防災応急対策に係る措置に要した費用及び応援のために要した費用について、同法第94条の規定は地震防災応急対策に要する費用について、同法第95条の規定は第13条第1項の規定による地震災害警戒本部長の指示に基づいて地方公共団体の長が実施した地震防災応急対策等に係る措置に要した費用についてそれぞれ準用する。

(強化地域に係る地震防災訓練の実施)

第32条 第3条第1項の規定による強化地域の指定があったときは、当該地域に係る指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関、地震防災応急計画を作成した者その他法令の規定により地震防災応急対策に実施の責任を有する者は、法令又は地震防災計画の定めるところにより、それぞれ又は共同して地震に係る防災訓練を行わなければならない。

2 都道府県公安委員会は、前項の地震に係る防災訓練の効果的な実施を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、当該訓練の実施に必要な限度で、道路の区間を指定して、歩行者又は車両の通行を禁止し、又は制限することができる。

3 第1項に規定する者は、同項の防災訓練を行おうとするときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を求めることができる。

(科学技術の振興等)

第33条 国は、地震の発生を予知するため、地震に関する観測及び測量のための施設及び設備の整備に努めるとともに、地震の発生の子知に資する科学技術の振興を図るため、研究体制の整備、研究の推進及びその成果の普及に努めなければならない。

(特別区についてこの法律の適用)

第34条 この法律の適用については、特別区は、市とみなす。

(政令への委任)

第35条 この法律に特別の定めがあるもののほか、この法律の実施のための手続その他この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

(罰則)

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第3項の規定による都道府県知事(同条第4項の規定により権限に属する事務の一部を行う市町村長を含む。)の協力命令又は保管命令に従わなかった者

(2) 第27条第5項の規定による指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長(第15条において準用する災害対策基本法第28条の5第1項の規定により権限の委任を受けた職員を含む。)の保管命令に従わなかった者

第37条 第24条の規定による都道府県公安委員会の禁止又は制限に従わなかった車両の運転者は、3月以下の懲役又は20万円以下の罰金に処する。

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(1) 第27条第3項(同条第4項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)又は第5項(第15条において準用する災害対策基本法第28条の5第1項の規定による権限に属する事務の一部を行う場合を含む。以下この条において同じ。)の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(2)第27条第3項又は第5項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第39条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金又は拘留に処する。

(1)第20条において準用する災害対策基本法第52条第1項の規定に基づく内閣府令によって定められた防災に関する信号をみだりに使用し、又はこれと類似する信号を使用した者

(2)第26条第1項において準用する災害対策基本法第63条第1項の規定による市町村長又は同条第2項の規定による警察官若しくは海上保安官の禁止若しくは制限又は退去命令に従わなかった者

第40条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第36条又は第38条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附則抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(昭和53年政令第384号で同年12月14日から施行)

附 則〔令和6年5月24日法律第37号抄〕

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第14条の規定は、公布の日から施行する。

〔令和6年10月政令313号により、令和6年10月23日から施行〕

(政令への委任)

第14条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

5. 原子力災害対策特別措置法（抄）

（平成 11 年 12 月 17 日号外法律第 156 号）

最終改正 令和 5 年 6 月 16 日号外法律第 58 号

（目的）

第 1 条 この法律は、原子力災害の特殊性にかんがみ、原子力災害の予防に関する原子力事業者の義務等、原子力緊急事態宣言の発出及び原子力災害対策本部の設置等並びに緊急事態応急対策の実施その他原子力災害に関する事項について特別の措置を定めることにより、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号。以下「規制法」という。）、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）その他原子力災害の防止に関する法律と相まって、原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）原子力災害 原子力緊急事態により国民の生命、身体又は財産に生ずる被害をいう。
- （2）原子力緊急事態 原子力事業者の原子炉の運転等（原子力損害の賠償に関する法律（昭和 36 年法律第 147 号）第 2 条第 1 項に規定する原子炉の運転等をいう。以下同じ。）により放射性物質又は放射線が異常な水準で当該原子力事業者の原子力事業所外（原子力事業所の外における放射性物質の運搬（以下「事業所外運搬」という。）の場合にあっては、当該運搬に使用する容器外）へ放出された事態をいう。
- （3）原子力事業者 次に掲げる者（政令で定めるところにより、原子炉の運転等のための施設を長期間にわたって使用する予定がない者であると原子力規制委員会が認めて指定した者を除く。）をいう。
 - イ 規制法第 13 条第 1 項の規定に基づく加工の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ロ 規制法第 23 条第 1 項の規定に基づく試験研究用等原子炉の設置の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む、船舶に設置する試験研究用等原子炉についての許可を除く。）を受けた者
 - ハ 規制法第 43 条の 3 の 5 第 1 項の規定に基づく発電用原子炉の設置の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ニ 規制法第 43 条の 4 第 1 項の規定に基づく貯蔵の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ホ 規制法第 44 条第 1 項の規定に基づく再処理の事業の指定（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ヘ 規制法第 51 条の 2 第 1 項の規定に基づく廃棄の事業の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者
 - ト 規制法第 52 条第 1 項の規定に基づく核燃料物質の使用の許可（規制法第 76 条の規定により読み替えて適用される同項の規定による国に対する承認を含む。）を受けた者（規制法第 56 条の 3 第 1 項の規定により保安規定を定めなければならないこととされている者に限る。）
- （4）原子力事業所 原子力事業者が原子炉の運転等を行う工場又は事業所をいう。

- (5) 緊急事態応急対策 第15条第2項の規定による原子力緊急事態宣言があった時から同条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があるまでの間において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るため実施すべき応急の対策をいう。
- (6) 原子力災害予防対策 原子力災害の発生を未然に防止するため実施すべき対策をいう。
- (7) 原子力災害事後対策 第15条第4項の規定による原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るため実施すべき対策（原子力事業者が原子力損害の賠償に関する法律の規定に基づき同法第2条第2項に規定する原子力損害を賠償することを除く。）をいう。
- (8) 指定行政機関 災害対策基本法第2条第3号に規定する指定行政機関をいう。
- (9) 指定地方行政機関 災害対策基本法第2条第4号に規定する指定地方行政機関をいう。
- (10) 指定公共機関 災害対策基本法第2条第5号に規定する指定公共機関をいう。
- (11) 指定地方公共機関 災害対策基本法第2条第6号に規定する指定地方公共機関をいう。
- (12) 防災計画 災害対策基本法第2条第7号に規定する防災計画及び石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第31条第1項に規定する石油コンビナート等防災計画をいう。

（地方公共団体の責務）

第5条 地方公共団体は、この法律又は関係法律の規定に基づき、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策の実施のために必要な措置を講ずること等により、原子力災害についての災害対策基本法第4条第1項及び第5条第1項の責務を遂行しなければならない。

（関係機関の連携協力）

第6条 国、地方公共団体、原子力事業者並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、原子力災害予防対策、緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

（原子力緊急事態宣言等）

第15条 原子力規制委員会は、次のいずれかに該当する場合において、原子力緊急事態が発生したと認めるときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その状況に関する必要な情報の報告を行うとともに、次項の規定による公示及び第三項の規定による指示の案を提出しなければならない。

(1) 第10条第1項前段の規定により内閣総理大臣及び原子力規制委員会が受けた通報に係る検出された放射線量又は政令で定める放射線測定設備及び測定方法により検出された放射線量が、異常な水準の放射線量の基準として政令で定めるもの以上である場合

(2) 前号に掲げるもののほか、原子力緊急事態の発生を示す事象として政令で定めるものが生じた場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、原子力緊急事態が発生した旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態宣言」という。）をするものとする。

(1) 緊急事態応急対策を実施すべき区域

(2) 原子力緊急事態の概要

(3) 前2号に掲げるもののほか、第1号に掲げる区域内の居住者、滞在者その他の者及び公私の団体（以下「居住者等」という。）に対し周知させるべき事項

3 内閣総理大臣は、第1項の規定による報告及び提出があったときは、直ちに、前項第1号に掲げる区域を管轄する市町村長及び都道府県知事に対し、第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本

法第60条第1項及び第6項の規定による避難のための立退き又は屋内への退避の勧告又は指示を行うべきことその他の緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

- 4 内閣総理大臣は、原子力緊急事態宣言をした後、原子力災害の拡大の防止を図るための応急の対策を実施する必要がなくなったと認めるときは、速やかに、原子力安全委員会の意見を聴いて、原子力緊急事態の解除を行う旨及び次に掲げる事項の公示（以下「原子力緊急事態解除宣言」という。）をするものとする。

（1）原子力災害事後対策を実施すべき区域

（2）前号に掲げるもののほか、同号に掲げる区域内の居住者等に対し周知させるべき事項

（都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部の必要的設置）

第22条 原子力緊急事態宣言があったときは、当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県知事及び市町村長は、当該原子力緊急事態に関し災害対策基本法第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部を設置するものとする。

- 2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があったときは、前項の規定により設置された都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部のうち、当該原子力緊急事態解除宣言に係る原子力災害事後対策実施区域を管轄する都道府県知事又は市町村長により設置されたものは、引き続き、設置されるものとする。

（原子力災害合同対策協議会）

第23条 原子力緊急事態宣言があったときは、原子力災害現地対策本部並びに当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部は、当該原子力緊急事態に関する情報を交換し、それぞれが実施する緊急事態応急対策について相互に協力するため、原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。

- 2 当該原子力緊急事態に関し、原子力緊急事態解除宣言があった時以後において、前項の規定により組織された原子力災害合同対策協議会は、原子力災害現地対策本部並びに前条第2項の規定により存続する都道府県災害対策本部及び市町村災害対策本部がそれぞれ実施する原子力災害事後対策について相互に協力するための組織としてなお存続するものとする。

- 3 原子力災害合同対策協議会は、次に掲げる者をもつて構成する。

（1）原子力災害現地対策本部長及び原子力災害現地対策本部員その他の職員

（2）都道府県災害対策本部長又は当該都道府県災害対策本部の都道府県災害対策副本部長、都道府県災害対策本部員その他の職員で当該都道府県災害対策本部長から委任を受けた者

（3）市町村災害対策本部長又は当該市町村災害対策本部の市町村災害対策副本部長、市町村災害対策本部員その他の職員で当該市町村災害対策本部長から委任を受けた者

- 4 原子力災害合同対策協議会は、必要と認めるときは、協議して、前項に掲げるもののほか、指定公共機関、原子力事業者その他の原子力緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策の実施に責任を有する者を加えることができる。

- 5 原子力災害合同対策協議会の設置の場所は、緊急事態応急対策拠点施設とする。

（緊急事態応急対策及びその実施責任）

第26条 緊急事態応急対策は、次の事項について行うものとする。

（1）原子力緊急事態宣言その他原子力災害に関する情報の伝達及び避難の勧告又は指示に関する事項

（2）放射線量の測定その他原子力災害に関する情報の収集に関する事項

（3）被災者の救難、救助その他保護に関する事項

- (4) 施設及び設備の整備及び点検並びに応急の復旧に関する事項
 - (5) 犯罪の予防、交通の規制その他当該原子力災害を受けた地域における社会秩序の維持に関する事項
 - (6) 緊急輸送の確保に関する事項
 - (7) 食糧、医薬品その他の物資の確保、居住者等の被ばく放射線量の測定、放射性物質による汚染の除去その他の応急措置の実施に関する事項
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止を図るための措置に関する事項
- 2 原子力緊急事態宣言があった時から原子力緊急事態解除宣言があるまでの間においては、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により緊急事態応急対策の実施の責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、緊急事態応急対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する緊急事態応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。
- （原子力災害事後対策及びその実施責任）
- 第 27 条 原子力災害事後対策は、次の事項について行うものとする。
- (1) 原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の濃度若しくは密度又は放射線量に関する調査
 - (2) 居住者等に対する健康診断及び心身の健康に関する相談の実施その他医療に関する措置
 - (3) 放射性物質による汚染の有無又はその状況が明らかになっていないことに起因する商品の販売等の不振を防止するための、原子力災害事後対策実施区域における放射性物質の発散の状況に関する広報
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大の防止又は原子力災害の復旧を図るための措置に関する事項
- 2 指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、原子力事業者その他法令の規定により原子力災害事後対策に責任を有する者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、原子力災害事後対策を実施しなければならない。
- 3 原子力事業者は、法令、防災計画、原子力災害対策指針又は原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに地方公共団体の長その他の執行機関の実施する原子力災害事後対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、原子力防災要員の派遣、原子力防災資機材の貸与その他必要な措置を講じなければならない。
- （市町村長の避難の指示等）

第 27 条の 2 前条第 1 項第 1 号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、人の生命又は身体を当該原子力災害から保護し、その他当該原子力災害（原子力災害が生ずる蓋然性を含む。）の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、

及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退き又は屋内への退避を指示することができる。

- 2 前項の規定により避難のための立退き又は屋内への退避を勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先又は退避先として第28条第1項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法第49条の4第1項の指定緊急避難場所その他の避難場所を指示することができる。
- 3 前条第1項第1号に掲げる調査により、当該調査を実施した原子力災害事後対策実施区域において放射性物質による環境の汚染が著しいと認められた場合において、当該汚染による原子力災害が発生し、又は発生するおそれがあり、かつ、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、市町村長は、当該原子力災害事後対策実施区域内の必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置（以下「屋内での待避等の安全確保措置」という。）を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立退き若しくは屋内への退避を勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先若しくは退避先を指示し、又は前項の規定により屋内での待避等の安全確保措置を指示したときは、速やかに、その旨を原子力災害対策本部長及び都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。前項の規定は、この場合について準用する。

附則

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

（平成12年4月政令194号により、平成12年6月16日から施行）

- (1) 第2条第3号ハ及び第34条第1項第2号（第2条第3号ハに係る部分に限る。）の規定 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成11年法律第75号）附則第1条第1号に定める日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日〔平成12年6月16日〕
- (2) 第7条第2項、第12条第2項、第28条第1項の表第21条の項、第37条並びに附則第7条、第13条及び第14条の規定 この法律の公布の日
- (3) 附則第15条の規定 中央省庁等改革関係法施行法（平成11年法律第160号）の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日〔平成12年12月22日〕

（附則以下省略）

6. 水防法

(昭和 24 年 6 月 4 日法律第 193 号)

最終改正 令和 5 年 5 月 31 日法律第 37 号

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水災を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もつて公共の安全を保持することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において下水道その他の排水施設に当該雨水を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該雨水を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という。）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは長若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 23 年法律第 226 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘（こう）門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 36 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、1 の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防ための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 7 条（同法第 100 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第 7 条第 3 項において同じ。）及び同法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市の長が河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県知事又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者、同法第 25 条の 11 第 1 項に規定する流域下水道管理者及び同法第 27 条第 1 項に規定する都市下水路管理者をいう。第 7 条第 4 項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によつて災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

第 2 章 水防組織

(市町村の水防責任)

第 3 条 市町村は、その区域における水防を十分に果すべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(水防事務組合の設立)

第3条の2 地形の状況により、市町村が単独で前条の責任を果たすことが著しく困難又は不適当であると認められる場合においては、関係市町村は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による被害の共通性を勘案して、共同して水防を行う区域を定め、水防事務組合を設けなければならない。

(水害予防組合の区域を水防を行う区域とする水防事務組合が設けられる場合の特別措置)

第3条の3 水害予防組合法（明治41年法律第50号）第15条第1項の規定により都道府県知事が水害予防組合を廃止しようとする場合において、当該水害予防組合の区域の全部又は一部について、当該水害予防組合に代るべき水防管理団体として引き続き水防事務組合が設けられるときは、都道府県知事は、同条第3項の規定にかかわらず、当該水害予防組合が、その有する財産及び負債のうち水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産及びこれらの財産に係る負債以外の財産及び負債の処分を完了したときは、当該水害予防組合を廃止することができる。

- 2 前項の規定により廃止される水害予防組合は、その廃止の日において有する水防の用に供せられ、又は供せられる予定となつていいる財産を、当該水害予防組合の区域の全部を水防を行う区域とする一の水防事務組合が設けられる場合においては、当該水防事務組合に、当該水害予防組合の区域について2以上の水防事務組合が設けられる場合又は当該水害予防組合の区域の一部が市町村の水防を行うべき区域となる場合においては、当該水害予防組合と関係水防事務組合又は市町村との協議に基き、関係水防事務組合又は市町村に無償譲渡し、当該水防事務組合又は市町村は、それぞれ、その譲渡される財産に係る負債を引き受けなければならない。この場合においては、当該水害予防組合は、当該財産の譲渡及び負債の引継のために必要な範囲内において、当該財産の譲渡及び負債の引継を完了するまで、なお存続するものとみなす。

(水防事務組合の議会の議員の選挙)

第3条の4 水防事務組合の議会の議員は、組合同約で定めるところにより、関係市町村の議会において、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるもののうちから選挙するものとする。ただし、数市町村にわたる水防上の特別の利害を調整する必要があると認められるときは、組合同約で定めるところにより、当該市町村の議会の議員の被選挙権を有する者で水防に関し学識経験があり、かつ、熱意があると認められるものにつき当該市町村の長が推薦した者のうちから選挙することができる。この場合において、市町村の長が推薦した者のうちから選挙される議員の数は、当該市町村の議会において選挙される議員の数の二分の一をこえてはならない。

- 2 前項の規定により関係市町村の議会において選挙される議員の数は、水防事務組合の行う事業による受益の割合及び防護すべき施設の延長の割合を勘案して定めるものとする。

(水防事務組合の経費の分賦)

第3条の5 水防事務組合の経費の関係市町村に対する分賦は、前条第2項に規定する割合を勘案して定めるものとする。

(都道府県の水防責任)

第3条の6 都道府県は、その区域における水防管理団体が行う水防が十分に行われるように確保すべき責任を有する。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため、水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

（水防団）

第6条 水防団は、水防団長及び水防団員をもつて組織する。

2 水防団の設置、区域及び組織並びに水防団長及び水防団員の定員、任免、給与及び服務に関する事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

（公務災害補償）

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

2 前項の場合においては、水防管理団体は、当該水防団長若しくは水防団員又はその者の遺族の福祉に関して必要な事業を行うように努めなければならない。

（退職報償金）

第6条の3 水防団長又は水防団員で非常勤のものが退職した場合においては、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者（死亡による退職の場合には、その者の遺族）に退職報償金を支給することができる。

（都道府県の水防計画）

第7条 都道府県知事は、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、当該都道府県の水防計画を定め、及び毎年当該都道府県の水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

2 都道府県の水防計画は、津波の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

3 都道府県知事は、当該都道府県の水防計画に河川管理者（河川法第9条第2項又は第5項の規定により都道府県知事又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市の長が河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川の管理の一部を行う場合にあつては、当該都道府県知事又は当該指定都市の長。以下この項において同じ。）による河川に関する情報の提供、水防訓練への河川管理者の参加その他の水防管理団体が行う水防のための活動に河川管理者の協力が必要な事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、河川管理者に協議し、その同意を得なければならない。

4 前項の規定は、都道府県知事が、当該都道府県の水防計画に水防管理団体が行う水防のための活動に下水道管理者の協力が必要な事項を記載しようとする場合について準用する。

5 都道府県知事は、第1項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、都道府県水防協議会（次条第1項に規定する都道府県水防協議会をいい、これを設置しない都道府県にあつては、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第14条第1項に規定する都道府県防災会議とする。）に諮らなければならない。

6 2 以上の都府県に係る水防事務については、関係都府県知事は、あらかじめ協定して当該都府県の水防計画を定め、国土交通大臣及び消防庁長官に報告しなければならない。報告した水防計画の変更についても、同様とす

る。

- 7 都道府県知事は、第1項又は前項の規定により当該都道府県の水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるものとする。

(都道府県水防協議会)

第8条 都道府県の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、都道府県に都道府県水防協議会を置くことができる。

- 2 都道府県水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 都道府県水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 全長は、都道府県知事をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に係りのある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから都道府県知事が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるものの外、都道府県水防協議会に関し必要な事項は、当該都道府県条例で定める。

第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報等)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 国土交通大臣は、2以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、氾濫した後においては水位若しくは流量又は氾濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、前2項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

(都道府県知事が行う洪水予報)

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、気象庁長官に協議するものとする。

(水位の通報及び公表)

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道

府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、関係者に通報しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める水防管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつては洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条 国土交通大臣は、第10条第2項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第10条第2項又は第11条第1項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

（都道府県知事又は市町村長が行う雨水出水に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の2 都道府県知事は、当該都道府県が管理する公共下水道等（下水道法第2条第3号に規定する公共下水道、同条第4号に規定する流域下水道又は同条第5号に規定する都市下水路をいう。以下この条において同じ。）の排水施設等（排水施設又はこれを補完するポンプ施設若しくは貯留施設をいう。以下この条及び第14条の2第1項において同じ。）で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位（雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（公共下水道等の排水施設等の底面から水面までの高さをいう。以下この条において同じ。）をいう。次項において同じ。）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 市町村長は、当該市町村が管理する公共下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、雨水出水特別警戒水位を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、その旨を当該排水施設等の水位を示して直ちに当該市町村の存する都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（都道府県知事が行う高潮に係る水位情報の通知及び周知）

第13条の3 都道府県知事は、当該都道府県の区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定したものについて、高潮特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて高潮による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。）を定め、当該海岸の水位がこれに達したときは、その旨を当該海岸の水位を示して直ちに当該都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力

を求めて、これを一般に周知させなければならない。

(関係市町村長への通知)

第13条の4 第10条第2項若しくは第13条第1項の規定により通知をした国土交通大臣又は第11条第1項、第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条の規定により通知をした都道府県知事は、災害対策基本法第60条第1項の規定による避難のための立退きの勧告若しくは指示又は同条第3項の規定による屋内での待避等の安全確保措置の指示の判断に資するため、関係市町村の長にその通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は、第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川について、都道府県知事は、第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。次条第1項において同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(雨水出水浸水想定区域)

第14条の2 都道府県知事は、第13条の2第1項の規定により指定した排水施設等について、市町村長は、同条第2項の規定により指定した排水施設等について、雨水出水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該指定に係る排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該指定に係る排水施設（当該指定に係るポンプ施設又は貯留施設に接続する排水施設を含む。）から河川その他の公共の水域若しくは海域に雨水を排除できなくなった場合に浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。
- 3 都道府県知事又は市町村長は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、都道府県知事にあつては、関係市町村の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、第13条の3の規定により指定した海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

3 都道府県知事は、第1項の規定による指定をしたときは、国土交通省令で定めるところにより、前項の国土交通省令で定める事項を公表するとともに、関係市町村の長に通知しなければならない。

4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする。次項において同じ。）は、第14条第1項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があつたときは、市町村地域防災計画（同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。）において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があつた場合に限る。

(1) 洪水予報等（第10条第1項若しくは第2項若しくは第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官若しくは都道府県知事及び気象庁長官が行う予報又は第13条第1項若しくは第2項、第13条の2若しくは第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事若しくは市町村長が通知し若しくは周知する情報をいう。次項において同じ。）の伝達方法

(2) 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

(3) 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

(4) 浸水想定区域（洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。）内に次に掲げる施設がある場合にあつては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）をいう。次条において同じ。）でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であつて国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの（第15条の4において「大規模工場等」という。）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

(5) その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第4号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

(1) 前項第4号イに掲げる施設（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。） 当該施設の所有者又は管理者及び次条第9項に規定する自衛水防組織の構成員

(2) 前項第4号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の3第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

- (3) 前項第4号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）
- 3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあつては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。
- (1) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項
- (2) 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項（地下街等の利用者の避難の確保及び浸水の防止のための措置に関する計画の作成等）
- 第15条の2 前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、国土交通省令で定めるところにより、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。
- 2 前項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成しようとする場合において、当該地下街等と連続する施設であつてその配置その他の状況に照らし当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのあるものがあるときは、あらかじめ、当該施設の所有者又は管理者の意見を聴くよう努めるものとする。
- 3 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、同項に規定する計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告するとともに、公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項に規定する計画の変更について準用する。
- 5 市町村長は、第1項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、前条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた連続する2以上の地下街等の所有者又は管理者に対し、第1項に規定する計画を共同して作成するよう勧告をすることができる。
- 6 市町村長は、第1項の地下街等の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図るため必要があると認めるときは、当該地下街等の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。
- 7 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の地下街等の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかつたときは、その旨を公表することができる。
- 8 第1項の地下街等（地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。以下この条において同じ。）の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止のための訓練を行わなければならない。
- 9 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置かなければならない。
- 10 第1項の地下街等の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

(要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等)

第 15 条の 3 第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

- 2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

(大規模工場等における浸水の防止のための措置に関する計画の作成等)

第 15 条の 4 第 15 条第 1 項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成するとともに、当該計画で定めるところにより当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止のための訓練を実施するほか、当該大規模工場等の洪水時等の浸水の防止を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

- 2 前項の大規模工場等の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成し、又は自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該計画又は当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該計画又は当該事項を変更したときも、同様とする。

(市町村防災会議の協議会が設置されている場合の準用)

第 15 条の 5 第 15 条から前条までの規定は、災害対策基本法第 17 条第 1 項の規定により水災による被害の軽減を図るため市町村防災会議の協議会が設置されている場合について準用する。この場合において、第 15 条第 1 項中「市町村防災会議（災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議をいい、これを設置しない市町村にあつては、当該市町村の長とする）」とあるのは「市町村防災会議の協議会（災害対策基本法第 17 条第 1 項に規定する市町村防災会議の協議会をいう）」と、「市町村地域防災計画（同法第 42 条第 1 項に規定する市町村地域防災計画をいう）」とあるのは「市町村相互間地域防災計画（同法第 44 条第 1 項に規定する市町村相互間地域防災計画をいう）」と、同条第 2 項中「市町村防災会議」とあるのは「市町村防災会議の協議会」と、同項、同条第 3 項、第 15 条の 2 第 1 項及び第 5 項、第 15 条の 3 第 1 項並びに前条第 1 項中「市町村地域防災計画」とあるのは「市町村相互間地域防災計画」と読み替えるものとする。

(水防警報)

第 16 条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。
- 3 都道府県知事は、第 1 項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に関係のある機関に通知しなければならない。
- 4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第 1 項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

(水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

(優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

(緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

(水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

(警戒区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があつたときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

(警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求に応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処置)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第 27 条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

- 2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 2 条第 5 号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第 28 条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

- 2 水防管理団体は、前項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によつて氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第 30 条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(重要河川における国土交通大臣の指示)

第 31 条 2 以上の都府県に関係がある河川で、公共の安全を保持するため特に重要なものの水防上緊急を要するときは、国土交通大臣は、都道府県知事、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

(特定緊急水防活動)

第 32 条 国土交通大臣は、洪水、雨水出水、津波又は高潮による著しく激甚な災害が発生した場合において、水防上緊急を要すると認めるときは、次に掲げる水防活動（以下この条及び第 43 条の 2 において「特定緊急水防活動」という。）を行うことができる。

(1) 当該災害の発生に伴い浸入した水の排除

(2) 高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動として政令で定めるもの

- 2 国土交通大臣は、前項の規定により特定緊急水防活動を行おうとするときは、あらかじめ、当該特定緊急水防活動を行おうとする場所に係る水防管理者にその旨を通知しなければならない。特定緊急水防活動を終了しようとするときも、同様とする。

- 3 第 1 項の規定により国土交通大臣が特定緊急水防活動を行う場合における第 19 条、第 21 条、第 22 条、第 25 条、第 26 条及び第 28 条の規定の適用については、第 19 条中「水防団長、水防団員及び消防機関に属する者」とあり、第 21 条第 1 項中「水防団長、水防団員又は消防機関に属する者」とあり、及び同条第 2 項中「水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者」とあるのは「国土交通省の職員」と、第 22 条中「水防管理者」とあり、第 25 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者」とあり、第 26 条中「水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者」とあり、及び第 28 条第 1 項中「水防管理者、水防団長又は消防機関の長」とあるのは「国土交通大臣」と、同条第 2 項中「水防管理団体」とあるのは「国」とする。

(水防訓練)

第 32 条の 2 指定管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行わなければならない。

- 2 指定管理団体以外の水防管理団体は、毎年、水防団、消防機関及び水防協力団体の水防訓練を行うよう努めなければならない。

(津波避難訓練への参加)

第 32 条の 3 津波防災地域づくりに関する法律第 53 条第 1 項の津波災害警戒区域に係る水防団、消防機関及び水防協力団体は、同法第 54 条第 1 項第 3 号に規定する津波避難訓練が行われるときは、これに参加しなければならない。

第 4 章 指定水防管理団体

(水防計画)

第 33 条 指定管理団体の水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

- 2 指定管理団体の水防管理者は、前項の規定により水防計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、水防協議会（次条第 1 項に規定する水防協議会をいう。以下この項において同じ。）を設置する指定管理団体にあつては当該水防協議会、水防協議会を設置せず、かつ、災害対策基本法第 16 条第 1 項に規定する市町村防災会議を設置する市町村である指定管理団体にあつては当該市町村防災会議に諮らなければならない。
- 3 指定管理団体の水防管理者は、第 1 項の規定により水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。
- 4 第 7 条第 2 項から第 4 項までの規定は、指定管理団体の水防計画について準用する。

(水防協議会)

第 34 条 指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。ただし、水防事務組合及び水害予防組合については、これらに水防協議会を置くものとする。

- 2 指定管理団体の水防協議会は、水防に関し関係機関に対して意見を述べることができる。
- 3 指定管理団体の水防協議会は、会長及び委員をもつて組織する。
- 4 会長は、指定管理団体の水防管理者をもつて充てる。委員は、関係行政機関の職員並びに水防に関係のある団体の代表者及び学識経験のある者のうちから指定管理団体の水防管理者が命じ、又は委嘱する。
- 5 前各項に定めるもののほか、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定める。

(水防団員の定員の基準)

第 35 条 都道府県は、条例で、指定管理団体の水防団員の定員の基準を定めることができる。

第 5 章 水防協力団体

(水防協力団体の指定)

第 36 条 水防管理者は、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

- 2 水防管理者は、前項の規定による指定をしたときは、当該水防協力団体の名称、住所及び事務所の所在地を公示しなければならない。
- 3 水防協力団体は、その名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を水防管理者に届け出なければならない。
- 4 水防管理者は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(水防協力団体の業務)

第37条 水防協力団体は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 水防団又は消防機関が行う水防上必要な監視、警戒その他水防活動に協力すること。
- (2) 水防に必要な器具、資材又は設備を保管し、及び提供すること。
- (3) 水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供すること。
- (4) 水防に関する調査研究を行うこと。
- (5) 水防に関する知識の普及及び啓発を行うこと。
- (6) 前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

(水防団等との連携)

第38条 水防協力団体は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下に前条第1号に掲げる業務を行わなければならない。

(監督等)

第39条 水防管理者は、第37条各号に掲げる業務の適正かつ確実な実施を確保するため必要があると認めるときは、水防協力団体に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

- 2 水防管理者は、水防協力団体が第37条各号に掲げる業務を適正かつ確実に実施していないと認めるときは、水防協力団体に対し、その業務の運営の改善に関し必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。
- 3 水防管理者は、水防協力団体が前項の規定による命令に違反したときは、その指定を取り消すことができる。
- 4 水防管理者は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

(情報の提供等)

第40条 国、都道府県及び水防管理団体は、水防協力団体に対し、その業務の実施に関し必要な情報の提供又は指導若しくは助言をするものとする。

第6章 費用の負担及び補助

(水防管理団体の費用負担)

第41条 水防管理団体の水防に要する費用は、当該水防管理団体が負担するものとする。

(利益を受ける市町村の費用負担)

第42条 水防管理団体の水防によって当該水防管理団体の区域の関係市町村以外の市町村が著しく利益を受けるときは、前条の規定にかかわらず、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町村が負担するものとする。

- 2 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該水防を行う水防管理団体と当該水防により著しく利益を受ける市町村とが協議して定める。
- 3 前項の規定による協議が成立しないときは、水防管理団体又は市町村は、その区域の属する都道府県の知事にあつてを申請することができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による申請に基づいてあつてをしようとする場合において、当事者のうちにその区域が他の都府県に属する水防管理団体又は市町村があるときは、当該他の都府県の知事と協議しなければならない。

(都道府県の費用負担)

第43条 この法律の規定により都道府県が処理することとされている事務に要する費用は、当該都道府県の負担とする。

(国の費用負担)

第43条の2 第32条第1項の規定により国土交通大臣が行う特定緊急水防活動に要する費用は、国の負担とする。

(費用の補助)

第44条 都道府県は、第41条の規定により水防管理団体が負担する費用について、当該水防管理団体に対して補助することができる。

2 国は、前項の規定により都道府県が水防管理団体に対して補助するときは、当該補助金額のうち、2以上の都道府県の区域にわたる河川又は流域面積が大きい河川で洪水による国民経済に与える影響が重大なものの政令で定める水防施設の設置に係る金額の2分の1以内を、予算の範囲内において、当該都道府県に対して補助することができる。

3 前項の規定により国が都道府県に対して補助する金額は、当該水防施設の設置に要する費用の3分の1に相当する額以内とする。

第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となつたときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあつては条例で、水害予防組合にあつては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によつて受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(消防事務との調整)

第50条 水防管理者は、水防事務と水防事務以外の消防事務とが競合する場合の措置について、あらかじめ市町村長と協議しておかなければならない。

(権限の委任)

第 51 条 この法律に規定する国土交通大臣の権限は、国土交通省令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。

第 8 章 罰則

第 52 条 みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を損壊し、又は撤去した者は、3 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

2 前項の者には、情状により懲役及び罰金を併科することができる。

第 53 条 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 121 条の規定の適用がある場合を除き、第 14 条の規定による立入りの禁止若しくは制限又は退去の命令に従わなかつた者は、6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処する。

第 54 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30 万円以下の罰金又は拘留に処する。

- (1) みだりに水防管理団体の管理する水防の用に供する器具、資材又は設備を使用し、又はその正当な使用を妨げた者
- (2) 第 20 条第 2 項の規定に違反した者
- (3) 第 49 条第 1 項の規定による資料を提出せず、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入りを拒み、妨げ、若しくは忌避した者

附則 (抄)

- 1 この法律は、公布の日から起算して 60 日を経過した日から施行する。

(附則以下省略)

7. 豊橋市自主防災組織

(1) 豊橋市自主防災組織設置推進要綱

1 趣旨

大地震の発生により火災が同時多発し、かつ、道路の損壊、建物の倒壊、消火栓施設の損壊等が起ったような場合、又は河川の増水等により浸水の危険が生じ、特に通信網のと絶あるいは道路、橋の決壊流失により孤立化したような場合には、防災関係機関による消防防災活動の機能が著しく減退することが考えられる。

このような事態に備えて、地震等による被害の防止又は軽減を図るためには、地域住民又は施設の関係者による自主的、組織的な防災活動に負うところが大きい。

このことから、地震等による災害の防止又は軽減を図るため、地域住民による自主的な防災組織の設置を推進するものとする。

2 設置推進機関

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条第2項の規定に基づき、市が推進するものとする。

なお、防災関係機関は、有機的連携のもとに市の設置推進活動に積極的に協力するものとする。

3 地域の自主防災組織の設置

住民の各地域における自発的な防災組織の設置の推進を図ろうとするものである。

(1) 自主防災組織の重点推進地区

全市的に設置を推進させるが、特に次の被災危険の高い地域に重点をおいて、推進を図るものとする。

- ア 市街地、特に家屋等が密集している地域
- イ 消防水利の不足している地域
- ウ 道路事情等により消防活動の困難な地域
- エ 浸水多発地域

(2) 自主防災組織の規模

地域の自主防災組織の形成単位は、次の事項の基本的考え方に基づき、町単位に結成し、校区ぐるみで設置を推進するものとする。

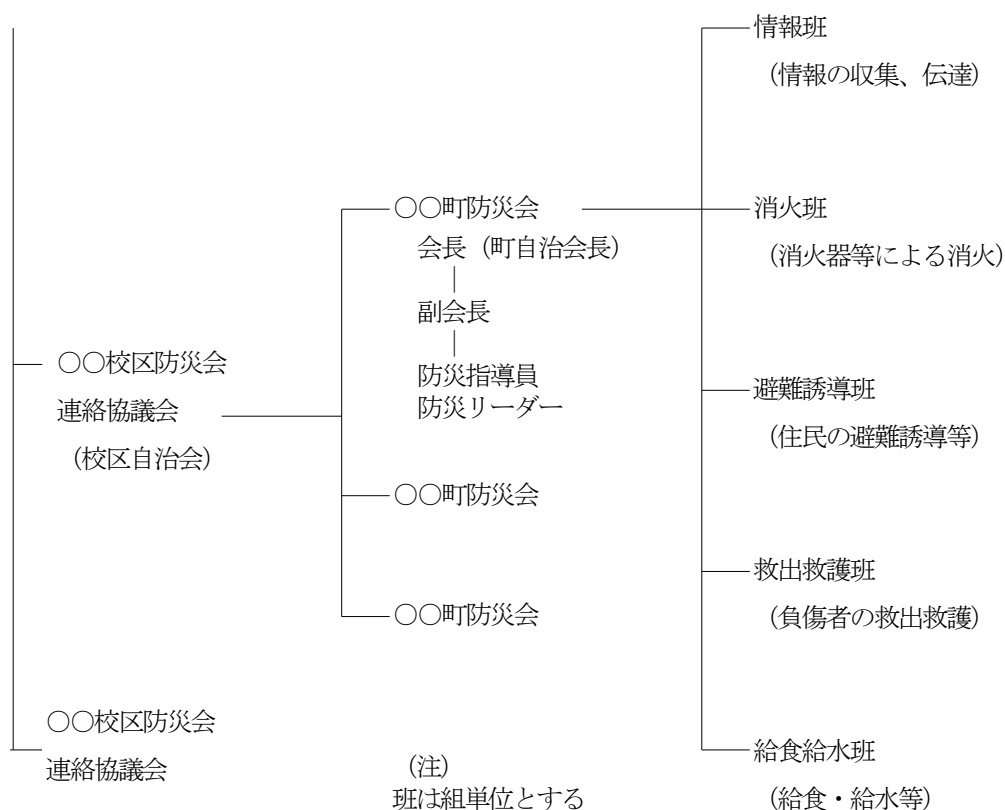
- ア 住民が連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待される規模であること。
- イ 住民の基礎的な日常生活圏域としての一体性を持っている地域であること。

(3) 自主防災組織の組織づくり

ア 基礎的住民自治組織である町自治会組織を基盤に、その自治活動の一環としての防災活動を組み入れることにより、自主防災組織として育成する。

イ 自主防災組織は、災害発生時の応急活動を迅速かつ効果的に行うため、活動班を編成するが、町自治会区域を単位とした場合、次のような編成が一般的と考えられる。

〔編成例〕



4 自主防災組織の活動

自主防災組織は、次に掲げる平常時の活動及び災害時の応急活動を行うものとするが、効果的な活動を行うため、各項目について、具体的な計画を策定しておくものとする。

(1) 平常時の活動

ア 防災知識の普及に関すること。

地域住民の防災意識を高揚するため、防災知識の普及を行う。

イ 火気使用設備器具等の点検に関すること。

火気使用設備器具、危険物品等大地震発生時、被害の発生又は拡大の原因となるものを点検し、対策を講じておく。

ウ 防災に必要な物資及び資機材の備蓄に関すること。

消火用資機材、応急手当用医療品、救助工作用資機材等防災活動に必要な資機材を備蓄する。

エ 防災訓練の実施に関すること。

災害発生時の応急活動が的確に行いえるよう防災訓練を実施し、必要な知識、技術を習得しておく。

(2) 災害時の応急活動

ア 情報の収集及び伝達に関すること。

被害状況等を正確かつ迅速には握し、適切な応急措置をとるため、市等防災関係機関、報道機関等の提供する情報を収集するとともに、必要と認める情報を地域内住民に伝達する。

イ 出火防止及び初期消火に関すること。

地震等が発生した場合は、直ちに各家庭に対し、火の始末を呼びかけ、出火した場合は消火にあたる。

ウ 避難に関すること。

避難命令が出た場合、地域住民が避難地へ混乱なく、安全に避難できるよう誘導する。

エ 被災者の救護、救助その他保護に関すること。

建物の倒壊、落下物等により救出、救護を要する者が生じたときは、直ちに救出救護活動を行う。

オ 給食及び給水に関すること。

炊出し及び食品、飲料水の配給にあたる。

5 自主防災組織の設置推進活動

市は、自主防災組織設置の推進を図るため、防災関係機関との連携を図りながら、次の活動を実施する。

(1) 広報活動

隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織の必要性を認識させ、あわせて防災意識の高揚を図るための広報活動を実施する。

(2) 防災教育

町自治会等、地域の防災指導者を対象に、自主防災組織の組織づくりを指導するとともに、災害並びに防災に関する知識の徹底を図るための防災教育を実施する。

(3) 防災物品の助成

自主防災組織の基礎づくりと、その活動を促進するため、設置団体に対し、必要な資機材等の供与、あつ旋等を行うものとする。

(4) 防災訓練

自主防災組織が実施する防災訓練に対し、助言協力する。

6 実施日

この要綱は、昭和 52 年 5 月 1 日から実施する。

附則 (抄)

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 豊橋市自主防災組織設置助成要綱

(目的)

第1条 この要綱は市民による地域の自主防災組織（以下「団体」という。）の設置について必要な助成を行い、これを育成することにより、もって地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(助成措置)

第2条 市長は、地域団体が豊橋市自主防災組織設置推進要綱の定めるところに準拠し、団体を設置したときは、当該団体に活動上必要な資器材等を交付することができる。

(助成の限度額等)

第3条 現物給与の方法によるものとし、予算の範囲内で市長が定める。

2 助成は、1団体につき、1回限りとする。

(申請手続)

第4条 この要綱による助成措置を受けようとする団体は、助成措置適用申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、団体結成後速やかに提出しなければならない。

(適用通知)

第5条 市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、申請事項を調査し、助成措置を必要と認めたときは、助成措置適用決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

(変更届)

第6条 団体は、第4条の規定により提出した申請書の記載事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(雑則)

第7条 この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、昭和52年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和56年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

*様式は省略

8. 災害救助法施行細則

昭和 40 年 10 月 29 日規則第 60 号

最終改正 令和 2 年 12 月 28 日規則第 80 号

災害救助法施行細則をここに公布する。

災害救助法施行細則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「法」という。） 、災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号。以下「令」という。） 及び災害救助法施行規則（昭和 22 年総理府令、厚生省令、内務省令、大蔵省令、運輸省令第 1 号。以下「規則」という。） の施行に関する事項を定めるものとする。

第 2 条 削除

(救助実施区域の公告)

第 3 条 知事は、法による救助（以下「救助」という。） を実施するときは、すみやかに救助を実施する市区町村の区域を公告するものとする。

第 4 条 削除

(救助の程度、方法及び期間)

第 5 条 令第 3 条の救助の程度、方法及び期間は、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 25 年内閣府告示第 228 号） に定めるところによる。ただし、知事は、これによることができない特別の事情があると認めるときは、その都度内閣総理大臣に協議し、これを超えて救助を実施するものとする。

(物資の保管等に関する公用令書等)

第 6 条 規則第 1 条の公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（以下次条及び第 8 条において「公用令書等」という。） は、次の各号に掲げる様式による。

- 1 物資の保管を命ずる場合の公用令書 様式第 1
- 2 物資を収用し、施設を管理し、又は土地、家屋若しくは物資を使用する場合の公用令書 様式第 2
- 3 公用変更令書 様式第 3
- 4 公用取消令書 様式第 4

(受領書)

第 7 条 前条の公用令書等の交付を受けた者は、受領書を直ちに知事に提出しなければならない。

(強制物件台帳)

第 8 条 第 6 条の公用令書等を交付したときは、強制物件台帳（様式第 5） に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(受領調書)

第 9 条 規則第 2 条第 3 項の受領調書は、様式第 6 による。

2 当該職員は、前項の受領調書を作成するときは、物資の引渡しをした所有者又は占有者を立ち会わせなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。

(損失補償請求書)

第 10 条 規則第 3 条第 1 項の損失補償請求書は、様式第 7 によらなければならない。

(従事命令に関する公用令書等)

第11条 規則第4条第1項及び第3項の公用令書及び公用取消令書は、次の各号に掲げる様式による。

1 公用令書 様式第8

2 公用取消令書 様式第9

(受領書に関する規定の準用)

第12条 第7条の規定は、前条の公用令書又は公用取消令書の交付を受けた者の受領書について準用する。

(救助従事者台帳)

第13条 第11条の公用令書又は公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳(様式第10)に所要事項及びその後の経過を記録しておくものとする。

(従事不能の場合の届出)

第14条 規則第4条第2項の規定による届出は、従事不能届(様式第11)に次の各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

1 負傷又は病気により救助に関する業務に従事することができない場合においては、医師の診断書。ただし、やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書

2 天災その他避けることのできない事故により救助に関する業務に従事することができない場合においては、市区町村長、警察官又はその他適当な公務員の証明書

(実費弁償の程度)

第15条 法第7条第5項の規定による実費弁償の程度は、別表第1のとおりとする。

(実費弁償請求書)

第16条 規則第5条の実費弁償請求書は、様式第12によらなければならない。

(身分を示す証票)

第17条 法第10条第3項において準用する法第6条第4項の身分を示す証票は、様式第13による。

(扶助金支給申請書)

第18条 規則第6条第1項の扶助金支給申請書は、様式第14によらなければならない。

2 前項の扶助金支給申請書には、規則第6条第2項各号の書類のほか、次に掲げる書類を添えなければならない。

1 療養扶助金を除く各扶助金の支給申請書については、令第8条第2項の支給基礎額の認定に必要な書類

2 休業扶助金支給申請書については、前号に定める書類のほか、療養のため休養を必要とする旨の医師の診断書及び負傷し、又は病気にかかったため、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、ほかに収入を得ることができない等特に扶助金の支給を必要とする理由を詳細に記載した書類

3 打切扶助金支給申請書については、第1号に定める書類のほか、療養の経過、症状、治癒までの見込期間等に関する医師の意見書

(扶助金の支給基礎額)

第19条 令第8条第2項第2号及び第3号の扶助金の支給基礎額は、別表第2のとおりとする。

附則

1. この規則は、公布の日から施行する。

2. 愛知県災害救助法施行細則(昭和23年愛知県規則第5号)は廃止する。

別表第1（第15条関係）

1 令第4条第1号から第4号までに規定する者

(1) 日当

県の常勤の職員で救助に関する業務に従事した者に相当するものの給与を考慮してその都度決定する額以内

(2) 時間外勤務手当

日当の額を8で除して得た額を勤務1時間当たりの給与額として職員の給与に関する条例(昭和42年愛知県条例第3号)第15条の規定の例により算定される額以内

(3) 旅費

職員等の旅費に関する条例(昭和29年愛知県条例第1号)別表第1の1による一般職員相当額以内

2 令第4条第5号から第10号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその100分の3の額を加算した額以内

別表第2（第19条関係）

対象者	扶助金の支給基礎額
法第7条の規定により救助に関する業務に従事した者のうち、労働基準法(昭和22年法律第49号)に規定する労働者でない者	事故発生の年の前1年間におけるその者の所得(当該事業又は当該業務に伴う所得以外の所得及び退職金等の臨時所得を除く。以下同じ。)の額を365で除して得た額(以下「基準収入額」という。)に相当する額。ただし、その者の基準収入額が、その地方で、同種同規模の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の前1年間における所得の額の平均額を365で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として、標準収入額に相当する額とする。
法第8条の規定により救助に関する業務に協力した者(以下「協力者」という。)	警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号)第五条に規定する給付基礎額の例による額

様式第1
(第6条関係)

物資保管第 号					物資保管第 号				
公 用 令 書					受 領 書				
住 所					年 月 日				
氏 名					愛知県知事 殿				
(名称及び代表者氏名)					住 所				
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり物資の保管を命じます。					氏 名				
年 月 日					(名称及び代表者氏名)				
愛知県知事 氏 名 印					公用令書を受領しました。				
種 類	数量	保 管 場 所	保管期間	備 考					
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。									

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第2
(第6条関係)

物資収用施設管理土地家屋使用物資第 号							物資収用施設管理土地家屋使用物資第 号						
公 用 令 書							受 領 書						
住 所							年 月 日						
氏 名							愛知県知事 殿						
(名称及び代表者氏名)							住 所						
災害救助法第9条第1項の規定により、次のとおり収用管理します。							氏 名						
年 月 日							(名称及び代表者氏名)						
愛知県知事 氏 名 印							公用令書を受領しました。						
種類 名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡期日	引渡場所	備 考						
						・	・						
						・	・						
						・	・						
注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。													

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第3
(第6条関係)

第 号 公 用 変 更 令 書 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を、次のとおり変更しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 <table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">変更前の処分の内容</td><td style="width: 50%;">変更後の処分の内容</td></tr><tr><td> </td><td> </td></tr></table> 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	変更前の処分の内容	変更後の処分の内容			<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">公用変 更令書</td><td style="width: 50%;">第 号</td></tr></table> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 公用変更令書を受領しました。	公用変 更令書	第 号
変更前の処分の内容	変更後の処分の内容						
公用変 更令書	第 号						

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第4
(第6条関係)

第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 災害救助法第9条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してください。	<table border="1" style="width: 100%;"><tr><td style="width: 50%;">公 用 取消令書</td><td style="width: 50%;">第 号</td></tr></table> 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 公用取消令書を受領しました。	公 用 取消令書	第 号
公 用 取消令書	第 号		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第 5
(第 8 条関係)

強 制 物 件 台 帳											
公 用 令 書	物 資 保 管		第 号		年 月 日						
	物 資 収 用										
	施 設 管 理										
	土地 家屋 物資 使 用										
所有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）											
占有者の住所及び氏名（名称及び代表者氏名）											
公用令書の内容	種 名	類 称	数 量	保 管 場 所 又 は 所 在 所	範 囲	期 間	引 期	渡 日	引渡場所	備 考	
変更事項及びその理由											
取 消 理 由											
損 失 補 償	種 名	類 称	請求額	請 求 日 年 月 日		請求者	補償額	補 償 日 年 月 日			備考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 6
(第 9 条関係)

受 領 調 書			
災害救助法第 9 条第 1 項の規定により ^{収用} _{使用} する物資を、次のとおり受領しました。			
よつて、受領調書 2 通を作成し、それぞれ 1 通を所持するものとします。			
年 月 日			
受領者			
愛知県職員			
氏 名			
物資の所有者又は占有者			
氏 名			
公 用 令 書	物資収用	第 号	年 月 日
	物資使用		
種 類 及 び 数 量			
受 領 年 月 日	年 月 日		
受 領 場 所			
備 考			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 7
(第 10 条関係)

損 失 補 償 請 求 書			
		年 月 日	
愛知県知事 殿			
		住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名)	
災害救助法第 9 条第 2 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定による損失 補償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
請求理由			
公 用 令 書	物 資 保 管	第 号	年 月 日
	物 資 収 用		
	施 設 管 理		
	土地 家屋 使 用 物資		
添付書類			
1 算出明細書			
2 受領調書 (写し)			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8
(第 11 条関係)

(表)

公 用 令 書		受 領 書	
住 所			
職 業			
氏 名			
年 月 日生		年 月 日	
(名 称 及 び 代表者氏名)		住 所	
		職 業	
		氏 名	
		年 月 日生	
		(名 称 及 び 代表者氏名)	
災害救助法第 7 条第 1 項の規定により、次のとおり救助に関する業務に従事することを命じます。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印			
従事する業務			
従事する場所			
従事する期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
出頭する日時及び場所			
備 考			
		公用令書を午前 時 分受領しました。	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 5 の 2 枚接続とする。

(裏)

	公用令書の交付を受けた者の心得 - この令書を受領したときは、令書に添付してある受領書に所要事項を記入し、直ちに知事に提出してください。 - あなたは、この令書を持つて指定の日時、場所に出頭し、係員に届け出てください。 - あなたが負傷、病気等により指定の日時に出席できない場合は、従事不能届に医師の診断書（やむを得ない事情により医師の診断書が得られないときは、警察官の証明書）を添えて、速やかに知事に提出してください。 - あなたが天災その他避けることのできない事故により指定の日時、場所に出頭できない場合は、従事不能届に市区町村長、警察官、駅長、船長等の証明書を添えて、速やかに知事に提出してください。 - あなたが正当な理由なくこの命令に従わないときは、災害救助法第 32 条の規定により 6 月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金に処せられます。

様式第9
(第11条関係)

取消従事 命 令 第 号 公 用 取 消 令 書 住 所 職 業 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 災害救助法第7条第1項の規定による処分（公用令書 年 月 日 第 号）を取り消しました。 年 月 日 愛知県知事 氏 名 印 注 この令書を受領したときは、右の受領書を直ちに提出してくださ い。	取消従事 命 令 第 号 受 領 書 年 月 日 愛知県知事 殿 住 所 氏 名 (名 称 及 び 代表者氏名) 公用取消令書を受領しました。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A5の2枚接続とする。

様式第 10

(第 13 条関係)

救 助 従 事 者 台 帳							
公 用 令 書		第 号		年 月 日			
従事者	住 所			職 業			
	氏 名 (名称及び 代表者氏名)			生年月日			
従 事 す る 業 務							
従 事 す る 場 所							
従 事 す る 期 間		年 月 日から 年 月 日まで 日間					
出頭する日時及び場所							
公用令書取消理由							
負傷、病気、死亡事故発生の日時及び場所							
事故発生の原因及び状況							
傷病名、傷病の程度及び身体の状況							
備 考							
事故発生するとき、本人と親族関係にあつた主な者の状況		氏 名	本人との 続 き 柄	生年月日	職業	備 考	
				・	・		
				・	・		
				・	・		
				・	・		
実 費 弁 償		実 費 弁 償 の 内 訳			支 給 年 月 日	備 考	
		日 当	超過勤務 手	旅 費			計
		円	円	円	円	・	・
扶 助 金		扶 助 金 の 種 類		金 額	支給年月日	備 考	
				円	・	・	
					・	・	
					・	・	
					・	・	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 11
(第 14 条関係)

従 事 不 能 届		
年 月 日		
愛知県知事 殿		
住 所		
職 業		
氏 名		
年 月 日生		
(名 称 及 び 代表者氏名)		
災害救助法第 7 条第 1 項の規定による公用令書（ 年 月 日従事命令第 号）の交付を受けましたが、下記の理由により、救助に関する業務に従事するこ とができないので、関係書類を添えてお届けします。		
記		
理由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 12
(第 16 条関係)

実 費 弁 償 請 求 書			
年 月 日			
愛知県知事 殿			
住 所			
職 業			
氏 名			
(名 称 及 び 代表者氏名)			
災害救助法第 7 条第 5 項の規定による実費弁償として、下記の金額を請求します。			
請求金額		円	
公 用 令 書	従 事 命 令	第 号	年 月 日
従事した業務			
従事した場所			
従事した期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
添付書類			
算出明細書			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 13

(第 17 条関係)

(表)

第	号	証	票
		所 属	
		職 名	氏 名
上記の者は、災害救助法第10条の規定による立入検査の権限を有する者であることを証明する。 なお、この証票の有効期間は、 年 月 日までとする。 年 月 日交付 愛知県知事 氏 名 印			

備考 用紙の大きさは、縦6センチメートル、横9センチメートルとする。

(裏)

災害救助法抜粋 (都道府県知事等の立入検査等) 第10条 前条第1項の規定により施設を管理し、土地、家屋若しくは物資を使用し、物資の保管を命じ、又は物資を収用するため必要があるときは、都道府県知事等は、当該職員に施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせることができる。 2 都道府県知事等は、前条第1項の規定により物資を保管させた者に対し、必要な報告を求め、又は当該職員に当該物資を保管させてある場所に立ち入り検査をさせることができる。 3 第6条第3項から第5項までの規定は、前2項の場合に準用する。 (指定行政機関の長等の立入検査等) 第6条 1及び2 略 3 前2項の規定により立ち入る場合においては、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯しなければならない。 5 第1項及び第2項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。 注意 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 2 この証票は、有効期間が経過したとき、又は不用になったときは、速やかに返還しなければならない。

様式第 14
(第 18 条関係)

療養 休業 障害 遺族 葬切						扶 助 金 支 給 申 請 書						年 月 日		
愛知県知事 殿												住 所		
												氏 名		
												印		
災害救助法第 12 条の規定による扶助金として、下記の金額を支給して下さるよう関係書類を添えて申請します。														
申請金額 円														
公 用 令 書			第 号			年 月 日								
従事者又は協力者	住 所					職 業								
	氏 名					生年月日		・ ・						
従事又は協力していた救助業務														
事故発生の日時及び場所														
事故発生の原因及び状況														
傷病名、傷病の程度及び身体状況														
療養又は休業を要する見込期間														
事故発生の際、本人と親族関係にあった主な者の状況			氏 名	本人との続 き 柄	生年月日	職業	備 考							
					・ ・									
					・ ・									
					・ ・									
					・ ・									
添付書類														
算出明細書														

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

内閣府告示第二百二十八号

災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号)第三条第一項及び第五条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のとおり定め、平成二十五年十月一日から適用する。

平成二十五年十月一日

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

第一章 救助の程度、方法及び期間

(救助の程度、方法及び期間)

第一条 災害救助法施行令(昭和二十二年政令第二百二十五号。以下「令」という。)第三条第一項の規定による救助の程度、方法及び期間の基準は、災害救助法(昭和二十二年法律第百十八号。以下「法」という。)第四条第一項各号及び第二項に掲げる救助の種類ごとに、本章の定めるところによる。

(避難所及び応急仮設住宅の供与)

第二条 法第四条第一項第一号及び第二項の避難所並びに同条第一項第一号の応急仮設住宅の供与は、次の各号に掲げる施設ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 避難所

イ 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与するものであること。

ロ 原則として、学校、公民館等既存の建物を利用すること。ただし、これら適当な建物を利用することが困難な場合は、野外に移動可能な施設、車両等を設置し、又はその他の適切な方法により実施すること。

ハ 避難所の設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮

設便所等の設置費(法第四条第二項の避難所については、災害が発生するおそれがある場合において必要となる別に定める経費)として、一人一日当たり三百六十円以内とすること。

ニ 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。))であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、ハの金額に、当該地域において当該特別な配慮のために必要な通常の実費を加算することができること。

ホ 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができること。

ヘ 法第四条第一項第一号の避難所を開設できる期間は、災害発生の日から七日以内とし、同条第二項の避難所を開設できる期間は、法第二条第二項の規定による救助を開始した日から、別に定める日までの期間とすること。

二 応急仮設住宅

イ 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流出し、居住する住家がない者であつて、自らの資力では住家を得ることができないものに、建設し供与するもの(以下「建設型応急住宅」という。)、民間賃貸住宅を借上げて供与するもの(以下「賃貸型応急住宅」という。)、又はその他適切な方法により供与するものであること。

イ 建設型応急住宅

(1) 建設型応急住宅の設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、これら適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することが可能であること。

(2) 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、

七百八万九千円以内とすること。

(3) 建設型応急住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置できること。

(4) 福祉仮設住宅（老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及び設備を有し、高齢者等であつて日常生活上特別な配慮を要する複数のものに供与する施設をいう。）を建設型応急住宅として設置できること。

(5) 建設型応急住宅は、災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置しなければならないこと。

(6) 建設型応急住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第八十五条第三項又は第四項に規定する期限までとすること。

(7) 建設型応急住宅の供与終了に伴う建設型応急住宅の解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費とすること。

ロ 賃貸型応急住宅

(1) 賃貸型応急住宅の一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じてイ(2)に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出できる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。

(2) 賃貸型応急住宅は、災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならないこと。

(3) 賃貸型応急住宅を供与できる期間は、イ(6)と同様の期間とすること。

（炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給）

第三条 法第四条第一項第二号の炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給は、次の各号に定める救助ごとに、当該各号に定め

るところにより行うこととする。

一 炊き出しその他による食品の給与

イ 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者に対して行うものであること。

ロ 被災者が直ちに食することができる現物によるものとする。

ハ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出できる費用は、主食、副食及び燃料等の経費として一人一日当たり千三百九十円以内とすること。

ニ 炊き出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

二 飲料水の供給

イ 災害のために現に飲料水を得ることができない者に対して行うものであること。

ロ 飲料水の供給を実施するために支出できる費用は、水の購入費のほか、給水又は浄水に必要な機械又は器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品又は資材の費用とし、当該地域における通常の実費とすること。

ハ 飲料水の供給を実施できる期間は、災害発生の日から七日以内とすること。

（被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与）

第四条 法第四条第一項第三号の被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与（以下「生活必需品の給与等」という。）は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂のたまり等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。）、全島避難等により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をも

って行うこと。

イ 被服、寝具及び身の回り品

ロ 日用品

ハ 炊事用具及び食器

ニ 光熱材料

三 生活必需品の給与等のため支出できる費用は、季別及び世帯区分により一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。この場合において、季別は、夏季（四月から九月までの期間をいう。以下同じ。）及び冬季（十月から三月までの期間をいう。以下同じ。）とし、災害発生の日をもって決定すること。

イ 住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯

季別	夏季	冬季
一人世帯の額	二百三十万円	三百三十万円
二人世帯の額	二百六十万円	四百五十万円
三人世帯の額	三百八十万円	六百六十万円
四人世帯の額	四百六十万円	七百九十万円
五人世帯の額	五百八十万円	八百九十万円
世帯員数が六人以上一人を算ずる額	八千五百円	一万二千三百円

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯

季別	夏季	冬季
一人世帯の額	六千七百円	一万七千円
二人世帯の額	八千九百円	一万四千円
三人世帯の額	一万三千四百円	一万九千円
四人世帯の額	一万六千三百円	二万三千円
五人世帯の額	二万五千五百円	二万九千円
世帯員数が六人以上一人を算ずる額	二千九百円	三千九百円

百円

千円

千九百円

千六百円

千八百円

四 生活必需品の給与等は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならぬこと。

(医療及び助産)

第五条 法第四条第一項第四号の医療及び助産は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 医療

イ 災害のため医療の途を失った者に対して、応急的に処置するものであること。

ロ 救護班において行うこと。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合は、病院又は診療所（あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）又は柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師又は柔道整復師（以下「施術者」という。）を含む。）において医療（施術者が行うことができる範囲の施術を含む。）を行うことができること。

ハ 次の範囲内において行うこと。

(1) 診療

(2) 薬剤又は治療材料の支給

(3) 処置、手術その他の治療及び施術

(4) 病院又は診療所への収容

(5) 看護

ニ 医療のため支出できる費用は、救護班による場合は使用した薬剤、治療材料、破損した医療器具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は協定料金の額以内とすること。

ホ 医療を実施できる期間は、災害発生の日から十四日以内とすること。

二 助産

イ 災害発生の日以前又は以後の七日以内に分べんした者であつて、災害のため助産の途を失つたものに対して行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 分べんの介助

(2) 分べん前及び分べん後の処置

(3) 脱脂綿、ガーゼ、その他の衛生材料の支給

ハ 助産のため支出できる費用は、救護班等による場合は使用した衛生材料等の実費とし、助産師による場合は慣行料金の百分の八十以内の額とすること。

ニ 助産を実施できる期間は、分べんした日から七日以内とすること。

(被災者の救出)

第六条 法第四条第一項第五号の被災者の救出は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、又は救出するものであること。

二 被災者の救出のため支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

三 被災者の救出を実施できる期間は、災害発生の日から三日以内とすること。

(被災した住宅の応急修理)

第七条 法第四条第一項第六号の被災した住宅の応急修理は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者に対して行うものであること。

ロ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分

に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり五万三千九百円以内とすること。

ハ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理は、災害発生の日から十日以内に完了すること。

二 日常生活に必要な最小限度の部分の修理

イ 災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行うものであること。

ロ 居室、炊事場、便所等日常生活に必要な最小限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のために支出できる費用は、一世帯当たり次に掲げる額以内とすること。

(1) (2)に掲げる世帯以外の世帯 七十三万九千円

(2) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十五万八千円

ハ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理は、災害発生の日から三月以内（災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第二十三条の第三項に規定する特定災害対策本部、同法第二十四条第一項に規定する非常災害対策本部又は同法第二十八条の第二項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあつては、六月以内）に完了すること。

(生業に必要な資金の貸与)

第八条 法第四条第一項第七号の生業に必要な資金の貸与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家が全壊、全焼又は流失し、災害のため生業の手段を失つた世帯に対して行うものであること。

二 生業を営むために必要な機械、器具又は資材を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与するものであること。

三 生業に必要な資金として貸与できる額は、次の額以内とするこ

と。

イ 生 業 費 一件当たり 三万円

ロ 就職支度費 一件当たり 一万五千円

四 生業に必要な資金の貸与は、次の条件を付すものであること。

イ 貸与期間 二年以内

ロ 利 子 無利子

五 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から一月以内に完了しなければならないこと。

(学用品の給与)

第九条 法第四条第一項第八号の学用品の給与は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。)、及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。))に対して行うものであること。

二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行うこと。

イ 教科書

ロ 文房具

ハ 通学用品

三 学用品の給与のため支出できる費用は、次の額以内とすること。
イ 教科書代

(1) 小学校児童及び中学校生徒 教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、

又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(2) 高等学校等生徒 正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具費及び通学用品費

(1) 小学校児童 一人当たり 五千五百円

(2) 中学校生徒 一人当たり 五千八百円

(3) 高等学校等生徒 一人当たり 六千三百円

四 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内に完了しなければならないこと。

(埋葬)

第十条 法第四条第一項第九号の埋葬は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 災害の際死亡した者について、死体の応急的处理程度のものを行うものであること。

二 原則として、棺又は棺材の現物をもつて、次の範囲内において行うこと。

イ 棺(附属品を含む。)

ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)

ハ 骨つぼ及び骨箱

三 埋葬のため支出できる費用は、一体当たり大人二十三万二千二百円以内、小人十八万五千七百円以内とすること。

四 埋葬は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

(死体の搜索及び処理)

第十一条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第一号の死体の搜索及び処理は、次の各号に掲げる救助ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 死体の搜索

イ 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものである

こと。

ロ 死体の搜索のため支出できる費用は、舟艇その他搜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費として当該地域における通常の実費とすること。

ハ 死体の搜索は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

二 死体の処理

イ 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）を行うものであること。

ロ 次の範囲内において行うこと。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置

(2) 死体の一時保存

(3) 検案

ハ 検案は、原則として救護班において行うこと。

ニ 死体の処理のため支出できる費用は、次に掲げるところによること。

(1) 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用は、一体当たり三千七百円以内とすること。

(2) 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は一体当たり五千九百円以内とすること。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができること。

(3) 救護班において検案をすることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とすること。

ホ 死体の処理は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去）

第十二条 法第四条第一項第十号の規定に基づく令第二条第二号の災

害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているもの（以下「障害物」という。）の除去は、次の各号に定めるところにより行うこととする。

一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行うものであること。

二 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均が十四万三千九百円以内とすること。

三 障害物の除去は、災害発生の日から十日以内に完了しなければならないこと。

（救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費）

第十三条 法第四条第一項各号及び第二項の救助を実施するに当たり必要な場合は、救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費を支給することができる。

一 救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は、次に掲げる場合とすること。

イ 被災者（法第四条第二項の救助にあつては避難者）の避難に係る支援

ロ 医療及び助産

ハ 被災者の救出

ニ 飲料水の供給

ホ 死体の搜索

ヘ 死体の処理

ト 救済用物資の整理配分

二 救援のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とすること。

三 救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とすること。

第二章 実費弁償

(実費弁償)

第十四条 法第七条第五項の実費弁償は、次の各号に掲げる者ごとに、当該各号に定めるところにより行うこととする。

一 令第四条第一号から第四号までに規定する者

イ 日当

法第七条第一項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第三条に規定する都道府県知事等をいう。）の統括する都道府県等（法第十七条第一号に規定する都道府県等をいう。ハにおいて同じ。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定めること。

ロ 時間外勤務手当

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して算定した額以内とすること。

ハ 旅費

職種ごとに、イに定める日当額を基礎とし、常勤職員との均衡を考慮して、各都道府県等の職員に対する旅費の支給に関する条例において定める額以内とすること。

二 令第四条第五号から第十号までに規定する者

業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその百分の三の額を加算した額以内とすること。

第三章 災害救助事務

(救助事務費)

第十五条 法第十八条第一項の救助の事務を行うのに必要な費用（以下「救助事務費」という。）は、次の各号に定めるところによる。

一 救助事務費に支出できる範囲は、救助の事務を行うのに要した経費（救助の実施期間内のものに限る。）及び災害救助費の精算の事務を行うのに要した経費とし、次に掲げる費用とすること。

イ 時間外勤務手当

ロ 賃金職員等雇上費

ハ 旅費

ニ 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費及び修繕料をいう。）

ホ 使用料及び賃借料

ヘ 通信運搬費

ト 委託費

二 各年度において、前号の救助事務費に支出できる費用は、法第二十一条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る前号イからトまでに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第四百三十三条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。

イ 三千万円以下の部分の金額については百分の十

ロ 三千万円を超え六千万円以下の部分の金額については百分の九

九

ハ 六千万円を超え一億円以下の部分の金額については百分の八

ニ 一億円を超え二億円以下の部分の金額については百分の七

ホ 二億円を超え三億円以下の部分の金額については百分の六

ヘ 三億円を超え五億円以下の部分の金額については百分の五

ト 五億円を超える部分の金額については百分の四

三 前号の「救助事務費以外の費用の額」とは、第二条から第十三条までに規定する救助の実施のために支出した費用及び第十四条に規定する実費弁償のため支出した費用を合算した額、法第九条第二項に規定する損失補償に要した費用の額、令第八条第二項に定めるところにより算定した法第十二条の扶助金の支給基礎額を合算した額、法第十九条に規定する委託費用の補償に要した費用の額並びに法第二十条第一項に規定する求償に対する支払いに要した費用の額（救助事務費の額を除く。）の合計額をいう。

前 文〔抄〕（平成二十六年三月三十一日内閣府告示第十九号）
平成二十六年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十七年三月三十一日内閣府告示第四十四号）
平成二十七年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十八年三月三十一日内閣府告示第一百十二号）
平成二十八年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成二十九年三月三十一日内閣府告示第五百三十五号）
平成二十九年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十年三月三十日内閣府告示第五十一号）
平成三十年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（平成三十一年四月一日内閣府告示第三十七号）

前 文〔抄〕（令和元年九月三十日内閣府告示第八十九号）
令和元年十月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和元年十月二十三日内閣府告示第三百七十八号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和元年八月二十八日から適用する。

前 文〔抄〕（令和三年五月二十日内閣府告示第七十一号）
令和三年五月二十日から適用する。

前 文〔抄〕（令和三年六月十八日内閣府告示第七十六号）
公布の日から施行する。

前 文〔抄〕（令和四年三月三十一日内閣府告示第三十七号）
令和四年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年三月三十一日内閣府告示第三十六号）
令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和五年六月十六日内閣府告示第九十一号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和五年四月一日から適用する。

前 文〔抄〕（令和六年八月一日内閣府告示第二百二号）
公布の日から施行し、改正後の規定は令和六年七月九日から適用する。

前 文〔抄〕（令和七年三月三十一日内閣府告示第四十二号）
令和七年四月一日から適用する。

10. 避難指示等の判断基準

(1) 三類型の避難指示等一覧

警戒レベル	発令内容	発令時の状況	住民に求める行動
3	高齢者等避難	要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況	- 要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者は、計画された避難所への避難行動を開始（避難支援者は支援行動を開始） - 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
4	避難指示	- 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 - 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 - 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況	- 指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 - 災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。
5	緊急安全確保	災害が発生している状況	既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。

(2) 水害

避難指示等は、以下の基準を参考として、河川巡視、降雨量、今後の気象予測等を総合的に判断して、避難の必要がある場合に、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する。

【一級河川】

一級河川 豊川	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、当古水位観測所の水位が 6.20m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、当古水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①堤防の決壊・水があふれる・浸水を確認 ②豊川及び豊川放水路の氾濫発生情報が発表され、当古水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

一級河川 豊川 (賀茂霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	石田水位観測所の水位が 4.70m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき (1 時間後に浸水が開始)
	警戒レベル4 避難指示	石田水位観測所の水位が 6.20m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき又は 豊川及び豊川放水路に氾濫警戒情報が発表されたとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、更に同観測所の水位が上昇して いるとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫発生情報が発表されたとき

一級河川 豊川 (下条霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	石田水位観測所の水位が 6.20m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき (1.5 時間後に浸水が開始)
	警戒レベル4 避難指示	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、更に同観測所の水位が上昇して いるとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫危険情報が発表されたとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、1.5 時間経過して更に同観測所の 水位が上昇しているとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫発生情報が発表されたとき

一級河川 豊川 (牛川霞)	警戒レベル3 高齢者等避難	石田水位観測所の水位が 6.20m を越え、更に同観測所の水位が上昇しているとき、又 は豊川及び豊川放水路に氾濫警戒情報が発表されたとき (2 時間後に浸水が開始)
	警戒レベル4 避難指示	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、更に同観測所の水位が上昇して いるとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫危険情報が発表されたとき
	警戒レベル5 緊急安全確保	石田水位観測所の水位が氾濫危険水位 7.40m を越え、2 時間経過して更に同観測所の水 位が上昇しているとき、又は豊川及び豊川放水路に氾濫発生情報が発表されたとき

一級河川 豊川放水路	警戒レベル3 高齢者等避難	豊川及び豊川放水路の氾濫警戒情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が避難 判断水位 9.10m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊川及び豊川放水路の氾濫危険情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が氾濫 危険水位 9.10m に達することが予想され、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①豊川及び豊川放水路の氾濫発生情報が発表され、放水路第一水位観測所の水位が氾濫 危険水位 9.10m に達することが予想され、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

【二級河川】

二級河川 柳生川	警戒レベル3 高齢者等避難	花田水位観測所の水位が避難判断水位 2.60m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、花田水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.50m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①花田水位観測所の水位が堤防高 4.10m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 梅田川	警戒レベル3 高齢者等避難	浜道水位観測所の水位が避難判断水位 3.05m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、浜道水位観測所の水位が氾濫危険水位 3.70m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①浜道水位観測所の水位が堤防高 4.40m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 佐奈川	警戒レベル3 高齢者等避難	佐土水位観測所の水位が避難判断水位 2.45m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、佐土水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.80m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①佐土水位観測所の水位が堤防高 4.03m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 音羽川	警戒レベル3 高齢者等避難	国府水位観測所の水位が避難判断水位 2.40m に達し、更に同観測所の水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①氾濫危険水位到達情報が発表され、国府水位観測所の水位が氾濫危険水位 2.70m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②河川管理施設の異常（堤防の決壊につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①国府水位観測所の水位が堤防高 3.57m に達し、更に同観測所の水位が上昇しているとき ②堤防の決壊・水があふれるのを確認 ③河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 紙田川	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①破堤・越水を確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

二級河川 境川（老津）	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認
	警戒レベル5 緊急安全確保	①破堤・越水を確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認

【その他】

その他の 一・二級 河川	河川名	豊川水系	間川、安川、馬越川、神田川、嵩山川、三輪川、朝倉川、内山川、江川
		柳生川水系	山中川、殿田川
		梅田川水系	内張川、西ノ川、浜田川、坪口川、落合川、精進川、境川（二川）、半尻川
	警戒レベル3 高齢者等避難	豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、水位が護岸天端に達し、更に水位の上昇が予想されるとき	
	警戒レベル4 避難指示	①豊橋市に大雨・洪水警報が発表され、堤防天端まで水位が上昇すると予想されるとき ②河川管理施設の異常（破堤につながるおそれのある漏水等）を確認	
	警戒レベル5 緊急安全確保	①堤防の決壊、水があふれるのを確認 ②河川管理施設の大規模な異常（堤防本体の亀裂、大規模な漏水等）を確認	

(3) 高潮災害

避難指示等は、以下の基準を参考に、今後の気象予測や沿岸部の巡視等からの報告を含めて総合的に判断して発令する。

区域名	三河湾沿岸部、豊川・柳生川・梅田川・佐奈川沿いの地域（支流含む）
警戒レベル3 高齢者等避難	① 高潮警報に切り替えられる可能性が高い注意報が発表されたとき（気象庁） ただし、明海町は、高潮注意報が発表され、越波のおそれがあると予想されるとき
警戒レベル4 避難指示	① 高潮警報が発表されたとき（気象庁） ② 地区の高潮防災施設からの越波・越流のおそれがあると予想されるとき
警戒レベル5 緊急安全確保	① 高潮氾濫発生情報が発表されたとき（愛知県） ② 地区の高潮防災施設からの越波・越流が発生したとき ③ 地区の高潮防災施設の損壊を確認したとき

(4) 土砂災害

避難指示等は、下段表の基準を参考に、①～④のいずれかに該当した場合、発令を検討する。

発令対象地域は、土砂災害に関するメッシュ情報の危険度表示区域に該当する土砂災害（特別）警戒区域に対し、今後の気象予測や土砂災害（特別）警戒区域の巡視等からの報告を含めて、総合的に判断して発令する。

警戒レベル3 高齢者等避難	①大雨警報（土砂災害）が発表され、かつ、土砂災害に関するメッシュ情報で「実況または予想で大雨警報の土壌雨量指数基準に到達（朱色表示）」する場合 ②大雨注意報が発表され、当該注意報の中で、夜間～翌日早朝に大雨警報（土砂災害）に切り替える可能性が高いと言及されている場合
警戒レベル4 避難指示	①土砂災害警戒情報が発表された場合 ②土砂災害に関するメッシュ情報で「予想で土砂災害警戒情報の基準に到達（紫色表示）」する場合 ③大雨警報（土砂災害）が発表されている状況で、記録的短時間大雨情報が発表された場合 ④土砂災害の前兆現象（湧き水・地下水の濁り、溪流の水量の変化等）が発見された場合
警戒レベル5 緊急安全確保	①土砂災害が発生した場合 ②山鳴り、流木の流出の発生が確認された場合

(5) 津波災害

【突発地震による津波災害】

津波は数センチの高さであっても、急で強い流れが生じ生命を驚かされる可能性があることから、気象庁から大津波警報・津波警報・津波注意報のいずれかが発表された場合は、危険な地域から一刻も早く津波浸水想定域から避難する必要がある。このことから、市から発令する避難情報は原則として避難指示のみとする。

情報区分	具体的な判断基準	
	伊勢・三河湾	愛知県外海
避難指示	①伊勢・三河湾に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合 ②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合	①愛知県外海に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合 ②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合
	*津波注意報が発表された場合は、海岸堤防の外側にいる者や河口付近にいる者に対し避難指示を発令するものとする。（対象世帯・人口0で発令）	*津波注意報・津波警報が発表された場合は、海岸にいる者に対し避難指示を発令するものとする。（対象世帯・人口0で発令）

【遠隔地震による津波災害】

遠隔地震の場合は、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される場合があるため、必要に応じて避難指示を発令するものとする。

情報区分	具体的な判断基準	
	伊勢・三河湾	愛知県外海
市民への情報提供	気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」を基に、津波に関する情報等を市民へ情報提供を行う。	
避難指示	①伊勢・三河湾に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合	①愛知県外海に津波注意報・津波警報・大津波警報が発表された場合
	②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合	②その他、著しく危険が切迫し緊急に避難を要する必要があると認められた場合
	*津波注意報が発表された場合は、海岸堤防の外側にいる者や河口付近にいる者に対し避難指示を発令するものとする。(対象世帯・人口0で発令)	*津波注意報・津波警報が発表された場合は、海岸にいる者に対し避難指示を発令するものとする。(対象世帯・人口0で発令)

【南海トラフ地震臨時情報発表時における避難判断】

避難指示等は、気象庁が発表する「南海トラフ地震臨時情報」に基づき、事前避難対象地域に対し避難指示を発令する。

情報区分	具体的な判断基準
市民への情報提供	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合
	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合
避難指示	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

XII 関係資料

1. 地震関係

(1) 地震現象

ア. 地震の発生

地震は地表付近から地下約 700km までの間に起こる自然現象であって、地下の物質の張り合いの状態が急激に破れて、蓄えられていた歪エネルギーが波動となって伝播する現象である。

地震による地面の振動を地震動、振動の伝播が地震波である。地震波は震源からの通信文であるから、それを読むことによって地震の特性を知ることができる。地震の起こり方として続発性（一つ起こると続いて起こる性質）、群発性、余震など特徴的である。震源における運動の特性なども知られるようになった。

イ. 地震の原因

地震がどうして起こるか、その原因については、まだ不明の点が多いが、今のところ次のような二通りの仮説がある。

(ア) 弾性反発説

地下のある部分に変形状態が進んで、強さの限界を超えたときに破壊が起こり、それと同時に、今まで付近に蓄えられていた歪エネルギーが地震波として放出される。

(イ) 岩しょう貫入説

地下にある岩しょうが急激に周囲の岩石に突入するために地震が起こる。

ウ. 震波の種類と伝わり方

地殻は非常に堅いゴムのような弾性体なので、このなかに地震が起こると、二つの種類の地震の波が伝わっていく。

(ア) 疎密波（P 波）

圧縮膨張を繰り返しながら伝わる。波の進む方向に振動、ねじれ波より早い（浅層では 5～6km/秒）ので、地表に先に着く。

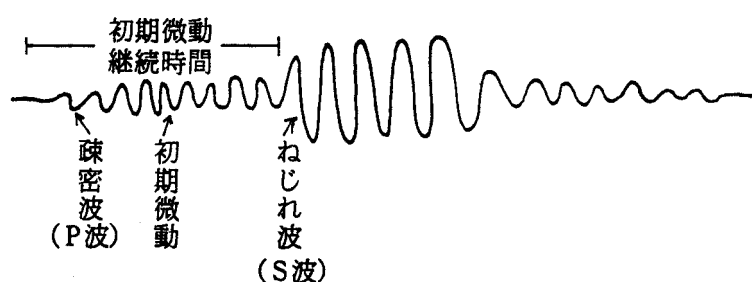
(イ) ねじれ波（S 波）

ねじれの状態が波になって進む。波の進む方向と直角に振動。疎密波より遅い（浅層では 3～4km/秒）ので、疎密波より遅れて地表に着く。

震源が地表に近いときには、水面に起こる波のように、地表面沿いに伝わっていく表面波と呼ばれる波も起こる。

震源から離れた所では普通、地震はガタガタと割合小さな振動で始まり、しばらくして、急にユサユサと大きな振動に変わる。始めの振動が疎密波（P 波）で、後の振動がねじれ波（S 波）である。始めの細かい振動を初期微動、またはその時間を初期微動継続時間という。初期微動継続時間が短ければ震源は近く、長ければ震源は遠い。

第1図 地震の波



- ・振動が急激にガタガタと突然におどろかされるようなものは震源が近い。
- ・振動がゆるやかでユサユサとするものは震源が遠い。
- ・急激にガタガタときて、間もなく静かになるものは小さい地震。

- ・急にガタガタときて、なかなか静まらないものは相当大きい地震。
- ・もっと大きいものは、いきなりドスンときて、驚く暇もなく、恐ろしいほど揺れだす。

エ. 気象庁震度階

気象庁震度階級表

震度階級	計測震度	震度階級	計測震度
0	0.5 未満	5 弱	4.5 以上 5.0 未満
1	0.5 以上 1.5 未満	5 強	5.0 以上 5.5 未満
2	1.5 以上 2.5 未満	6 弱	5.5 以上 6.0 未満
3	2.5 以上 3.5 未満	6 強	6.0 以上 6.5 未満
4	3.5. 以上 4.5 未満	7	6.5 以上

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の1回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5年程度で定期的な内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。		
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

オ. 地震の規模とエネルギー

地震の規模は地震波のエネルギーの量で表わされるが、マグニチュードといわれる。これは震央距離 100km におけるウッド・アンダーソン形の地震計（周期 0.8 秒、減衰定数 0.8、倍率 2,800 倍）の記録紙上の最大片振幅（単位は μ ）を常用対数で表わしたものと定義されている。例えば記録紙上の最大片振幅が 10cm である場合は $100,000 \mu$ であるから、この地震のマグニチュードは 5 であるという。

なお、別に震央距離 100km における気象庁の震度階の数をもそのまま用いて地震の規模を示す方式もある。この規模とマグニチュードとの間には一定の関係がある。地震のマグニチュードと地震のエネルギーとの間にも一定の関係がある。大・中・小の地震などのエネルギーは次のようになる。

名称	マグニチュード(M)	エネルギー(E)エルグ	波動の周期
大地震	$M \geq 7$	$E \geq 2 \times 10^{22}$	0.1 ～ 数秒
中地震			
小地震	$7 > M \geq 5$	$2 \times 10^{22} > E \geq 2 \times 10^{19}$	0.1 ～ 数秒
微小地震	$5 > M \geq 3$	$2 \times 10^{19} > E \geq 2 \times 10^{16}$	0.1 ～ 2 秒
極微小地震	$3 > M \geq 1$	$2 \times 10^{16} > E \geq 2 \times 10^{13}$	0.05 ～ 1 秒
	$1 > M$	$2 \times 10^{13} > E$	0.01 ～ 0.05 秒

カ.マグニチュード（M）と地震の程度

(ア) 地震の程度

マグニチュード(M)	地震の程度
8～9	第一級の大地震で日本付近では10年に1回発生。 内陸に起こると大被害となり、海底に起こると大津波が発生する。
7～8	かなりの大地震で、日本付近で1年に1回発生する。 内陸に起こると大被害を生ずることがあり、海底に起こると津波を伴う。
6～7	日本付近で1年に10回発生する。内陸で、とくに震源が浅いときに被害を生ずることがある。
4～6	日本付近で1年に100回発生するが、被害を生ずることはほとんどない。
3～4	震源地の近くで人体に感じることもある。
2以下	高倍率の地震計によって観測される。

(イ) 過去の大地震

マグニチュード(M)	過去の大地震
8～9	濃尾地震(8.0)(1891.10.28) 三陸沖地震(8.1)(1933.3.3) 南海地震(8.0)(1946.12.21) 十勝沖地震(8.2)(1952.3.4) 平成6年北海道東方沖地震(8.2)(1994.10.4) 平成23年東北地方太平洋沖地震(9.0)(2011.3.11) 平成27年小笠原諸島西方沖地震(8.1)(2015.5.30)
7～8	関東地震(7.9)(1923.9.1) 東南海地震(7.9)(1944.12.7) 福井地震(7.1)(1948.6.28) 新潟地震(7.5)(1964.6.16) 1978年伊豆大島近海地震(7.0)(1978.1.14) 1978年宮城県沖(7.4)(1978.6.12) 昭和58年日本海中部地震(7.7)(1983.5.26) 平成6年三陸はるか沖地震(7.6)(1994.12.28) 平成7年兵庫県南部地震(7.3)(1995.1.17) 平成12年鳥取県西部地震(7.3)(2000.10.6) 平成17年福岡県西方沖(7.0)(2005.3.20) 平成20年岩手・宮城内陸地震(7.2)(2008.6.14) 平成23年宮城県沖(7.2)(2011.4.7) 平成23年福島県浜通り(7.0)(2011.4.11) 平成28年熊本地震(7.3)(2016.4.14) 令和4年福島県沖(7.4)(2022.3.16) 令和6年能登半島地震(7.6)(2024.1.1)

マグニチュード(M)	過去の大地震
6～7	三河地震(6.8)(1945.1.13) 昭和59年長野県西部地震(6.8)(1984.9.14) 千葉県東方沖(6.7)(1987.12.17) 平成13年芸予地震(6.7)(2001.3.24) 平成16年新潟県中越地震(6.8)(2004.10.23) 平成19年能登半島地震(6.7)(2007.3.25) 平成20年岩手県沿岸北部(6.8)(2008.7.24) 平成21年駿河湾(6.5)(2009.8.11) 平成23年長野県・新潟県県境付近(6.7)(2011.3.12) 平成24年千葉県東方沖(6.1)(2012.3.14) 平成26年長野県神城断層地震(6.7)(2014.11.12) 平成28年浦河沖(6.7)(2016.1.14) 平成28年鳥取県中部(6.6)(2016.10.21) 平成28年茨城県北部(6.3)(2016.12.28) 平成30年島根県西部(6.1)(2018.4.9) 平成30年大阪府北部(6.1)(2018.6.18) 平成30年北海道胆振東部地震(6.7)(2018.9.16) 令和元年山形県沖地震(6.7)(2019.6.18)

キ. 前震と余震

震源の浅い比較的大きい地震では、多くの地震が連続して起こる。このうち、最大のものを本震あるいは主震といい、その前に起こるものを前震、後に起こるものを余震と呼んでいる。

余震は普通、本震よりも小さく、余震による被害の心配はあまりない。しかし、これはあくまで経験上の原則で、例外もある。

ク. 地震動と地盤

(ア) 地震動の直接作用による建物の破壊

地震波の周期が、家屋の固有周期に近くて、共振に近い現象をおこした場合に起こりやすい。

- ・家屋は一つの弾性的な物体とみられる。これを振動させると、その家は固有の周期で振動する。丈夫な家は周期が小さく、弱い家や木造2階建は周期が大きい。(ふつう何分の1秒という程度)
- ・固い地盤の所では、急激な小さい振動をする。(周期が小さい。)地盤の軟い所ではゆっくり大きく振動する。(周期が大きい。)
- ・関東大震災のとき堅い地盤の山手では土蔵の被害が大きく、軟い地盤の下町では木造家屋の被害が大きかった。

また、木造家屋の倒壊率は沖積層の下町のうちでも、層の厚さに比例して大きくなっている。このことは、福井地震(昭和23年)、新潟地震(昭和39年)等でも、軟弱地盤層に大被害が起きていることが立証されている。

(イ) 地震動の間接作用による建物の破壊

地震動によって、土が流動化したり、変動したりしたために、建物が不等沈下して被害を被る場合が非常に多い。新潟地震では、この現象が著しかった。

軟弱地盤では、不等沈下という現象で、間接的に震害が大きくなることを、新潟地震まで見落とされがちであったが、注意しなければならない。

新潟地震では、地震計の記録から加速度はそれほど大きくないことが分かったし、現場にいた人々の話でも、振動が激しかったという言葉は出ていない。むしろ、被害のほとんど無かった地区の方が振動の激しかったことを訴えている。

ケ. 地震の発生地域

(ア) 地震の時間的空間分布

大地震から微小地震までの種々の地震が全世界を通じて年間約 100 万回程度発生しているが、有感地震以上の地震では 1 年に約数 10 万回に達する。

日本では無感地震は年 4,000～7,000 回、有感地震は年 1,000～3,000 回程度であるが、破壊を伴った地震数は有史以来約 400 回ある。小規模の地震は非常に数が多いが、大地震の発生回数は少ない。その発生頻度は一定の法則に従っていることは注目される。

地震はどこでも万遍なく起こっているのではなく密集して起こっている。日本には北海道襟裳岬、三陸沖、関東地方、濃尾地方、紀淡海峡、豊後水道と 6 つの地震区がある。このように偏っているのはエネルギーを蓄えて吐き出す機構が他の地域と違っているためであろう。東北地方では地震は 40～50km より深いところに集中しており、また、面状に分布しているが、西南日本では地震は深さ 40～50km までに起こっており、それより深いところには、あまり起こっていない。そして、どちらかといえば線状に分布している。

破壊的な地震は一般に震源の深さは浅く、数 10km 以内のものが多いが、大きいマグニチュードをもった地震でも深い震源のものがある。

1906 年 1 月 21 日東京の南西に発した地震はマグニチュード $M=8.0$ で震源の深さが、340km であった。これは深発地震の最大な地震であった。深い地震では 1943 年 6 月 29 日フロレス海におこったのは世界最深の地震で、深さは 720km もあった。

(イ) 大地震の発生場所と中部地方の破壊的地震

日本の破壊地震は大体西南日本の太平洋側と東北日本の太平洋側に多い。ここはむしろ 200km 以上の最大有感半径をもつ稍顕著地震や 300km 以上の最大有感半径をもつ顕著地震などの地震の少ないところである。大地震は繰り返し同一地域に起こる特性がある。

我が国では 416～1961 年の間に、約 400 回の破壊地震があるが、そのうち、マグニチュード 7 以上の大地震は約 130 回ある。地震活動の盛んな時代と静かな時代とがあるが、1800 年代以降の統計では破壊的大地震は 1 年に 1 回の割合、マグニチュード 6 以上の大中地震は 1 年に 5 回の割合で起こっていることになる。

中部地方では、416～1961 年の間に破壊地震 179 回、大地震は 50 回発生しており、全国の約 4 割を占めている。また、浅発地震と同様に深さ 300km 以上にも及ぶ深発地震の発生地帯でもあり、他の地域と違って地震活動が盛んな地帯である。本地域の破壊地震活動にはⅠ期 700～1350 年、Ⅱ期 1350～1850 年、Ⅲ期 1850 年以降の 3 期がある。Ⅰ期からⅡ期へと地震活動が盛んになっている。Ⅰ期は 100

年に5～6回、Ⅱ期は100年に10～15回、Ⅲ期は100年に40～70回となっている。1924年以降の昭和時代では3年に1回の大地震、1年に1回の破壊地震がある割合である。

破壊地震には余震は多いが、余震は必ずその主震より小さい。大地震の震源地域分布は遠州灘沖合、紀伊半島東南部沖、三河地方、紀伊半島中部、奈良～琵琶湖地方、美濃～飛騨地方、福井地方、若狭湾西部地域、信濃川流域～佐渡沖、伊豆半島～武蔵地方で、これらの地域では今後も大地震の起こることが考えられる。

(2) 日本における主な被害地震

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
684. 11. 29 (天武 13. 10. 14)	8. 1/4	土佐、南海・ 東海・西海諸道	山崩れ、河湧き家屋社寺の破壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の舟多数沈没、土佐で田苑約 12 km ² 海中に沈む。
869. 7. 13 (貞観 11. 5. 26)	8. 3	三陸沿岸	城郭、門櫓、垣壁崩れ、倒壊するもの無数。津波が多賀城下を襲い、溺死約 1,000 人、流光昼の如く隠映するという。
887. 8. 26 (仁和 3. 7. 30)	8. 0～ 8. 5	五畿七道	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数。津波襲来し、摂津で被害最大、余震が 8 月末まで続く。
1096. 12. 17 (嘉保 3. 11. 24)	8. 0～ 8. 5	畿内・東海道	東大寺の巨鐘落ち、諸寺に被害。京都大極殿破損。勢多橋落ちる。余震多く、津波、伊勢、駿河を襲い、駿河で社寺民家流失 400 余。
1361. 8. 3 (正平 16. 6. 24)	8. 1/4 ～8. 5	畿内・土佐・阿波	山城、摂津より紀州熊野に至る諸堂で倒壊破損多い。津波被害は摂津、土佐、阿波で多く、阿波雪湊で流失 1700 戸、流死 60 人余、余震多数。
1498. 9. 20 (明応 7. 8. 25)	8. 2 ～8. 5	東海道全般	(6 月 11 日に京都、三河、熊野で強震を感じたが被害記録はない。) 紀伊から房総に至る海岸と甲斐で振動強く、津波が、紀伊から房総に至る海岸を襲い、伊勢大湊で流失 1 千戸、溺死 5 千人、静岡県志太郡地方で流死 2 万 6 千人、伊勢志摩で溺死 1 万人。浜名湖が海に通じた。
1605. 2. 3 (慶長 9. 12. 16)	7. 9	東海、南海、 西海諸道	淡路島、安坂村、千光寺で諸堂倒れ仏像が飛び散る。津波は、犬吠崎より九州に至り、八丈島で死 57 人、三崎で溺死 153 人、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流失し、死多く、紀州西岸広村で 1,700 戸中、700 戸流失。阿波穴喰で波高 2 丈、死 1,500 人余、土佐甲ノ浦で死 350 人余、浜崎 50 人余、室戸岬付近で 400 人余などほぼ同時に二つの地震がおこったとする考えと、東海沖の一つの地震とする考えがある。
1611. 12. 2 (慶長 16. 10. 28)	8. 1	三陸及び 北海道東岸	三陸地方で強震。震害軽いが津波の被害大、伊達領内で死 1,783 人。南部、津軽で人馬死 3 千余。三陸地方で家屋流失多く、北海道東部でも溺死者多い。
1662. 6. 16 (寛文 2. 5. 1)	7. 1/4 ～7. 6	山城、大和、河内、 和泉、摂津、丹後、 若狭、近江、美濃、 伊勢、駿河、三河、 信濃	比良岳付近の被害大。唐崎で田畑 85 町湖中に没し、壊家 1,570 人。大溝、彦根で壊家各 1 千余。滋賀榎村死 300 人、所川村で死 260 人余。京都で町屋倒壊 1 千、死 200 人余。諸所の城破損。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1703. 12. 31 (元禄 16. 11. 23)	7. 9～ 8. 2	江戸、関東諸国	元禄地震。武蔵、相模、安房、上総で震度大。小田原領で出火し壊家 8 千以上、死 2, 300 以上、江戸、鎌倉などでも大きな被害。津波は下田から犬吠岬の沿岸を襲い死者数千。1923 年関東地震に似た相模トラフ沿いの巨大地震と考えられる。
1707. 10. 28 (宝永 4. 10. 4)	8. 6	五畿七道	宝永地震。わが国最大級の地震の一つ、全体で少なくとも死 2 万、潰家 6 万、流失家 2 万、震害は東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく、津波が紀伊半島から九州までの太平洋沿岸や瀬戸内海を襲った。津波の被害は土佐が最大。室戸・串本・御前岬で 1～2m 隆起し、高知市中西部の地約 20 km ² が最大 2m 沈下した。遠州灘沖及び紀伊半島沖で二つの巨大地震が同時におこったとも考えられる。
1847. 5. 8 (弘化 4. 3. 24)	7. 4	信濃北部及び 越後西部	善光寺地震。被害範囲は高田から松本、上田に至る地域で、特に水内・更級両郡の被害が最大。松代領で潰家 9, 550、死 2, 695、飯山領で潰家 1, 977、死 586、善光寺領で潰家 2, 285、死 2, 486 など。山地で山崩れが多く松代領では 4 万箇所以上、虚空蔵山が崩れ、犀川が 4 月 13 日に決壊して流失家屋 810、流死 100 余。
1854. 7. 9 (安政 1. 6. 15)	7. 1/4	伊賀、伊勢、大和 及び隣国	12 日頃から前震があった。上野付近で潰家 2 千余、死約 600、奈良で潰家 400 以上、死 300 余など、全体で死者は 1, 500 以上。被害範囲が広く、断層を生じ最大 1. 5m 沈下
1854. 12. 23 (安政 1. 11. 4)	8. 4	東海、東山、 南海、諸道	安政東海地震。被害は関東から近畿に及び、特に沼津から伊勢湾にかけての海岸が大きい。津波が房総から土佐までの沿岸を襲い、被害をさらに拡大。この地震による居宅の潰・焼失は約 3 万軒、死者は 2 千～3 千人と推定される。沿岸では著しい地殻変動があり。地殻変動や津波の解析から、震源域が駿河湾深くまで入り込んでいた可能性が指摘されている。発生から 100 年以上経過しており、次の東海地震の発生が心配されている。
1854. 12. 24 (安政 1. 11. 5)	8. 4	畿内、東海、 東山、北陸、 南海、山陰、 山陽道	安政南海地震。安政東海地震の 32 時間後に発生、近畿付近では二つの地震の被害をはっきりと区別できない。被害地域は中部から九州に及ぶ。津波が大きく波高は串本で 15m、久礼で 16m、種崎で 11m など、地震と津波の被害の区別が困難。死者数千。室戸・紀伊半島は南上りの傾動を示し、室戸・串本で約 1m 隆起、甲浦・加太で約 1m 沈下。
1855. 11. 11 (安政 2. 10. 2)	7. 0～ 7. 1	江戸及び付近	江戸地震。下町で特に被害甚大。地震後 30 余ヶ所から出火、焼失面積は 2. 2 km ² 。江戸町方の被害は、潰れ焼失 1 万 4 千余、死 4 千余、瓦版が多数発行された。
1858. 4. 9 (安政 5. 2. 26)	7. 0～ 7. 1	飛騨、越前、 越中、加賀	飛騨北部、越中で被害甚大、飛騨で潰家 319、死 203。山崩れも多く、常願寺川の上流が堰止められ、後に決壊して流出及び潰家 1, 600 余、溺死 140 の被害。跡津川断層の運動（右横ずれ）によると考えられる。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1872. 3. 14 (明治 5. 2. 6)	7. 1	石見、出雲	浜田地震。1 週間ほど前から鳴動、当日にも前震あり。全体で全潰約 5,000、死 600 以上、特に石見東部で被害が多数。海岸沿いに数尺の隆起・沈隆が見られ、小津波あり。
1891. 10. 28 (明治 24)	8. 0	岐阜、愛知	濃尾地震。仙台以南で地震を感じた。建物全壊 142,177、半壊 80,184、死 7,273 人、山崩れ 1 万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥（みどり）で、上下に 6m、水平に 2m ずれた。1892 年 1 月 3 日、9 月 7 日、1894 年 1 月 10 日の余震で家屋破損などの被害あり。
1894. 10. 22 (明治 27)	7. 0	庄内平野	庄内地震。庄内平野全域で地盤の亀裂、陥没など多数。酒田では大火災発生。全壊 3,858 戸、半壊 2,397、死者 739。
1896. 6. 15 (明治 29)	8. 1/4	三陸沖	明治三陸地震津波。震害なし。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者 22,072 人、家屋流失全半壊 1 万以上、船の被害約 7000。波高は、吉浜 24.4m、綾里 38.2m、田老 14.6m など。津波は、ハワイ、カリフォルニアに達した。
1896. 8. 31 (明治 29)	7. 2	秋田、岩手県境	陸羽地震。秋田県仙北部、平鹿郡、岩手県西和賀郡、稗貫郡で被害大。全壊 5,792、死 209 人、川舟断層、千屋断層を生じた。
1923. 9. 1 (大正 12)	7. 9	関東南部	関東大震災。東京で観測した最大振幅 14~20 cm。地震後の火災により被害が増大。死 99,331 人、行方不明 43,476 人、家屋全壊 128,266、半壊 126,233、焼失 447,128。山崩れ、がけ崩れ多数。房総方面（木更津 32 cm、北条 157 cm）、神奈川南部（大磯 182 cm、藤沢 75 cm）は隆起し、東京付近以西神奈川北方は沈下した。相模湾では、小田原―布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が襲来し、波高は熱海で 12m、相浜で 9.3m など。
1924. 1. 15 (大正 13)	7. 3	丹沢山塊	東京、神奈川、山梨、静岡各県に被害があり、死 19 人、家屋全壊 1,200 余。特に神奈川県中南部に被害が著しかった。
1925. 5. 23 (大正 14)	6. 8	但馬北部	北但馬地震。円山川流域で被害多く、死 428、家屋全壊 1,295、焼失 2,180。河口付近に長さ 1.6 km、西落ちの小断層二つを生じた。葛野川の河口が陥没して海となる。
1927. 3. 7 (昭和 2)	7. 3	京都府北西部	北丹後地震。被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死 2,925 人、家屋全壊 12,584、焼失 3,711。郷村断層（長さ 18 km、水平ずれ最大 2.7m）と、それに直交する。山田断層（長さ 7 km）を生じた。
1930. 11. 26 (昭和 5)	7. 3	伊豆北部	北伊豆地震。2~5 月以東地震群。11 日より前震あり、余震多数。死 272 人、家屋全壊 2,165、山崩れ、がけ崩れが多く、丹那断層（長さ 35 km、横ずれ最大 2~3m）と直交する姫之湯断層を生じた。
1933. 3. 3 (昭和 8)	8. 1	三陸沖	三陸地震津波。震害は少ない。津波が太平洋岸を襲い三陸沿岸で被害は甚大。死・不明 3,064 人、家屋流失 4,034、倒壊 1,817、浸水 4,018。波高は綾里湾 28.7m にも達した。日本海溝付近で発生した巨大な正断層型地震と考えられる。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1943. 9. 10 (昭和 18)	7. 2	鳥取市付近	鳥取地震。死 1,083 人、家屋全壊 7,485、半壊 6,158、鹿野断層（長さ 8 km、横ずれ最大 150 cm）、吉岡断層（長さ 4.5 km）を生じた。地割れ、地変多数。
1944. 12. 7 (昭和 19)	7. 9	東海道沖	東南海地震。静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県で合計死 998 人、住家全壊 26,130、半壊 46,950、流失 3,059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸 6～8m、遠州灘沿岸で 1～2m。紀伊半島東岸で 30～40 cm。地盤沈降。
1945. 1. 13 (昭和 20)	6. 8	愛知県南部	三河地震。規模の割に被害甚大で、死 1,961 人、住家全壊 5,539、半壊 11,706、非住家全壊 6,603、深溝断層（途中で直角に折り曲げ、延長 9km、上下ずれ最大 2m）を生じた。津波は蒲郡で波高 1m。
1946. 12. 21 (昭和 21)	8. 0	東海道沖	南海地震。被害は、中部以西日本各地にわたり、死者 1,330 人、行方不明 102、家屋全壊 11,591、半壊 23,487、流失 1,451、浸水 33,093、焼失 2,598、船舶破損流失 2,991。津波は静岡から九州の海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で 4～6m に達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示した。
1948. 6. 28 (昭和 23)	7. 1	福井平野	福井地震。被害は福井平野及びその付近に限られ、死 3,769 人、家屋倒壊 36,184、半壊 11,816、焼失 3,851。南北に地割れの連続としての断層（延長約 25km）が生じた。
1952. 3. 4 (昭和 27)	8. 2	十勝沖	十勝沖地震。被害は北海道南部、東北地方北部で、津波は関東地方に及ぶ。波高は厚岸湾 3～4m、八戸 2m。死 28 人、不明 5 人、家屋全壊 815、半壊 1,324、流失 91。
1953. 11. 26 (昭和 28)	7. 4	房総半島沖	房総沖地震。道路亀裂（伊豆諸島）、発電所鉄管亀裂（八丈島）など。関東沿岸に小津波、銚子付近で最大 2～3m。
1960. 5. 23 (昭和 35)	8. 5	チリ沖	チリ地震津波。24 日 2 時頃から津波が日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸 5～6m、その他で 3～4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死 122 人、行方不明 20 人、家屋全壊 1,500 余、半壊 2,000 余。
1964. 6. 16 (昭和 39)	7. 5	新潟県沖	新潟地震。新潟県、秋田県、山形県で被害発生、死 26 人、家屋全壊 1,960、半壊 6,640、浸水 15,298、船舶、道路の被害が多い。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しい。津波が日本海沿岸一帯を襲い、波高は新潟県沿岸で 4m 以上。粟島が約 1m 隆起した。
1968. 5. 16 (昭和 43)	7. 9	青森県東方沖	1968 年十勝沖地震。青森を中心に北海道南部、東北地方に被害、死 52 人、傷 330 人、建物全壊 673、半壊 3,004。青森県下で道路損壊多く、津波あり、三陸沿岸 3～5m、襟裳岬 3m。浸水 529、船舶流出沈没 127、コンクリート造建築の被害が目立つ。
1973. 6. 17 (昭和 48)	7. 4	根室半島南東沖	1973 年 6 月 17 日根室半島沖地震。根室・釧路地方に被害。全体で傷 26 人、家屋全壊 2 人、一部破損 1。小津波あり。波高は根室で約 1.5m、浸水 275、船舶流出沈没 10。また 6 月 24 日の規模 7.1 の余震で傷 1 人、家屋一部破損 2、小津波あり。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1974. 5. 9 (昭和 49)	6. 9	伊豆半島南端	1974 年伊豆半島沖地震。伊豆半島南端に被害。死・不明 38、傷 102、家屋全壊 134、半壊 240、全焼 5、御前崎などに小津波。
1978. 1. 14 (昭和 53)	7. 0	伊豆大島近海	1978 年伊豆大島近海地震。死 25、傷 211、家屋全壊 96、同半壊 616、道路損壊 1, 141、がけ崩れ 191。前震が活発で、当日午前、気象庁から地震情報が出されていた。伊豆半島で被害が大きくて、翌 15 日の最大余震 (M5. 8) でも伊豆半島西部にかなりの被害が出た。
1978. 6. 12 (昭和 53)	7. 4	宮城県沖	1978 年宮城県沖地震。被害は宮城県に多く、全体で死 28、傷 1, 325、建物全壊 1, 183、同半壊 5, 574、道路損壊 888、山・がけ崩れ 529。新興開発地に被害が集中。
1982. 3. 21 (昭和 57)	7. 1	浦河沖	昭和 57 年浦河沖地震。被害は浦河・静内に集中し、札幌等でも微少被害あり。傷 167、建物全壊 9、同半壊 16、一部破損 174、鉄軌道被害 45、小津波あり。
1983. 5. 26 (昭和 58)	7. 7	秋田県沖	昭和 58 年日本海中部地震。被害は秋田県で最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。死者は 104 (うち津波により 100)、傷 163 (同 104)、建物全壊 934、同半壊 2, 115、流失 52、一部破損 3, 258、船沈没 225、流失 451、破損 1, 187。津波は早い所では、津波警報発令以前に沿岸に到達した。石川、京都、島根といった遠方の府県でも津波により被害が発生した。
1984. 9. 14 (昭和 59)	6. 8	長野県西部	昭和 59 年長野県西部地震。王滝村で被害甚大。死 29、傷 10、建物全壊・流失 14、同半壊 73、一部破損 565、道路損壊 258。死者及び建物流失は、主に王滝川、濁沢川などの流域に発生した大規模な崖崩れと土石流による。
1987. 12. 17 (昭和 62)	6. 7	千葉県東方沖	千葉県東方沖地震。千葉県を中心に被害があり、死 2、傷 138、建物全壊 10、一部破損 6 万余のほか、道路などの被害多数。
1993. 1. 15 (平成 5)	7. 8	釧路沖	平成 5 年釧路沖地震。国内では 11 年ぶりの震度 6 を釧路で記録。死 1、傷 928、建物や道路の被害もあった。北海道の下に沈み込む太平洋プレートの内部で発生した深さ 100 km の地震で、この型の地震としては例外的に規模が大きかった。
1993. 7. 12 (平成 5)	7. 8	北海道南西沖	平成 5 年北海道南西沖地震。地震に加えて津波による被害が大きく、死 202、不明 29、傷 323。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態、夜 10 時すぎの闇のなかで多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは青苗の市街地で 10m を越えた。
1994. 10. 4 (平成 6)	8. 2	北海道東方沖	平成 6 年北海道東方沖地震。北海道東部を中心に被害があり、傷 437、住家全半壊 409。津波は花咲で 173 cm。震源に近い択捉島では死・不明 10 など、地震と津波で大きな被害。
1994. 12. 28 (平成 6)	7. 6	三陸はるか沖	平成 6 年三陸はるか沖地震。震度 6 の八戸を中心に被害。死 3、傷 788、住家全半壊 501。道路や港湾の被害もあった。弱い津波あり。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
1995. 1. 17 (平成 7)	7. 3	兵庫県南部 阪神・淡路	平成 7 年兵庫県南部地震 (阪神淡路大震災)。活断層の活動による直下型地震。神戸、洲本で震度 6 だったが、現地調査により淡路島の一部から神戸市、宝塚市にかけて震度 7 の地域のあることが明らかになった。多くの木造家屋、コンクリートの建物のほか、高速道路、新幹線を含む鉄道路線なども崩壊した。被害は、死者 6,434 人、傷者 43,792 人、住家全半壊 24 万 9 千余棟、火災 285 件など。早朝であったため、死者の多くは家屋の倒壊と火災による。
2000. 10. 6 (平成 12)	7. 3	鳥取県西部	平成 12 年鳥取県西部地震 境港市と日野町で震度 6 強を記録し、強い揺れが西日本一帯の広範囲に及んだ。被害は、傷者 182 人、住家全半壊 3,536 棟など。地震の規模と揺れの割に被害が比較的少なかったのは、震源域一帯が固い地盤が多かった等の見方がある。
2001. 3. 24 (平成 13)	6. 7	安芸灘	平成 13 年芸予地震。沈み込んだフィリピン海プレート内部の破壊により発生。広島県河内町、大崎町、熊野町で震度 6 弱を記録。死者 2 人、傷者 288 人、住家全半壊 844 棟など。
2003. 7. 26 (平成 15)	6. 4	宮城県北部	平成 15 年宮城県北部地震。内陸部の活断層が数回に分けて崩壊したことにより発生。一回目宮城県鳴瀬町、矢本町で震度 6 弱を記録。二回目宮城県鳴瀬町、南郷町、矢本町で震度 6 強を記録。三回目宮城県河南町で震度 6 弱を記録。傷者 677 人、住家全半壊 5,085 棟、火災 3 件など。
2003. 9. 26 (平成 15)	8. 0	釧路沖	平成 15 年十勝沖地震。北西―南東方向に圧縮軸を持つ逆断層型で、太平洋プレートと陸のプレートの境界で発生。厚岸町尾幌、浦河町潮見などで震度 6 弱を記録。死者 1 人、不明者 1 人、傷者 849 人、住家全半壊 484 棟、原油タンク炎上など火災 4 件。
2004. 10. 23 (平成 16)	6. 8	新潟県中越地方	平成 16 年新潟県中越地震。北西―南東圧縮の逆断層型。新潟県川口町で震度 7 を記録。崖崩れ、山崩れが多発、天然のダムも出現。死者 68 人、傷者 4,805 人、住家全半壊 16,985 棟など。
2005. 3. 20 (平成 17)	7. 0	福岡県西方沖	平成 17 年福岡県西方沖地震。福岡市北西約 40 キロ沖を震源とする地震。福岡市中央区、東区及び前原市で震度 6 弱を記録。死者 1 人、傷者 1,204 人、住家全半壊 497 棟など。
2007. 3. 25 (平成 19)	6. 9	能登半島沖	平成 19 年能登半島地震。北西―南東圧縮の逆断層型。石川県能登、七尾市、輪島市、穴水町で震度 6 強を観測。死者 1 人、傷者 356 人、住家全半壊 2,426 棟など。
2007. 7. 16 (平成 19)	6. 8	新潟県上中越沖	平成 19 年新潟県中越沖地震。新潟市南西約 60 キロを震源とする直下型 (逆断層型) 地震。長岡市、柏崎市、刈羽村、長野県飯綱町で震度 6 強を記録。死者 15 人、負傷者 2,346 人、住家全壊 1,331 棟など。

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
2008. 6. 14 (平成 20)	7. 2	岩手県内陸南部	平成 20 年岩手・宮城内陸地震。仙台市北 90 キロを震源とする直下型（逆断層型）地震。岩手県奥州市、宮城県栗原市で震度 6 強を記録。死者 17 人、行方不明 6 人、負傷者 426 人など。同じ規模の地震と比較して、建物被害が少なく土砂災害が多いことが挙げられる。
2008. 7. 24 (平成 20)	6. 8	岩手県沿岸北部	「平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震」 岩手県沿岸北部で発生した直下型（正断層型）地震。岩手県野田村、青森県八戸市、五戸町、階上町で震度 6 弱を記録。死者 1 人、負傷者 211 人など。
2009. 8. 11 (平成 21)	6. 5	駿河湾	静岡県伊豆市、焼津市、牧之原市、御前崎市で震度 6 弱を記録。死者 1 人、負傷者 319 人、住家半壊 6 棟、住家一部破損 8,672 棟、東名高速道路路肩崩落など。
2011. 3. 11 (平成 23)	9. 0	三陸沖	「平成 23 年(2011 年)東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」 宮城県栗原市で震度 7、宮城県、福島県、茨城県、栃木県で震度 6 強など広い範囲で強い揺れを観測し、津波により甚大な被害が発生。死者 16,278 人、行方不明者 2,994 人、負傷者 6,179 人、住家全壊 129,198 棟、住家半壊 254,238 棟、住家一部破損 715,192 棟（平成 24 年 4 月 1 日現在）。また、東京電力福島第一原子力発電所から放射性物質が漏れ、汚染が広がった。
2011. 3. 12 (平成 23)	6. 7	長野県・ 新潟県県境付近	長野県北部を震源とする逆断層型地震。長野県栄村で震度 6 強、新潟県十日町市、津南町で震度 6 弱を観測。死者 3 人、負傷者 57 人、住家全壊 73 棟、住家半壊 427 棟など。
2011. 4. 7 (平成 23)	7. 2	宮城県沖	東北地方太平洋沖地震の余震と考えられる。宮城県沖（牡鹿半島の東、約 40 キロ）を震源とする逆断層型地震。宮城県栗原市、仙台市宮城野区で震度 6 強、岩手県大船渡市、釜石市、矢巾町、一関市など 21 市区町村で震度 6 弱を観測。死者 4 人、負傷者 296 人など。
2011. 4. 11 (平成 23)	7. 0	福島県浜通り	東北地方太平洋沖地震の余震と考えられる。福島県浜通り（いわきの西南西、約 30 キロ）を震源とする正断層型地震。福島県中島村、古殿町、いわき市、茨城県鉾田市で震度 6 弱、福島県白河市、須賀川市、鏡石町、天栄村など 17 市区町村で震度 5 強を観測。死者 4 人、負傷者 10 人など。
2011. 6. 30 (平成 23)	5. 4	長野県中部	長野県中部を震源とする横ずれ断層型地震。長野県松本市で震度 5 強を観測。死者 1 人、負傷者 17 人、住家半壊 24 棟、住家一部損壊 6,117 棟（平成 24 年 3 月 1 日現在）など。
2016. 4. 14 (平成 28)	最 大 7. 4	熊本県熊本地方	「平成 28 年(2016 年)熊本地震」 死者 207 人、負傷者 2,728 人、住家全壊 8,425 棟、同半壊 33,287 棟、同一部損壊 150,463 棟。震度 7 が連続して発生した観測史上初の地震。被害は熊本県と大分県を中心とした 7 県に及んだ（平成 29 年 2 月 27 日現在）

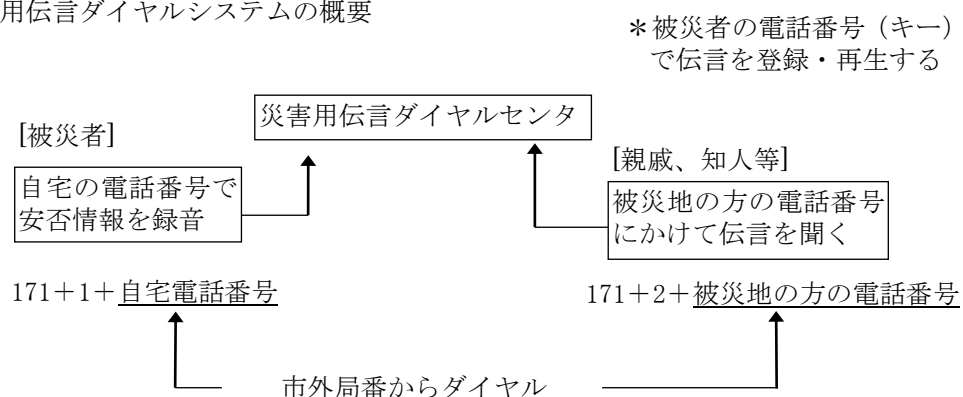
年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
2018. 6. 18 (平成 30)	6. 1	大阪府北部	死者 6 名 負傷者 462 名 住家全壊 21 棟 住家半壊 454 棟 住家一部破損 56,873 棟など (平成 31 年 1 月 28 日現在)
2018. 9. 6 (平成 30)	6. 7	胆振地方中東部	「平成 30 年北海道胆振東部地震」 死者 42 名 負傷者 762 名 住家全壊 462 棟 住家半壊 1,570 棟 住家一部破損 12,600 棟など (平成 31 年 1 月 28 日現在)
2019. 6. 18 (令和元)	6. 7	山形県沖	負傷者 41 名 住家半壊 36 棟 住家一部破損 1245 棟など
2019. 8. 4 (令和元)	6. 4	福島県沖	負傷者 1 人 住家一部破損 1 棟など
2020. 3. 13 (令和 2)	5. 5	石川県能登地方	負傷者 2 人
2020. 6. 25 (令和 2)	6. 1	千葉県東方沖	負傷者 2 人 住家一部破損 5 棟など
2020. 9. 4 (令和 2)	5. 0	福井県嶺北	負傷者 13 人
2020. 9. 12 (令和 2)	6. 2	宮城県沖	負傷者 1 人 (被害は宮城県による)
2020. 12. 21 (令和 2)	6. 5	青森県東方沖	負傷者 1 人
2021. 2. 13 (令和 3)	7. 3	福島県沖	死者 1 人、負傷者 187 人 住家全壊 69 棟、住家半壊 729 棟、住家一部破損 19758 棟など
2021. 3. 20 (令和 3)	6. 9	宮城県沖	負傷者 11 人 住家一部破損 2 棟など
2021. 5. 1 (令和 3)	6. 8	宮城県沖	負傷者 4 人
2021. 10. 6 (令和 3)	5. 9	岩手県沖	負傷者 3 人 住家一部破損 1 棟
2021. 10. 7 (令和 3)	5. 9	千葉県北西部	負傷者 49 人 建物火災 1 件など
2021. 12. 3 (令和 3)	5. 4	紀伊水道	負傷者 5 人 住家一部破損 2 棟
2022. 1. 22 (令和 4)	6. 6	日向灘	負傷者 13 人 住家一部破損 1 棟
2022. 3. 16 (令和 4)	7. 4	福島県沖	死者 4 名、負傷者 247 名 住家全壊 217 棟、住家半壊 4,556 棟、住家一部損壊 52,162 棟な ど
2022. 3. 19 2022. 3. 20 (令和 4)	5. 0 5. 4	石川県能登地方	負傷者 7 名 住家一部損壊 62 棟

年月日 (日本暦)	マグニ チュード (M)	地域	被害の概要
2022. 11. 9 (令和 4)	4. 9	茨城県南部	負傷者 1 名
2023. 5. 5 (令和 5)	5. 9	能登半島沖	死者 1 名負傷者 52 名 住家全壊 40 棟、住家半壊 313 棟、住家一部損壊 3, 073 棟など (令和 6 年 3 月 6 日現在)
	6. 5		
2023. 5. 11 (令和 5)	5. 2	千葉県南部	負傷者 8 名 住家一部損壊 77 棟など (令和 6 年 3 月 6 日現在)
2023. 6. 11 (令和 5)	6. 2	苫小牧沖	負傷者 1 名 (令和 5 年 6 月 19 日現在)
2024. 1. 1 (令和 6)	7. 6	石川県能登地方	死者 241 名、負傷者 1, 299 名 家全壊 8, 789 棟、住家半壊 18, 813 棟、住家一部損壊 83, 154 棟 など。津波 80cm を観測。(令和 6 年 3 月 22 日現在)

地方防災行政の現況（総務省消防庁）及び気象庁 HP「被害地震資料」等より抜粋、修正

2. 通信関係

NTT 災害用伝言ダイヤルシステムの概要



項目	内容
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地の方の加入電話、ISDN、ひかり電話番号、携帯電話、IP 電話の電話番号を登録番号として利用する。電話番号は市外局番から入力。
利用可能電話	NTT の加入電話、ISDN、公衆電話、ひかり電話（電話サービス）、特設公衆電話、携帯電話。
伝言蓄積数	1 電話番号当たり 1～20 伝言
伝言録音時間	1 伝言 30 秒以内
伝言の保存期間	提供終了まで
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	NTT 東日本または NTT 西日本の電話から伝言の録音・再生をする場合の通話料は無料。他通信業者からの通話料は各通信業者に問い合わせ。
暗証番号付き伝言	4 桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）

3. 通報連絡先

(1) 防災関係機関

(防災危機管理課)

名称	所在地	電話番号	摘要
愛知県防災安全局防災部災害対策課	名古屋市中区三の丸 1-2	052-961-2111	
愛知県東三河総局	八町通五丁目 4	54-5111	防災安全課
愛知県東三河建設事務所	今橋町 6	52-1311	維持管理課
愛知県東三河農林水産事務所	八町通五丁目 4	54-5111	総務課
愛知県三河港務所	神野ふ頭町 3-9	31-4155	蒲郡出張所 0533-69-5381
愛知県東三河水道事務所	東小鷹野二丁目 9-1	61-2836	
愛知県豊橋警察署	八町通三丁目 8	54-0110	警備課
国土交通省中部地方整備局 三河港湾事務所	神野ふ頭町 1-1	32-3251	
第四管区海上保安本部 名古屋海上保安部三河海上保安署	神野ふ頭町 3-11	34-0118	
郵便局株式会社豊橋郵便局	神明町 106	52-2101	
国土交通省中部地方整備局 豊橋河川事務所	中野町字平西 1-6	48-2111	豊川流域治水出張所 52-8098
陸上自衛隊豊川駐とん地 (陸上自衛隊第 10 師団第 10 高射特科大隊)	豊川市穂ノ原 1-1	0533-86-3151	
航空自衛隊小牧基地 (第 1 輸送航空隊防衛部)	小牧市春日寺 1-1	0568-76-2191	
名古屋地方気象台 (防災グループ)	名古屋市長種区日和町 2-18	052-751-5124	
西日本電信電話株式会社 東海支店 (災害対策室)	名古屋市中区大須 4-9-60	052-291-3226	
日本赤十字社愛知県支部	名古屋市中区白壁 1-50	052-971-1591	愛知県豊橋赤十字血液 センター 32-1331
日本放送協会名古屋放送局	名古屋市中区東桜 1-13-3	052-952-7000	
国土交通省名古屋国道事務所	名古屋市長種区鍵田町 2-30	052-853-7320	
国土交通省名古屋国道事務所 東三河維持出張所	牛川町字下モ田 29-1 豊橋市上下水道局 5 階	53-0321	
独立行政法人水資源機構 豊川用水総合事業部	今橋町 8	54-6501	豊橋支所 (万場調整池) 23-2223
東海旅客鉄道株式会社豊橋駅	花田町字西宿無番地	- (※1)	
日本通運株式会社豊橋支店	駅前大通三丁目 50	55-0202	
中部電力パワーグリッド株式会社 豊橋支社	神明町 89	54-9753	
サーラエナジー株式会社豊橋供給センター	神野新田町字テノ割 1	32-5511	
豊橋陸運協会	花田町字石塚 42-1	53-7211	
豊橋鉄道株式会社	駅前大通一丁目 46-1 豊鉄ターミナルビル 5 階	53-2131	
豊橋市医師会	中野町字中原 100-3	45-4911	
豊橋市歯科医師会	中野町字中原 100-5	26-8300	

※1 非公表のため非常時は豊橋市防災危機管理課までお問合せください。

(2) 市関係部局

(市役所・消防署所等)

図面対象番号	名称	所在地	電話番号	摘要
1	豊橋市災害対策本部	今橋町 1	51-2055	
	豊橋市防災危機管理課		51-3116	
	豊橋市消防団		51-3111	消防本部総務課 消防グループ
	豊橋市教育委員会		51-2805	
2	豊橋市中消防署	東松山町 23	52-0119	
3	〃 東分署	中岩田二丁目 7-4	61-0119	
4	〃 前芝出張所	日色野町字新切 46-1	31-0119	
5	〃 石巻出張所	石巻本町字野添 136	88-0119	
6	豊橋市南消防署	曙町字南松原 118	46-0119	
7	〃 西分署	東脇一丁目 1-8	33-0119	
8	〃 二川出張所	二川町字道賢田 46-3	41-0119	
9	〃 大清水出張所	大清水町字姫田 51	26-0119	
10	豊橋市上下水道局	牛川町字下モ田 29-1	51-2702	
11	豊橋市保健所	中野町字中原 100	39-9111	
12	豊橋市民病院	青竹町字八間西 50	33-6111	

[対照図面：図 3, 4]

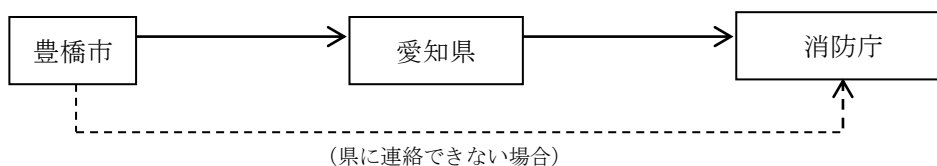
(3) 農業協同組合等

(農業支援課、農業企画課)

非常通信連絡先		所在地	電話番号	摘要
豊橋農業協同組合	第一事業所	細谷町井ノ上 117-1	21-3143	
	第二事業所	伊古部町字東荒子 183-1	21-2835	
	第三事業所	老津町字西高縄 51	23-3671	
	第四事業所	野依町字南丸山 317-1	25-3731	
	第五事業所	牟呂町字東明治川添 89	32-9959	
	第六事業所	石巻本町字太夫橋 1-2	88-4455	
豊橋温室園芸農業協同組合		高洲町字小島 103-1	31-6371	
愛知県酪農農業協同組合豊橋支所		南大清水町字元町 464	25-2326	
豊橋市養鶏農業協同組合		つつじが丘三丁目 4-1	61-3185	
豊橋養鵪農業協同組合		西幸町字浜池 131	48-0113	
豊橋市茶業農業協同組合		上野町字新上野 23	45-4973	
豊橋養鰻漁業協同組合		東脇四丁目 23-1	31-5156	
豊橋北部土地改良区		石巻町字出口 47	88-4502	
二川土地改良区		三弥町字三ツ家 3-6	41-0519	
豊橋開拓土地改良区		北山町字東浦 6-2	45-1893	
高豊土地改良区		伊古部町字多岸田 304	21-2040	
豊橋南部土地改良区		老津町字岩塚 118	23-0251	
神野新田土地改良区		神野新田町字会所前 66	45-7476	
豊橋西部土地改良区		神野新田町字ユノ割 35	31-5197	
豊橋北西部土地改良区		前芝町字北堤 38-3 杢野方	34-1404	
豊川総合用水土地改良区		今橋町 8	54-8278	
松原用水土地改良区		豊川市行明町大井後 93	0533-86-0220	
牟呂用水土地改良区		新城市一畝田字西浦 7-2	0536-26-0016	

(4) 県及び消防庁への連絡先

(防災危機管理課)



< 県への連絡先 >

県の体制	平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
	東三河総局防災安全課内			東三河方面本部災害対策センター室	
NTT	0532-35-6118 内線 226～227			0532-54-5111	
NTT (FAX)	0532-54-5582			0532-54-5582	
防災行政無線	610-2-226～227			610-1372 (総括班) 610-1373～1374 (情報班) 610-1375 (総務班) 610-1376 (支援班) 610-1377 (緊急物資チーム)	
防災行政無線 (FAX)	610-1150～1151			610-1152	
E-mail	higashimikawa@pref.aichi.lg.jp				
防災 web mail	higashimikawa-jimusho@bousai.pref.aichi.jp				

防災行政無線で市から発信する場合は、発信番号(8)を初めにつけること

県の体制	平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
	本庁舎 2 階防災安全局防災部内			自治センター6 階災害情報センター	
勤務 時間 内	NTT	052-951-3800 (災害対策課) 052-951-1382 (消防保安課) 052-961-2111 (代表) 内線 2512 (災害) 内線 2512 (特殊災害) 内線 2522 (火災) 内線 2523 (危険物) 内線 2548 (救急・救助) (直通) 052-954-6193 (災害・特殊災害) 052-954-6141 (救急・救助) 052-654-6144 (火災・危険物)		052-971-7104 (広報部 広報班) 052-971-7105 (総括部 総括班) 052-961-2111 (代表) 内線 5302～5304 (総括部総括班) 内線 5306～5307 (総括部渉外班) 内線 5314～5316 (総括部復旧班) 内線 5308～5310 (広報部広報班) 内線 5311～5312 (情報部整理班) 内線 5313～5316 (情報部部局・公共機関班) 内線 5317～5319 (情報部方面班) 内線 5328 (情報部調査班) 内線 5323～5324 (運用部庶務班) 内線 5325～5327 (運用部運用班) 内線 5328 (運用部財務会計班)	
勤務 時間 外	NTT(FAX)	052-954-6912 (2 階災害対策課内 (災害・特殊災害)) 052-954-6922 (6 階災害対策課通信グループ) 052-954-6944 (1 階消防保安課内 (救急・救助)) 052-954-6913 (2 階消防保安課内 (火災・危険物))		052-971-7103 052-971-7106 052-973-4107	

県の体制		平常時	第 1 非常配備	第 2 非常配備 (準備体制)	第 2 非常配備 (警戒体制)	第 3 非常配備
		本庁舎 2 階防災安全局防災部内			自治センター6 階災害情報センター	
勤務 時間 内	防災行政 無線	600-2512 (2 階災害対策課内) 600-2512 (災害) 600-2512 (特殊災害) 600-2549 (火災) 600-2548 (危険物) 600-2523 (救急・救助)			600-1360～1362 (総括部総括班) 600-1363 (総括部渉外班) 600-1367 (総括部復旧班) 600-1364 (広報部広報班) 600-1365 (情報部部局・公共機関班) 600-1366 (情報部方面班) 600-1368 (情報部調査班) 600-1321 (県警連絡員) 600-1324 (自衛隊連絡員)	
	防災行政 無線(FAX)	600-1510			600-1514	
勤務 時間 外	NTT	052-954-6844 (宿日直室)			上記勤務時間内の欄に同じ	
	NTT(FAX)	052-954-6995 (宿日直室)			同上	
	防災行政 無線	600-5250～5253 (宿日直室)			同上	
	防災行政 無線(FAX)	600-4695 (宿日直室)			同上	
E-mail		saigaitaisaku@pref.aichi.lg.jp			Aichi-saitaihonbu21@lion.ocn.ne.jp	
防災 web mail		kensaitai@bousai.pref.aichi.jp(高度情報通信ネットワークメニュー「防災 web メール」参照)				

< 消防庁への連絡先 >

区分	NTT 回線	消防防災無線	地域衛星通信ネットワーク
平日(祝日・年末年始を除く) (9:00～17:00) 消防庁防災課応急対策室	03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)	92-90-43410, 43411 92-90-49033 (FAX)	9-048-500-90-43xxx (43xxx の下 3 桁は衛星電話 番号簿を参照) 9-048-500-90-49033 (FAX)
夜間・休日時 消防庁宿直室	03-5253-7777 03-5253-7553 (FAX)	92-90-49102 92-90-49036 (FAX)	9-048-500-90-49102 9-048-500-90-49036 (FAX)